

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 炉心損傷時に発生する水素への対応</p> <p>大飯発電所3、4号機は、水素濃度制御設備としてPAR及びイグナイタの両者を原子炉格納容器内に設置し、著しい炉心損傷時の原子炉格納容器内水素濃度の効果的な低減を図ることとしている。</p> <p>イグナイタについては、炉心損傷時に発生する水素は原子炉格納容器内で均一に混合するというこれまでの実証試験や解析の結果等を踏まえて、水素が放出される位置とその後の通過経路を推定して設置し、発生した水素を確実に処理することとしている。（表2）</p> <p>しかしながら、仮にこれらイグナイタによっても処理できず、原子炉格納容器ドーム部に流入し、頂部付近に滞留もしくは成層化した水素に対しても早期段階から確実に処理できるよう、今回、さらなる安全性の向上を目的にイグナイタを原子炉格納容器ドーム部頂部付近に2個（うち予備1個）を追加設置する。追加設置に伴う施工方法ならびにイグナイタ着火の熱影響については別紙2,3を参照。</p>	<p>b. 炉心損傷時に発生する水素への対応</p> <p>泊3号炉は、水素濃度制御設備としてPAR及びイグナイタの両者を原子炉格納容器内に設置し、著しい炉心損傷時の原子炉格納容器内水素濃度の効果的な低減を図ることとしている。</p> <p>イグナイタについては、炉心損傷時に発生する水素は原子炉格納容器内で均一に混合するというこれまでの実証試験や解析の結果等も踏まえて、水素が放出される位置とその後の通過経路を推定して設置し、発生した水素を確実に処理することとしている（表2）。</p> <p>しかしながら、仮にこれらイグナイタによっても処理できず、原子炉格納容器ドーム部に流入し頂部付近に滞留もしくは成層化した水素に対しても早期段階から確実に処理できるよう、今回、さらなる安全性の向上を目的にイグナイタを原子炉格納容器ドーム部頂部付近に2個（うち1個予備）追加設置する。追加設置に伴う施工方法及びイグナイタ着火の熱影響については別紙2,3を参照。</p>	
<p>c. イグナイタの追加設置による効果について</p> <p>原子炉格納容器内の水素成層化の可能性に対応するため、原子炉格納容器ドーム部の頂部付近に2個（うち予備1個）のイグナイタを追加設置する。</p> <p>具体的な設置位置は、格納容器スプレーリングの配管サポートを利用して設置する。原子炉格納容器ドーム部の最も高い位置から少し低い位置に設置する。（図3）</p> <p>イグナイタはウェット水素濃度^{※3}8vol%以下で水素を燃焼させる性能を有しており、一般的に水素燃焼時の火炎伝播は、水素濃度が約4vol%から6vol%では上方伝播のみ、約6vol%～8vol%で上方と水平方向に伝播、約8vol%以上で下方伝播が起きる。</p> <p>水素の成層化が生じる状況において水素成層の位置及び厚さには不確かさがあると考えるが、原子炉格納容器上部ドーム部に水素成層化が生じたとしても、イグナイタを最頂部から少し低い位置に設置することで、ウェット水素濃度8vol%以下の低い水素濃度での着火による火炎の上方伝播により成層化した水素を処理できるものと考えられる。</p>	<p>c. イグナイタの追加設置による効果について</p> <p>原子炉格納容器内の水素成層化の可能性に対応するため、原子炉格納容器ドーム部頂部付近に2個（うち1個予備）のイグナイタを追加設置する。</p> <p>具体的な設置位置は、格納容器スプレーリングの配管サポートを利用して設置する。原子炉格納容器ドーム部の最も高い位置から少し低い位置に設置する。（図3）</p> <p>イグナイタはウェット水素濃度8vol%以下で水素を燃焼させる性能を有しており^{※3}、一般的に水素の火炎伝播は、水素濃度が約4vol%から可燃領域に入り、約4vol%から6vol%では火炎は上方伝播のみ、約6vol%から8vol%では上方と水平方向に伝播、約8vol%以上で下方伝播が起きる。</p> <p>水素の成層化が生じる状況において水素成層の位置及び厚さには不確かさがあると考えるが、原子炉格納容器上部ドーム部に水素成層化が生じたとしても、イグナイタを原子炉格納容器ドーム部の最頂部から少し低い位置に設置することで、ウェット水素濃度8vol%以下の低い水素濃度での着火による火炎の上方伝播により成層化した水素を処理できるものと考えられる。</p>	記載表現の相違

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>※イグナイタの着火性能について イグナイタについては、着火要求条件を満足していることの確認のため、試験を行い着火要求条件を満足することを確認している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火要求条件</th><th>試験結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水蒸気濃度：0～55vol% 流速：0.3～5m/s 電圧：AC120V（ヒータ容量 556W） 水素濃度：8vol%（ウェット）以下</td><td>イグナイタの着火において過酷な下記の条件において、水素濃度 6.6vol%（ウェット）以上で着火を確認 <試験条件> 水蒸気濃度：55vol% 流速：5m/s（注） 電圧：AC120V</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 着火性能試験におけるガス流速について 原子炉格納容器内の蒸気等の主たる駆動源は、原子炉からの蒸気流出となる。これが最も厳しくなる事故シーケンスは、原子炉冷却材パウンダリを構成する配管の破断が発生する「大破断LOCA+ECCS注入失敗」事象であり、主配管破断口からの蒸気流出が厳しい速度条件となる。 4ループプラントの平均ガス流速（時間平均）の最大値は、2.3m/secである。流速が早いほうが着火しにくいため、本試験では、より保守的にガス流速を5m/secとしている。</p>	着火要求条件	試験結果	水蒸気濃度：0～55vol% 流速：0.3～5m/s 電圧：AC120V（ヒータ容量 556W） 水素濃度：8vol%（ウェット）以下	イグナイタの着火において過酷な下記の条件において、水素濃度 6.6vol%（ウェット）以上で着火を確認 <試験条件> 水蒸気濃度：55vol% 流速：5m/s（注） 電圧：AC120V	<p>※3 イグナイタの着火性能について イグナイタについては、着火要求条件を満足していることの確認のため、試験を行い着火要求条件を満足していることを確認している（表2）。</p> <p>表2 イグナイタの着火性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火要求条件</th><th>試験結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水蒸気濃度：0～55vol% 流速：0.3～5 m/s 電圧：AC120V（ヒータ容量 556W） 水素濃度：8vol%（ウェット）以下</td><td>イグナイタの着火において過酷な下記の条件において、水素濃度 6.6vol%（ウェット）以上で着火を確認 <試験条件> 水蒸気濃度：55vol% 流速：5 m/s 電圧：AC120V</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 着火性能試験におけるガス流速について 原子炉格納容器内の蒸気等の主たる駆動源は、原子炉からの蒸気流出となる。これが最も厳しくなる事故シーケンスは、原子炉冷却材パウンダリを構成する配管の破断が発生する「大破断LOCA+ECCS注入失敗」事象であり、主配管破断口からの蒸気流出が厳しい速度条件となる。 4ループプラントの平均ガス流速（時間平均）の最大値は、2.3m/secである。流速が早いほうが着火しにくいため、本試験では、より保守的にガス流速を5m/secとしている。</p>	着火要求条件	試験結果	水蒸気濃度：0～55vol% 流速：0.3～5 m/s 電圧：AC120V（ヒータ容量 556W） 水素濃度：8vol%（ウェット）以下	イグナイタの着火において過酷な下記の条件において、水素濃度 6.6vol%（ウェット）以上で着火を確認 <試験条件> 水蒸気濃度：55vol% 流速：5 m/s 電圧：AC120V	
着火要求条件	試験結果									
水蒸気濃度：0～55vol% 流速：0.3～5m/s 電圧：AC120V（ヒータ容量 556W） 水素濃度：8vol%（ウェット）以下	イグナイタの着火において過酷な下記の条件において、水素濃度 6.6vol%（ウェット）以上で着火を確認 <試験条件> 水蒸気濃度：55vol% 流速：5m/s（注） 電圧：AC120V									
着火要求条件	試験結果									
水蒸気濃度：0～55vol% 流速：0.3～5 m/s 電圧：AC120V（ヒータ容量 556W） 水素濃度：8vol%（ウェット）以下	イグナイタの着火において過酷な下記の条件において、水素濃度 6.6vol%（ウェット）以上で着火を確認 <試験条件> 水蒸気濃度：55vol% 流速：5 m/s 電圧：AC120V									

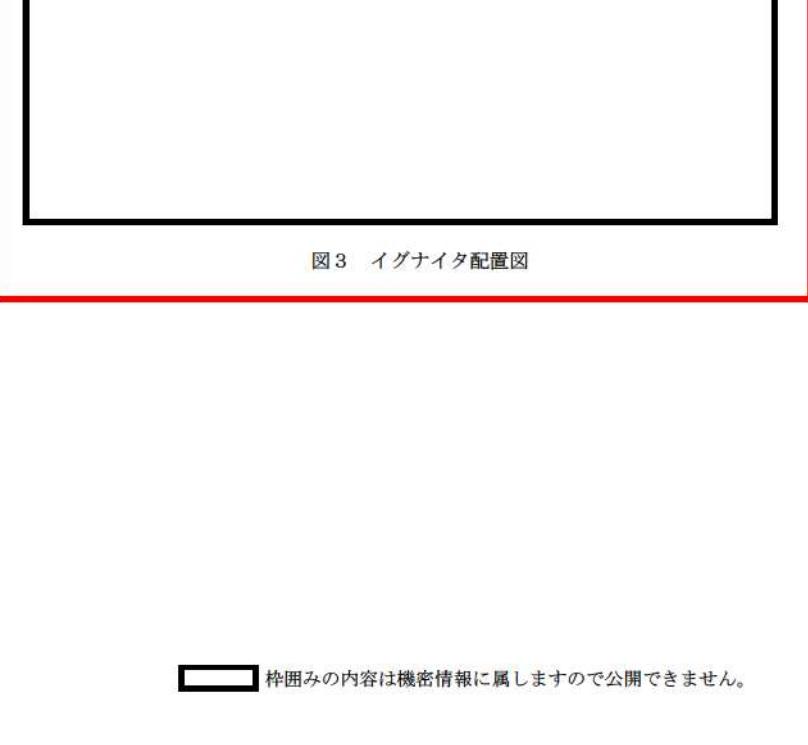
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉				泊発電所3号炉			相違理由			
表2 イグナイタの設置場所と水素放出の想定				表3 イグナイタの設置場所と水素放出の想定						
イグナイタ設置場所	水素放出等の想定			設置個数	水素放出等の想定		設置個数			
	放出*	隣接部 又は 通過経路*	想定事項		放出 ^{※4}	隣接部 又は 通過経路 ^{※4}				
加圧器逃がしタンク近傍	○		加圧器逃がしタンクラブチャー ディスクからの水素放出	1						
ループ基礎室外周部		○	加圧器逃がしタンク近傍からの 水素の流入	3						
加圧器室	○		加圧器室内の破断口からの水素 放出	1						
加圧器室外上部		○	加圧器室からの水素の流入 上部ドーム部への万一の水素蓄 積	1						
各ループ室	○		RCS配管の破断口からの水素放 出	4						
炉内核計装シンプル配管室 入口扉近傍	○	○	炉内核計装シンプル配管室入口 扉からの水素放出 加圧器逃がしタンク近傍からの 水素の流入	1						
炉内核計装装置の シールテーブル近傍	○		炉内核計装コンジット床面貫通 部からの水素放出	1						
格納容器ドーム部の頂部付近	仮に格納容器ドーム部頂部に水素が滞留もしくは成層化 することを想定			2*						
※：「放出」については重大事故等の事象発生直後に水素が発生すると想定される箇所を示し、「隣接部 又は通過経路」については水素発生以降時間が経過した後に水素が拡散すると想定される箇所を示す。										
＊：2個のうち1個予備										
表3 イグナイタの設置場所と水素放出の想定										
イグナイタ設置場所	水素放出等の想定			設置個数	水素放出等の想定		設置個数			
	放出 ^{※4}	隣接部 又は 通過経路 ^{※4}	想定事項		放出 ^{※4}	隣接部 又は 通過経路 ^{※4}				
加圧器逃がしタンク近傍	○		加圧器逃がしタンクラブチャー ディスクからの水素放出	1						
ループ基礎室及びループ 基礎室外周部		○	加圧器逃がしタンク近傍からの 水素の流入	3						
加圧器室	○		加圧器室内の破断口からの水素 放出	1						
加圧器室外上部		○	加圧器室からの水素の流入 上部ドーム部への万一の水素蓄 積	1						
各ループ室	○		RCS配管の破断口からの水素放 出	3						
炉内核計装シンプル配管 室入口扉近傍	○	○	炉内核計装シンプル配管室入口 扉からの水素放出 加圧器逃がしタンク近傍からの 水素の流入	1						
炉内核計装シンプル配管 の原子炉格納容器一般部 から炉内核計装シンプル 配管室への床貫通近傍		○	炉内核計装コンジット床面貫通 部からの水素放出	1						
原子炉格納容器ドーム部 の頂部付近	仮に格納容器ドーム部頂部に水素が滞留もしくは成層化 することを想定			2 ^{※5}						
※ 4：「放出」については重大事故等の事象発生直後に水素が発生すると想定される箇所を示し、「隣 接部又は通過経路」については水素発生以降時間が経過した後に水素が拡散すると想定される箇 所を示す。										
※ 5 2個のうち1個予備										
記載表現の相違										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

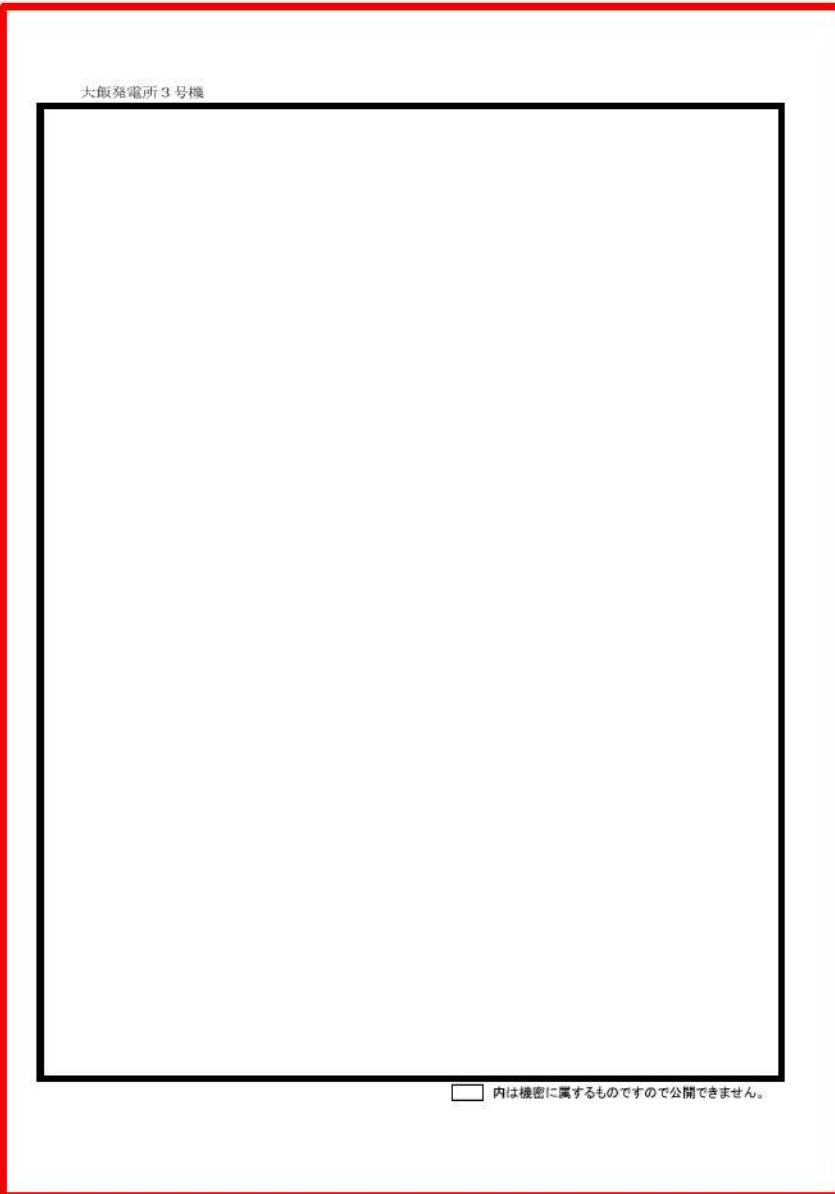
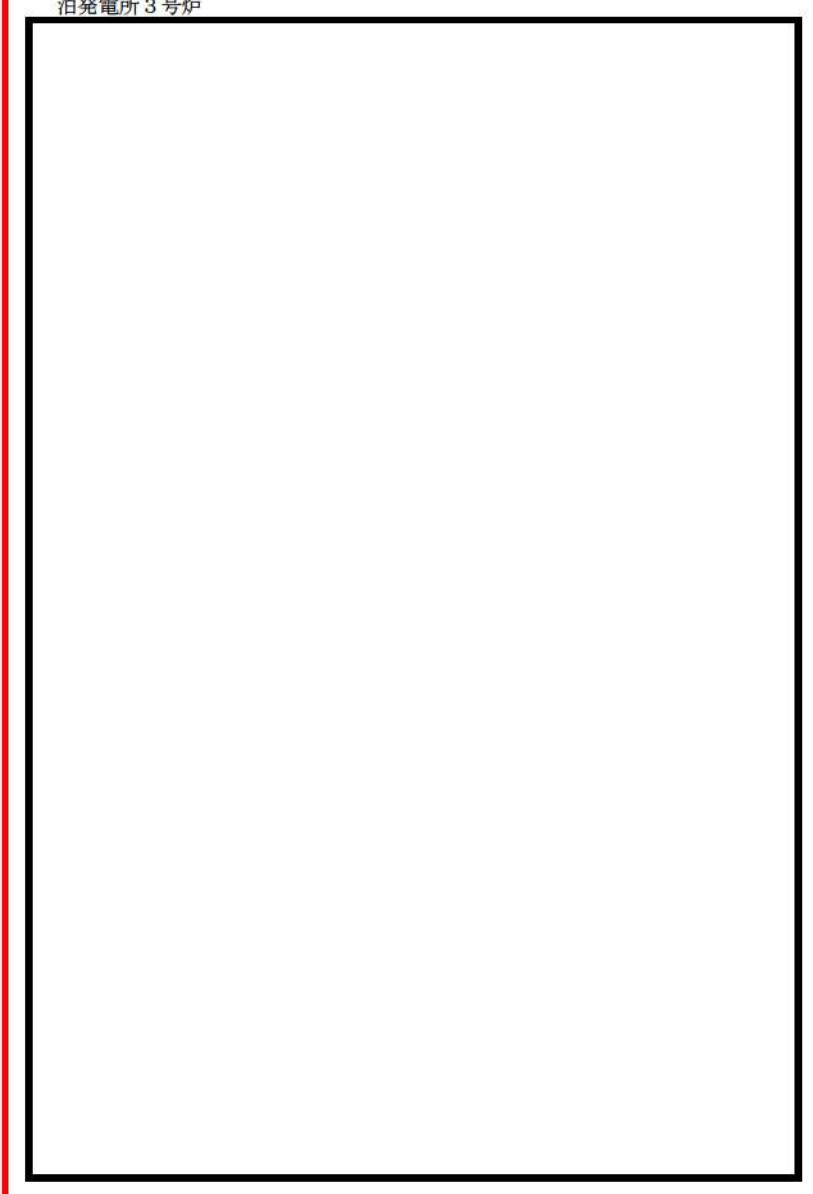
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図3 イグナイタ配置図	 図3 イグナイタ配置図	<u>設計の相違</u> <ul style="list-style-type: none"> 各イグナイタ設置位置の細部相違はあるが、CV内の水素拡散挙動を考慮した設置の考え方は同じである。
 □ 内は機密に属するもので公開できません。	 □ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

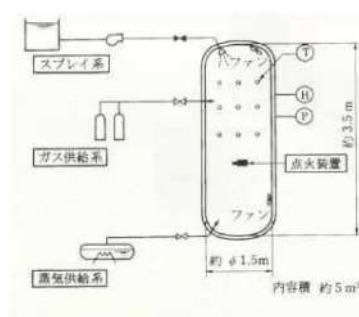
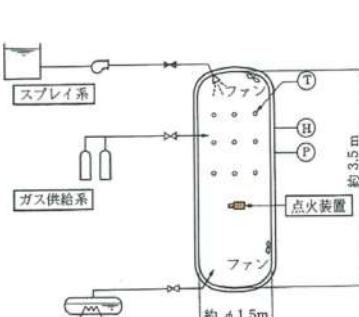
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3号機</p>  <p>□ 内は機密に属するもので公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>□ 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各^イナ^イ設置位置の細部相違はあるが、CV内の水素拡散挙動を考慮した設置の考え方は同じである。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 計器・機器への影響を考慮した配置</p> <p>イグナイタによる水素燃焼による悪影響がないよう、重大事故等の対処に重要な計器や再循環ユニット（ダクト）等から離隔距離をとった位置に設置するようにしている。</p> <p>具体的には、NUPECでのイグナイタによる水素燃焼試験※1での燃焼影響範囲に余裕を考慮しイグナイタの上方には重要な計器等がないようにし、イグナイタ側方に3m以上、下方には1m以上の離隔距離をとるよう配慮している。（図6）</p> <p>*1: NUPECの小規模燃焼試験において、水素濃度7%でのイグナイタによる火炎面伝播影響範囲として、上方と側方0.3m（下方には火炎伝播なし）が確認されている。（図4、図5）適用するイグナイタについては、メーカにおける着火性能試験により水蒸気濃度55%等の着火しにくい条件においても水素濃度7%以下で燃焼させることができることを確認しているので、上記の影響範囲に余裕を考慮した配置設計としている。</p> <p>（参考文献）</p> <ul style="list-style-type: none"> 財團法人 原子力発電技術機構 平成4年度 溶接部等熱影響部信頼性実証試験（原子炉格納容器）に関する報告書  <p>図4 NUPEC 小規模燃焼試験装置</p>	<p>(3) 計器・機器への影響を考慮した配置</p> <p>イグナイタによる水素燃焼による悪影響がないよう、重大事故等の対処に重要な計器や再循環ユニット（ダクト）等から離隔距離をとった位置に設置するようにしている。念のため、これら以外の重大事故等の対処に必要な計器についても、イグナイタから離隔距離を確保するよう配慮している。</p> <p>具体的には、NUPECでのイグナイタによる水素燃焼試験※6での燃焼影響範囲に余裕を考慮しイグナイタの上方には重要な計器等がないようにし、イグナイタ側方に3m以上、下方には1m以上の離隔距離をとるよう配慮している。（図6）</p> <p>※6 NUPECの小規模燃焼試験において、水素濃度7vol%でのイグナイタによる火炎面伝播影響範囲として、上方と側方0.3m（下方には火炎伝播なし）が確認されている。（図4、図5）適用するイグナイタについては、メーカにおける着火性能試験により水蒸気濃度55vol%等の着火しにくい条件においても水素濃度7vol%以下で燃焼させることができることを確認しているので、上記の影響範囲に余裕を考慮した範囲設計としている。</p> <p>（参考文献）</p> <ul style="list-style-type: none"> 財團法人 原子力発電技術機構 平成4年度 溶接部等熱影響部信頼性実証試験（原子炉格納容器）に関する報告書  <p>図4 試験装置</p>	<p>記載方針の相違 ・イグナイタ燃焼影響範囲から機能期待する計装計器も離隔するよう配置していることを示した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

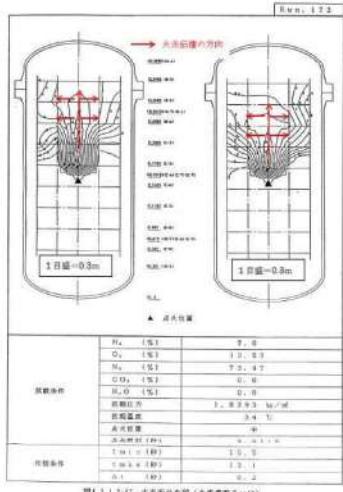
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
 <p>図5 NUPEC 小規模燃焼試験結果 水素濃度7%での火炎伝播挙動</p> <table border="1" data-bbox="431 651 774 809"> <thead> <tr> <th>試験条件</th> <th>H₂ (%)</th> <th>O₂ (%)</th> <th>N₂ (%)</th> <th>CO₂ (%)</th> <th>H₂O (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期条件</td> <td>7</td> <td>1.9</td> <td>5.3</td> <td>4.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>初期圧力</td> <td>1.0293 kg/cm²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期温度</td> <td>34.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点火位置</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点火時間</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期条件</td> <td>7</td> <td>1.9</td> <td>5.3</td> <td>4.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>初期圧力</td> <td>1.0293 kg/cm²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期温度</td> <td>34.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点火位置</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点火時間</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期条件</td> <td>7</td> <td>1.9</td> <td>5.3</td> <td>4.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>初期圧力</td> <td>1.0293 kg/cm²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期温度</td> <td>34.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点火位置</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点火時間</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>図1.1.1-17 火炎伝播範囲（水素濃度7%+1%）</p>	試験条件	H ₂ (%)	O ₂ (%)	N ₂ (%)	CO ₂ (%)	H ₂ O (%)	初期条件	7	1.9	5.3	4.7	0	初期圧力	1.0293 kg/cm ²					初期温度	34.7					点火位置	4					点火時間	0.0					初期条件	7	1.9	5.3	4.7	0	初期圧力	1.0293 kg/cm ²					初期温度	34.7					点火位置	4					点火時間	0.0					初期条件	7	1.9	5.3	4.7	0	初期圧力	1.0293 kg/cm ²					初期温度	34.7					点火位置	4					点火時間	0.0				
試験条件	H ₂ (%)	O ₂ (%)	N ₂ (%)	CO ₂ (%)	H ₂ O (%)																																																																																											
初期条件	7	1.9	5.3	4.7	0																																																																																											
初期圧力	1.0293 kg/cm ²																																																																																															
初期温度	34.7																																																																																															
点火位置	4																																																																																															
点火時間	0.0																																																																																															
初期条件	7	1.9	5.3	4.7	0																																																																																											
初期圧力	1.0293 kg/cm ²																																																																																															
初期温度	34.7																																																																																															
点火位置	4																																																																																															
点火時間	0.0																																																																																															
初期条件	7	1.9	5.3	4.7	0																																																																																											
初期圧力	1.0293 kg/cm ²																																																																																															
初期温度	34.7																																																																																															
点火位置	4																																																																																															
点火時間	0.0																																																																																															

図5 NUPEC 小規模燃焼試験結果
水素濃度 7vol%での火炎伝播挙動

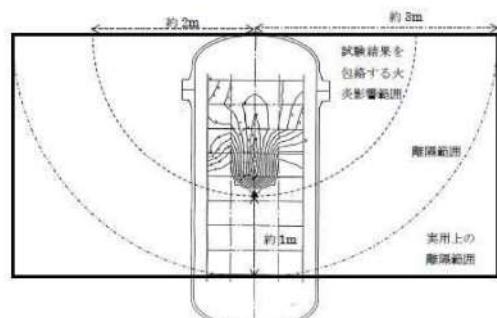


図6 イグナイタによる火炎影響範囲と離隔範囲の設定
(イグナイタ設置工事において設定)

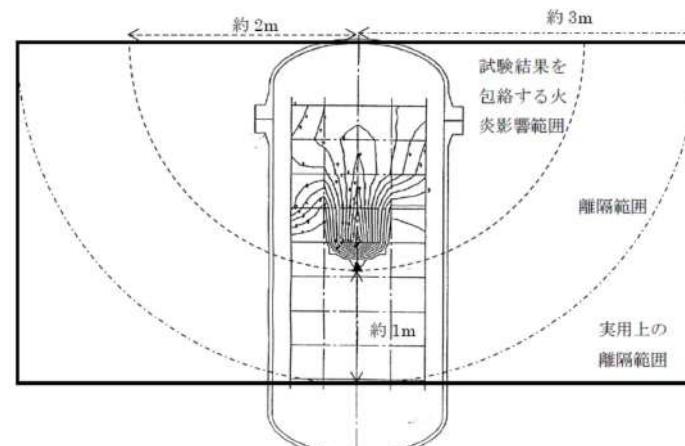


図6 イグナイタによる火炎影響範囲と離隔範囲の設定
(イグナイタ設置工事において設定)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

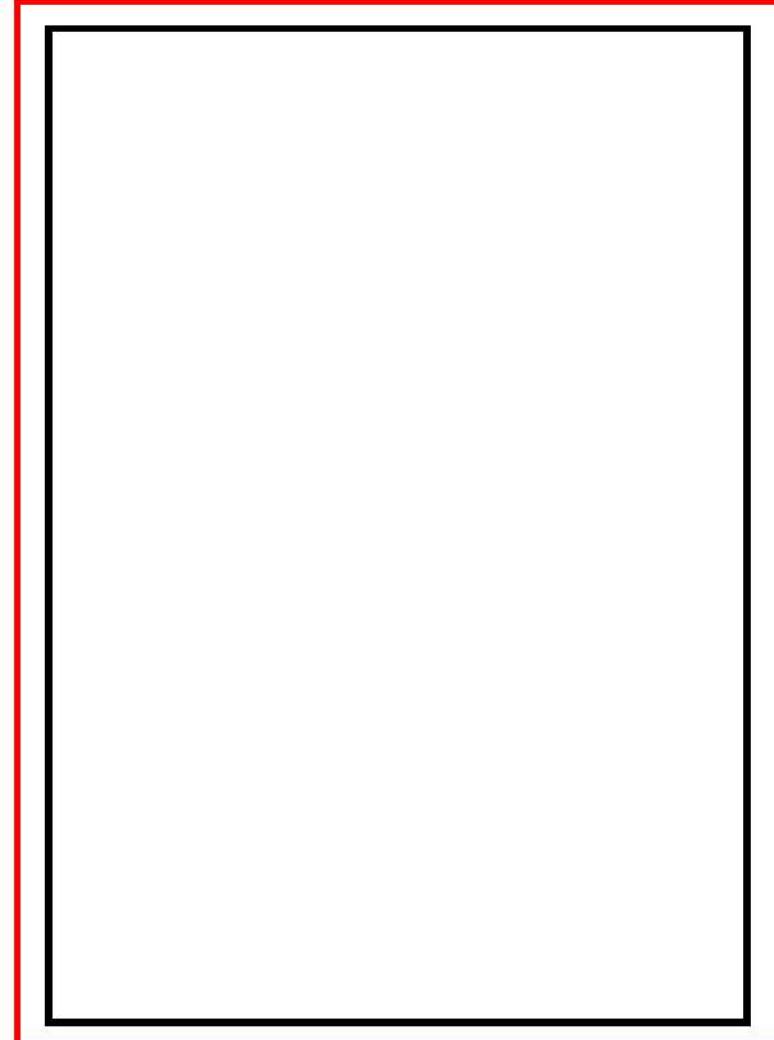
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p><u>設計の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ケーナル設置位置の細部相違はあるが、ケーナルの燃焼影響を考慮した設置の考え方は同じである。

図7 大飯発電所3号機の離隔範囲と重要機器の配置図 (17.6M) (1/4)

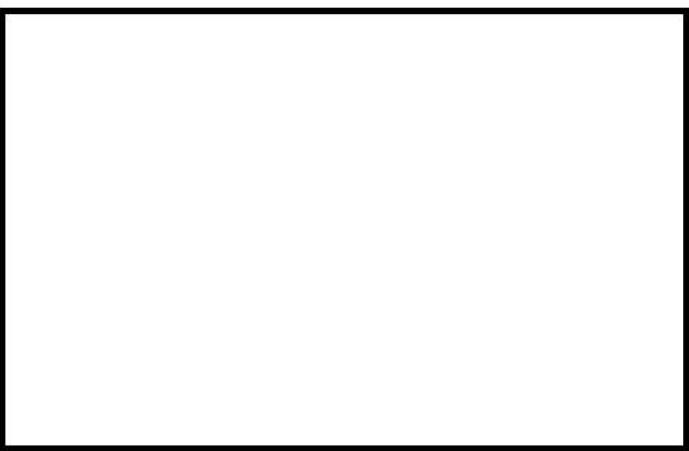
図7(1/3) 泊3号炉の離隔範囲と重要機器の配置図

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図7 大飯発電所3号機の隔離範囲と重要機器の配置図(26.0M) (2/4)	 泊発電所3号炉	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ケーナル設置位置の細部相違はあるが、ケーナルの燃焼影響を考慮した設置の考え方は同じである。

□ 内は機密に属するもので公開できません。

■ 内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		設計の相違 ・各ケーナク設置位置の細部相違はあるが、ケーナクの燃焼影響を考慮した設置の考え方は同じである。
 <small>□ 内は機密に属するもので公開できません。</small>	 <small>□ 内は機密に属するもので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

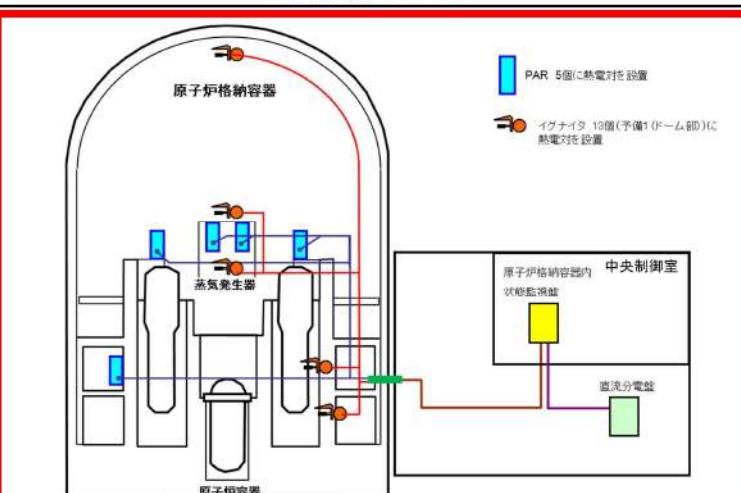
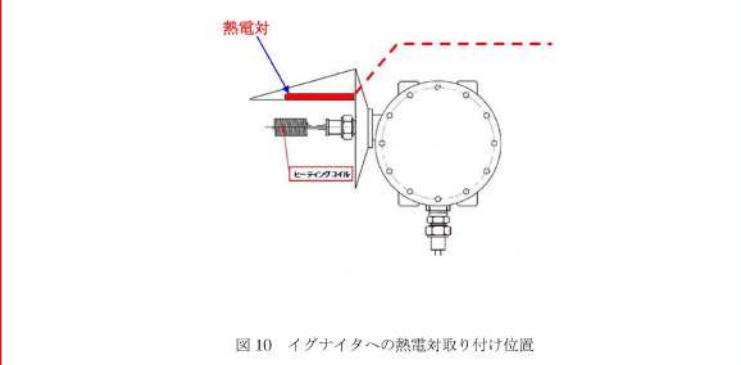
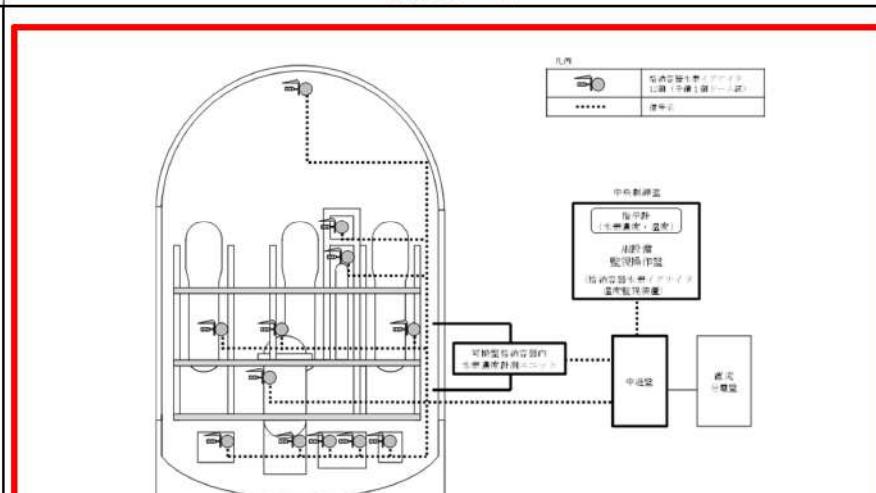
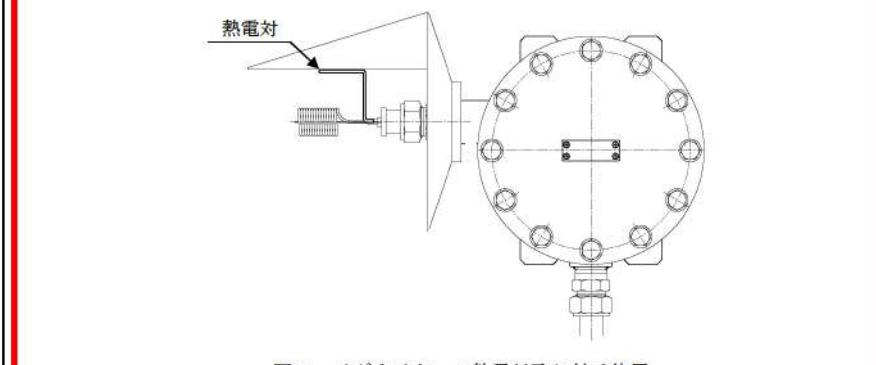
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. イグナイタ温度監視装置の概要</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>イグナイタによる水素燃焼発生時には、周囲温度が上昇 (NUPEC の小規模燃焼試験*の結果では、水素濃度 8%時、イグナイタ周囲で燃焼が起こった場合の周囲温度は 300°C～500°C程度であることが確認されている) する。</p> <p>一方、格納容器破損モードでの有効性評価において、事象進展に伴う温度変化（破断口からの水蒸気放出等）は常温から約 140°Cまであり、鋭いピークを持つ水素燃焼と比べて変動が穏やかであることを考慮すると、水素燃焼による温度上昇との識別は可能である。</p> <p>このため、イグナイタの近傍（火炎伝播方向である上方）に温度計（熱電対）を設置して中央制御室にて温度を監視することで、イグナイタの動作により水素燃焼していることが監視可能であることから、事故対処時の状態監視機能の向上を目的に温度監視装置を設置する。</p> <p>*財団法人 原子力発電技術機構 平成 4 年度 原子力発電設備 信頼性実証試験の現状に関する報告書</p> <p>(2) 設備概要</p> <p>イグナイタが起動したことについては、重大事故等対処用制御盤の表示ランプにて確認を行う。なお、ヒーティングコイル通電に伴う加熱状況並びに水素燃焼の状況を動作監視装置の温度計（熱電対）のデジタル表示並びにトレンド表示にて確認が可能である。（図 9）</p> <p>熱電対は、イグナイタヒーティングコイルの上部（被水防止用の傘の下）に熱電対シース先端が位置するよう固定して取り付ける。（図 10）</p>	<p>6. イグナイタ温度監視装置の概要</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>イグナイタによる水素燃焼時には周囲温度が上昇 (NUPEC の小規模燃焼試験*の結果では、水素濃度 8vol%時、イグナイタ周囲で燃焼が起こった場合の周囲温度は 300°C～500°C程度であることが確認されている) する。</p> <p>一方、格納容器破損モードでの有効性評価において、事象進展に伴う温度変化（破断口からの水蒸気放出等）は常温から約 140°Cまであり、鋭いピークを持つ水素燃焼と比べて変動が緩やかであることを考慮すると、水素燃焼による温度上昇との識別は可能である。</p> <p>このため、イグナイタの近傍（火炎伝播方向である上方）に温度計（熱電対）を設置して中央制御室にて温度を監視することで、イグナイタの動作により水素燃焼していることが確認可能であることから、事故対処時の状態監視機能の向上を目的に温度監視装置を設置する。</p> <p>*：財団法人 原子力発電技術機構 平成 4 年度 原子力発電施設 信頼性実証試験の現状に関する報告書</p> <p>(2) 設備概要</p> <p>イグナイタが起動したことについては、重大事故等対処用制御盤の表示ランプにて確認を行う。なお、ヒーティングコイル通電に伴う加熱状況並びに水素燃焼の状況を動作監視装置の温度計（熱電対）のデジタル表示並びにトレンド表示にて確認が可能である。（図 8）</p> <p>熱電対は、イグナイタヒーティングコイルの上部（被水防止用の傘の下）に熱電対シース先端が位置するよう固定して取り付ける。（図 9）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

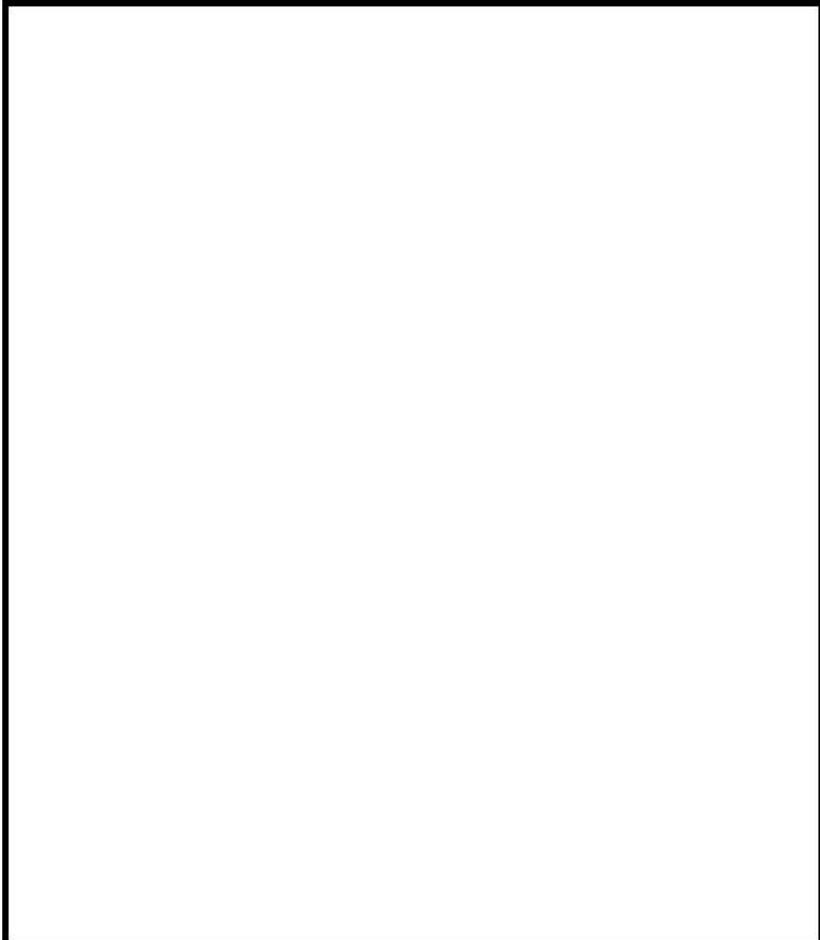
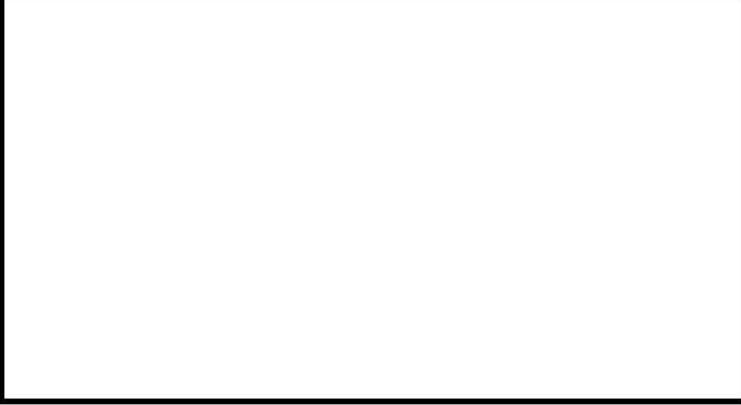
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図9 PAR／イグナイタ温度監視設備の概要</p>  <p>図10 イグナイタへの熱電対取り付け位置</p>	 <p>図8 イグナイタ温度監視装置の概要</p>  <p>図9 イグナイタへの熱電対取り付け位置</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグナイタ熱電対の 伝送経路、表示裝 置に相違はある が、イグナイタの動作 状況を監視する設 計の考え方は同じ である。

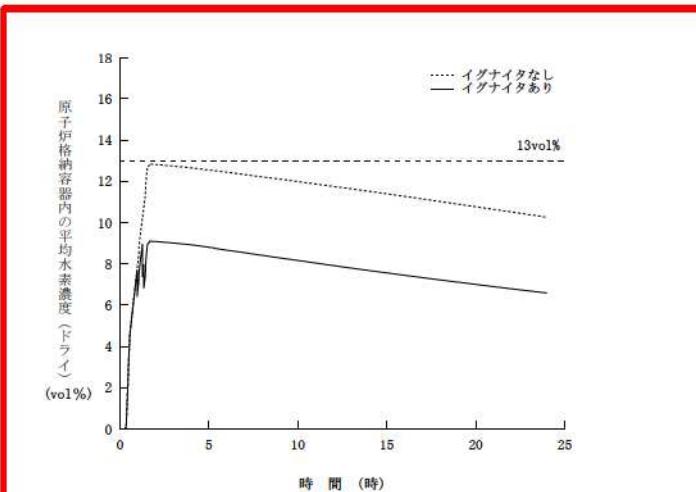
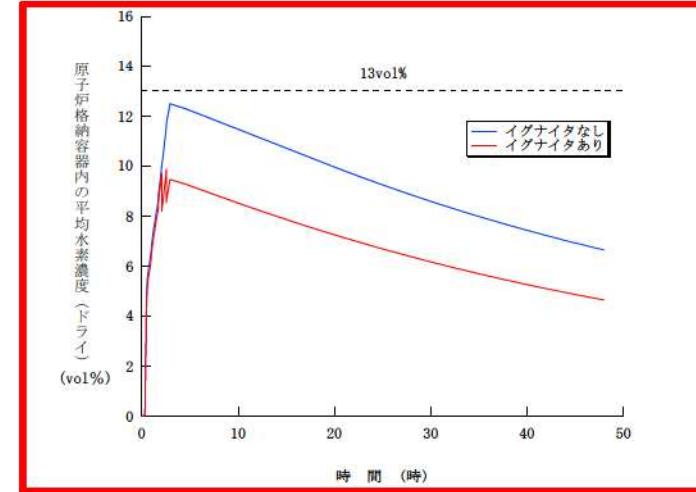
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) イグナイタ温度監視用の性能試験について イグナイタによる水素燃焼時の温度変化を監視できることの確認のために、試験設備を用い、コイル近傍に複数の熱電対を設置し、性能試験を行っている。</p>  <p>図11 イグナイタの燃焼時温度検知に関する確認結果概要</p> <p>□ 内は機密に属するもので公開できません。</p>	<p>(3) イグナイタ動作状況監視用温度計（熱電対）の性能試験について イグナイタによる水素燃焼時の温度変化を監視できることの確認のために、試験設備を用い、コイル近傍に複数の熱電対を設置し、性能試験を行っている。</p> <p>試験例1 (水素濃度 7vol% (ウェット)、水蒸気濃度 55vol%)</p>  <p>試験例2 (水素なし、水蒸気なし)</p>  <p>図10 イグナイタの燃焼時温度検知に関する確認結果概要</p> <p>□ 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. イグナイタの解析結果について</p> <p>水素燃焼の観点から厳しいシーケンスとして「大LOCA+ECCS注入失敗」を想定し、全炉心内のZr量 75%が水と反応する等の保守的な条件を仮定した、長期的な水素生成も考慮して解析を実施した。主な結果は以下のとおり、イグナイタによって、水素のより一層の低減が可能である。</p>  <p>図 12 CV 内平均水素濃度（ドライ条件換算）の推移（GOTHIC）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主要条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> PAR あり 全炉心内の Zr 量の 75%が水と反応 放射線水分解、金属腐食による水素生成を考慮 イグナイタ着火下限水素濃度：ウェット 8% 水蒸気濃度：～55% </div>	<p>7. イグナイタの解析結果について</p> <p>水素燃焼の観点から厳しいシーケンスとして「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗」を想定し、全炉心内のZr量 81%が水と反応する等の条件を仮定した、長期的な水素生成も考慮して解析を実施した。主な結果は以下の通り、イグナイタによって、水素のより一層の低減が可能である。</p>  <p>図 11 C/V 内の全体平均水素濃度（ドライ条件換算）の推移（GOTHIC）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主要条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> PAR あり 全炉心内の Zr 量の 81%が水と反応 放射線水分解、金属腐食、ヒドラジンによる放射線分解による水素生成を考慮 イグナイタ着火下限水素濃度：ウェット 8vol% 水蒸気濃度：～55 vol% </div>	<p>解析結果・条件の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 解析条件</p> <p>「大 LOCA+ECCS 注入失敗」の事故シーケンスでは、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に係る審査ガイド」において要求されるとおり、全炉心内の Zr 量の 75%が水と反応するものとした場合の有効性評価を行っている。この場合、水素爆発の防止の目安となる原子炉格納容器内ドライ換算水素濃度が 13vol%以下であることを確認している。</p> <p>イグナイタは、原子炉格納容器内に適切に配置することで、炉心損傷時のジルコニウム-水反応により短期間に格納容器内に発生する水素を計画的に燃焼させることにより、初期の水素発生量のピークを抑える目的で設置するものであり、急激な水素濃度の上昇に対する効果を見るため、Zr-水反応割合を 75%と仮定し、解析を行った。</p> <p>イグナイタは、重大事故時に急激に発生する水素を迅速に処理するため、念のために設置するものであるが、急激な水素濃度の上昇に対する効果を見るため、Zr-水反応割合を 100%と仮定した。</p> <p>本記載は、伊方3号炉の参考掲載</p> <p>イグナイタは、重大事故時に急激に発生する水素を迅速に処理するため、念のために設置するものであるが、急激な水素濃度の上昇に対する効果を見るため、Zr-水反応割合を 75%と仮定した。</p> <p>本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p>	<p>(1) 解析条件</p> <p>「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗」の事故シーケンスでは、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」において要求される通り、全炉心内の Zr 量の 81%が水と反応するものとした場合の有効性評価を行っている。この場合には、水素爆発の防止の目安となる原子炉格納容器内ドライ換算水素濃度が 13vol%以下であることを確認している。</p> <p>イグナイタは、重大事故時に急激に発生する水素を迅速に処理するため、念のために設置するものであるが、急激な水素濃度の上昇に対する効果を見るため、Zr-水反応割合を 81%と仮定した。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象初期における水素濃度ピークの低減に期待し、イグナイタを設置する目的は同じである。 ・イグナイタに期待しない水素濃度ピーク値は、PWR_4炉と 3炉では差があり、4炉ブロックではイグナイタの電源多重化を図るなど3炉とはイグナイタの位置づけが異なることから、3炉ブロックの記載表現とした（伊方3号炉、美浜3号炉と同様） <p>解析条件の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグナイタによる水素濃度ピークの低減効果を確認する目的であり、有効性評価の75%Zr反応～全量Zr反応(100%)まで反応割合に相違はあるが、全ケースでイグナイタによる水素濃度ピーク低減効果があることは同じである、

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【解析条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> PAR5個に加えイグナイタ 13個設置 全炉心内のZr量の 75%が水と反応 放射線水分解、金属腐食による水素生成を考慮 <p>(2) 解析内容</p> <p>(a) 解析コード</p> <p>解析コードはGOTHICを用い、イグナイタを考慮しない場合の解析と同じ条件でノード分割を行っている。(図13)</p> <p>(b) イグナイタによる燃焼状況と解析における扱い</p> <p>イグナイタへ通電されると、ヒータ表面部が900°Cまで加熱する。表面温度を900°Cまで上げることで、イグナイタの周囲空気温度を水素の自己発火温度である約560°Cまで上昇させ、イグナイタ周囲の水素が自己燃焼する。</p> <p>イグナイタ周囲の水素が燃焼する際に、周辺の水素も火炎伝播によって燃焼し、瞬時に原子炉格納容器内の水素濃度を低下させる効果が期待できる。</p> <p>一般的に水素の火炎伝播は、水素濃度が約4%から可燃限界に入り、約4%から6%では火炎は上方伝播のみ、約6%から8%では上方と水平方向に伝播、約8%以上で下方伝播が起きる。</p>	<p>【解析条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> PAR5基に加えイグナイタ 12個設置 全炉心内のZr量の 81%が水と反応 放射線水分解、金属腐食、ヒドラジンの放射線分解による水素生成を考慮 <p>(2) 解析内容</p> <p>a. 解析コード</p> <p>解析コードはGOTHICを用い、イグナイタを考慮しない場合の解析と同じ条件でノード分割を行っている(図13)。</p> <p>b. イグナイタによる燃焼状況と解析における扱い</p> <p>イグナイタへ通電されると、ヒータ表面部が900°Cまで加熱する。表面温度を900°Cまで上げることで、イグナイタの周囲空気温度を水素の自己発火温度である約560°Cまで上昇させ、イグナイタ周囲の水素が自己燃焼する。</p> <p>イグナイタ周囲の水素が燃焼する際に、周辺の水素も火炎伝播によって燃焼し、瞬時に原子炉格納容器内の水素濃度を低下させる効果が期待できる。</p> <p>一般的に水素の火炎伝播は、水素濃度が約4vol%から可燃領域に入り、約4vol%から6vol%では火炎は上方伝播のみ、約6vol%から8vol%では上方と水平方向に伝播、約8vol%以上で下方伝播が起きる(図12)。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>[補足] 火炎伝播の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 4vol% ≤ 水素濃度 < 6vol% : 上方のみ 6vol% ≤ 水素濃度 < 8vol% : 上方・水平 8vol% ≤ 水素濃度 : 上方・水平・下方 <p>図12 イグナイタによる火炎伝播挙動</p> </div>	<p><u>解析条件の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、CVスケーリングのpH調整材としてヒドラジンを使用するため、ヒドラジンの放射性分解を考慮している。 <p><u>設計内容の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯には、火炎伝播挙動を示す図の記載なし

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>GOTHICでは、イグナイタが設置されている区画において各気体濃度が表3に示す条件を満たした場合に燃焼が生じる。さらに、燃焼している区画の隣接区画が、表4に示す条件を満たした場合に水素の通過経路を通して燃焼が伝播するものとする。また、米国NRC及び国立研究所で実施された水素燃焼実験や理論式から求められた燃焼モデルがGOTHICに組み込まれており、イグナイタ設置区画等の燃焼開始時の水素濃度が8%以上の場合には、その区画での燃え残りはゼロとし、燃焼の伝播先（隣接区画）等、水素濃度が8%より低い場合は、実験相関式を使って区画内での燃え残り量を計算している。（定性的には水素濃度が高い方が燃え残りは少なくなる。）</p> <p>表3 イグナイタ着火条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水素濃度</th><th>酸素濃度</th><th>水蒸気濃度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%以上</td><td>5%以上</td><td>55%以下</td></tr> </tbody> </table> <p>表3に示すGOTHICでの着火条件の設定の考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水素濃度 8% ○酸素濃度 5% <p>イグナイタの着火試験結果で得られている水素濃度（約7%）に余裕を見て、解析における水素燃焼時の温度・圧力が高くなるように高めの値として設定した。</p> <p>可燃限界に係る試験結果や格納容器民間ガイドライン[1]の委細を踏まえて設定した。NUPECの可燃限界に係る試験[2]では可燃限界は酸素濃度>5%とされている。また、格納容器民間ガイドラインでは可燃限界の酸素濃度 5%とされており、NUPECの試験の報告書[2]において格納容器民間ガイドラインの記載は妥当とされている。これらを総合的に考慮して着火可能な酸素濃度として5%を設定した。</p>	水素濃度	酸素濃度	水蒸気濃度	8%以上	5%以上	55%以下	<p>GOTHICでは、イグナイタが設置されている区画において各気体濃度が表4に示す条件を満たした場合に燃焼が生じる。さらに、燃焼している区画の隣接区画が、表5に示す条件を満たした場合に水素の通過経路を通して燃焼が伝播するものとする。また、米国NRC及び国立研究所で実施された水素燃焼実験や理論式から求められた燃焼モデルがGOTHICに組み込まれており、イグナイタ設置区画等の燃焼開始時の水素濃度が8vol%以上の場合には、その区画での燃え残りはゼロとし、燃焼の伝播先（隣接区画）等、水素濃度が8vol%より低い場合は、実験相関式を使って区画内での燃え残り量を計算している。（定性的には水素濃度が高い方が燃え残りは少なくなる。）</p> <p>表4 イグナイタ着火条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水素濃度</th><th>酸素濃度</th><th>水蒸気濃度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8vol%以上</td><td>5vol%以上</td><td>55vol%以下</td></tr> </tbody> </table> <p>表4に示すGOTHICでの着火条件の設定の考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素濃度 8vol% ・酸素濃度 5vol% <p>イグナイタの着火試験結果で得られている水素濃度（約7vol%）に余裕を見て、解析における水素燃焼時の温度・圧力が高くなるように高めの値として設定した。</p> <p>可燃限界に係る試験結果や格納容器民間ガイドライン※8の記載を踏まえて設定した。NUPECの可燃限界に係る試験※9では可燃限界は酸素濃度>5vol%とされている。また、格納容器民間ガイドラインでは可燃限界の酸素濃度 5vol%とされており、NUPECの試験の報告書※9において格納容器民間ガイドラインの記載は妥当とされている。これらを総合的に考慮して着火可能な酸素濃度として5vol%を設定した。</p>	水素濃度	酸素濃度	水蒸気濃度	8vol%以上	5vol%以上	55vol%以下	
水素濃度	酸素濃度	水蒸気濃度												
8%以上	5%以上	55%以下												
水素濃度	酸素濃度	水蒸気濃度												
8vol%以上	5vol%以上	55vol%以下												

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○水蒸気濃度 55%</p> <p>可燃限界に係る試験結果や格納容器民間ガイドライン[1]の記載を踏まえて設定した。NUPECの可燃限界に係る試験[2]では可燃限界は水蒸気濃度<60%とされている。一方、格納容器民間ガイドライン[1]では可燃限界の水蒸気濃度 55%とされており、NUPECの試験の報告書[2]において格納容器民間ガイドラインの記載は妥当とされている。これらを総合的に考慮して着火可能な水蒸気濃度として 55%を設定した。</p> <p>[1]次世代型軽水炉の原子炉格納容器設計におけるシビアアクシデントの考慮に関するガイドライン、財団法人 原子力安全研究協会 1999年4月 [2]重要構造物安全評価（原子炉格納容器信頼性実証事業）に関する総括報告書、(財)原子力発電技術機構、平成15年3月</p> <p>表4 燃焼伝播の条件</p>  <p>また、表4に示すGOTHICでの燃焼伝播条件は、コード内の水素燃焼モデルにおけるディフォルト設定値である。 学会等[3]ではNUPECの小規模燃焼試験結果や海外研究から、火炎を伝播させるのに必要な水素の最小の濃度として以下が示されている。</p> <p>上方伝播 約4% 水平伝播 約6% 下方伝播 約8%</p> <p>これらと比較してGOTHICでの燃焼伝播条件は妥当な設定であると判断した。 なお、ドーム部はサブボリュームとしてモデル化されており、この部分は水素濃度が可燃限界以上に達し、かつ乱流条件がある一定の状態になった際に伝播が生じるよう設定されている。</p> <p>[3]シビアアクシデント熱流動現象評価 平成13年3月 原子力学会</p> <p>□ 内は機密に属するもので公開できません。</p>	<p>・水蒸気濃度 55vol%</p> <p>可燃限界に係る試験結果や格納容器民間ガイドライン※7の記載を踏まえて設定した。NUPECの可燃限界に係る試験※8では可燃限界は水蒸気濃度<60vol%とされている。一方、格納容器民間ガイドライン※7では可燃限界の水蒸気濃度 55vol%とされており、NUPECの試験の報告書※8において格納容器民間ガイドラインの記載は妥当とされている。これらを総合的に考慮して着火可能な水蒸気濃度として 55vol%を設定した。</p> <p>※7 次世代型軽水炉の原子炉格納容器設計におけるシビアアクシデントの考慮に関するガイドライン、財団法人 原子力安全研究協会 1999年4月 ※8 重要構造物安全評価（原子炉格納容器信頼性実証事業）に関する総括報告書、(財)原子力発電技術機構、平成15年3月</p> <p>表5 燃焼伝播の条件</p>  <p>また、表5に示すGOTHICでの燃焼伝播条件は、コード内の水素燃焼モデルにおけるデフォルト設定値である。 学会等※9では、NUPECの小規模燃焼試験結果や海外研究から、火炎を伝播させるのに必要な水素の最小の濃度として以下が示されている。</p> <p>上方伝播 約4vol% 水平伝播 約6vol% 下方伝播 約8vol%</p> <p>これらと比較してGOTHICでの燃焼伝播条件は妥当な設定であると判断した。 なお、ドーム部はサブボリュームとしてモデル化されており、この部分は水素濃度が可燃限界以上に達し、かつ乱流条件がある一定の状態になった際に伝播が生じるよう設定されている。</p> <p>※9 シビアアクシデント熱流動現象評価 平成13年3月 原子力学会</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、GOTHIC では、イグナイタによる燃焼後、当該区画内の水素濃度は大きく低下する。燃焼終了条件を満たす、あるいは酸素が枯渇するなど区画内での燃焼終了後は、隣接区画より水素が区画内に再流入して区画内の水素濃度が上昇する。また、着火後に水素の燃焼による反応熱で区画内の圧力・温度の上昇が生じることも模擬している。</p> <p>実際の水素燃焼は水素濃度 4%から可燃範囲となり、イグナイタを投入することにより水素は燃焼すると考えられるが、解析では、イグナイタ設置区画（図 13 参照）の水素濃度が 8%以上となった時点をイグナイタによる着火開始条件としている。水素濃度が 8%に到達した後、水素が一気に燃焼すると想定することで、原子炉格納容器内の圧力・温度を高めに評価していることから、原子炉格納容器内圧力・温度の上昇の観点からは保守的な結果となる。</p>	<p>以上より、GOTHIC では、イグナイタによる燃焼後、当該区画内の水素濃度は大きく低下する。燃焼終了条件を満たす、あるいは酸素が枯渇するなど区画内での燃焼終了後は、隣接区画より水素が区画内に再流入し区画内の水素濃度が上昇する。また、着火後に水素の燃焼による反応熱で区画内の圧力・温度の上昇が生じることも模擬している。</p> <p>実際の水素燃焼は水素濃度 4vol%から可燃範囲となり、イグナイタを投入することにより水素は燃焼すると考えられるが、解析では、イグナイタ設置区画（図 13 参照）の水素濃度が 8vol%以上となった時点をイグナイタによる着火開始条件としている。水素濃度が 8vol%に到達した後、水素が一気に燃焼すると想定することで、原子炉格納容器内の圧力・温度を高めに評価していることから、原子炉格納容器内圧力・温度の上昇の観点からは保守的な結果となる。</p>	

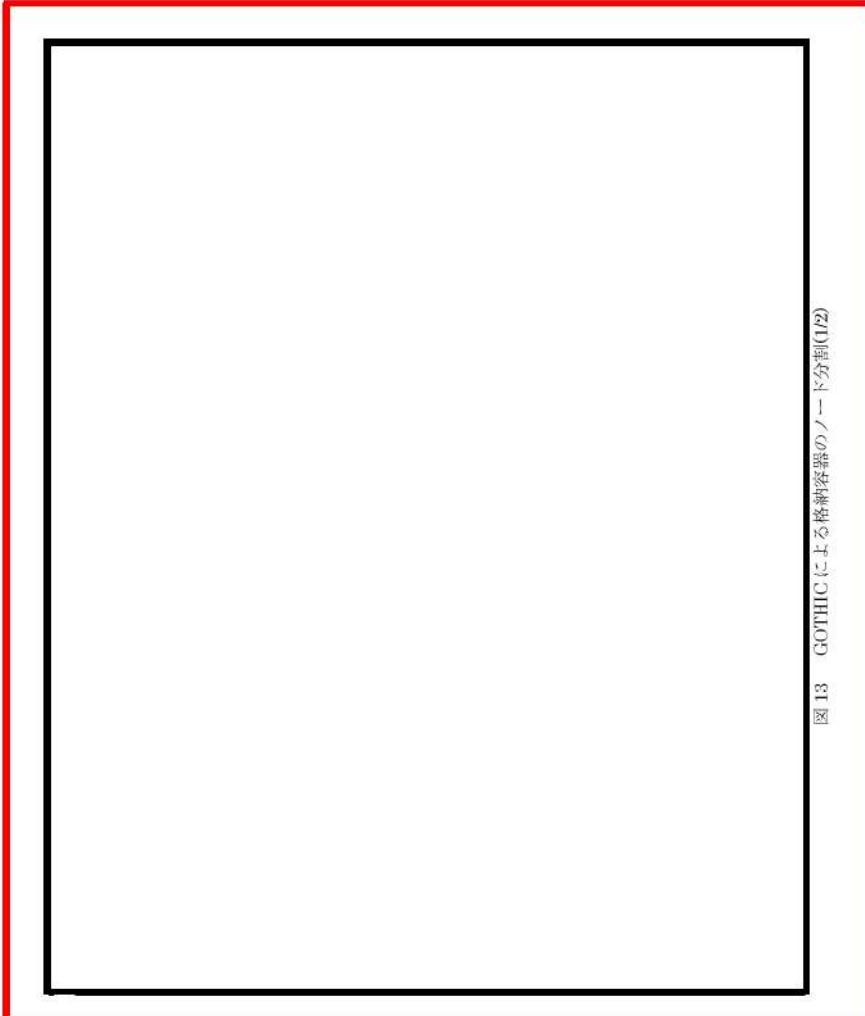
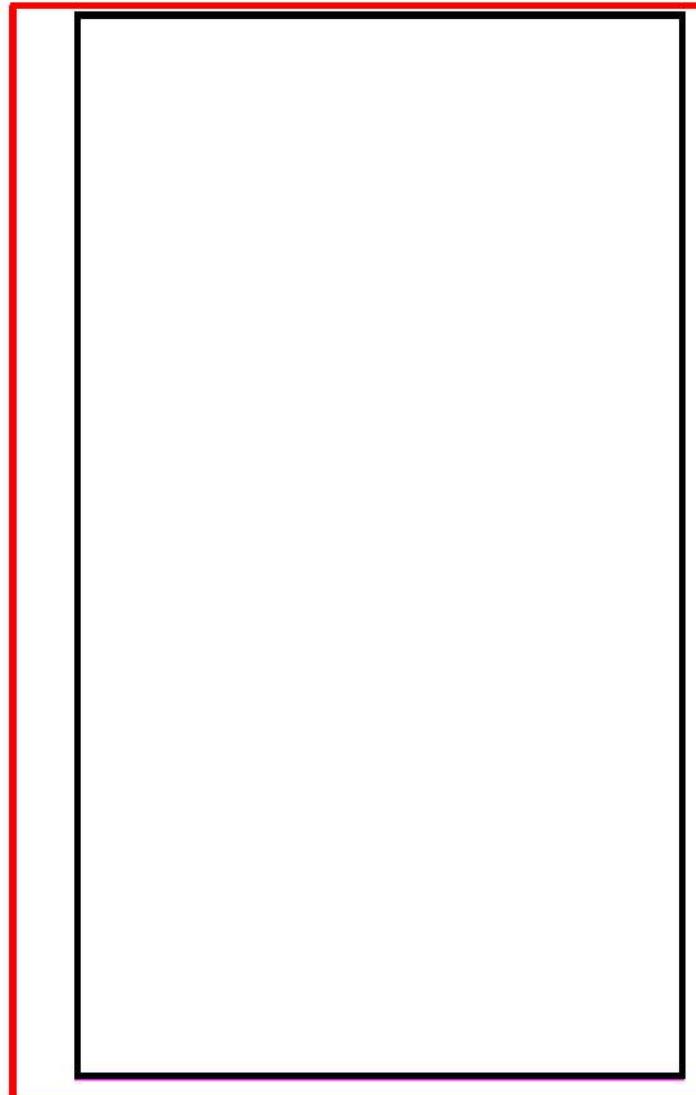
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 解析結果</p> <p>解析結果を図14、図15に示す。図14、図15に示すとおり、全炉心内のZr量の75%が反応すると仮定した場合、イグナイタを設置することにより、原子炉格納容器内平均ウェット水素濃度の最大値は約8%、原子炉格納容器内平均ドライ水素濃度の最大値は約9%に抑制できることを確認した。</p> <p>なお、GOTHICでは、原子炉格納容器内部を図13に示す内部構造に合わせて数10の区画に分割し、質量・運動量・エネルギーの3保存則及び各種構成式等により、各区画内で発生した水素の原子炉格納容器内における分布の推移を計算している。</p> <p>以下にドライ条件に換算した原子炉格納容器内平均水素濃度の算出方法を示す。</p> <p>ドライ条件に換算した原子炉格納容器内平均水素濃度とは、原子炉格納容器内の空気量と、解析結果から得られた時々刻々の水素量から求めた、水蒸気を考慮しない水素濃度である。具体的には以下のとおり算出する。</p> $n_{H_2} = \frac{M_{H_2} \times 1000}{M_{WH_2}}$ $C_{H_2,dry} = \frac{n_{H_2}}{n_{air} + n_{H_2}}$ <p> n_{air} : 原子炉格納容器内空気モル数(mol) M_{H_2} : 解析から得られる時々刻々の原子炉格納容器内水素質量(kg) M_{WH_2} : 水素(H₂)の分子量(g/mol) n_{H_2} : 水素モル数(mol) $C_{H_2,dry}$: ドライ条件に換算した原子炉格納容器内平均水素濃度 </p>	<p>(3) 解析結果</p> <p>解析結果を図14、図15に示す。図14、図15に示す通り、全炉心内のZr量の81%が反応すると仮定した場合、イグナイタを設置することにより、原子炉格納容器内平均ウェット水素濃度の最大値は約8vol%、原子炉格納容器内平均ドライ水素濃度の最大値は約10vol%に抑制できることを確認した。</p> <p>なお、GOTHICでは、原子炉格納容器内部を図13に示す内部構造に合わせて数10の区画に分割し、質量・運動量・エネルギーの3保存則及び各種構成式等により、各区画内で発生した水素の原子炉格納容器内における分布の推移を計算している。</p> <p>以下にドライ条件に換算した原子炉格納容器内平均水素濃度の算出方法を示す。</p> <p>ドライ条件に換算した原子炉格納容器内平均水素濃度とは、原子炉格納容器内の空気量と、解析結果から得られた時々刻々の水素量から求めた、水蒸気を考慮しない水素濃度である。具体的には以下のとおり算出する。</p> $n_{H_2} = \frac{M_{H_2} \times 1000}{M_{WH_2}}$ $C_{H_2,dry} = \frac{n_{H_2}}{n_{air} + n_{H_2}}$ <p> n_{air} : 原子炉格納容器内空気モル数 (mol) M_{H_2} : 解析から得られる時々刻々の C/V 内水素質量 (kg) M_{WH_2} : 水素 (H₂) の分子量 (g/mol) n_{H_2} : 水素モル数 (mol) $C_{H_2,dry}$: ドライ条件に換算した原子炉格納容器内平均水素濃度 </p>	<p>解析条件・結果の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

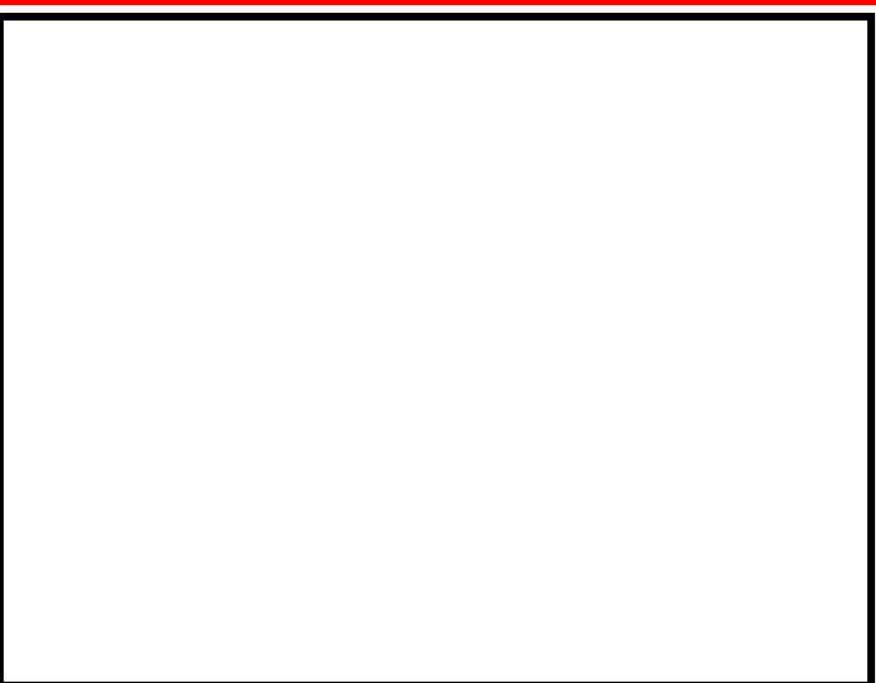
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図13 GOTHICによる格納容器のノード分割(1/2)</p> <p><input type="checkbox"/> 内は機密に属するもので公開できません。</p>	 <p>図13 GOTHICコードによる格納容器のノード分割</p> <p><input type="checkbox"/> 内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>解析ノート*の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図13 GOTHICによる格納容器のノード分割(2/2)	泊発電所3号炉	<u>解析ノート</u> *の相違 ・本内容は、泊は前ページに記載している。

内は機密に属するもので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

水素濃度が8vol%に到達した区画から順次燃焼することで水素濃度のピークは抑えられている。

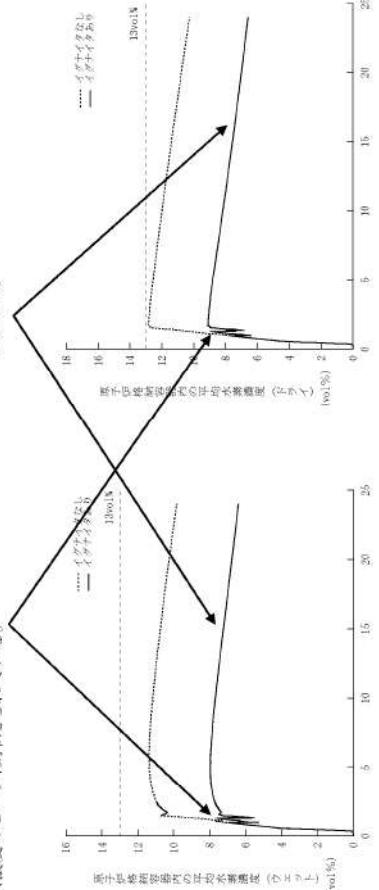


図14 原子炉格納容器内平均ウェット水素濃度

長期的にPARでの再結合により水素濃度が低下している。

図15 原子炉格納容器内平均ドライ水素濃度

水素濃度が8vol%に到達した区画から順次燃焼することで水素濃度のピークは抑えられている。

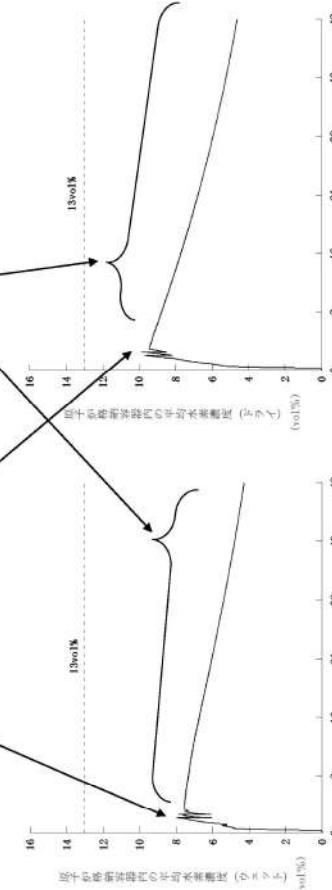


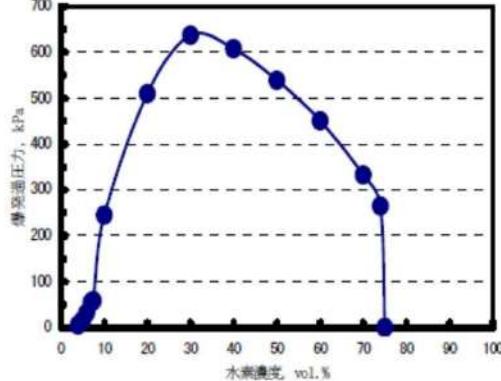
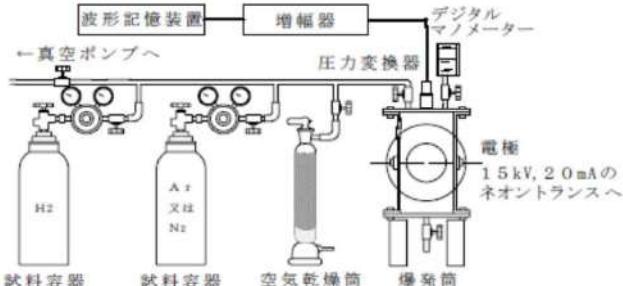
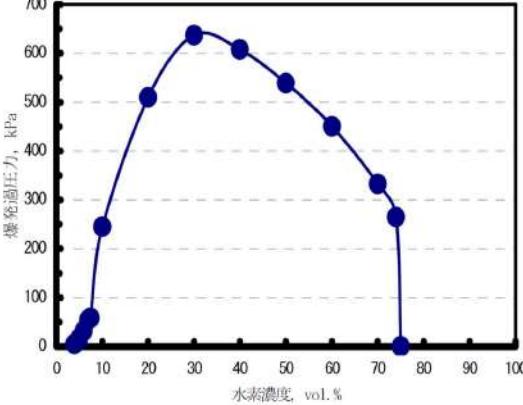
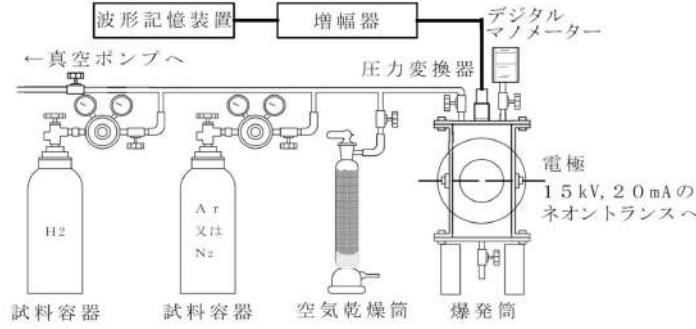
図15 C/V内平均ドライ水素濃度

解析結果の相違
・水素濃度ピーク値、漸減程度に相違はあるが、イグナクの効果により初期水素濃度ピークが低下する傾向は同じである。

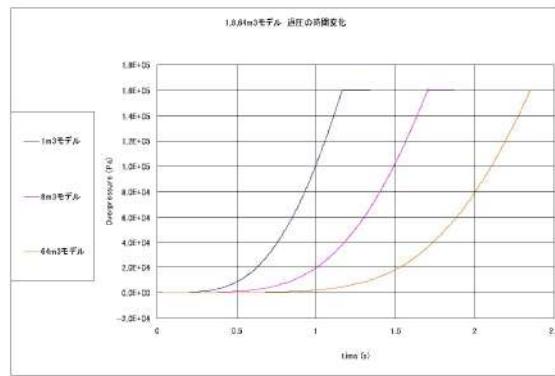
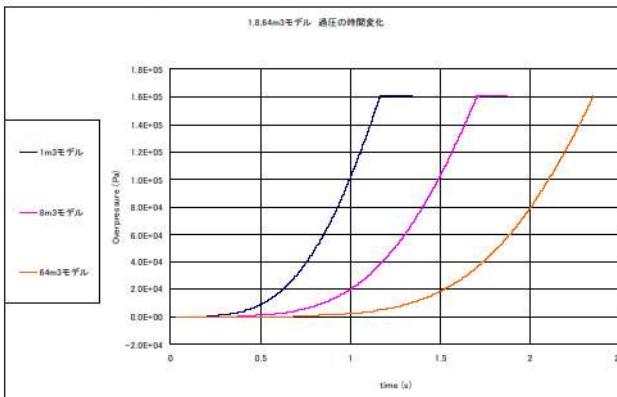
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料 イグナイタ着火による再循環ダクト等周辺機器への影響評価について</p> <p>別紙1</p> <p>1. はじめに 本資料は、イグナイタ着火による周辺機器への影響についてまとめたものである。なお、イグナイタの設置にあたっては、水素燃焼時あるいは水素燃焼後に原子炉格納容器健全性維持及び緩和操作に係る機器に対して適切な離隔距離を考慮しており、イグナイタ着火に伴う火炎伝播の影響はなく、イグナイタが着火する水素濃度範囲では、圧力上昇は緩慢であるが、念のために周辺機器への影響を確認する。</p> <p>2. 爆轟と爆燃における圧力伝播と圧力分布の違い 爆轟では、火炎は音速を超えた速度で伝播するため、火炎の直前に衝撃波が形成され、火炎からのエネルギー放出により衝撃波が減衰することなく伝播し続けるものとなる。 図1に示すとおり、空間内の圧力分布を考えると、爆轟では火炎伝播は圧力の伝わる速度より速く局所的に圧力が大きく上昇するため、非常に大きな被害が出やすいが、爆燃では圧力変化は火炎伝播より十分速く空間内に音速で伝わる。このため、燃焼による圧力上昇は閉空間全体で平均化される。 イグナイタが着火する8%程度の水素濃度では、火炎伝播速度は小さく爆轟に至らないため、仮に区画内で着火・伝播しても、周辺機器に有意な圧力差は生じない。</p> <p>図1は、爆燃と爆轟の圧力分布を示す図です。左側は「爆燃」の状態で、容器内の火炎（燃焼波）が均一に燃焼している様子が示されています。右側は「爆轟」の状態で、火炎（燃焼波）が急速に伝播する際に衝撃波が形成され、その後にデトネーション波が伝播する様子が示されています。下部には、圧力（P）と時間（t）の関係を示すグラフがあり、「爆燃」では圧力は緩慢に上昇する一方、「爆轟」では圧力が突然跳ね上がり、その後急激に下落する様子が示されています。</p> <p>別紙1</p> <p>1. はじめに 本資料は、イグナイタ着火による周辺機器への影響についてまとめたものである。なお、イグナイタの設置にあたっては、水素燃焼時あるいは水素燃焼後に原子炉格納容器健全性維持及び緩和操作に係る機器に対して適切な離隔距離を考慮しており、イグナイタ着火に伴う火炎伝播の影響はなく、イグナイタが着火する水素濃度範囲では、圧力上昇は緩慢であるが、念のために周辺機器への影響を確認する。</p> <p>2. 爆轟と爆燃における圧力伝播と圧力分布の違い 爆轟では、火炎は音速を超えた速度で伝播するため、火炎の直前に衝撃波が形成され、火炎からのエネルギー放出により衝撃波が減衰することなく伝播し続けるものとなる。 別図1に示すとおり、空間内の圧力分布を考えると、爆轟では火炎伝播は圧力の伝わる速度より速く局所的に圧力が大きく上昇するため、非常に大きな被害が出やすいが、爆燃では圧力変化は火炎伝播より十分速く空間内に音速で伝わる。このため、燃焼による圧力上昇は閉空間全体で平均化される。 イグナイタが着火する8vol%程度の水素濃度では、火炎伝播速度は小さく爆轟には至らないため、区画内で着火・伝播しても、周辺機器に有意な圧力差は生じない。</p> <p>別図1は、爆燃と爆轟の圧力分布を示す図です。左側は「爆燃」の状態で、容器内の火炎（燃焼波）が均一に燃焼している様子が示されています。右側は「爆轟」の状態で、火炎（燃焼波）が急速に伝播する際に衝撃波が形成され、その後にデトネーション波が伝播する様子が示されています。下部には、圧力（P）と時間（t）の関係を示すグラフがあり、「爆燃」では圧力は緩慢に上昇する一方、「爆轟」では圧力が突然跳ね上がり、その後急激に下落する様子が示されています。</p> <p>記載表現の相違</p>		

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 単純な体系での評価 (1) 一般的な知見 内容積2Lのステンレス製円筒容器（102mm ϕ × 210H 観測窓付）を用い、着火は容器中心部において、電気スパーク（15kVのネオントランス）を用いて室温、大気圧下で行った水素／空気混合ガスの爆発圧力特性の測定結果を図2に、測定装置の概略を図3に示す。 8%程度では、爆発過圧力は、100kPa～200kPaの間にある。</p>  <p>図2 水素／空気混合ガスの爆発圧力(参考文献(1)より引用)</p>  <p>図3 水素の爆発特性測定装置(参考文献(1)より引用)</p>	<p>3. 単純な体系での評価 (1) 一般的な知見 内容積2Lのステンレス製円筒容器（ϕ 102mm × 210H 観測窓付）を用い、着火は容器中心部において、電気スパーク（15kVのネオントランス）を用いて室温、大気圧下で行った水素／空気混合ガスの爆発圧力特性の測定結果を別図2に、測定装置の概略を別図3に示す。 8vol%程度では、爆発過圧力は、100kPa～200kPaの間にある。</p>  <p>別図2 水素／空気混合ガスの爆発圧力(参考文献[1]より引用)</p>  <p>別図3 水素の爆発特性測定装置(参考文献[1]より引用)</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>(2) 火炎伝播解析による評価</p> <p>1m³、8m³及び64m³の立方体（閉空間）に一様濃度の水素と空気との予混合気が形成されている場合の最大過圧（燃焼終了時）を水素の燃焼解析で求め、その計算結果を表1に示す。理論的には以下の式が成り立つが、別途実施した水素濃度20%の計算結果は文献値より少し低めであるが、8%および30%を含めて、凡そ文献値とほぼ同じ値を示している。水素濃度8%程度の場合、計算では最大過圧は160kPaであった。</p> $\frac{P_2}{P_1} = \frac{n_2 T_2}{n_1 T_1} \quad \left[\begin{array}{l} 1 : \text{燃焼前} \\ 2 : \text{燃焼後} \end{array} \right]$ <p>8%の水素が全て燃焼した時の到達圧力は、図4に示すとおり、容積（1m³、8m³及び64m³）が異なっても最大で160kPaであり、到達圧力が同じであることを確認した。なお、圧力の時間に伴う上昇は、体系内のどの地点でもほぼ同じ圧力のまま上昇していく結果となっている。このことは、図1に示した爆燃までの燃焼では、燃焼に伴う局所的な圧力の増加は体系内に速やかに均一化されることを裏付けている。</p> <p>以上より、8%の水素濃度で水素がすべて燃焼しても、区画内の設置されている機器の表面で圧力差は小さく、健全性が脅かされることはない。</p> <p>表1 最大過圧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H₂濃度</th> <th>文献値(*)</th> <th>計算結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>100～200kPa</td> <td>160kPa</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>500kPa</td> <td>400kPa</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>640kPa</td> <td>600kPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) : 参考文献1より引用</p>  <p>図4 1m³、8m³及び64m³での圧力変化 (H₂濃度 8%)</p> <p>(2) 火炎伝播解析による評価</p> <p>1m³、8m³及び64m³の立方体（閉空間）に一様濃度の水素と空気との予混合気が形成されている場合の最大過圧（燃焼終了時）を水素の燃焼解析で求め、その計算結果を別表1に示す。理論的には以下の式が成り立ち、別途実施した水素濃度20vol%の計算結果は文献値より少し低めではあるが、8vol%及び30vol%を含めて、凡そ文献値とほぼ同じ値を示している。水素濃度8vol%程度の場合、計算では最大過圧は160kPaであった。</p> $\frac{P_2}{P_1} = \frac{n_2 T_2}{n_1 T_1} \quad \left[\begin{array}{l} 1 : \text{燃焼前} \\ 2 : \text{燃焼後} \end{array} \right]$ <p>8vol%の水素が全て燃焼した時の到達圧力は、別図4に示すとおり、容積（1m³、8m³及び64m³）が異なっても最大で160kPaであり、到達圧力が同じであることを確認した。なお、圧力の時間に伴う上昇は、体系内のどの地点でもほぼ同じ圧力のまま上昇していく結果となっている。このことは、別図1に示した爆燃までの燃焼では、燃焼に伴う局所的な圧力の増加は体系内に速やかに均一化されることを裏付けている。</p> <p>以上より、8vol%の水素濃度で水素がすべて燃焼しても、区画内の設置されている機器の表面で圧力差は小さく、健全性が脅かされることはない。</p> <p>別表1 最大過圧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H₂濃度</th> <th>文献値(*)</th> <th>計算結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8vol%</td> <td>100～200kPa</td> <td>160kPa</td> </tr> <tr> <td>20vol%</td> <td>500kPa</td> <td>400kPa</td> </tr> <tr> <td>30vol%</td> <td>640kPa</td> <td>600kPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) : 参考文献1より引用</p>  <p>別図4 1m³、8m³及び64m³での圧力変化 (H₂濃度 8vol%)</p>	H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果	8%	100～200kPa	160kPa	20%	500kPa	400kPa	30%	640kPa	600kPa	H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果	8vol%	100～200kPa	160kPa	20vol%	500kPa	400kPa	30vol%	640kPa	600kPa
H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果																						
8%	100～200kPa	160kPa																						
20%	500kPa	400kPa																						
30%	640kPa	600kPa																						
H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果																						
8vol%	100～200kPa	160kPa																						
20vol%	500kPa	400kPa																						
30vol%	640kPa	600kPa																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. ダクト体系での確認</p> <p>これまでの知見では、配管類で爆轟が生じたのは、片端又は両端が閉ざされた閉空間で水素濃度が高濃度に蓄積したもので起こっているので、PWRのユニット・ダクトのような両端が開放された構造、水素濃度が高くない（ドライ水素濃度 13%未満）条件では爆轟は発生しないと考えられる。</p> <p>しかしながら、ダクト内では、火炎の伝播方向が限定され、火炎加速が比較的起こりやすいと考えられること及びダクト内で水蒸気が凝縮して水素濃度が高濃度になる可能性を想定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> • ダクト外 8%均一 • ダクト内 13%濃度均一（保守的に水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC 解析の原子炉格納容器ドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値を設定） • イグナイタにより着火 <p>の条件で火炎伝播及び圧力伝播解析により、爆燃の範囲でもダクトの健全性に影響するような内外圧力差が生じないことを評価した。</p> <p>(1) 解析体系</p> <p>解析体系を図 5 に示す。なお、着火点は実機の離隔距離を踏まえ、ダクトから 3m とした。</p>	<p>4. ダクト体系での確認</p> <p>これまでの知見では、配管類で爆轟が生じたのは、片端又は両端が閉ざされた閉空間で水素濃度が高濃度に蓄積したもので起こっているので、PWRのユニット・ダクトのような両端が開放された構造、水素濃度が高くない（ドライ水素濃度 13vol%未満）条件では爆轟は発生しないと考えられる。</p> <p>しかしながら、ダクト内では、火炎の伝播方向が限定され、火炎加速が比較的起こりやすいと考えられること及びダクト内で水蒸気が凝縮して水素濃度が高濃度になる可能性を想定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> • ダクト外 8vol%均一 • ダクト内 13vol%濃度均一（保守的に水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC 解析の原子炉格納容器内ドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値を設定） • イグナイタによる着火 <p>の条件で火炎伝播及び圧力伝播解析により、爆燃の範囲でもダクトの健全性に影響するような内外圧力差が生じないことを評価した。</p> <p>(1) 解析体系</p> <p>解析体系を別図 5 に示す。なお、着火点は実機の離隔距離を踏まえ、ダクトから 3m とした。</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>(2) 解析結果 図6の燃料率コンター図に示すとおり、1秒程度で系内のすべての水素が燃焼する結果となった。ダクト下端部に到達した火炎は、ダクト下端部よりダクト内にも伝播し、ダクト内外を広がっていく。</p> <p>その後、火炎はダクト上部を抜け、火炎は消失している。火炎伝播の時間差によりダクト内外の圧力差が生じるが、自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は最大でも表2及び図7に示すとおりであり、過渡的に再循環ダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>表2 自然対流路の内外圧力差評価結果</p> <table border="1"> <tr> <th>自然対流路の内外圧力差最大値</th><th>再循環ダクトの許容圧力</th></tr> <tr> <td>約3kPa</td><td>約4.5kPa^(*)</td></tr> </table> <p>(*)：耐圧試験による検証結果</p>	自然対流路の内外圧力差最大値	再循環ダクトの許容圧力	約3kPa	約4.5kPa ^(*)	<p>(2) 解析結果 別図6の燃焼率コンター図に示すとおり、1秒程度で系内すべての水素が燃焼する結果となった。ダクト下端部が閉口であるため、火炎はダクトの外側を取り囲むように進む。火炎がダクト中央部に到達すると、ダクト中央部からダクト内部にも広がり、ダクト内においても上下方向に進むが、ダクト内の下方への火炎伝播は、上方と比べ、下端が閉構造のため、閉端部での圧力が次第に高くなることからダクト内下端方向への燃焼ガス膨張が妨げられ、火炎はダクト外側よりも緩やかに伝播している。その後、火炎はダクト上部を抜け、火炎は消失している。火炎伝播の時間差によりダクト内外の圧力差が生じるが、自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は最大でも別表2及び別図7に示すとおりであり、過渡的に再循環ダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>別表2 自然対流路の内外圧力差評価結果</p> <table border="1"> <tr> <th>自然対流路の内外圧力差最大値</th><th>再循環ダクトの許容圧力</th></tr> <tr> <td>約4.4kPa</td><td>約19.6kPa^{*10}</td></tr> </table> <p>*10 カタログ記載値</p>	自然対流路の内外圧力差最大値	再循環ダクトの許容圧力	約4.4kPa	約19.6kPa ^{*10}	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉には、ダクト下部に開口部はない。ダクト外体系内の開口部からダクト内へ火炎伝播する燃焼様態に相違はない。 ダクト外開口箇所の相違 ・ダクト外開口部がダクト下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダクト下端から上端へと火炎伝播する体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、ダクト中央部開口からダクト内に火炎伝播し、開口している上方への火炎伝播がしやすい体系。（高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様） ・いざれにおいてもダクトの許容圧力未満であることは同じである。
自然対流路の内外圧力差最大値	再循環ダクトの許容圧力									
約3kPa	約4.5kPa ^(*)									
自然対流路の内外圧力差最大値	再循環ダクトの許容圧力									
約4.4kPa	約19.6kPa ^{*10}									
<p>(2) 解析結果 ダクト下端部が閉口であるため、火炎はダクトの外側を取り囲むように進む。火炎がダクト中央部に到達すると、ダクト中央部からダクト内部にも広がり、ダクト内においても上下方向に進むが、ダクト内の下方への火炎伝播は、上方と比べ、下端が閉構造のため、閉端部での圧力が次第に高くなることからダクト内下端方向への燃焼ガス膨張が妨げられ、火炎はダクト外側よりも緩やかに伝播している。その後、火炎はダクト上部を抜け、火炎は消失している。火炎伝播の時間差によりダクト内外の圧力差が生じるが、自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は最大でも表3及び図10に示すとおりであり、過渡的にダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p>										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

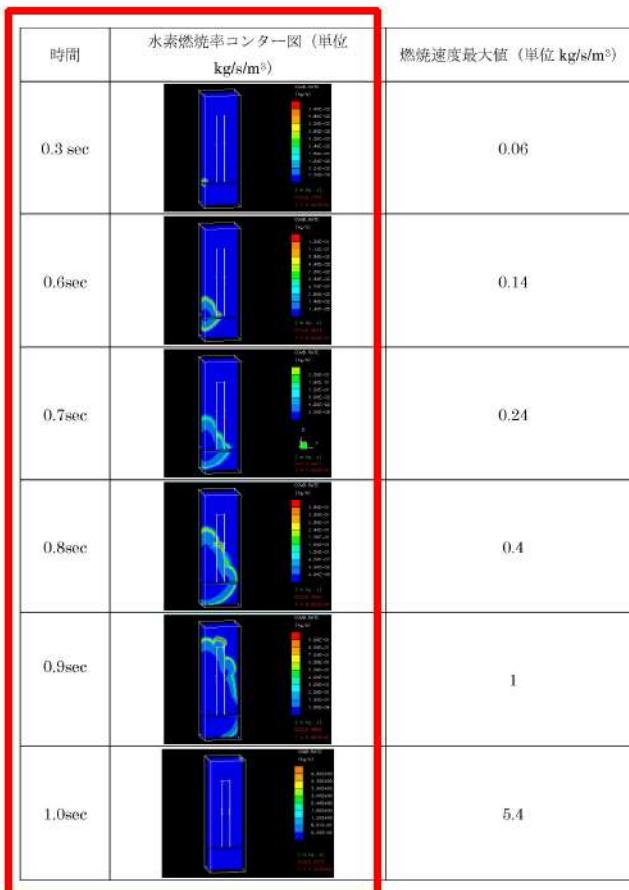
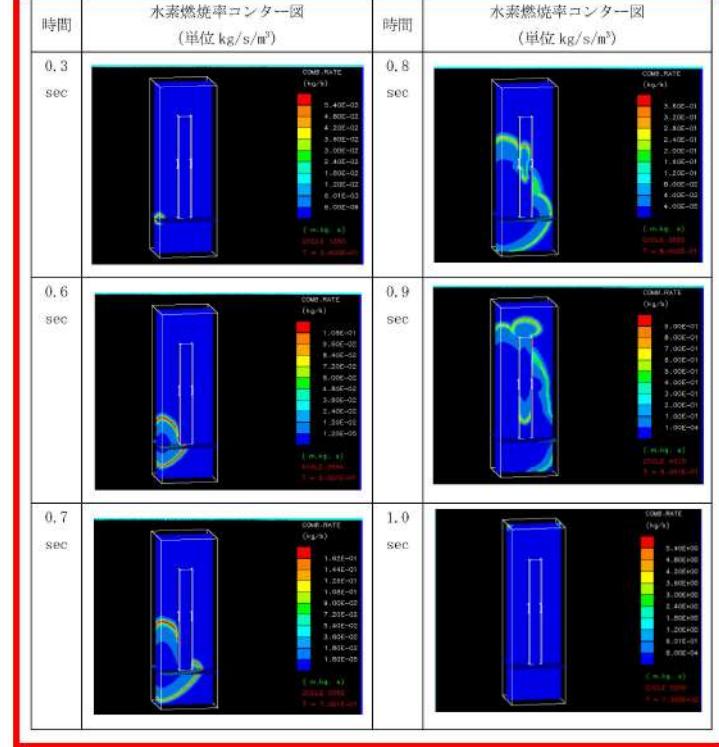
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図5 ダクト内外火炎伝播解析体系図 X-Y断面 (Y-Z断面も同様)</p>	<p>別図5 ダクト内外火炎伝播解析体系図 X-Y断面 (Y-Z断面も同様)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

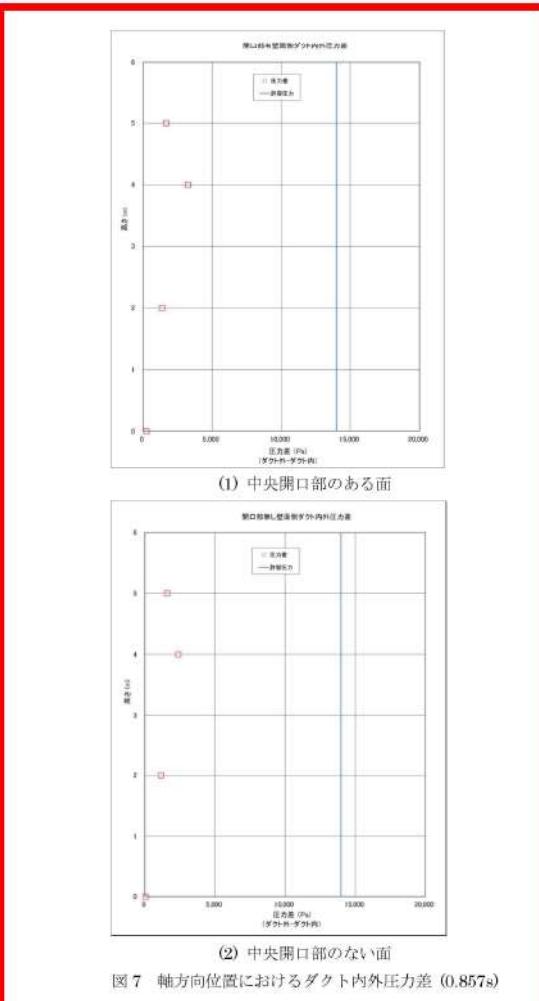
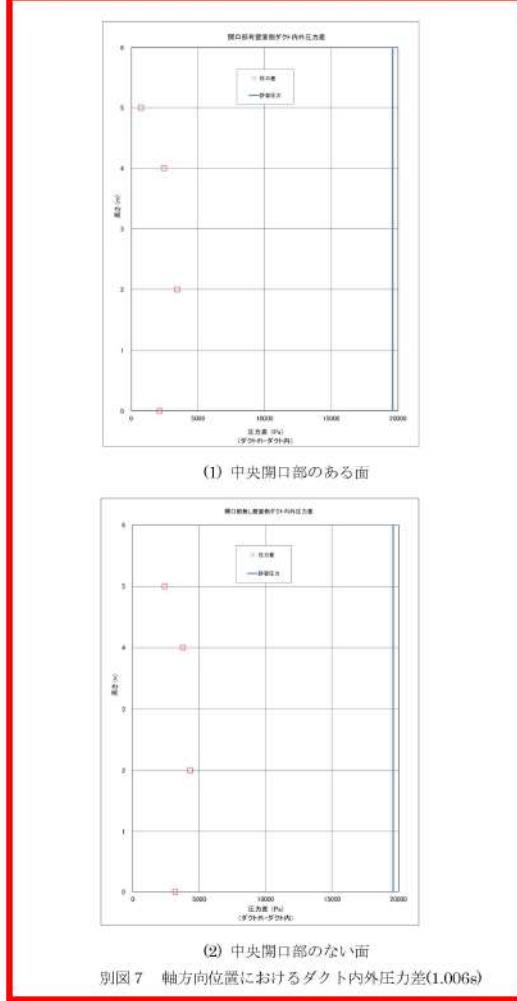
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
 図 6 水素燃焼率コンター図			 別図 6 水素燃焼率コンター図			<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉には、ダクト下部に開口部はない。ダクト外系内への開口部からダクト内へ火炎伝播する燃焼様態に相違はない。 ダクト開口箇所の相違 ・ダクト開口部がダクト下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダクト下端から上端へと火炎伝播する体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、ダクト中央部開口からダクト内に火炎伝播し、開口している上方への火炎伝播がしやすい体系。(高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 7 軸方向位置におけるダクト内外圧力差 (0.857s)</p> <p>(1) 中央開口部のある面</p> <p>(2) 中央開口部のない面</p>	 <p>別図 7 軸方向位置におけるダクト内外圧力差(1.006s)</p> <p>(1) 中央開口部のある面</p> <p>(2) 中央開口部のない面</p>	<p>「外開口箇所の相違」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダ外開口部がダ下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダ外下端から上端へと火炎伝播する体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、ダ外中央部開口からダ外内に火炎伝播し、開口している上方への火炎伝播がしやすい体系。(高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.まとめ</p> <p>解析によるダクト体系での確認により、最も厳しいと考えらえる水素濃度が高い条件で燃焼したとしても、ダクトに損傷を与える程度の圧力差は生じないことを確認した。</p> <p>また、温度の面については、燃焼時の雰囲気の温度は上昇するが、周囲の壁等への放熱（主に輻射熱伝達）により低下する。この雰囲気の温度変化に対して、機器は、雰囲気より大きな熱容量を持つため、温度の上昇は緩やかとなる。例として、8%水素濃度均一区画内での燃焼を解析した結果、ダクトのような薄板の機器であっても燃焼時の表面温度の上昇は約40°C程度となり、ダクト構造に影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>以上より、イグナイタの着火に伴う水素燃焼は、周辺機器の機能に影響を及ぼすことはないと考える。</p>	<p>5.まとめ</p> <p>解析によるダクト体系等での確認により、最も厳しいと考えられる水素濃度が高い条件で燃焼したとしても、ダクトに損傷を与える程度の圧力差は生じないことを確認した。</p> <p>また、温度の面については、燃焼時に雰囲気の温度は上昇するが、周囲への放熱（主に輻射熱伝達）により低下する。この雰囲気の温度変化に対して、機器は雰囲気より大きな熱容量を持つため、温度の上昇は緩やかとなる。例として、8vol%水素濃度均一区画内での燃焼を解析した結果、ダクトのような薄板の機器であっても燃焼時の表面温度の上昇は約40°C程度となり、ダクト構造に影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>以上より、イグナイタの着火に伴う水素燃焼は、周辺機器の機能に影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>なお、PARもイグナイタと同様にいずれの重要機器からも一定の離隔距離を置いて設置されており（別紙）、仮に8vol%程度で発火し、PAR周辺の水素が燃焼したとしても、圧力及び温度上昇による影響はイグナイタの燃焼による影響に包絡される。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

参考文献(1) 水素の有効利用ガイドブック 平成20年3月
 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構

参考文献 水素の有効利用ガイドブック 平成20年3月
 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考)</p> <p><u>過去の燃焼試験の整理からの考察</u></p> <p>過去の水素燃焼に関する試験等の知見を表1に整理した。上表に開放空間またはX,Y,Zの寸法が同等の閉囲空間での水素燃焼試験の条件を、下表に細長い閉囲空間（管路、ダクト系）での水素燃焼試験の条件を示している。爆轟が発生するのは、過去の試験等では、下表のような細長い配管類に水素と支燃性ガスがドライに近い条件で閉じ込められた場合であり、ダクト・配管以外の広い空間での火炎伝播試験の体系では、水素濃度が13～15%（ドライ水素濃度）でも、爆轟は発生していない。ウェット条件になるとさらに高濃度の水素でも発生していない。</p> <p>また、過去の細長い体系（管路、ダクト）での水素燃焼試験結果と再循環ダクトの体系の比較を表2に示す。</p> <p>RUT試験から、約11%未満の水素濃度では、障害物の有無に係らず、爆燃止まりであるのに対して、12.5%以上の水素濃度では障害物がある場合にのみ爆轟が発生している。</p> <p>労働省 産業安全研究所の試験では、両端又は片端が閉の場合には、障害物の有無に係らず爆轟が発生している。この結果から、両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくても配管の長さと径の比(L/D)が大きく、30%程度の高水素濃度の場合は爆轟に転移する可能性が高いことが分かる。</p> <p>SRIの試験結果においては、両端が開放の場合でも水素濃度30%の水素濃度で障害物がある場合に爆轟が発生している。この結果から、配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性があることが分かる。</p> <p>NUPECの大規模試験は、内径8mの球体系(270m³)で多区画(11区画)である特徴があり、この球体系の中に円周約16m、口径1mのドーナツ状8角形空間があるが、15%（ドライ）大気圧の条件でも爆轟は発生していない。この結果から、複数の開口部があり、L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15%程度の水素濃度でも爆轟は発生しない傾向にあることが分かる。</p> <p>以上を整理すると、爆轟発生の条件として、以下の条件が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水素濃度が12.5%未満では障害物の存在に依存しないが、12.5%以上では水素濃度と共に障害物が存在した方が爆轟の可能性が高まる。 ✓ 配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性がある。 ✓ 両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくてもL/Dが大きく、30%程度の高水素濃度の場合に爆轟に転移する可能性が高い。 ✓ L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15%程度の水素濃度でも爆轟は発生していない。 <p>実機での細長い体系である再循環ダクトでは、保守的に水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC解析の原子炉格納容器内ドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値として、ダクト内の水素濃度を保守的に13%とした場合においても、開放された系であり、ダクト内には障害物がない。また、L/Dも10未満であり、過去の爆轟事例のいずれの条件にも当てはまらない。</p>	<p style="text-align: center;">過去の燃焼試験の整理からの考察</p> <p>過去の水素燃焼に関する試験等の知見を別表3に整理した。上表に開放空間又はx,y,zの寸法が同等の閉囲空間での水素燃焼試験の条件を、下表に細長い閉囲空間（管路、ダクト系）での水素燃焼試験の条件を示している。爆轟が発生るのは、過去の試験等では、下表のような細長い配管類に水素と支燃性ガスがドライに近い条件で閉じ込められた場合であり、ダクト・配管以外の広い空間での火炎伝播試験の体系では、水素濃度が13～15vol%（ドライ水素濃度）でも、爆轟は発生していない。ウェット条件になるとさらに高濃度の水素でも発生していない。</p> <p>また、過去の細長い体系（管路、ダクト）での水素燃焼試験結果と再循環ダクトの体系の比較を別表4に示す。</p> <p>RUT試験から、約11vol%未満の水素濃度では、障害物の有無に係らず、爆燃止まりであるのに対して、12.5vol%以上の水素濃度では障害物がある場合にのみ爆轟が発生している。</p> <p>労働省 産業安全研究所の試験では、両端又は片端が閉の場合には、障害物の有無に係らず爆轟が発生している。この結果から、両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくても配管の長さと径の比(L/D)が大きく、30vol%程度の高水素濃度の場合は爆轟に転移する可能性が高いことが分かる。</p> <p>SRIの試験結果においては、両端が開放の場合でも水素濃度30vol%の水素濃度で障害物がある場合に爆轟が発生している。この結果から、配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30vol%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性があることが分かる。</p> <p>NUPECの大規模試験は、内径8mの球体系(270m³)で多区画(11区画)である特徴があり、この球体系の中に円周約16m、口径1mのドーナツ状8角形空間があるが、15vol%（ドライ）大気圧の条件でも爆轟は発生していない。この結果から、複数の開口部があり、L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15vol%程度の水素濃度でも爆轟は発生しない傾向にあることが分かる。</p> <p>以上を整理すると、爆轟発生の条件として、以下の条件が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水素濃度が12.5vol%未満では障害物の存在に依存しないが、12.5vol%以上では水素濃度とともに障害物が存在したほうが爆轟の可能性が高まる。 ● 配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30vol%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性がある。 ● 両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくてもL/Dが大きく、30vol%程度の高水素濃度の場合に爆轟に転移する可能性が高い。 ● L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15vol%程度の水素濃度でも爆轟は発生していない。 <p>実機での細長い体系である再循環ダクトでは、保守的に水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC解析の原子炉格納容器内ドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値として、ダクト内の水素濃度を保守的に13vol%とした場合においても、開放された系であり、ダクト内には障害物がない。また、L/Dも10未満であり、過去の爆轟事例のいずれの条件にも当てはまらない。</p>	<p style="text-align: center;">参考</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉

表1 過去の水素燃焼による爆発事例の発生部位（爆発が生じたかった可能性がある部位）：

■ 廊房空間またはX,Y,Zの十分な領域の間隔空間での水素燃焼の発生部位（爆発が生じたかった可能性がある部位）：

設備	試験条件	試験装置	障害物の有無	配管の長さ(l)と径(D)の比(L/D)	爆発の発生有無	備考
NTS 試験 (未)	半径 16m の環状(200mW)、 特徴：底、白目空間	なし	5~10vol% (水素濃度 0~40vol%)	該当なし	なし	
EPRU	特徴：多孔質	なし	5.5~1vol% (水素濃度 0~30vol%)	該当なし	なし	
NUPIC 小規模試験 評定用 (5mの小体系)	特徴：多孔質	なし	6.0~10.vol% (l=7.0) 5.0vol% (l=2.0)	約2.3	なし	
NUPIC 大規模試験 特徴：多孔質 (270m ³)	内径 8m の球形(270m ³) 特徴：多孔質	もの55個	30vol% (l=1.7)~40vol% (l=1.7)	該当なし	なし	
円柱管 10m、内径 10m のループ 特徴：多孔質 (11.1区間)	特徴：多孔質	なし	5.6~10.vol% (l=7.0)	約 16	なし	2箇所の上部区間に窓口 がある。
NEKO 試験	特徴：多孔質 (40MPa~耐圧) 特徴：8角形空間	なし	8~10.vol% (l=7.0)	該当なし	なし	100%水素(H ₂ 400Mpa)～ 1. 大気～への漏えい用を設置 青緑色のガラスでそれを包み、 ドライカーボンでそれを包む。
NEKO 試験 (後)	特徴：8角形空間 特徴：内径 10m、外径 12.7mの球形 (11.1区間)	なし	12.7vol% (l=7.0)	なし		
・爆発が発生するのは、過剰な水素供給等による水素の蓄積と空気との混合ガスであり、上部のより小さなそれ以外の体積では、ドライカーボンでそれを包む。						
■ 廉民小屋空間 (金網、ダクト等) での水素燃焼場所の発生部位（爆発が生じたしない）：						
試験、他	内核体系	障害物の有無	水素濃度等	配管の長さ(l)と径(D)の比(L/D)	爆発の発生時の条件等	爆発が発生しなかった条件
RIT 試験 (底) OBEDIBU	70 m の周囲空間 (480m ³) 62.5mW × 2.5mH × 70m	12.5倍圓	~80vol% (l=1) (水素濃度でも実験)	約 28	5.9 12.vol% (l=1)	水素気 45vol% (l=1)の条件 では、同一体系で爆発は 発生せず。
NUPIC (底 NRC) 高電流起火等 試験	機器室：2体系、隔壁部とも開閉 板設置。 ・10cm 内径 × 6.1m (SSDA 試 験) ・27cm 内径 × 2.3m (HTCP 試 験)	機器物(F17.1)を多 く含む ・10cm 内径 × 6.1m (SSDA 試 験)	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素気-水素空 気)	SSDA 試験：約 50 HTCP 試験：約 78	5.9 300K 条件では 10vol% (l=1) 450K 条件では 11vol% (l=1)。 それぞれ爆発生。	同一体系に、ベンチによる 開放の条件で追加した試験 では爆発は発生せず。
SHUNEDO We-Nut 防爆省	新 10m の爆発室。一端封閉構造。 ・特徴：多孔質	機器物(F17.1)を多 く含む ・10cm 内径 × 2.3m (HTCP 試 験)	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素空 気)	約 26	5.9	爆発物貯蔵庫に爆発発生。
SHUNEDO We-Nut 防爆省安全研究所 試験	爆発室： ・2mm 内径 × 管全長 2.1m～ 9.1m 特徴：端部の開閉部分を含む	機器物(F17.1)を多 く含む ・10cm 内径 × 2.3m (HTCP 試 験)	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素空 気)	約 75~925	5.9	管の内側面と隔壁の場合は 爆発は発生せず。(既存物安 全の場合は)

・爆発が発生しない理由は、下表のような匂い配分による本質と空気との混合ガスではない。

■ 新しい廻田空間 (管路、ダクト等) での水素燃焼の発生部位（爆発が生じたしない）：

設備	試験条件	試験装置	障害物の有無	配管の長さ(l)と径(D)の比(L/D)	爆発の発生有無	備考
NTS 試験 (未)	半径 16m の環状(200mW)、特 徴：底、白目空間	なし	5~10.vol% (水素濃度 0~40vol%)	該当なし	なし	
EPRU (E)	特徴：多孔質	なし	5.5~1.vol% (水素濃度 0~60vol%)	該当なし	なし	
M/PIC 小型燃焼試験 評定用	特徴：多孔質 (5m の小体系)	なし	6.5~10.vol% (F17.1) 5.5vol% (F17.2)	約2.3	なし	
M/PIC 大規模試験 評定：多孔質 (11.1区間)	内径 8m の球形(270m ³) 内径 10m のループ	子ドリルの組合いで 95%が空	~10.vol% (l=7.0) 5.6~12.vol% (l=7.0)	該当なし	なし	2箇所の上部区間に窓口 がある。
NEKO 試験	100%水素燃焼 (0.05Pa～) 特徴：8角形空間	なし	8~15.vol% (l=7.0)	約 16	なし	100%水素燃焼 (400Pa)～ 1. 大気～への漏えい用を設置。 人気～への漏えい用を設置。
・爆発が発生するのは、局の実験結果では、半径のよろしくない狭い空間に水素と空気との混合ガスでも生じていない。						
■ 新しい廻田空間 (管路、ダクト等) での水素燃焼の発生部位（爆発が生じたしない）：						
試験、他	内核体系	障害物の有無	水素濃度等	配管の長さ(l)と径(D)の比(L/D)	爆発の発生時の条件等	爆発が発生しなかった条件
RIT 試験 (底) OBEDIBU	70m の周囲空間 (480m ³) ×2.5mH × 70m	12.5倍圓	~80vol% (l=1) (2.5倍条件でも実験)	約 25	5.9 12.vol% (l=1)	水素気 45vol% (l=1)の条件 では、同一体系でも爆 発せず。
M/PIC (底米NRC) 高電流起火等 試験	機器室：2体系、隔壁部とも開閉 板設置。 ・10cm 内径 × 6.1m (SSDA 試 験)	機器物(F17.1)を多 く含む ・27cm 内径 × 2.3m (HTCP 試 験)	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素気-水素空 気)	SSDA 試験：約 60 HTCP 試験：約 78	あり 2008 条件では 10vol% (l=1) 650K 条件では 11vol% (l=1)。 それぞれ爆発生。	同一体系に、ベンチによる 開放の条件で追加した試験 では爆発は発生せず。
SRI (SHD) We-Nut	約 10m の燃焼管、 特徴：多孔質	障害物 (F17.1)を含む 管の内径 × 管全長 2.1m 内径 2.5m の場合	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素空 気)	約 26	あり	爆発物貯蔵庫に爆発発生。
防爆省	特徴：多孔質	なし	約 75~325	あり	管の内側面と隔壁の場合は 爆発は発生せず。	
・爆発が発生する場合は、局の実験結果では、半径のよろしくない狭い空間に水素と空気との混合ガスでも生じていない。						
■ 新しい廻田空間 (管路、ダクト等) での水素燃焼の発生部位（爆発が生じたしない）：						
試験、他	内核体系	障害物の有無	水素濃度等	配管の長さ(l)と径(D)の比(L/D)	爆発の発生時の条件等	爆発が発生しなかった条件
RIT 試験 (底) OBEDIBU	70m の周囲空間 (480m ³) ×2.5mH × 70m	12.5倍圓	~80vol% (l=1) (2.5倍条件でも実験)	約 25	5.9 12.vol% (l=1)	水素気 45vol% (l=1)の条件 では、同一体系で爆 発は発生せず。
M/PIC (底米NRC) 高電流起火等 試験	機器室：2体系、隔壁部とも開閉 板設置。 ・10cm 内径 × 6.1m (SSDA 試 験)	機器物(F17.1)を多 く含む ・27cm 内径 × 2.3m (HTCP 試 験)	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素気-水素空 気)	SSDA 試験：約 60 HTCP 試験：約 78	あり 2008 条件では 10vol% (l=1) 650K 条件では 11vol% (l=1)。 それぞれ爆発生。	同一体系に、ベンチによる 開放の条件で追加した試験 では爆発は発生せず。
SRI (SHD) We-Nut	約 10m の燃焼管、 特徴：多孔質	障害物 (F17.1)を含む 管の内径 × 管全長 2.1m 内径 2.5m の場合	新規：5~10.vol% (水素空気系、水素空 気)	約 26	あり	爆発物貯蔵庫に爆発発生。
防爆省	特徴：多孔質	なし	約 75~325	あり	管の内側面と隔壁の場合は 爆発は発生せず。	
・爆発が発生する場合は、局の実験結果では、半径のよろしくない狭い空間に水素と空気との混合ガスでも生じていない。						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
RUTT試験	<p>主な試験条件、体系</p> <p>水素濃度(%)：17.5%以上 ○：38%以上 ○：38%以下 ○：8%</p> <p>水素濃度：9.8~14% (17%) ○：11 ○：12.5 ○：12.5</p> <p>長さ：65m 断面：2.5m×2.4m 【半径】△(△)、十(+)法】 降着物：12～14t</p> <p>水素濃度：90% (17%) L: 2.1~9.1m D: 0.028m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>水素濃度：17~80% L: 21.3m, D: 0.27m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>SHI プロジェクト試験</p> <p>水素濃度：20~97% 長さ：9.3m 断面：0.38m×0.38m 【降着装置】△ （全13ヶース） 降着物：最大25t</p> <p>NUPIC & USNRC</p> <p>一般部 ドーナツハブ形状 D: 1m, 全周：16m 【降着】△(△)法】 水素濃度：5~10% CV 両側面ダクトの条件</p> <p>水素濃度:35%以上上の試験で 備考が生じなかった技術 降着物なしの場合69%, 場合別、LD方式のみ発生 上記以外の種類なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>	<p>主な試験条件、体系</p> <p>水素濃度(%)：17.5%以上 ○：38%以上 ○：38%以下 ○：8%</p> <p>水素濃度：9.8~14% (17%) ○：11 ○：12.5 ○：12.5</p> <p>長さ：65m 断面：2.5m×2.4m 【半径】△(△)、十(+)法】 降着物：12～14t</p> <p>水素濃度：90% (17%) L: 2.1~9.1m D: 0.028m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>水素濃度：17~80% L: 21.3m, D: 0.27m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>SHI プロジェクト試験</p> <p>水素濃度：20~97% 長さ：9.3m 断面：0.38m×0.38m 【降着装置】△ （全13ヶース） 降着物：最大25t</p> <p>NUPIC 大型爆発試験</p> <p>一般部 ドーナツハブ形状 D: 1m, 全周：16m 【降着】△(△)法】 水素濃度：5~10%</p> <p>CV 両側面ダクトの条件</p> <p>水素濃度:35%以上上の試験で 備考が生じなかった技術 降着物なしの場合69%, 場合別、LD方式のみ発生 上記以外の種類なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>* 水素気の漏れ漏洩を抑制的考慮。 上記以外の降着物なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>
RUTT試験	<p>主な試験条件、体系</p> <p>水素濃度(%)：17.5%以上 ○：38%以上 ○：38%以下 ○：8%</p> <p>水素濃度：9.8~14% (17%) ○：11 ○：12.5 ○：12.5</p> <p>長さ：65m 断面：2.5m×2.4m 【半径】△(△)、十(+)法】 降着物：12～14t</p> <p>水素濃度：90% (17%) L: 2.1~9.1m D: 0.028m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>水素濃度：17~80% L: 21.3m, D: 0.27m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>SHI プロジェクト試験</p> <p>水素濃度：20~97% 長さ：9.3m 断面：0.38m×0.38m 【降着装置】△ （全13ヶース） 降着物：最大25t</p> <p>NUPIC & USNRC</p> <p>一般部 ドーナツハブ形状 D: 1m, 全周：16m 【降着】△(△)法】 水素濃度：5~10%</p> <p>CV 両側面ダクトの条件</p> <p>水素濃度:35%以上上の試験で 備考が生じなかった技術 降着物なしの場合69%, 場合別、LD方式のみ発生 上記以外の種類なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>	<p>主な試験条件、体系</p> <p>水素濃度(%)：17.5%以上 ○：38%以上 ○：38%以下 ○：8%</p> <p>水素濃度：9.8~14% (17%) ○：11 ○：12.5 ○：12.5</p> <p>長さ：65m 断面：2.5m×2.4m 【半径】△(△)、十(+)法】 降着物：12～14t</p> <p>水素濃度：90% (17%) L: 2.1~9.1m D: 0.028m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>水素濃度：17~80% L: 21.3m, D: 0.27m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>SHI プロジェクト試験</p> <p>水素濃度：20~97% 長さ：9.3m 断面：0.38m×0.38m 【降着装置】△ （全13ヶース） 降着物：最大25t</p> <p>NUPIC 大型爆発試験</p> <p>一般部 ドーナツハブ形状 D: 1m, 全周：16m 【降着】△(△)法】 水素濃度：5~10%</p> <p>CV 両側面ダクトの条件</p> <p>水素濃度:35%以上上の試験で 備考が生じなかった技術 降着物なしの場合69%, 場合別、LD方式のみ発生 上記以外の種類なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>* 水素気の漏れ漏洩を抑制的考慮。 上記以外の降着物なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>
RUTT試験	<p>主な試験条件、体系</p> <p>水素濃度(%)：17.5%以上 ○：38%以上 ○：38%以下 ○：8%</p> <p>水素濃度：9.8~14% (17%) ○：11 ○：12.5 ○：12.5</p> <p>長さ：65m 断面：2.5m×2.4m 【半径】△(△)、十(+)法】 降着物：12～14t</p> <p>水素濃度：90% (17%) L: 2.1~9.1m D: 0.028m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>水素濃度：17~80% L: 21.3m, D: 0.27m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>SHI プロジェクト試験</p> <p>水素濃度：20~97% 長さ：9.3m 断面：0.38m×0.38m 【降着装置】△ （全13ヶース） 降着物：最大25t</p> <p>NUPIC & USNRC</p> <p>一般部 ドーナツハブ形状 D: 1m, 全周：16m 【降着】△(△)法】 水素濃度：5~10%</p> <p>CV 両側面ダクトの条件</p> <p>水素濃度:35%以上上の試験で 備考が生じなかった技術 降着物なしの場合69%, 場合別、LD方式のみ発生 上記以外の種類なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>	<p>主な試験条件、体系</p> <p>水素濃度(%)：17.5%以上 ○：38%以上 ○：38%以下 ○：8%</p> <p>水素濃度：9.8~14% (17%) ○：11 ○：12.5 ○：12.5</p> <p>長さ：65m 断面：2.5m×2.4m 【半径】△(△)、十(+)法】 降着物：12～14t</p> <p>水素濃度：90% (17%) L: 2.1~9.1m D: 0.028m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>水素濃度：17~80% L: 21.3m, D: 0.27m 【降着装置】△ 降着物：多款</p> <p>SHI プロジェクト試験</p> <p>水素濃度：20~97% 長さ：9.3m 断面：0.38m×0.38m 【降着装置】△ （全13ヶース） 降着物：最大25t</p> <p>NUPIC 大型爆発試験</p> <p>一般部 ドーナツハブ形状 D: 1m, 全周：16m 【降着】△(△)法】 水素濃度：5~10%</p> <p>CV 両側面ダクトの条件</p> <p>水素濃度:35%以上上の試験で 備考が生じなかった技術 降着物なしの場合69%, 場合別、LD方式のみ発生 上記以外の種類なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>* 水素気の漏れ漏洩を抑制的考慮。 上記以外の降着物なしの試験 他の条件がやべて厳しくない場合 CV 両側面ダクトの条件</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

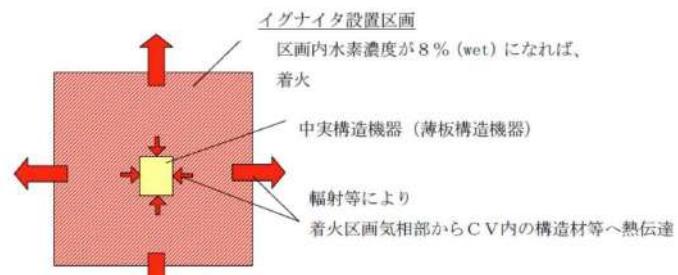
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

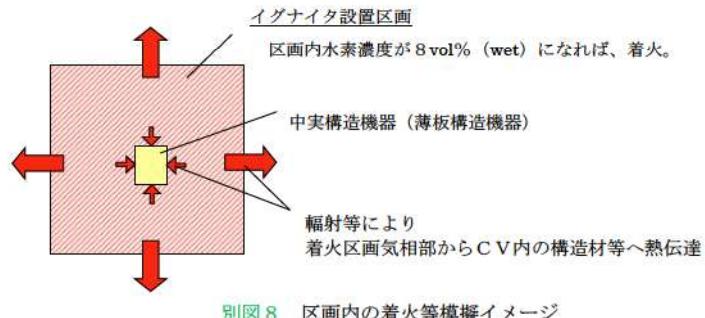
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料 イグナイタ着火の熱影響について</p> <p>原子炉格納容器頂部のスプレーリングの配管サポートにイグナイタを追設するにあたり、イグナイタ着火による格納容器スプレーシステム及び格納容器本体（鋼板）への熱影響についてまとめる。</p> <p>「大LOCA+ECCS注入失敗（Zr-水反応割合100%）」を対象とし、実機プラントにおけるGOTHIC解析モデルのイグナイタ設置区画に中実構造機器及び薄板構造機器を模擬したヒートシンクを追加し、ヒートシンクの温度変化の解析を実施した。</p> <p>(1) 評価条件等</p> <p>評価については後述のとおり代表4ループプラントにおける評価結果が大飯3／4号機の評価においても適用可能であることから代表4ループプラントの評価結果を用いて大飯3／4号機の評価を実施する。</p> <p>代表4ループプラントの評価条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 大LOCA+ECCS注入失敗のケース b. 全炉心100%Zr-水反応を仮定、放射線水分解、金属腐食を考慮 c. PAR、イグナイタを考慮 d. イグナイタ設置区画において、水素濃度8%（wet）になれば着火 e. イグナイタ設置区画に中実構造機器及び薄板構造機器を模擬 f. 着火による区画内気相部温度上昇及び気相部から区画内外の金属及びコンクリート等のヒートシンクへの熱放射と対流熱伝達を模擬 <p>以下の理由から代表4ループプラントの評価結果を大飯3、4号機の評価として使用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表4ループプラントでの評価結果では、大飯3、4号機の水素燃焼のシーケンスと同じ水素燃焼のシーケンスを用いて温度影響を確認している。 ・大飯3、4号機では炉心溶融・コンクリート相互反応の不確かさを考慮した場合において、最大で全炉心81%ジルコニウム-水反応分の水素が発生するとして評価しているのに対し、代表4ループプラントでは全炉心100%ジルコニウム-水反応分の水素が発生すると評価しているため、原子炉格納容器内の水素濃度の全体挙動及び上昇速度は異なる。 ・大飯3、4号機と代表4ループプラントで原子炉格納容器内の水素濃度の全体挙動及び上昇速度は異なるものの、いずれも原子炉格納容器水素燃焼装置着火条件を水素濃度8vol%の時点としているため、ループ数の違いや考慮するジルコニウム-水反応による巣水素発生量の違いにかかわらず、機器の温度上昇に寄与するイグナイタ着火時の1回当たりの燃焼規模は同じである。 ・第3-1表からジルコニウム量と原子炉格納容器自由体積の比率について代表4ループの方が高く、水素濃度上昇速度は大きいが、イグナイタ設置区画において水素濃度が8vol%に到達すると、原子炉格納容器内で水素燃焼が生じて水素濃度は低下する。その後、水素濃度が再び8vol%まで上昇すると、イグナイタによる水素燃焼が生じ、水素濃度は低下する。このよう 	<p>別紙2</p> <p>イグナイタ着火の熱影響について</p> <p>原子炉格納容器頂部のスプレーリング付近にイグナイタを追設するにあたり、イグナイタ着火による格納容器スプレーシステム及び格納容器本体（鋼板）への熱影響についてまとめる。</p> <p>「大LOCA+ECCS注入失敗（Zr-水反応割合100%）」を対象とし、実機プラントにおけるGOTHIC解析モデルのイグナイタ設置区画に中実構造機器及び薄板構造機器を模擬したヒートシンクを追加し、ヒートシンクの温度変化の解析を実施した。</p> <p>(1) 評価条件等</p> <p>評価については後述のとおり代表4ループプラントにおける評価結果が泊3号炉の評価においても適用可能であることから代表4ループプラントの評価結果を用いて泊3号炉の評価を実施する。</p> <p>代表4ループプラントの評価条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 大LOCA+ECCS注入失敗のケース b. 全炉心100%Zr-水反応を仮定、放射線水分解、金属腐食を考慮 c. PAR、イグナイタを考慮 d. イグナイタ設置区画において、水素濃度8vol%（wet）になれば着火 e. イグナイタ設置区画に中実構造機器及び薄板構造機器を模擬 f. 着火による区画内気相部温度上昇及び気相部から区画内外の金属及びコンクリート等のヒートシンクへの熱放射と対流熱伝達を模擬 <p>以下の理由から代表4ループプラントの評価結果を泊3号炉の評価として使用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表4ループプラントでの評価結果では、泊3号炉の水素燃焼のシーケンスと同じ水素燃焼のシーケンスを用いて温度影響を確認している。 ・泊3号炉では炉心溶融・コンクリート相互反応の不確かさを考慮した場合において、最大で全炉心81%ジルコニウム-水反応分の水素が発生するとして評価しているのに対し、代表4ループプラントでは全炉心100%ジルコニウム-水反応分の水素が発生すると評価しているため、原子炉格納容器内の水素濃度の全体挙動及び上昇速度は異なる。 ・泊3号炉と代表4ループプラントで原子炉格納容器内の水素濃度の全体挙動及び上昇速度は異なるものの、いずれもイグナイタ着火条件を水素濃度8vol%の時点としているため、ループ数の違いや考慮するジルコニウム-水反応による巣水素発生量の違いにかかわらず、機器の温度上昇に寄与するイグナイタ着火時の1回当たりの燃焼規模は同じである。 ・別表5からジルコニウム量と原子炉格納容器自由体積の比率について代表4ループの方が高く、水素濃度上昇速度は大きいが、イグナイタ設置区画において水素濃度が8vol%に到達すると、原子炉格納容器内で水素燃焼が生じて水素濃度は低下する。その後、水素濃度が再び8vol%まで上昇すると、イグナイタによる水素燃焼が生じ、水素濃度は低下する。このよう 	<p>別紙2</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は既設スプレーパートにイグナイタを設置し、泊はCV鋼板に新規パッドを取り付けている。（別紙3のとおり、鋼製CVの美浜3号と同様。52-13-57～58を参照）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>8vol%まで上昇すると、イグナイタによる水素燃焼が生じ、水素濃度は低下する。このよう な、断続的な水素燃焼による反応熱で、一時的な区画内の温度上昇が生じるが、区画内外の金 属及びコンクリート等のヒートシンクへの熱放射及び対流熱伝熱により速やかに低下する。 この点において大飯3／4号機と代表4ループプラントについて違いはない。（第3-1図参 照）</p> <p>表1 代表4ループプラントと大飯3号機の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>代表4ループプラント</th> <th>大飯3、4号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価対象シナリオ</td> <td>大破断LOCA +ECCS注入失敗</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>ジルコニウム・水反応割合</td> <td>100%</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>イグナイタ着火条件</td> <td>水素濃度 8vol% (wet)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>イグナイタ設置区画容積</td> <td>[REDACTED] m³</td> <td>[REDACTED] m³</td> </tr> <tr> <td>反応ジルコニウム量(①)</td> <td>24800kg</td> <td>20500kg</td> </tr> <tr> <td>CV自由体積(②)</td> <td>72900m³</td> <td>72900m³</td> </tr> <tr> <td>反応ジルコニウム量と CV自由体積の比率(①/②)</td> <td>0.34kg/m³</td> <td>0.30kg/m³</td> </tr> </tbody> </table>		代表4ループプラント	大飯3、4号機	評価対象シナリオ	大破断LOCA +ECCS注入失敗	同左	ジルコニウム・水反応割合	100%	81%	イグナイタ着火条件	水素濃度 8vol% (wet)	同左	イグナイタ設置区画容積	[REDACTED] m ³	[REDACTED] m ³	反応ジルコニウム量(①)	24800kg	20500kg	CV自由体積(②)	72900m ³	72900m ³	反応ジルコニウム量と CV自由体積の比率(①/②)	0.34kg/m ³	0.30kg/m ³	<p>な、断続的な水素燃焼による反応熱で、一時的な区画内の温度上昇が生じるが、区画内外の金 属及びコンクリート等のヒートシンクへの熱放射及び対流熱伝熱により速やかに低下する。 この点において泊3号炉と代表4ループプラントについて違いはない。（別図8参照）</p> <p>別表5 代表4ループプラントと泊3号炉の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>代表4ループプラント</th> <th>泊3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価対象シナリオ</td> <td>大破断LOCA +ECCS注入失敗</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>ジルコニウム・水反応割合</td> <td>100%</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>イグナイタ着火条件</td> <td>水素濃度 8vol% (wet)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>イグナイタ設置区画容積</td> <td>[REDACTED] m³</td> <td>[REDACTED] m³</td> </tr> <tr> <td>反応ジルコニウム量(①)</td> <td>24800kg</td> <td>16362kg</td> </tr> <tr> <td>CV自由体積(②)</td> <td>72900m³</td> <td>65500m³</td> </tr> <tr> <td>反応ジルコニウム量と CV自由体積の比率(①/②)</td> <td>0.34kg/m³</td> <td>0.25kg/m³</td> </tr> </tbody> </table>		代表4ループプラント	泊3号炉	評価対象シナリオ	大破断LOCA +ECCS注入失敗	同左	ジルコニウム・水反応割合	100%	81%	イグナイタ着火条件	水素濃度 8vol% (wet)	同左	イグナイタ設置区画容積	[REDACTED] m ³	[REDACTED] m ³	反応ジルコニウム量(①)	24800kg	16362kg	CV自由体積(②)	72900m ³	65500m ³	反応ジルコニウム量と CV自由体積の比率(①/②)	0.34kg/m ³	0.25kg/m ³	
	代表4ループプラント	大飯3、4号機																																																
評価対象シナリオ	大破断LOCA +ECCS注入失敗	同左																																																
ジルコニウム・水反応割合	100%	81%																																																
イグナイタ着火条件	水素濃度 8vol% (wet)	同左																																																
イグナイタ設置区画容積	[REDACTED] m ³	[REDACTED] m ³																																																
反応ジルコニウム量(①)	24800kg	20500kg																																																
CV自由体積(②)	72900m ³	72900m ³																																																
反応ジルコニウム量と CV自由体積の比率(①/②)	0.34kg/m ³	0.30kg/m ³																																																
	代表4ループプラント	泊3号炉																																																
評価対象シナリオ	大破断LOCA +ECCS注入失敗	同左																																																
ジルコニウム・水反応割合	100%	81%																																																
イグナイタ着火条件	水素濃度 8vol% (wet)	同左																																																
イグナイタ設置区画容積	[REDACTED] m ³	[REDACTED] m ³																																																
反応ジルコニウム量(①)	24800kg	16362kg																																																
CV自由体積(②)	72900m ³	65500m ³																																																
反応ジルコニウム量と CV自由体積の比率(①/②)	0.34kg/m ³	0.25kg/m ³																																																



[REDACTED] 内は機密に属するもので公開できません。



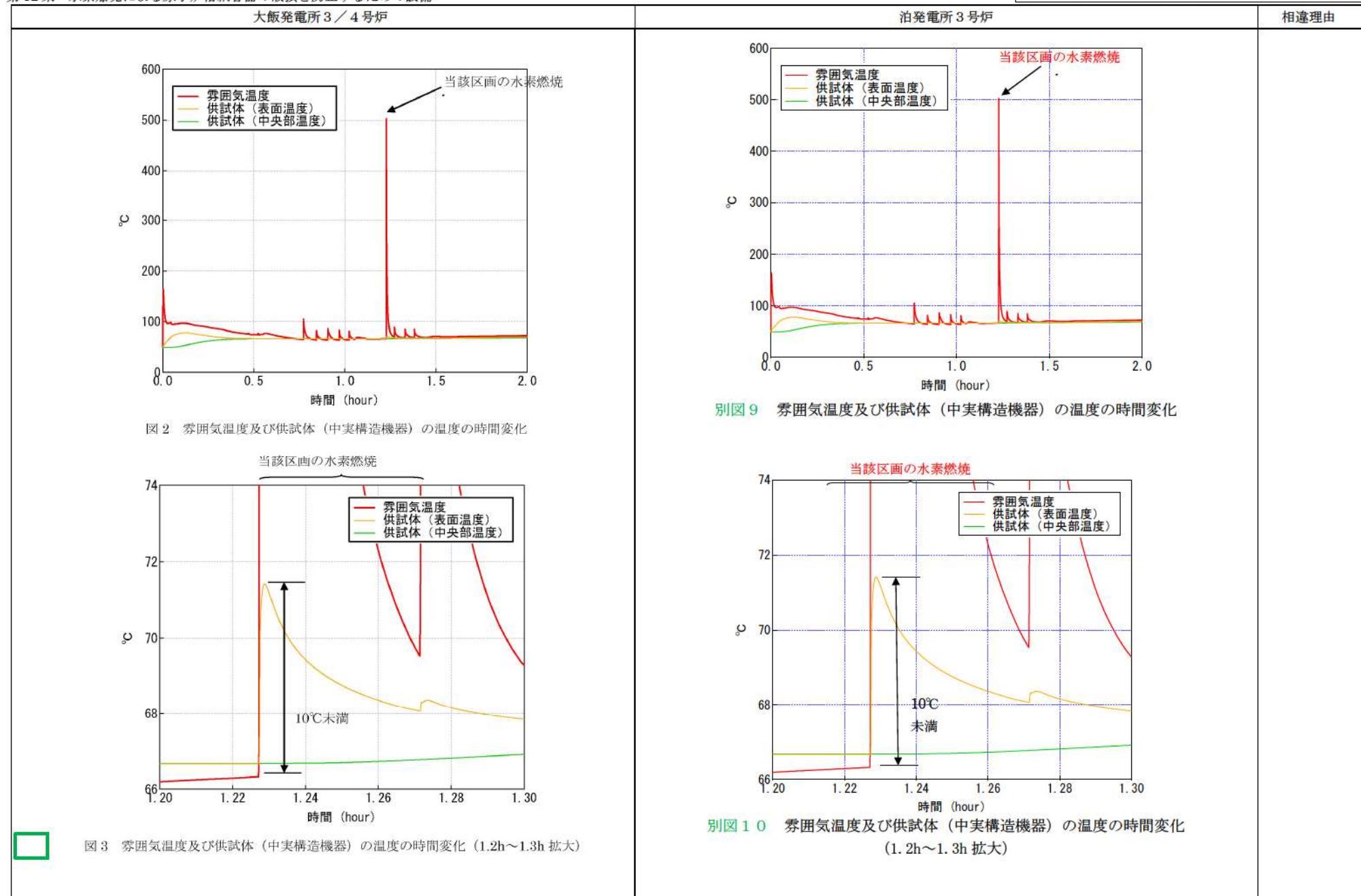
[REDACTED] 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(2) 中実構造機器に対する温度影響評価</p> <p>区画の中に中実構造の機器も模擬し、区画内の雰囲気の温度変化とそれに伴う機器の温度変化を評価した。仮定した機器の寸法等を表2に示す。</p> <p>解析の結果として、図2及び図3に水素燃焼に伴う区画内雰囲気及び機器の温度の時間変化を示す。</p> <p>雰囲気の温度は、水素の燃焼に相当する反応熱の生成で上昇するが、周囲の金属やコンクリート等のヒートシンクへの熱放射及び対流熱伝達により、速やかに低下する。この雰囲気温度の過渡応答の中に置かれた機器の表面温度は、熱放射及び対流熱伝達により上昇するが、温度上昇は10°C未満であり、内部の温度はほとんど上がらないことを確認した。</p> <p>表2 中実機器を模擬した供試体の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形状</th><th>中実機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材質</td><td>ステンレス</td></tr> <tr> <td>寸法</td><td>200mm×200mm×400mm</td></tr> </tbody> </table>	形状	中実機器	材質	ステンレス	寸法	200mm×200mm×400mm	<p>2. 中実構造機器に対する温度影響評価</p> <p>区画の中に中実構造の機器を模擬し、区画内の雰囲気の温度変化とそれに伴う機器の温度変化を評価した。仮定した機器の寸法等を別表6に示す。</p> <p>解析の結果として、別図9及び別図10に水素燃焼に伴う区画内雰囲気及び機器の温度の時間変化を示す。</p> <p>雰囲気の温度は、水素の燃焼に相当する反応熱の生成で上昇するが、周囲の金属及びコンクリート等のヒートシンクへの熱放射及び対流熱伝達により、速やかに低下する。この雰囲気温度の過渡応答の中に置かれた機器の表面温度は、熱放射及び対流熱伝達により上昇するが、温度上昇は10°C未満であり、内部の温度はほとんど上がらないことを確認した。</p> <p>別表6 中実機器を模擬した供試体の寸法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形 状</th><th>中実機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 質</td><td>ステンレス</td></tr> <tr> <td>寸 法</td><td>200mm×200mm×400mm</td></tr> </tbody> </table>	形 状	中実機器	材 質	ステンレス	寸 法	200mm×200mm×400mm	<p>記載表現の相違</p>
形状	中実機器													
材質	ステンレス													
寸法	200mm×200mm×400mm													
形 状	中実機器													
材 質	ステンレス													
寸 法	200mm×200mm×400mm													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(3) 薄板構造機器に対する温度影響評価</p> <p>区画の中に薄板構造の機器（再循環ユニットのダクト等）を模擬し、区画内の雰囲気の温度変化とそれに伴う機器の温度変化を評価した。仮定した機器の寸法等を表3に示す。</p> <p>薄板構造の機器としては、その他に静的触媒式水素再結合装置のケーシング、各種の計装器類のケーブルを保護する金属製カバーが該当する。</p> <p>解析結果として、図4及び図5に水素燃焼に伴う区画内雰囲気及び機器の温度の時間変化を示す。</p> <p>再循環ユニットのダクトのような薄板構造の機器については、板材が薄いためその熱容量に応じて板材一様に温度上昇するが、温度は上昇しやすくなるが、温度増加は40°C程度に収まる。</p> <p>表3 薄板構造機器（再循環ユニットのダクト）を模擬した供試体の寸法等</p> <table border="1"> <tr> <td>形状</td><td>パイプ</td></tr> <tr> <td>材質</td><td>炭素鋼</td></tr> <tr> <td>口径</td><td>1700mm</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>2.2m</td></tr> <tr> <td>板厚</td><td>1.6mm</td></tr> </table> <p>図4 雰囲気温度及び供試体（薄板構造機器）の温度の時間変化</p> <p>3. 薄板構造機器に対する温度影響評価</p> <p>区画の中に薄板構造の機器（再循環ユニットのダクト等）を模擬し、区画内の雰囲気の温度変化とそれに伴う機器の温度変化を評価した。仮定した機器の寸法等を別表7に示す。</p> <p>薄板構造の機器としては、その他に原子炉格納容器水素処理装置のケーシング、各種の計装器類のケーブルを保護する金属製カバーが該当する。</p> <p>解析の結果として、別図11及び別図12に水素燃焼に伴う区画内雰囲気及び機器の温度の時間変化を示す。</p> <p>再循環ユニットのダクトのような薄板構造の機器については、板材が薄いためその熱容量に応じて板材一様に温度上昇するため、温度は上昇しやすくなるが、温度増加は40°C程度に収まる。</p> <p>別表7 薄板構造機器（再循環ユニットのダクト）を模擬した供試体の寸法等</p> <table border="1"> <tr> <td>形 状</td><td>パイプ</td></tr> <tr> <td>材 質</td><td>炭素鋼</td></tr> <tr> <td>口 径</td><td>1,700mm</td></tr> <tr> <td>長 さ</td><td>2.2m</td></tr> <tr> <td>板 厚</td><td>1.6mm</td></tr> </table> <p>別図11 雰囲気温度及び供試体の温度</p>	形状	パイプ	材質	炭素鋼	口径	1700mm	長さ	2.2m	板厚	1.6mm	形 状	パイプ	材 質	炭素鋼	口 径	1,700mm	長 さ	2.2m	板 厚	1.6mm
形状	パイプ																			
材質	炭素鋼																			
口径	1700mm																			
長さ	2.2m																			
板厚	1.6mm																			
形 状	パイプ																			
材 質	炭素鋼																			
口 径	1,700mm																			
長 さ	2.2m																			
板 厚	1.6mm																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>当該区画設置の水素燃焼</p> <p>図5 霧囲気温度及び供試体（薄板構造機器）の温度の時間変化（1.2h～1.3h拡大）</p>	<p>当該区画の水素燃焼</p> <p>別図1-2 霧囲気温度及び供試体の温度（1.2h～1.3h拡大）</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) イグナイタ着火後の熱影響の考察</p> <p>代表4ループラントのドーム部頂部の「大LOCA+ECCS注入失敗(Zr-水反応割合100%)」のGOTHICのイグナイタ着火時の雰囲気温度と原子炉格納容器本体壁面温度を図6及び図7に示す。</p> <p>図6に示すとおり、イグナイタ作動時のドーム部頂部の雰囲気温度は、およそ70°Cから150°Cまで変化している。これは、原子炉格納容器下部区画のイグナイタによる燃焼が影響しているものであり、ドーム部の原子炉格納容器本体壁面温度にはほとんど変化はなく70°C程度である。</p> <p>図6に示すとおり、イグナイタ作動時のドーム部頂部の雰囲気温度は、およそ60°Cから70°Cまで変化している。これは、原子炉格納容器下部区画のイグナイタによる燃焼が影響しているものであり、ドーム部の原子炉格納容器本体壁面温度にはほとんど変化はなく70°C程度である。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p> <p>図2～図5と同様に、仮にドーム部に設置したイグナイタが作動し、その周囲の雰囲気温度が500°C以上に上昇したとしても、周囲への熱放射及び対流熱伝達により、数分程度で着火前の温度に低下すると考えられ、さらに、この雰囲気の温度変化に対して、原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管は雰囲気より大きな熱容量を持つため、温度の上昇は緩やかとなると考えられるため、その温度上昇度合いは、先に述べた影響評価結果と同程度(10～40°C程度)と考えられる。</p> <p>表3に原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管の許容温度を示す。</p> <p>原子炉格納容器本体のライナーブレート及び原子炉格納容器スプレイ配管の板厚は、それぞれ約6.4mm、4.0mmであり、共に中実機器と薄板構造機器の中間的な温度上昇になると考えられる。そこで、保守的に薄板構造機器の温度上昇度合いで推測すると、110°C程度(70°C+40°C)まで上昇すると考えられるが、許容値である200°C※1,2に対して十分な余裕がある。また、スプレイ配管の材質は、ステンレス(融点は約1400°C程度)であり、十分な熱容量を有する。CV本体は内面に鋼製のライナを設けたコンクリート構造物であり、同様に十分な熱容量を有する。なお、有効性評価における過温破損シーケンス「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」の最高値約144°Cから40°C上昇するとしても、許容値である200°C※1,2を下回る。</p> <p>原子炉格納容器本体及び格納容器スプレイ配管の板厚は、それぞれ約mm、mmであり、共に中実機器と薄板構造機器の中間的な温度上昇になると考えられる。そこで、保守的に薄板構造機器の温度上昇度合いで推測すると、110°C程度(70°C+40°C)まで上昇すると考えられるが、許容値である200°C※1,2に対して十分な余裕がある。また、格納容器スプレイ配管の材質は、ステンレス(融点は約1400°C程度)であり、十分な熱容量を有する。原子炉格納容器本体についても鋼製であり同様である。なお、有効性評価における過温破損シーケンス「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」の最高値約136°Cから40°C上昇するとしても、許容値である200°C※1,2を下回る。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p>	<p>4. イグナイタ着火後の熱影響の考察</p> <p>泊3号炉のドーム部頂部の「大LOCA+ECCS注入失敗(Zr-水反応割合81%)」のGOTHICのイグナイタ着火時の雰囲気温度と原子炉格納容器本体壁面温度を別図13及び別図14に示す。</p> <p>別図13に示すとおり、約2時間から約3時間にかけてイグナイタ着火による水素処理が行われている。イグナイタ作動時のドーム部頂部の雰囲気温度は、およそ70°Cから90°Cまで変化している。これは、原子炉格納容器下部区画のイグナイタによる燃焼が影響しているものであり、ドーム部の原子炉格納容器本体壁面温度にはほとんど変化はなく80°C程度である。</p> <p>別図9～別図12と同様に、仮にドーム部に設置したイグナイタが作動し、その周囲の雰囲気温度が500°C以上に上昇したとしても、周囲への熱放射及び対流熱伝達により、数分程度で着火前の温度に低下すると考えられ、さらに、この雰囲気の温度変化に対して、原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管は雰囲気より大きな熱容量を持つため、温度の上昇は緩やかとなると考えられるため、その温度上昇度合いは、先に述べた影響評価結果と同程度(10～40°C程度)と考えられる。</p> <p>別表8に原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管の許容温度を示す。</p> <p>原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管の板厚は、それぞれ約22.5mm、4.0mmであり、共に中実機器と薄板構造機器の中間的な温度上昇になると考えられる。そこで、保守的に薄板構造機器の温度上昇度合いで推測すると、120°C程度(80°C+40°C)まで上昇すると考えられるが、許容値である200°C※1,1,2に対して十分な余裕がある。また、スプレイ配管の材質は、ステンレス(融点は約1,400°C程度)であり、十分な熱容量を有する。原子炉格納容器本体についても鋼製であり同様である。なお、有効性評価における過温破損シーケンス「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」の最高値約141°Cから40°C上昇するとしても、許容値である200°C※1,1,2を下回る。</p>	<p>解析条件の相違 記載方針の相違 ・図中記載に加え、本文にも記載した。</p> <p>解析結果の相違 ・大飯解析結果では、イグナイタ作動時に+80°C程度の昇温に対し、泊は+20°C程度の昇温である。(鋼製CVの美浜3号炉と同じ傾向)</p> <p>設計の相違 ・PCCVと鋼製CVの構造相違はあるが、イグナイタによる熱影響を考慮して十分な熱容量を有する評価は同じである。</p> <p>解析結果の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、追設するイグナイタの着火に伴う水素燃焼の温度影響は、原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管に対しても問題とならないと考えられる。</p> <p>図 6 代表4ループプラントのドーム部頂部の「大破断LOCA+ECCS注入失敗(Zr-水反応割合100%)」のGOTHICのイグナイタ着火時の温度変化</p>	<p>以上より、追設するイグナイタの着火に伴う水素燃焼の温度影響は、原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管に対しても問題とならないと考えられる。</p> <p>別図13 イグナイタ着火時のドーム部頂部の温度変化 泊3号炉 GOTHIC解析「大破断LOCA+ECCS注入失敗(Zr-水反応割合81%)」</p>	
<p>図7 代表4ループプラントのドーム部頂部の「大破断LOCA+ECCS注入失敗(Zr-水反応割合100%)」のGOTHICのイグナイタ着火時の壁面温度変化(拡大)</p>	<p>別図14 イグナイタ着火時のドーム部頂部の壁面温度変化(拡大) 泊3号炉 GOTHIC解析「大破断LOCA+ECCS注入失敗(Zr-水反応割合81%)」</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>表3 原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管の許容温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>許容温度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器本体</td><td>200°C※1</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ配管</td><td>200°C※2</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：イグナイタを設置する原子炉格納容器頂部には、貫通部等の温度影響部の厳しい箇所はないが、原子炉格納容器健全性評価を行い問題ないことを確認している限界温度 200°Cを許容温度としている。</p> <p>※2：スプレイ配管の材料は、ステンレスであり、実力的にはステンレスの融点は約 1400°C程度まではもつと考えられる。</p> <p>(5) まとめ 代表プラントのイグナイタ着火による過渡応答結果から、追設するイグナイタ着火による格納容器スプレイシステム及び格納容器本体（鋼板）への熱影響について考察した。 その結果、ダクトのような薄板の機器であっても燃焼時の表面温度の上昇は 40°C程度であることから、いずれの機器の温度上昇も同程度以下であると推測され、これらの機器に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>	機器	許容温度	原子炉格納容器本体	200°C※1	原子炉格納容器スプレイ配管	200°C※2	<p>別表8 原子炉格納容器本体及び原子炉格納容器スプレイ配管の許容温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th><th>許容温度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器本体</td><td>200°C^{※1 1}</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ配管</td><td>200°C^{※1 2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 1 イグナイタを設置する原子炉格納容器頂部には、貫通部等の温度影響部の厳しい箇所はないが、原子炉格納容器健全性評価を行い問題ないことを確認している限界温度 200°Cを許容温度としている。</p> <p>※1 2 原子炉格納容器スプレイ配管の材質は、ステンレスであり、実力的にはステンレスの融点は約 1,400°C程度まではもつと考えられる。</p> <p>5. まとめ 代表プラントのイグナイタ着火による過渡応答結果から、追設するイグナイタ着火による原子炉格納容器スプレイシステム及び原子炉格納容器本体（鋼板）への熱影響について考察した。 その結果、ダクトのような薄板の機器であっても燃焼時の表面温度の上昇は 40°C程度であることから、いずれの機器の温度上昇も同程度以下であると推測され、これらの機器に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>	機 器	許容温度	原子炉格納容器本体	200°C ^{※1 1}	原子炉格納容器スプレイ配管	200°C ^{※1 2}	<p>記載表現の相違</p>
機器	許容温度													
原子炉格納容器本体	200°C※1													
原子炉格納容器スプレイ配管	200°C※2													
機 器	許容温度													
原子炉格納容器本体	200°C ^{※1 1}													
原子炉格納容器スプレイ配管	200°C ^{※1 2}													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

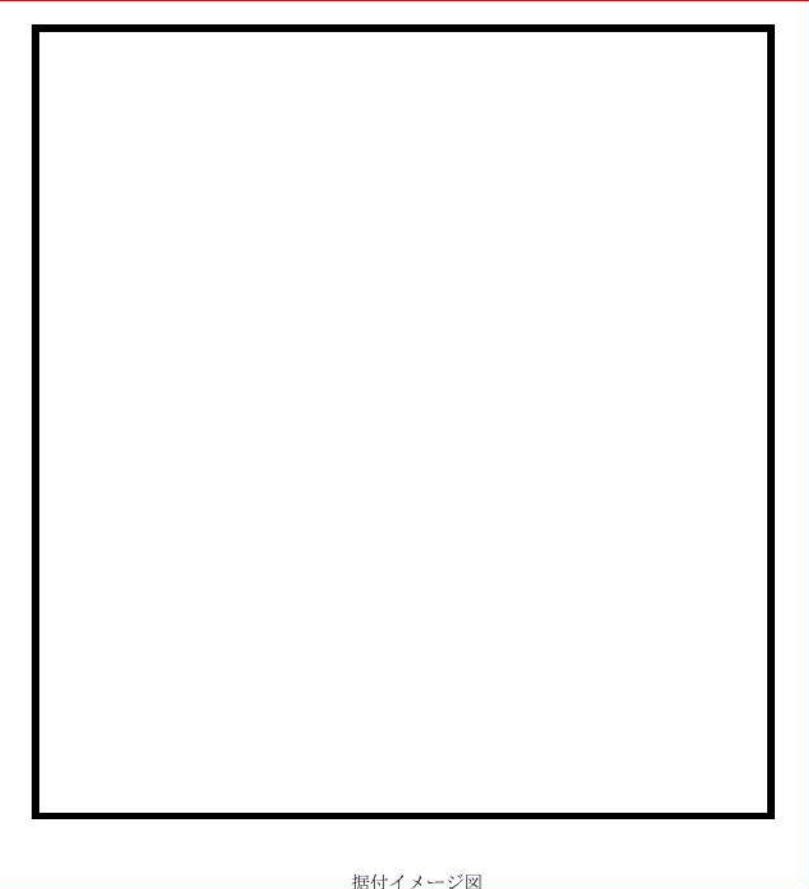
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙3 参考資料 格納容器ドーム部頂部付近への施工方法について</p> <p>イグナイタ本体は、格納容器ドーム部スプレイリングの配管サポートに、耐震強度に問題ないことを確認したうえで、剛構造の取付用架台を溶接して設置する。</p> <p>イグナイタ専用ケーブル及び温度計測用の熱電対は、スプレイ配管に抱き合わせて敷設し、固定はSUSバンドと固定金具を用いて地震動の反力に対する耐震性を確保する。ここで、イグナイタ専用ケーブル及び熱電対は配管質量と比較して軽量であるため、敷設に伴うスプレイ配管への影響はない。</p> <p>なお、格納容器内から格納容器外へは、電気ペネトレーションの予備を利用してケーブル敷設する。</p> <div style="border: 2px solid red; height: 600px; margin-top: 10px;"></div> <p>□ 内は機密に属するもので公開できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>イグナイタ本体は、原子炉格納容器ドーム部スプレイ配管付近に耐震性のあるパッドを新規設置し、剛構造の取付用架台を溶接して設置する。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p> </div>	<p>別紙3 格納容器ドーム部頂部付近への施工方法について</p> <p>イグナイタ本体は、格納容器ドーム部スプレイ配管付近に耐震性を確保した新設パッドを設け、剛構造の取付用架台を溶接して設置する。</p> <p>イグナイタ専用ケーブル及び温度計測用の熱電対は、スプレイ配管に抱き合わせて敷設し、固定はSUSバンドと固定金具を用いて地震動の反力に対する耐震性を確保する。ここで、イグナイタ専用ケーブル及び熱電対は配管質量と比較して軽量であるため、敷設に伴うスプレイ配管への影響はない。</p> <p>なお、格納容器内から格納容器外へは、電気ペネトレーションの予備を利用してケーブル敷設する。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 600px; margin-top: 10px;"></div> <p>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は既設スプレー配管サポートにイグナイタを設置し、泊はCV鋼板に新設パッドを設置しイグナイタを取り付けている。（美浜3号と同様）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

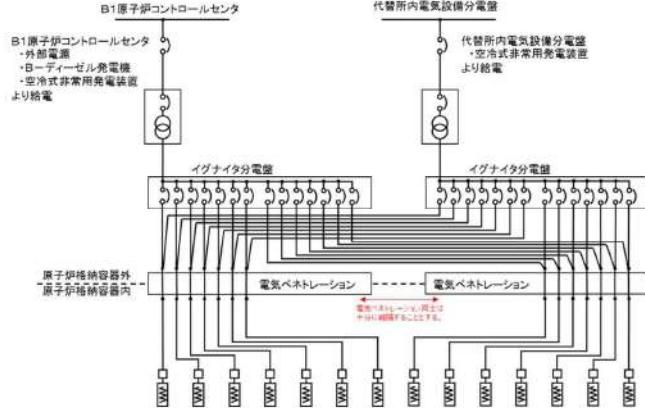
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 据付イメージ図 <p>□ 内は機密に属するもので公開できません。</p>	 格納容器ドーム部頂部付近への据付状態概略図 <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<u>設計方針の相違</u> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は既設ア'レ配管ポートにイ'ナ'クを設置し、泊はCV鋼板に新設バ'ドを設置シケ'ナ'クを取り付けてい'る。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

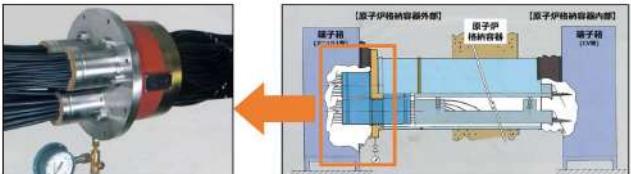
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p style="text-align: center;">参考資料4 水素燃焼時あるいは燃焼後に機能維持が必要な機器・計器について</p> <p>(1) 機器・計器の選定について イグナイタによる水素燃焼時あるいは燃焼後に機能維持が必要な機器・計器を選定した。対象とする機器・計器は、イグナイタによる水素燃焼時あるいは燃焼後におけるCV健全性維持及び緩和操作に係るCV内の機器・計器とし、機能と作動時期の観点から、以下の考え方から選定した。表1に選定した機器・計器の一覧を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ CV健全性維持及び緩和操作のための以下の機能を有する機器 <ul style="list-style-type: none"> ・隔離機能 ・除熱機能 ・緩和機能 ・状態監視・計測 ✓ 炉心出口温度が350°Cを超過した以降に機能が要求される機器 (イグナイタは350°C超過を検知後1時間以内であれば速やかに起動し、1時間経過した場合は緊急時対策本部にて起動可否を判断することに基づく) <p>表1 水素燃焼時あるいは燃焼後に機能維持が必要な機器・計器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能分類</th> <th>機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">隔離機能関連機器</td> <td>C/V本体*¹</td> </tr> <tr> <td>C/V大開口部（機器搬入口、エアロック）*¹</td> </tr> <tr> <td>C/V隔離弁*¹</td> </tr> <tr> <td>C/Vベネ*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">除熱機能関連機器</td> <td>再循環ユニット*¹</td> </tr> <tr> <td>再循環ダクト*¹</td> </tr> <tr> <td>C/Vスプレイ（含、代替スプレイ）*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緩和操作関連機器</td> <td>イグナイタ*²</td> </tr> <tr> <td>PAR*²</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">監視機能関連機器</td> <td>1次冷却材圧力計*³</td> </tr> <tr> <td>C/V内温度計*³</td> </tr> <tr> <td>C/V圧力計*³</td> </tr> <tr> <td>C/V内高レンジエリアモニタ*³</td> </tr> <tr> <td>S/G水位計（狭域）*³</td> </tr> <tr> <td>C/V再循環サンプル水位計*³</td> </tr> <tr> <td>炉心出口温度計*³</td> </tr> <tr> <td>RCS高温側温度計*³</td> </tr> <tr> <td>C/V水位計*³</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 十分な熱容量を有しており、イグナイタ着火時の温度上問題とならない機器・計器 * 2 高温に耐えるよう設計しており、イグナイタ着火時の温度上問題とならない機器・計器 * 3 水素燃焼による悪影響がないようイグナイタと離隔距離を設けている機器・計器</p> <p style="text-align: center;">本記載は、玄海3/4号炉の参考掲載</p>	機能分類	機器	隔離機能関連機器	C/V本体* ¹	C/V大開口部（機器搬入口、エアロック）* ¹	C/V隔離弁* ¹	C/Vベネ* ¹	除熱機能関連機器	再循環ユニット* ¹	再循環ダクト* ¹	C/Vスプレイ（含、代替スプレイ）* ¹	緩和操作関連機器	イグナイタ* ²	PAR* ²	監視機能関連機器	1次冷却材圧力計* ³	C/V内温度計* ³	C/V圧力計* ³	C/V内高レンジエリアモニタ* ³	S/G水位計（狭域）* ³	C/V再循環サンプル水位計* ³	炉心出口温度計* ³	RCS高温側温度計* ³	C/V水位計* ³	<p style="text-align: center;">別紙4 イグナイタによる水素燃焼の影響を考慮する評価対象機器について</p> <p>(1) 評価対象機器の選定について イグナイタによる水素燃焼に伴う周辺機器・計器への影響評価を行うにあたり、評価対象機器を選定した。対象とする機器・計器は、イグナイタ着火時に、C/V損傷を防止するための安全機能を有する機器・計器とし、機能と作動時期の観点から、以下の考え方から選定した。下表に選定した機器の一覧を示す。</p> <p>○C/V損傷の防止のための以下の機能を有する機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔離機能 ・除熱機能 ・緩和機能 ・状態監視・計測 <p>○原子炉出口温度が350°Cを超過した以降に機能が要求される機器 (イグナイタは350°C超過を検知後1時間以内であれば速やかに起動し、1時間経過した場合は発電所対策本部にて起動可否を判断することに基づく)</p> <p>別表9 水素燃焼時あるいは燃焼後に機能維持が必要な機器・計器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能分類</th> <th>機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">隔離機能関連機器</td> <td>C/V本体*¹</td> </tr> <tr> <td>C/V大開口部（機器搬入口、エアロック）*¹</td> </tr> <tr> <td>C/V隔離弁*¹</td> </tr> <tr> <td>C/Vベネ*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">除熱機能関連機器</td> <td>再循環ユニット*¹</td> </tr> <tr> <td>再循環ダクト*¹</td> </tr> <tr> <td>C/Vスプレイ（含、代替スプレイ）*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緩和操作関連機器</td> <td>イグナイタ*²</td> </tr> <tr> <td>PAR*²</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">監視機能関連機器</td> <td>1次冷却材圧力（広域）*³</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域－高温側）*³</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度*³</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力*³</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）*³</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（狭域）*³</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプル水位（狭域）*³</td> </tr> <tr> <td>原子炉下部キャビティ水位*³</td> </tr> <tr> <td>炉心出口温度*³</td> </tr> <tr> <td>格納容器水位*³</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 十分な熱容量を有しており、イグナイタ着火時の温度上問題とならない機器・計器 * 2 高温に耐えるよう設計しており、イグナイタ着火時の温度上問題とならない機器・計器 * 3 水素燃焼による悪影響がないようイグナイタと離隔距離を設けている機器・計器</p>	機能分類	機器	隔離機能関連機器	C/V本体* ¹	C/V大開口部（機器搬入口、エアロック）* ¹	C/V隔離弁* ¹	C/Vベネ* ¹	除熱機能関連機器	再循環ユニット* ¹	再循環ダクト* ¹	C/Vスプレイ（含、代替スプレイ）* ¹	緩和操作関連機器	イグナイタ* ²	PAR* ²	監視機能関連機器	1次冷却材圧力（広域）* ³	1次冷却材温度（広域－高温側）* ³	格納容器内温度* ³	原子炉格納容器圧力* ³	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）* ³	蒸気発生器水位（狭域）* ³	格納容器再循環サンプル水位（狭域）* ³	原子炉下部キャビティ水位* ³	炉心出口温度* ³	格納容器水位* ³	<p style="text-align: right;">本資料については、 大飯3/4号炉では添付されていないため、玄海3/4号炉の同資料と比較する。</p> <p style="text-align: right;">記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では重要な計器類は、イグナイタ影響範囲から離隔した配置としている（52-13-20ページ）
機能分類	機器																																																		
隔離機能関連機器	C/V本体* ¹																																																		
	C/V大開口部（機器搬入口、エアロック）* ¹																																																		
	C/V隔離弁* ¹																																																		
	C/Vベネ* ¹																																																		
除熱機能関連機器	再循環ユニット* ¹																																																		
	再循環ダクト* ¹																																																		
	C/Vスプレイ（含、代替スプレイ）* ¹																																																		
緩和操作関連機器	イグナイタ* ²																																																		
	PAR* ²																																																		
監視機能関連機器	1次冷却材圧力計* ³																																																		
	C/V内温度計* ³																																																		
	C/V圧力計* ³																																																		
	C/V内高レンジエリアモニタ* ³																																																		
	S/G水位計（狭域）* ³																																																		
	C/V再循環サンプル水位計* ³																																																		
	炉心出口温度計* ³																																																		
	RCS高温側温度計* ³																																																		
	C/V水位計* ³																																																		
機能分類	機器																																																		
隔離機能関連機器	C/V本体* ¹																																																		
	C/V大開口部（機器搬入口、エアロック）* ¹																																																		
	C/V隔離弁* ¹																																																		
	C/Vベネ* ¹																																																		
除熱機能関連機器	再循環ユニット* ¹																																																		
	再循環ダクト* ¹																																																		
	C/Vスプレイ（含、代替スプレイ）* ¹																																																		
緩和操作関連機器	イグナイタ* ²																																																		
	PAR* ²																																																		
監視機能関連機器	1次冷却材圧力（広域）* ³																																																		
	1次冷却材温度（広域－高温側）* ³																																																		
	格納容器内温度* ³																																																		
	原子炉格納容器圧力* ³																																																		
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）* ³																																																		
	蒸気発生器水位（狭域）* ³																																																		
	格納容器再循環サンプル水位（狭域）* ³																																																		
	原子炉下部キャビティ水位* ³																																																		
	炉心出口温度* ³																																																		
	格納容器水位* ³																																																		

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4 イグナイタ電源設備の信頼性向上について</p> <p>(1)イグナイタ電源設備の信頼性向上について</p> <p>水素燃焼シーケンス (AEI) のベースケースの評価では、イグナイタは水素燃焼による格納容器破損防止のために必須の設備ではない。一方、格納容器過圧破損 (AED) を含む MCCI の不確かさを考慮する場合、イグナイタによる水素処理に期待する必要があることから、信頼性向上対策として、電源設備の多重化を確保する設計とする。</p> <p>電源からイグナイタ本体まで、いずれの箇所での故障を想定しても、共通要因又は従属要因によって同時に機能が損なわれないように、多重性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。電源構成を図1に示す。</p>  <p>図1 電源構成概要</p>	<p style="text-align: center;">【泊3号炉は、以下の理由により、本資料に対応する設備対応は実施していないため、本資料に相当する資料はない】</p> <p>本資料は、左記の大飯3/4号炉欄に記載のとおり、過圧破損シーケンスを含む MCCI の不確かさを考慮する場合、原子炉格納容器内水素濃度が爆轟領域に至らないためにイグナイタによる水素処理に期待する必要があることから、イグナイタへの給電について信頼性向上をはかるため、給電設備の多重化をはかり、多重化した給電機能が同時に機能を損なう恐れがないことを説明する内容である。</p> <p>泊3号炉の水素燃焼にかかる解析結果^{※1}においては、MCCIによる水素の追加発生を考慮した場合においても、有効性評価の最大水素濃度である約 11.7vol%以下に対し追加発生水素の影響は約 1.0vol%以下であり、有効性評価結果に単純加算しても約 12.5vol%以下と爆轟領域 13vol%未満であることを確認している。</p> <p>この結果は、泊3号炉を PWR 3 ループプラントに共通の結果であり、PWR 4 ループプラントが大飯3/4号炉と同じくイグナイタ電源設備の信頼性向上を必要と判断しているのに対し、3 ループプラントはイグナイタの効果に期待せず PAR による水素処理のみで爆轟領域未満に原子炉格納容器内の水素濃度を制御できることから、イグナイタによる水素処理は、水素発生初期の水素濃度ピークを低減することにより格納容器内水素濃度を低値に維持することのみに期待している。</p> <p>以上から、泊3号炉においてイグナイタ電源設備の信頼性向上をはからずとも、有効性評価シーケンスの不確かさを考慮しても原子炉格納容器内の水素濃度を水素対応の目標とする爆轟領域未満に維持することが可能であり、イグナイタ電源設備の信頼性向上については実施不要と判断しており、本資料は作成対象外としている。</p> <p>※1：有効性評価 7.2.4 水素燃焼 添付資料 7.2.4.11 「溶融炉心・コンクリート相互作用による水素の発生を考慮した場合の原子炉格納容器内水素濃度について」</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)イグナイタ電源設備の多重性及び独立性について</p> <p>(電源設備)</p> <p>a. 電源設備については、電源系統を2系統化し、2系統の多重性及び独立性を有する電源設備により給電可能な設計とする。電源系統の2系統化としては、原子炉コントロールセンタからの給電系統とは別に、代替所内電気設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 各系統のイグナイタ分電盤から各イグナイタに給電するケーブルは、環境条件の厳しい原子炉格納容器内を避け、原子炉格納容器外にある電気ペネトレーションのアニュラス側端子箱にて接続することにより、万一の接続箇所などの故障に対する保守性を確保する。</p> <p>c. イグナイタ起動時には、原子炉コントロールセンタの電源系統から全てのイグナイタに給電する設計とする。</p> <p>d. 原子炉コントロールセンタからイグナイタ分電盤までの間で单一故障が生じた場合には、イグナイタ分電盤のNFBを切り替えることにより、代替所内電気設備分電盤の電源系統からすべてのイグナイタに給電が可能な設計とする。</p> <p>e. イグナイタ分電盤から各イグナイタまでの間で单一故障が生じた場合には、イグナイタ分電盤のNFBを「切」とすることで、故障したイグナイタを系統から隔離が可能な設計とする。なお、イグナイタ分電盤より下流のケーブルは、イグナイタごとに分離されているため、一部のケーブルに故障が発生した場合でもイグナイタの全数が機能喪失することはない。</p> <p>(電気ペネトレーション)</p> <p>a. 電気ペネトレーションは予備を含めたイグナイタ14台のケーブルを半分ずつ互いに十分な離隔距離のある2箇所の電気ペネトレーション（PENE-729, 704）を通す設計とする。なお、半数のイグナイタでも、水素放出が想定される箇所又はその隣接区画、水素の主要な通過経路及びドーム部に配置されるよう、電気ペネトレーションへの振り分けを考慮する。</p> <p>b. 電気ペネトレーションは重大事故等発生時の原子炉格納容器内の環境においても健全性が維持されることを確認しており、十分に高い信頼性を有している。電気ペネトレーションの構造については図2に示す。</p>  <p>図2 電気ペネトレーションの構造</p>	泊発電所3号炉	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 電路（電気ペネトレーション含む）に想定される故障モードは、ケーブル単体の断線、地絡・短絡であり、一体の故障は考えにくいものの、信頼性向上対策を検討する目的から、一体故障を想定する。具体的には、イグナイタ分電盤から電気ペネトレーションの区間において、事故環境下における絶縁性能低下による地絡・短絡、何らかの外力による破損での断線を想定する。</p> <p>d. 電気ペネトレーションの一方が破損し、その電気ペネトレーションを通過する電路が損傷することで半数のイグナイタが機能喪失した場合でも、他方の電路は継続して使用できるため、イグナイタ全数が機能喪失することはない。</p> <p>(参考：水素濃度の感度解析)</p> <p>片方の電気ペネトレーションに振り分けたイグナイタのうち、ループ室の2台及びループ室外周部の2台の計4台のみが健全であるという保守的な条件で感度解析を実施し、水素爆発防止の判断基準の目安である格納容器水素濃度 13vol%以下（ドライ換算）を十分に下回ることを確認している。なお、より保守的な条件となるように、破断区画にあるイグナイタが機能喪失しているという想定で解析を実施している。</p> <p>各々の電気ペネトレーションに電路を振り分けたイグナイタの整理及び感度解析条件については表1及び図3に示す。また、原子炉格納容器内の平均ドライ水素濃度の推移を図4及び図5に示す。</p>		

表1 各ケースにて想定するイグナイタ

No.	設置場所	系統		ベース ケース (13台)	感度 解析 (4台)
		PENE -729	PENE -704		
(1)	C ループ基礎室外周部	○	○	×	
(2)	D ループ基礎室外周部(加圧器逃がしタンク近傍)	○	○	○	
(3)	炉内核計装シンプル配管室入口扉近傍	○	○	×	
(4)	A ループ基礎室外周部	○	○	×	
(5)	B ループ基礎室外周部	○	○	○	
(6)	C ループ室【破断区画】	○	○	×	
(7)	D ループ室	○	○	○	
(8)	A ループ室	○	○	×	
(9)	B ループ室	○	○	○	
(10)	炉内核計装装置のシールテーブル近傍	○	○	×	
(11)	加圧器室	○	○	×	
(12)	加圧器外室上部	○	○	×	
(13)	ドーム部頂部付近*	○	(○)	○*	×
合計		7台	6台	13台*	4台

*：ドーム部頂部中央にはイグナイタが2台設置されており、1台運用（1台は予備）であるが、ペネ損傷時の機能喪失を防止する観点から本設と予備のイグナイタ給電を分離する。解析上は、同じノードとなるため、1台でも2台でも結果は変わらない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図3 イグナイト配置概要図(1/2)

□ 内は機密に属するもので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

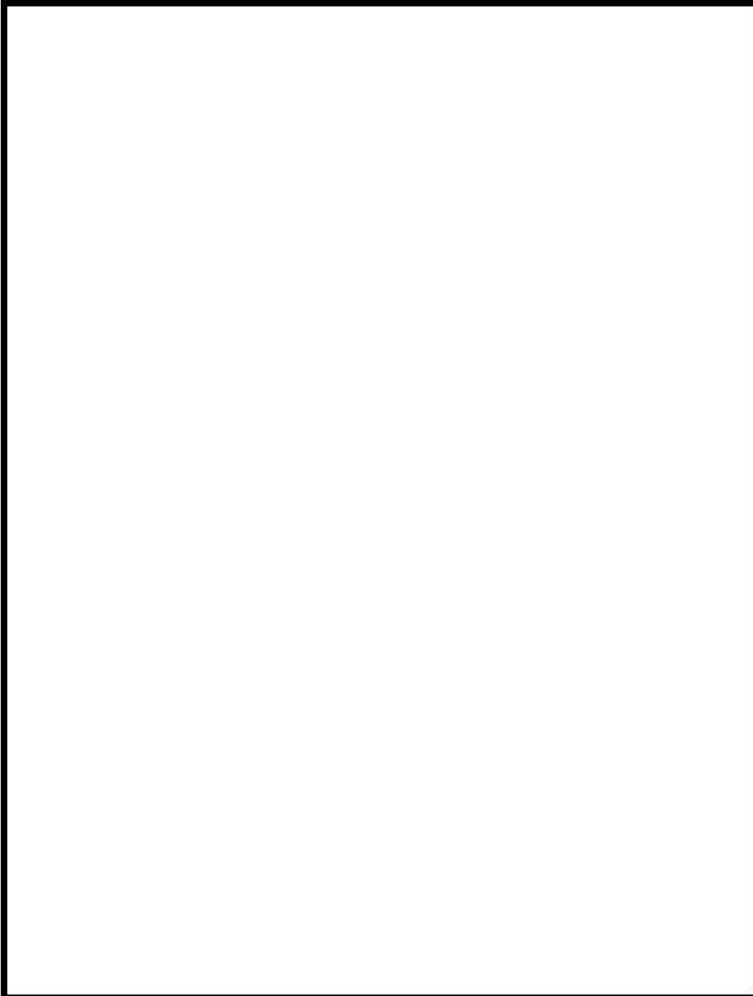
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図3 イグナイタ配置概要図 (2/2)

□ 内は機密に属するもので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

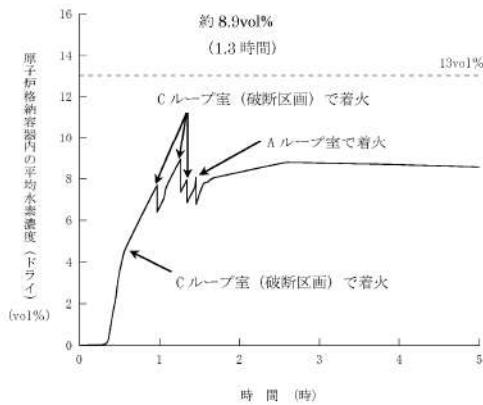
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>原子炉格納容器内の平均水素濃度（ドライ）(vol%)</p> <p>時間 (時)</p> <p>約 8.9vol% (1.3時間)</p> <p>Cループ室（破断区画）で着火</p> <p>Aループ室で着火</p> <p>13vol%</p>		

図4 原子炉格納容器内の平均水素濃度（ドライ）の推移（ベースケース（13台））

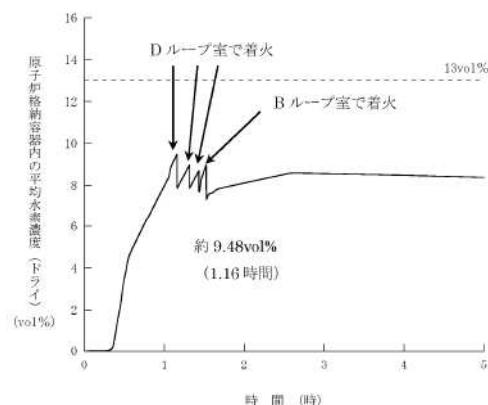


図5 原子炉格納容器内の平均水素濃度（ドライ）の推移（感度解析（4台））

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

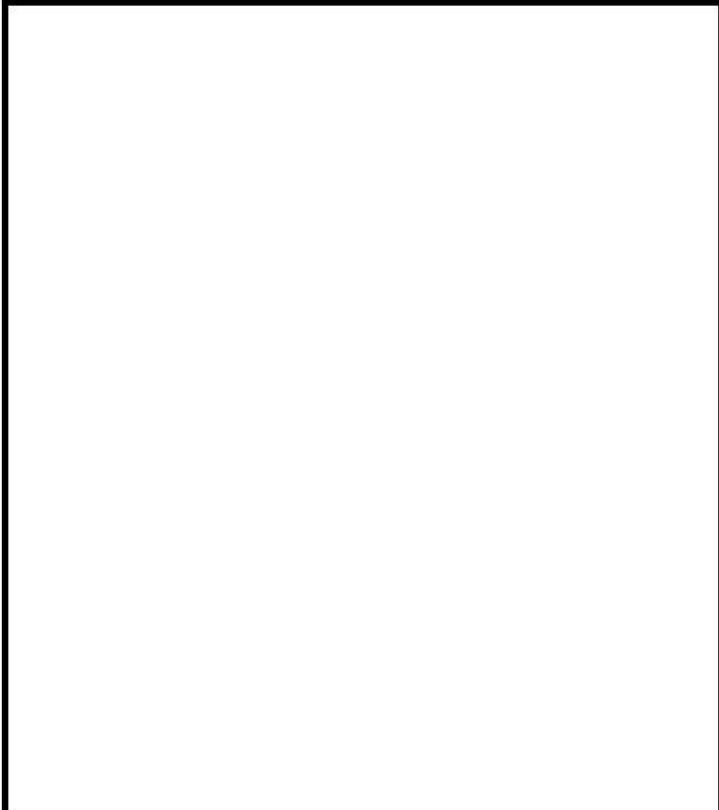
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)イグナイタ電源設備の位置的分散について</p> <p>共通要因、従属要因により機能喪失しないよう、イグナイタ電源設備（電気ペネトレーション含む）は位置的分散を図る設計とする。なお、火災・溢水影響評価については以下の通りの設計としている。</p> <p>a. イグナイタ電源設備についてはそれぞれ異なる「火災区画」に設置することで互いに位置的分散を図る設計とする。なお、電気ペネトレーションについてはそれぞれ同一区画に存在するため、互いに離隔距離を確保する設計とする。具体的な配置については図6に示す。</p> <p>b. イグナイタ電源設備についてはそれぞれ異なる「溢水区画」に設置することで互いに位置的分散を図る設計とする。なお、電気ペネトレーションについてはそれぞれ同一区画に存在するため、互いに離隔距離を確保する設計とする。具体的な配置については図7に示す。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

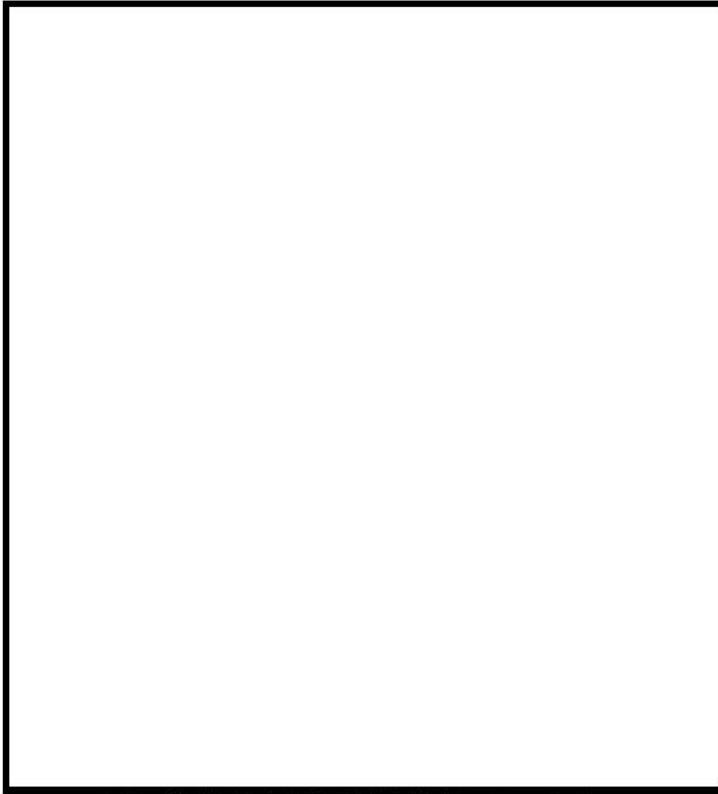
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図6 イグナイト電源設備配置図(火災区画図) (E. L. 17.1m、26.0m) <small>※配置場所の詳細については検討中。</small> <small>□ 内は機密に属するもので公開できません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図7 イグナイト電源設備配置図(溢水区画図) (E.L. 17.1m, 26.0m) <p style="text-align: center;">※配置場所の詳細については検討中。 <input type="checkbox"/> 内は機密に属するもので公開できません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4)イグナイタ電源設備の耐震性について イグナイタ電源設備及び電気ペネットレーションは、基準地震動に対して構造強度及び電気的機能を維持する設計をしており、地震により機能喪失しない設計とする。		

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA53H-9 r. 5.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

53条

令和5年8月
北海道電力株式会社

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について		

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整

理を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることにについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系（補給・除熱熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障防止_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的的に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的的に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐づけているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的的に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
⑧	共用の禁止	—	—	—	(単号炉申請であり共用設備なし)
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの		
<p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
【共通（資料構成の変更）】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 		
<p>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 		
【配置図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。 		
<p>配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 		
<p>また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</p>		
【試験検査】		
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 		
【系統図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 		
【容量設定根拠】		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 		
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-1 SA設備基準適合性一覧表	53-1 SA設備 基準適合性一覧表	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉												相違理由		
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																
1	排気筒	屋外	①	【補足説明資料】53-2 配置図												
2	対象外 (有効に機能を發揮する)	海水	②	対象外(海水を漏水しない)												
3	操作性	他の機器の確認が可能	③	操作性(操作不要)												
4	切り替�性	その他の機器と連携して使用する場合と同じ用途で使用	④	【水素排出】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)												
5	系統設計	DE施設と同じ系統構成	⑤	【水素排出】 DE施設と同じ系統構成として使用する場合と同じ系統構成												
6	対象機器	対象外(操作不要)	⑥													
7	対象外 (流路)	対象外(流路)	⑦													
8	常設法の容積	(共用しない)	⑧													
9	上部空間利用計画	【水素排出】 緩和設備／同一目的のSA設備なし	⑨	対象外(サポート系なし)												
	サポート系復旧															

9	⑧	⑨
7	⑦	⑦
6	⑥	⑥
5	⑤	⑤
4	④	④
3	③	③
2	②	②
1	①	①



53-1-1

53-1-3

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

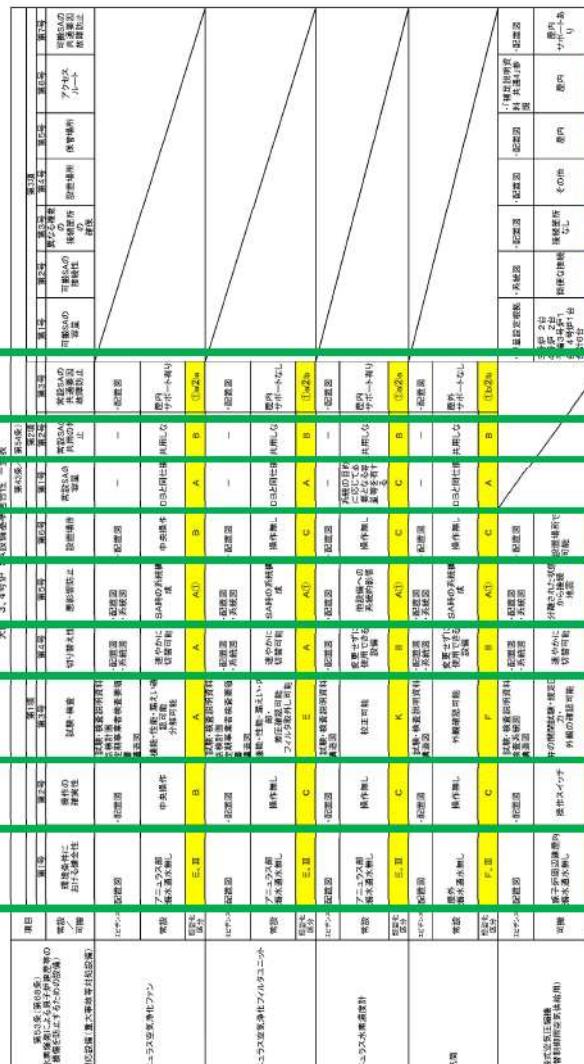
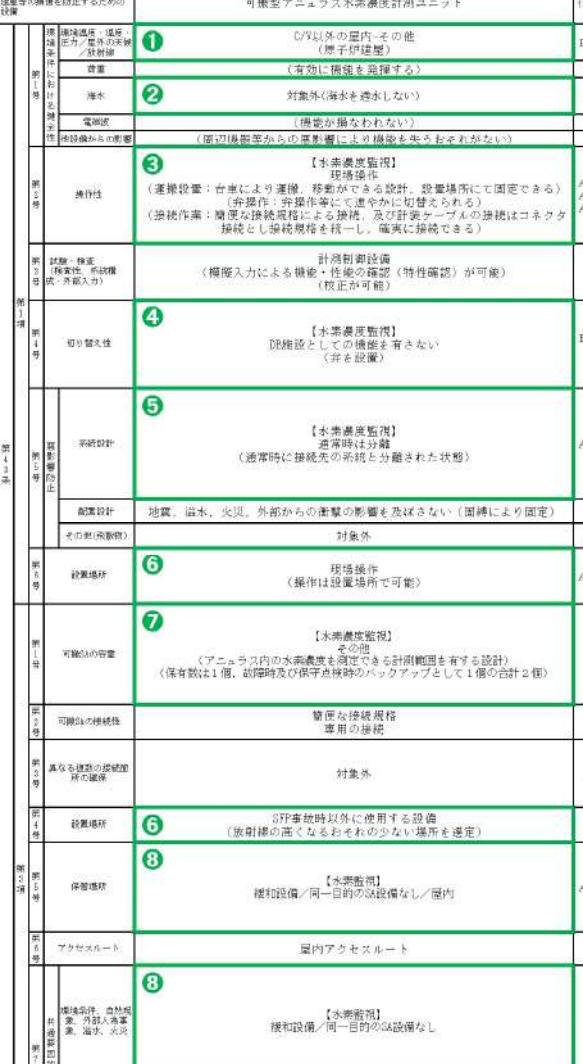
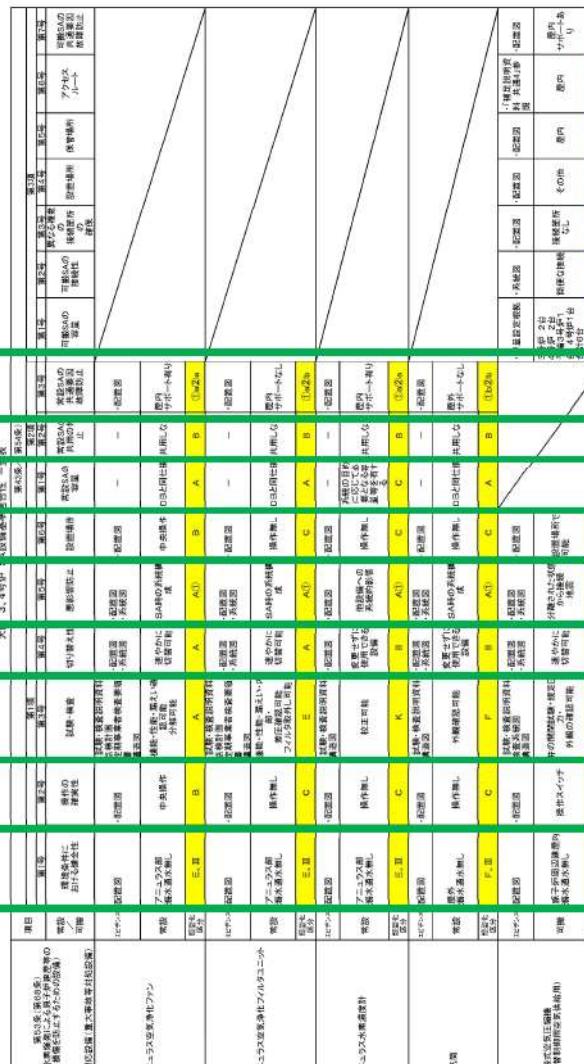
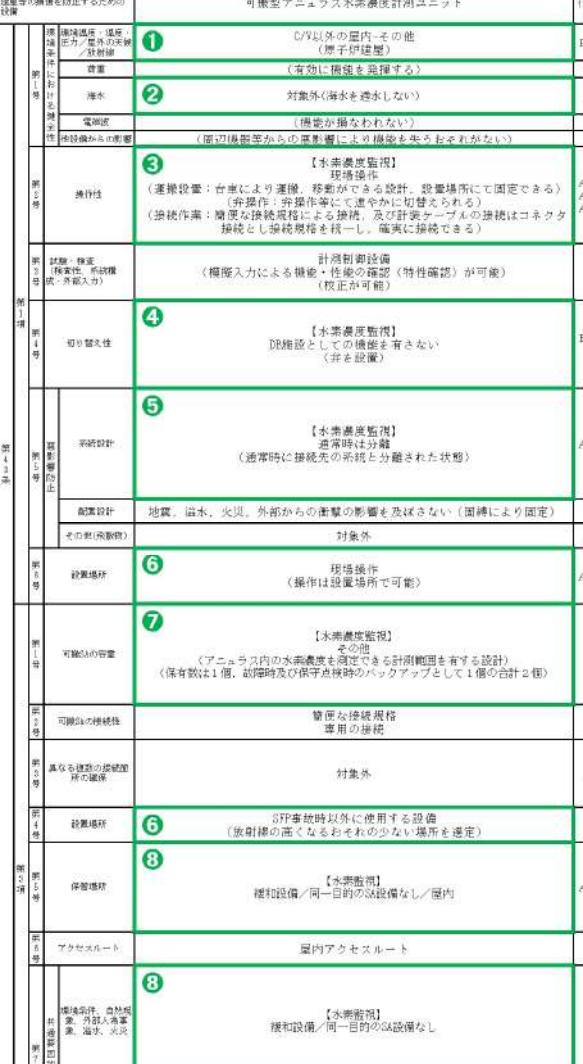
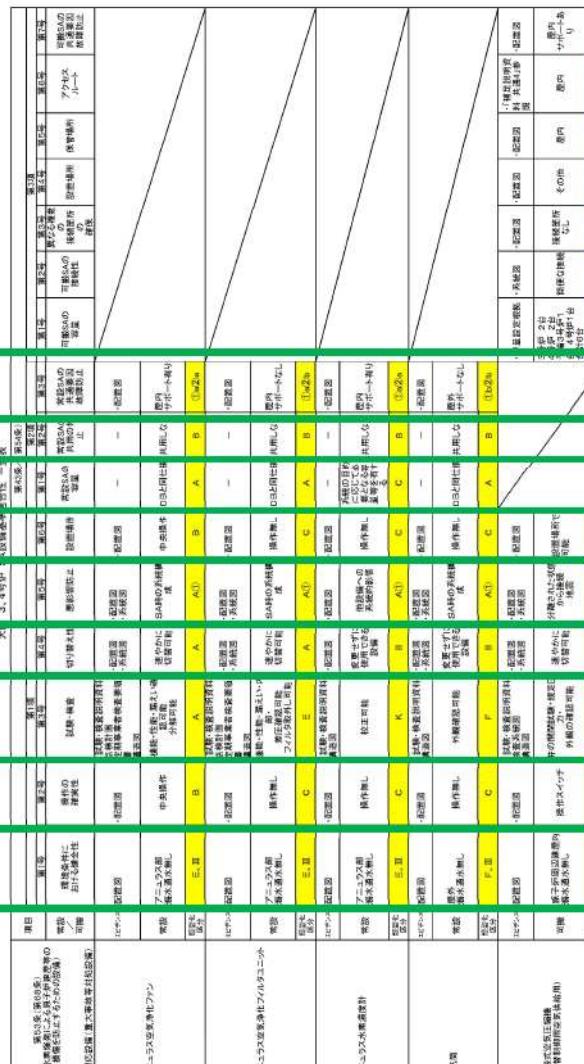
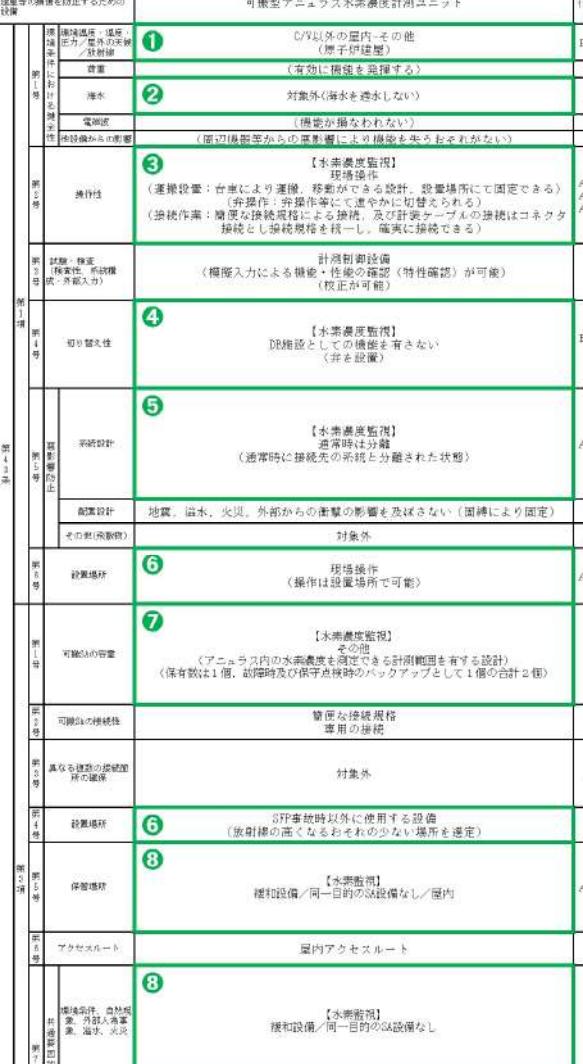
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>機能</th> <th>規格</th> <th>実現方法</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	機能	規格	実現方法	適合性	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	○	
機器名	機能	規格	実現方法	適合性								
水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	○								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>機能</th> <th>規格</th> <th>実現方法</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	機能	規格	実現方法	適合性	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	○	
機器名	機能	規格	実現方法	適合性								
水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	水素漏出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	○								
53-1-2	53-1-1											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉												泊発電所3号炉												相違理由
																								
																								
																								

53-1-1

53-1-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>④海水を通水する系統への影響 ⑤電離弧による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>④海水を通水する系统については、I：通常時に海水を通水する系统、II：淡水又は海水から選択できる系统、III：海水を通水しない系统で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保 操作が必要な設備 考慮事項 ・操作環境 ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨布線作業 ⑩接続作業 ⑪ディスクランスピーカ取替作業 ・その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>操作が不要な設備 C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例: A②, A⑤, A⑪等)</p> <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>④海水を通水する系統への影響 ⑤電離弧による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>④海水を通水する系统については、I：通常時に海水を通水する系统、II：淡水又は海水から選択できる系统、III：海水を通水しない系统で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保 操作が必要な設備 考慮事項 ・操作環境 ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨布線作業 ⑩接続作業 ・その他、設備毎の考慮事項</p> <p>操作が不要な設備 B</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例: A②, A⑤, A⑪等)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査性</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験又は検査項目 <ul style="list-style-type: none"> 分解検査 開閉検査 非破壊検査 機能・性能検査 特性検査 <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> 分解ができる構造 点検口等の設置 非破壊検査ができる構造 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> テストラインの構成 模擬負荷との接続性 <p>設備区分による類型化</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置</td><td>電動機器</td></tr> <tr><td>A ポンプ、ファン、圧縮機</td><td>B モーター</td></tr> <tr><td>C 器具（タンク類）</td><td>D 熱交換器</td></tr> <tr><td>E 給排水装置</td><td>F 清掃</td></tr> <tr><td>G 内部機関</td><td>H (欠番)</td></tr> <tr><td>I 送風機</td><td>J その他電気設備</td></tr> <tr><td>K 供給制御装置</td><td>L 送風</td></tr> <tr><td>M その他</td><td>M その他</td></tr> </table> <p>計測用器具</p> <p>構築物</p>	機械装置	電動機器	A ポンプ、ファン、圧縮機	B モーター	C 器具（タンク類）	D 熱交換器	E 給排水装置	F 清掃	G 内部機関	H (欠番)	I 送風機	J その他電気設備	K 供給制御装置	L 送風	M その他	M その他	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査性</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験又は検査項目 <ul style="list-style-type: none"> 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> 分解ができる構造 点検口等の設置 非破壊検査 開閉操作 手動操作 構造・作動検査 特性検査 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> テストラインの構成 模擬負荷との接続性 <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> 分解ができる構造 点検口等の設置 非破壊検査 開閉操作 手動操作 構造・作動検査 特性検査 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> テストラインの構成 模擬負荷との接続性 <p>設備区分による類型化</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置 電動機器</td><td>A ポンプ、ファン</td></tr> <tr><td>静的機器</td><td>B モーター</td></tr> <tr><td>C 石油（タンク類）</td><td>D 熱交換器</td></tr> <tr><td>E 空調ユニット</td><td>F 清掃</td></tr> <tr><td>G 内部機関</td><td>H 送風機</td></tr> <tr><td>I その他電気設備</td><td>J 供給制御装置</td></tr> <tr><td>K 通気装置</td><td>L 送風</td></tr> <tr><td>M その他</td><td>M その他</td></tr> </table>	機械装置 電動機器	A ポンプ、ファン	静的機器	B モーター	C 石油（タンク類）	D 熱交換器	E 空調ユニット	F 清掃	G 内部機関	H 送風機	I その他電気設備	J 供給制御装置	K 通気装置	L 送風	M その他	M その他	
機械装置	電動機器																																	
A ポンプ、ファン、圧縮機	B モーター																																	
C 器具（タンク類）	D 熱交換器																																	
E 給排水装置	F 清掃																																	
G 内部機関	H (欠番)																																	
I 送風機	J その他電気設備																																	
K 供給制御装置	L 送風																																	
M その他	M その他																																	
機械装置 電動機器	A ポンプ、ファン																																	
静的機器	B モーター																																	
C 石油（タンク類）	D 熱交換器																																	
E 空調ユニット	F 清掃																																	
G 内部機関	H 送風機																																	
I その他電気設備	J 供給制御装置																																	
K 通気装置	L 送風																																	
M その他	M その他																																	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・ 変操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 ——— A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 ——— B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常の用途以外の用途として使用するため切替が必要^① A</p> <p>通常の用途以外の用途として使用するため切替は不要 DB施設としての機能を有さない B</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>切替必要 ——— Ba1</p> <p>切替不要 ——— Ba2</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb</p>																																	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竪管 <p>内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 ——— I</p> <p>※ : Aについて Aと考慮事項の番号を記載する。(例: A①, A②等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竪管 <p>内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 ——— B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p> <p>分離で系統構成 ——— Aa</p> <p>通常時は分離 ——— Ab</p> <p>地震から独立 ——— Ac</p> <p>DBと共に系統構成 ——— Ad</p> <p>燃耗性地質又は海水を含む系統との分離 ——— Ae</p>																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>									

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等 ③ 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ④ 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 ⑤ ①, ②以外</p> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等 — B ①, ②以外 — C</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 — B ①, ②以外 — C</p> <p>子機数量の考え方へ</p> <p>子機数量も含めて設計方針とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 — B ①, ②以外 — C</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 常設設備と接続するものに限る</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル コネクタ接続 — A 上り簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管 ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p> <p>接続 常設設備と接続するものに限る</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル 母線供給 端子のbolt・ネジによる接続 — A 通信・計装各設備電源による接続 — D</p> <p>水・空気配管 大口径等 ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等 より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 専用の接続方法による接続 — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 建屋外から供給するものに限る</p> <p>【考慮事項】 - 放射線による影響因子 - 蒸水、火災 - 自然現象 - 外部人為事象</p> <p>水・電力 — A 廊内(壁面含む) 廊内及び廊外 — B</p> <p>その他(空気) — C</p> <p>接続箇所なし — D</p> <p>接続箇所 建屋外から供給するものに限る</p> <p>【考慮事項】 - 環境条件 - 蒸水、火災 - 自然現象 - 外部人為事象</p> <p>水・電力 — A 廊内(壁面含む) その他(空気) — 对象外</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A[考慮事項 放射線の影響] --> A1[SFP 事故時に使用する設備] A[考慮事項 放射線の影響] --> B1[その他の設備] style A fill:#fff,stroke:#000 style B fill:#fff,stroke:#000 style A1 fill:#fff,stroke:#000 style B1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> A2_1[SFP 事故時に使用する設備] A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> B2_1[その他の設備] style A2 fill:#fff,stroke:#000 style B2_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> A3_1[屋内] A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> B3_1[屋外] style A3 fill:#fff,stroke:#000 style A3_1 fill:#fff,stroke:#000 style B3_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> A4_1[屋内] A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> B4_1[屋外] A4_1 --> A4_1_1[共通要因の考慮対象設備なし] A4_1 --> A4_1_2[共通要因の考慮対象設備あり] B4_1 --> B4_1_1[共通要因の考慮対象設備なし] B4_1 --> B4_1_2[共通要因の考慮対象設備あり] style A4 fill:#fff,stroke:#000 style A4_1 fill:#fff,stroke:#000 style A4_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style A4_1_2 fill:#fff,stroke:#000 style B4_1 fill:#fff,stroke:#000 style B4_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style B4_1_2 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> A5_1[屋内] A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> B5_1[屋外] style A5 fill:#fff,stroke:#000 style A5_1 fill:#fff,stroke:#000 style B5_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤浸水 ⑥火災] --> A6_1[屋内] A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤浸水 ⑥火災] --> B6_1[屋外] style A6 fill:#fff,stroke:#000 style A6_1 fill:#fff,stroke:#000 style B6_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、浸水、火災] A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_2[②サポート系による要因] A7_1 --> A7_1_1[位置的分散] A7_1 --> A7_1_2[多様性・独立性] A7_2 --> A7_2_1[サポートあり] A7_2 --> A7_2_2[サポートなし] style A7 fill:#fff,stroke:#000 style A7_1 fill:#fff,stroke:#000 style A7_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style A7_1_2 fill:#fff,stroke:#000 style A7_2 fill:#fff,stroke:#000 style A7_2_1 fill:#fff,stroke:#000 style A7_2_2 fill:#fff,stroke:#000 </pre> <p>※ 記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、浸水、火災] A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_2[②サポート系による要因] A8_1 --> A8_1_1[防止設備] A8_1 --> A8_1_2[緩和設備] A8_1 --> A8_1_3[防護・緩和以外] A8_1 --> A8_1_4[設備毎に考慮] A8_2 --> A8_2_1[Aa] A8_2 --> A8_2_2[Ab] A8_2_1 --> A8_2_1_1[屋内設備] A8_2_1 --> A8_2_1_2[屋外設備] A8_2_2 --> A8_2_2_1[対象外] A8_2_2_1 --> A8_2_2_2[B] A8_2_2_1 --> A8_2_2_3[C] A8_2_2_1 --> A8_2_2_4[D] style A8 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_3 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_4 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_1_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_2_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_2_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_2_3 fill:#fff,stroke:#000 style A8_2_2_4 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-2 配置図 3号炉	53-2 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違、配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。 ・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）

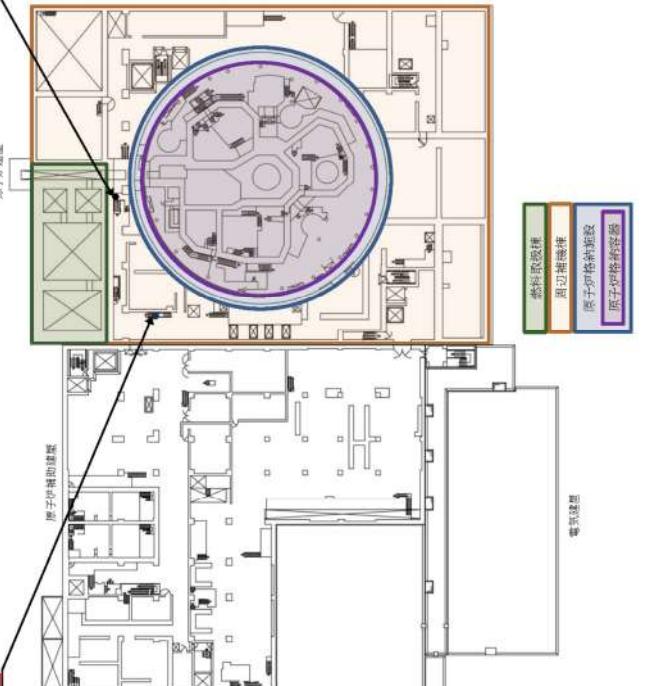
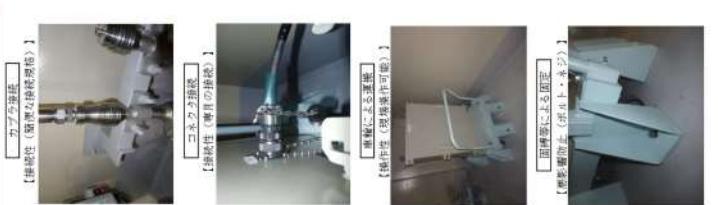
凡例

■	：設計基準対象施設
■	：重大事故等対処設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

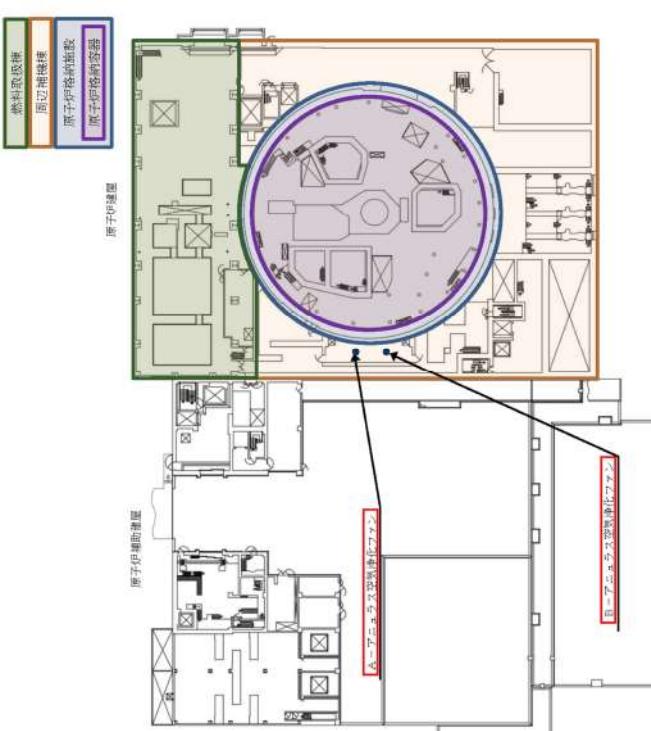
赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉
	 <p>原子炉建屋 原子炉建屋上部構造 原子炉建屋下部構造 周辺施設 燃料取扱棟 原子炉格納缶 原子炉格納缶容器</p> <p>T.P. 24.8m</p> <p>53-2-1</p>	 <p>可搬型アニュラス水素捕集機ユニット 【保管場所】 ガブリラ接続 【操作性】(操作が容易な場合) コネクタ接続 【操作性】(操作の容易さ) 【蓄積性】(全液量) 【操作性】(操作が可能) 【蓄積性】(操作が可能) 【操作性】(操作が可能)</p> <p>53-2-2</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

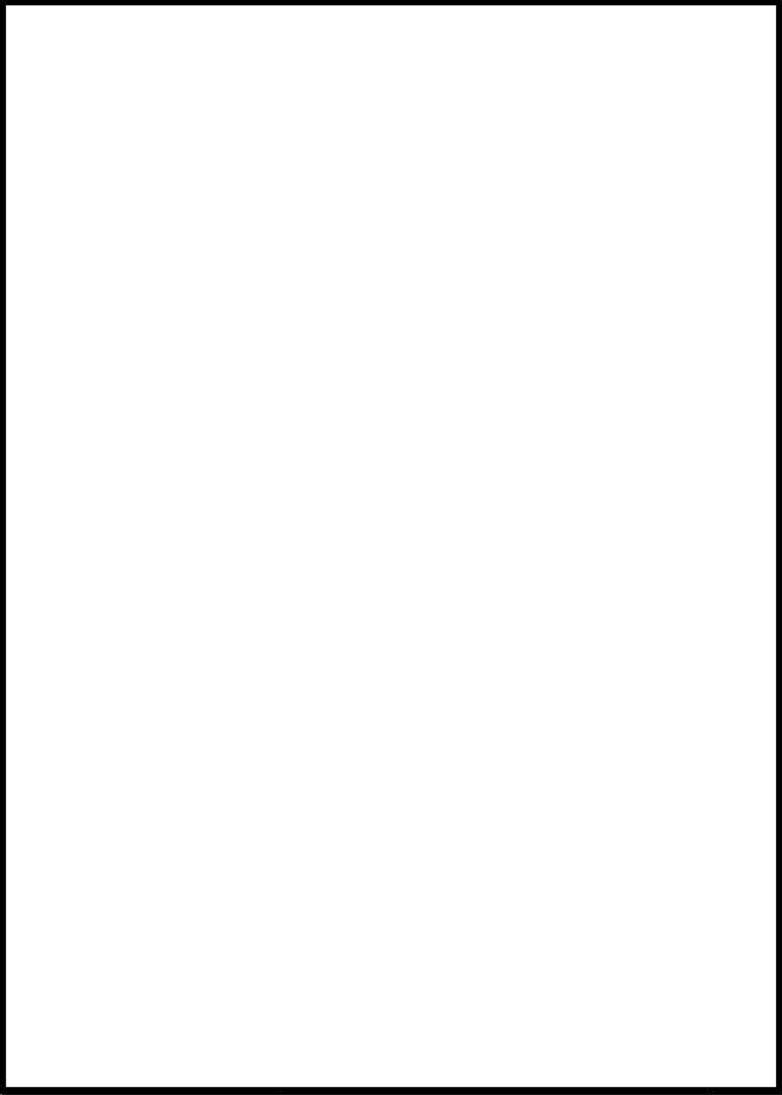
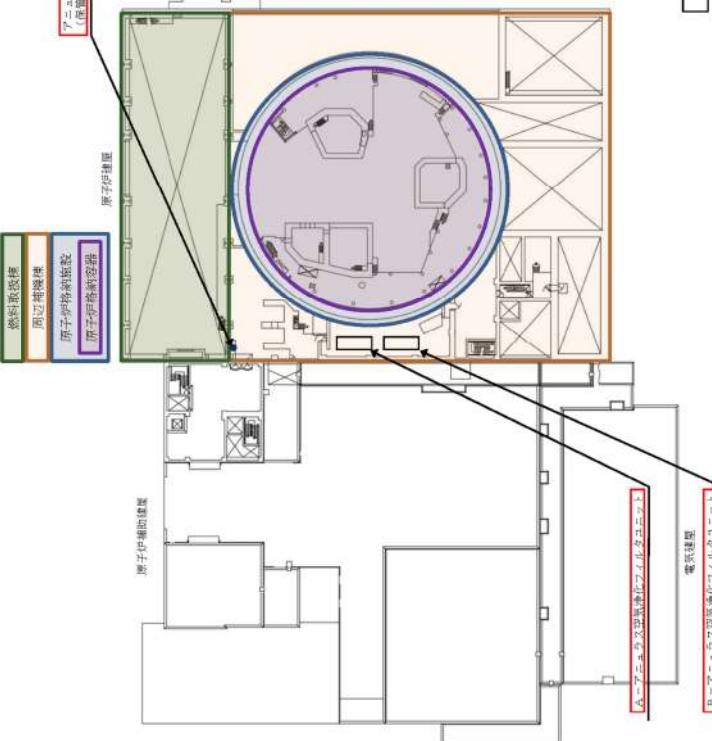
53-2-3

53-2-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

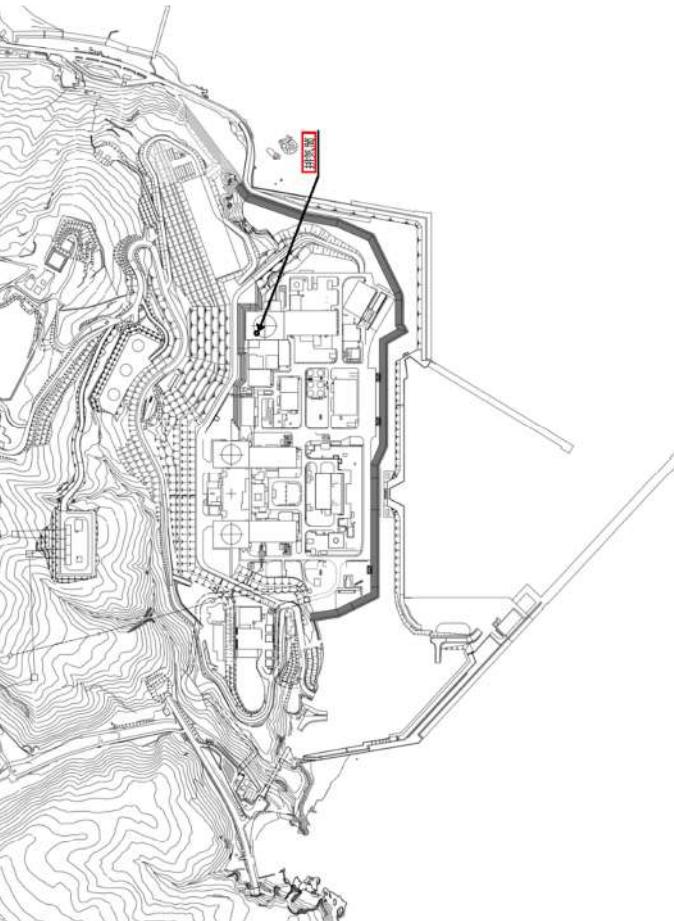
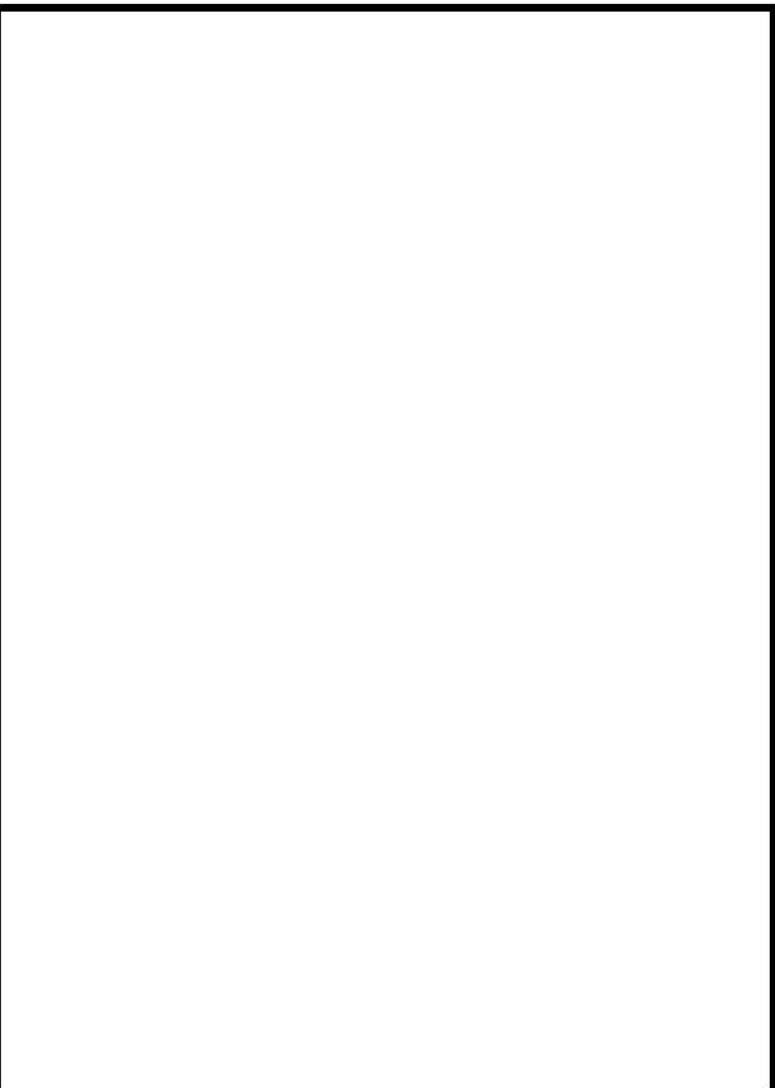
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">53-2-4</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>【操作性（断電後操作能力）】 （無形資産防止）</p> </div> <div style="width: 45%;">  <p>【操作性（断電後操作能力）】 （無形資産防止）</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">  <p>53-2-3</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊発電所3号炉 	 53-2-4	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

53-2-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

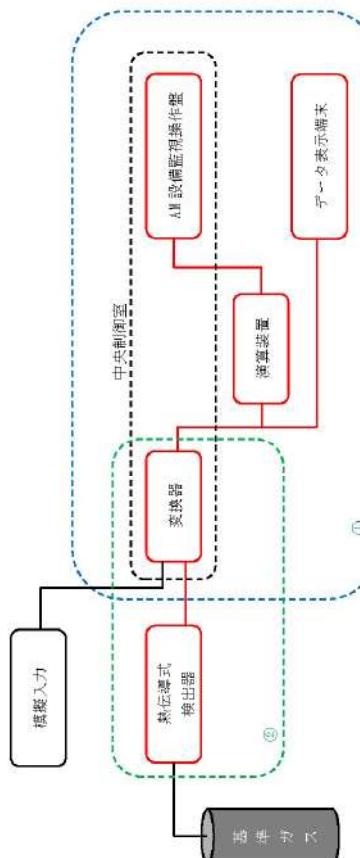
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-4 試験・検査説明資料 3号炉	53-3 試験・検査説明資料	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊発電所3号炉	 <p>①機器入力による中央制御室（AI設備監視操作盤）及びデータ表示端末までのループ試験 ②標準ガスによる検出器の校正</p> <p>（可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型アニモラス水素濃度計測ユニット）</p>	資料構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> 先行審査実績反映による

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

比較のため前項より転記

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

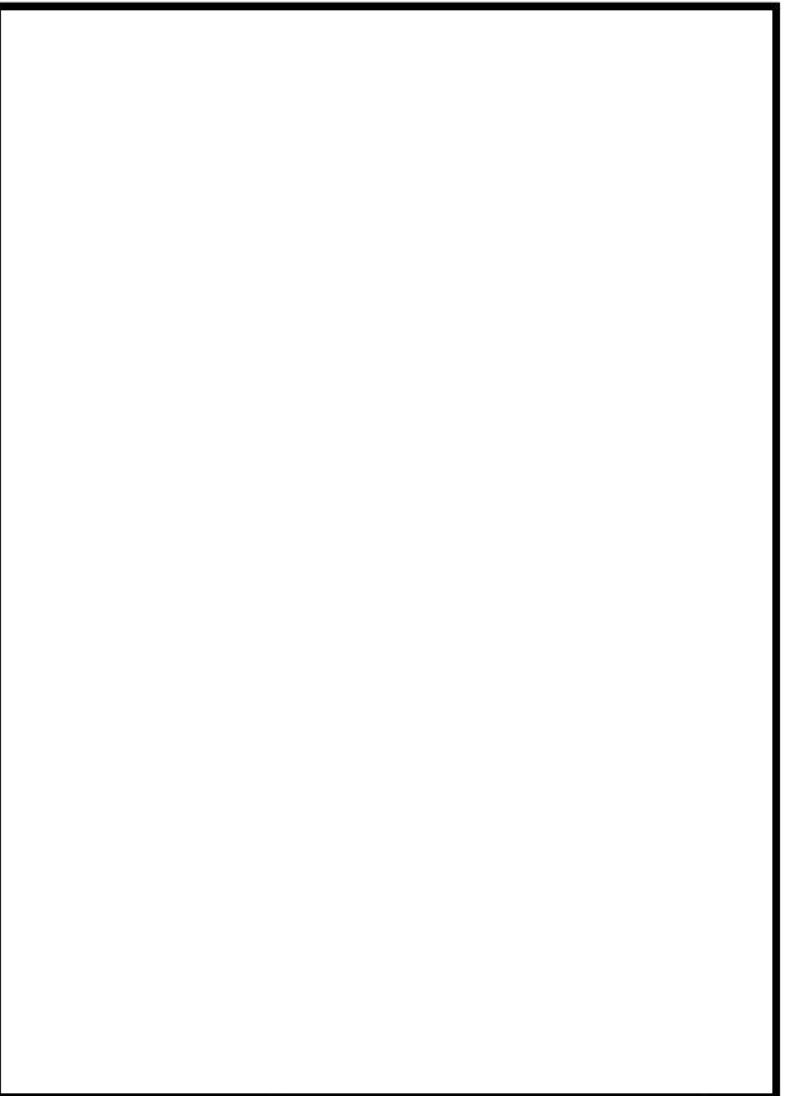
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：アニュラス循環排気系機能検査 要領書番号：O3-16-165</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：アニュラス循環排気系機能検査 要領書番号：HT3-38</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

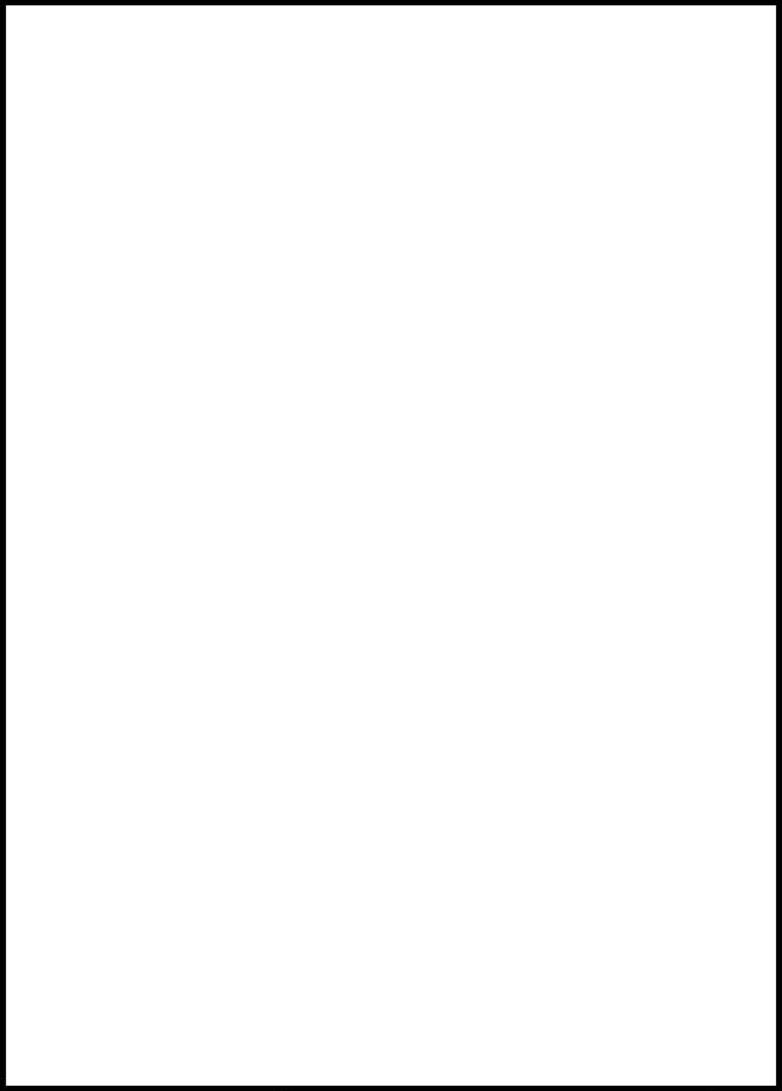
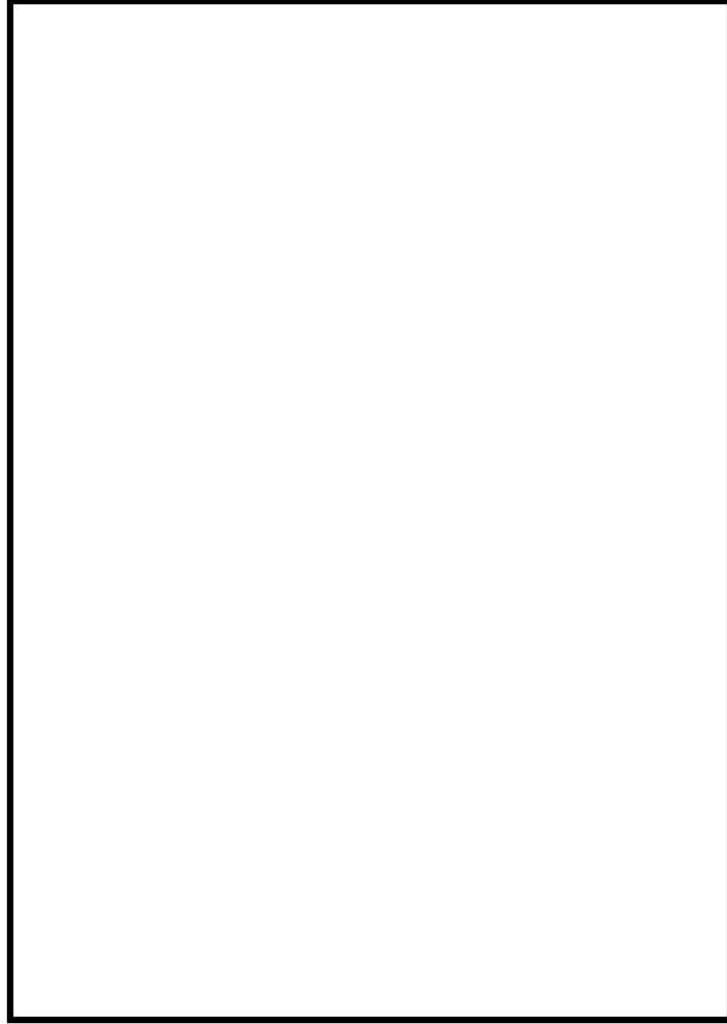
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は装置名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式	検査名	備考
自アニュラス空気冷却ファン電動機	1分隔点検 (ファン) 2分隔点検 (電動機)	高	B	CBM	電動機分解検査	(この点検は適用する 電動機分解検査実施)
自アニュラス空気冷却ファンユニット	1分隔点検 (ファン) 2分隔点検 (電動機) 3分隔点検 (自アニュラス) 4分隔点検 (自アニュラス)	高	1F ※ ※ ※	アニュラス空気冷却ファンユニット 検査	電動機 分解検査(1M) 自アニュラス空気冷却ファンユニット 分解検査(1M) X* 性能試験結果により 適正実施	
自アニュラス空気冷却ファンユニット	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	高	1F	1次系換気空調設備検査	1次系換気空調設備検査	
中央制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機等) 2分隔点検 (電動機等)	高	260M	中央制御室常用備蓄系検査	中央制御室常用備蓄系検査	
自アニュラス空気冷却ファン電動機	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	高	1F	1次系換気空調設備検査	1次系換気空調設備検査	
回中火災制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	高	260M	回中火災制御室常用備蓄系検査	回中火災制御室常用備蓄系検査	
中央制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機等) 2分隔点検 (電動機等)	高	9.1M ※ ※	中央制御室常用備蓄系検査	中央制御室常用備蓄系検査 X* 性能試験結果により 適正実施	
中央制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機等) 2分隔点検 (電動機等)	高	78M	中央制御室常用備蓄系検査	中央制御室常用備蓄系検査	
中央制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機等) 2分隔点検 (電動機等)	高	9.1M	1次系換気空調設備検査	1次系換気空調設備検査	
中央制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機等) 2分隔点検 (電動機等)	高	260M	中央制御室常用備蓄系検査	中央制御室常用備蓄系検査	
中央制御室常用備蓄系	1分隔点検 (電動機等) 2分隔点検 (電動機等)	高	1F	1次系換気空調設備検査	1次系換気空調設備検査	
自排熱容器給気ファン電動機	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	低	B	CBM	電動機分解検査(1M) X* 性能試験結果により 適正実施	
自排熱容器給気ファン電動機	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	低	1F	1次系換気空調設備検査	1次系換気空調設備検査	
自排熱容器給気ファン電動機	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	低	B	CBM	電動機分解検査(1M) X* 性能試験結果により 適正実施	
自排熱容器給気ファン電動機	1分隔点検 (電動機) 2分隔点検 (電動機)	低	1F	1次系換気空調設備検査	1次系換気空調設備検査	

点検実績(1年間)：各機計画						
3/2011-3/2012: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2012-3/2013: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2013-3/2014: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2014-3/2015: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2015-3/2016: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2016-3/2017: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2017-3/2018: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2018-3/2019: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2019-3/2020: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2020-3/2021: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2021-3/2022: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画
3/2022-3/2023: 本体各部ポンプ・タービン・コンベクター	定期点検 点検 定期点検 定期点検	高	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	TT 1.1次系換気空調設備検査	1.1M 1.1M 1.1M 1.1M	点検実績(1年間)：各機計画

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

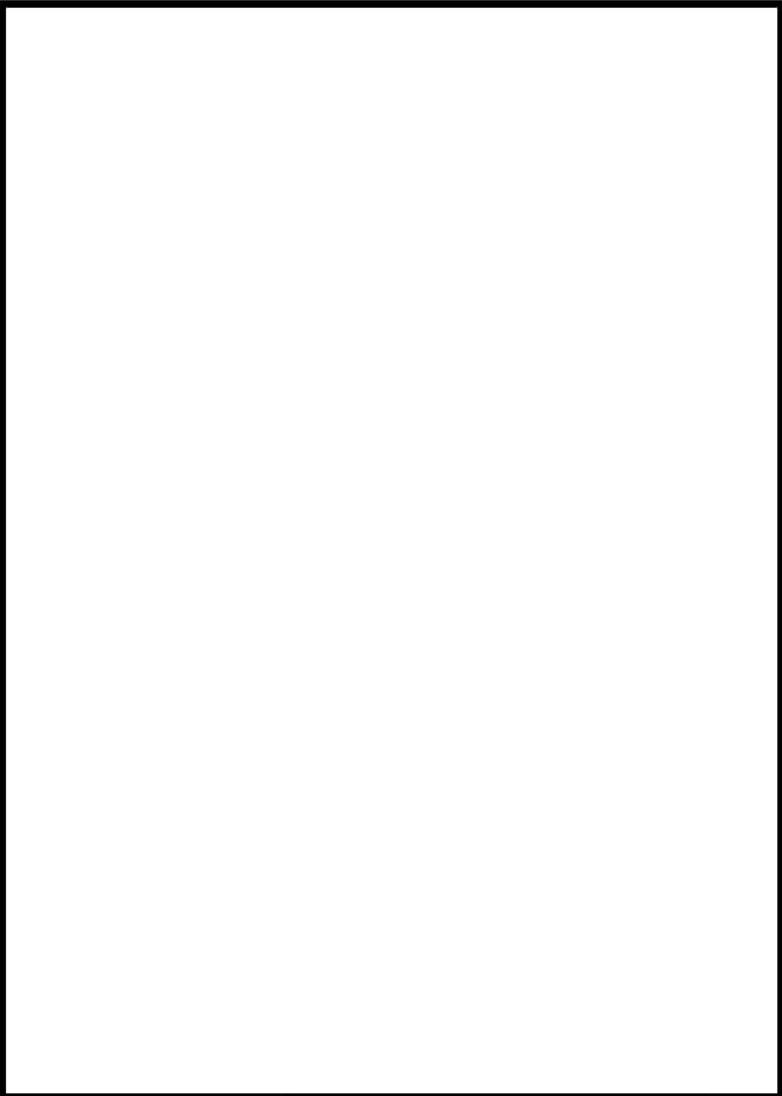
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：アニュラス循環排気系フィルター検査 要領書番号：O3-16-166</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：アニュラス循環排気系フィルタ性能検査 要領書番号：HT3-39</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

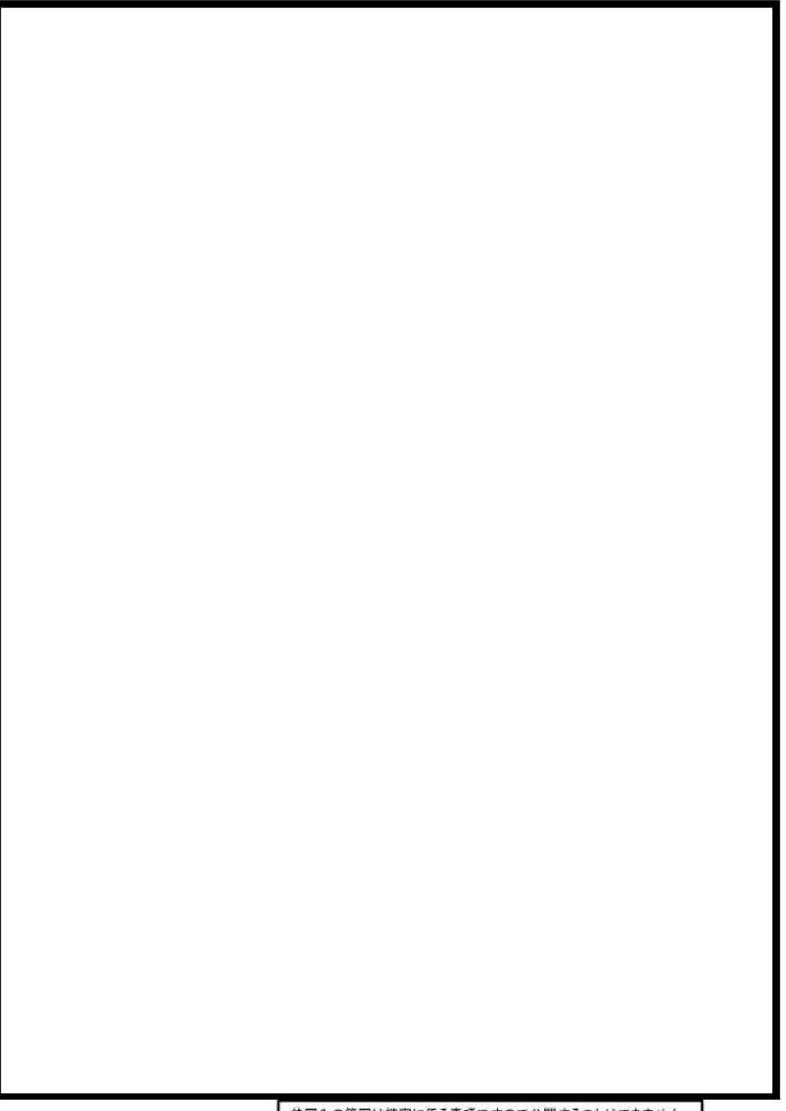
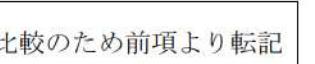
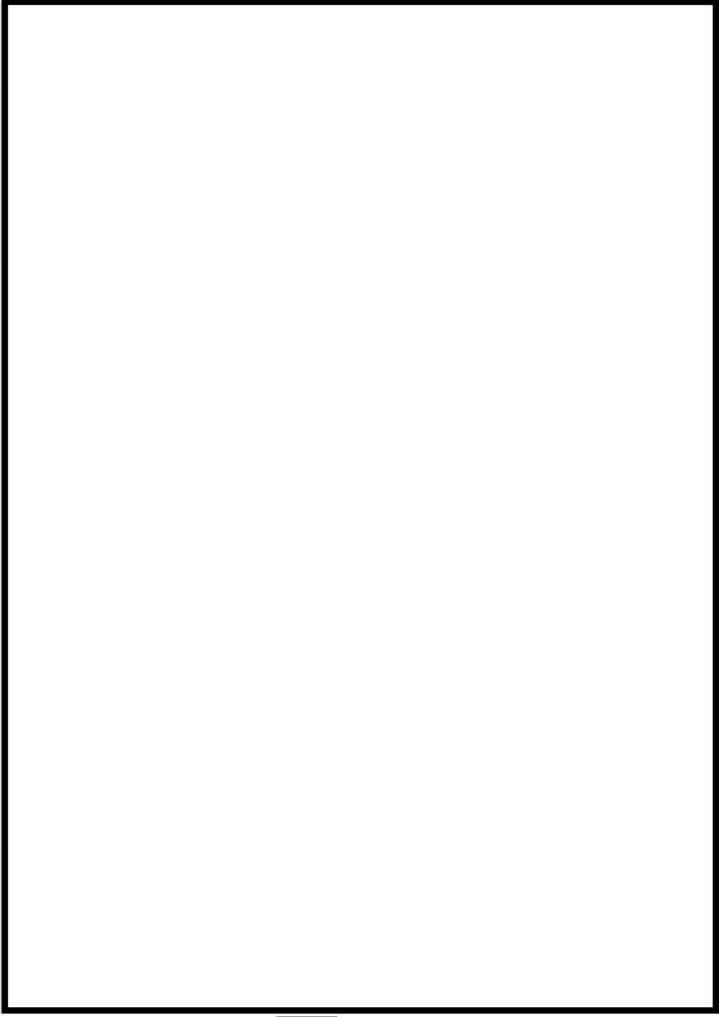
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

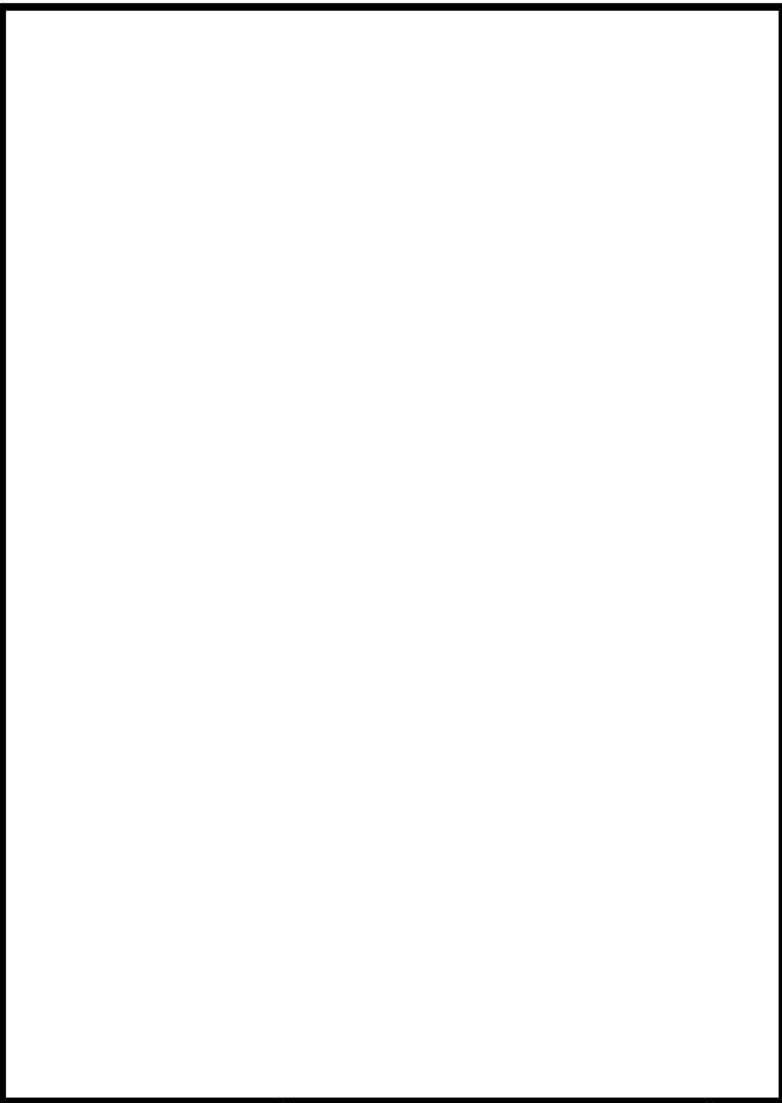
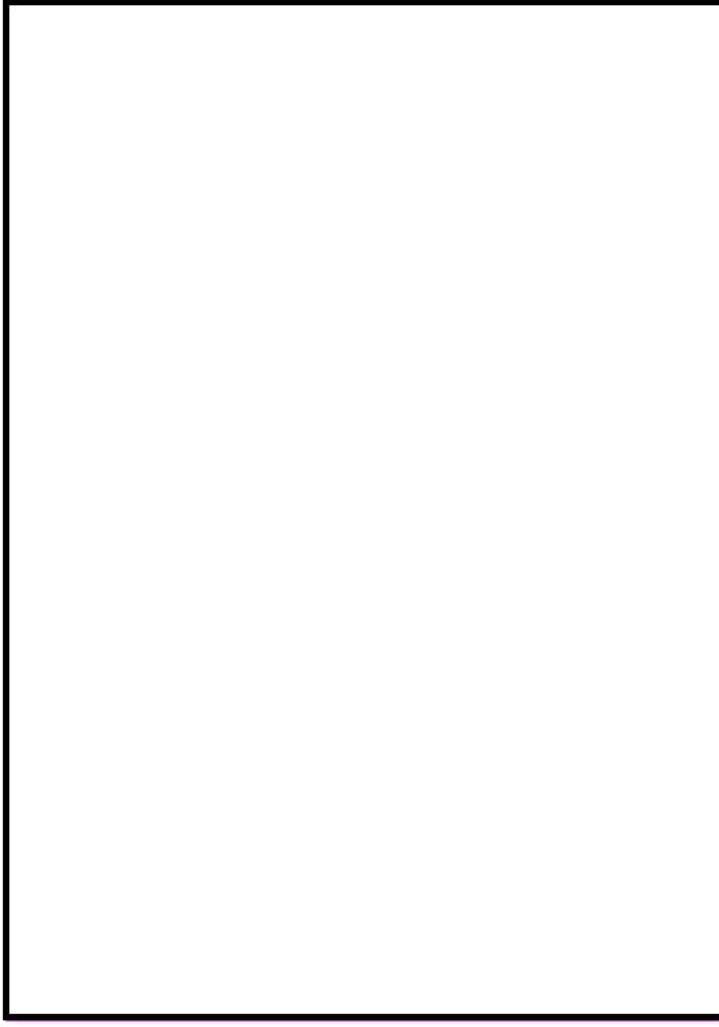
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small> 	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

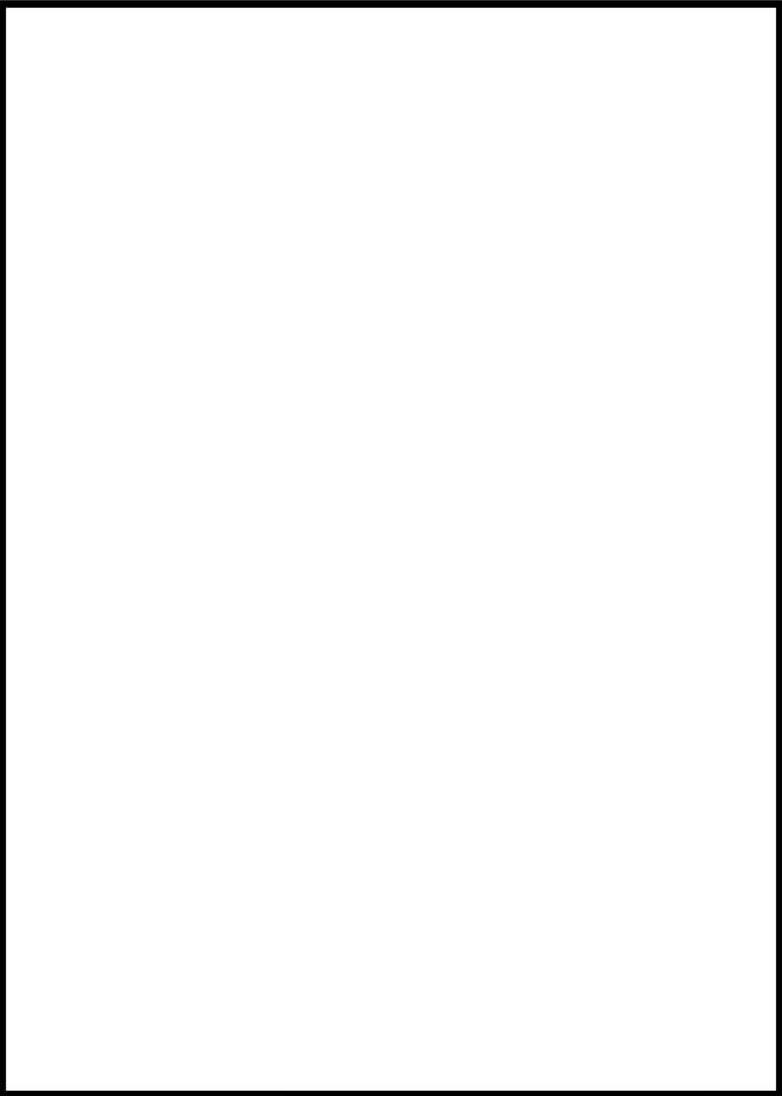
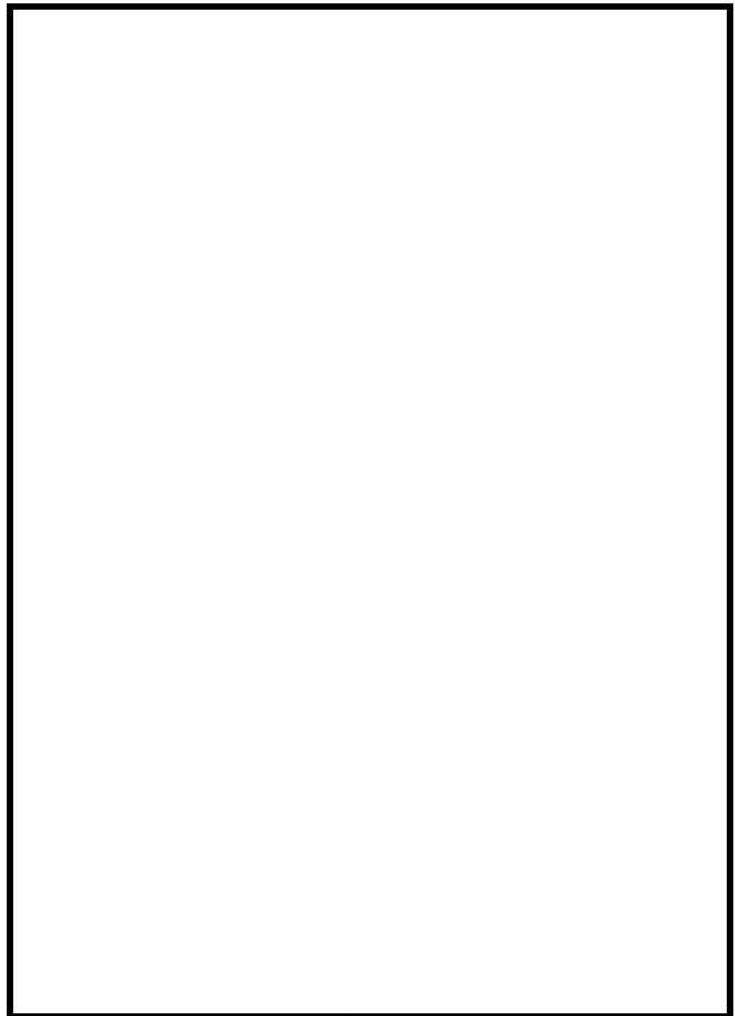
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 4</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O3-16-315</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

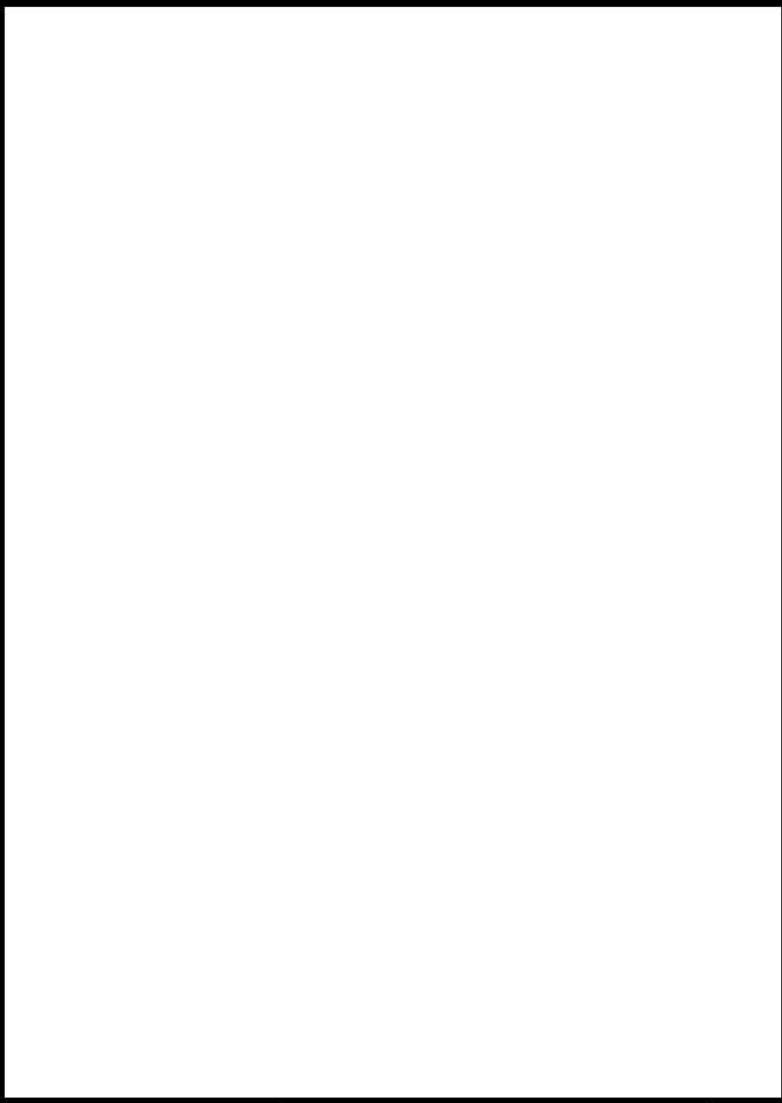
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、排気筒の設計資料にて、排気筒の全景(平面配置及び断面配置)にて試験検査が可能な設計であることを示している。 ・泊は、定期事業者検査の計画と工認図面(平面配置及び断面配置)にて試験検査が可能であることを示している。 ・いずれも試験検査が可能であることを示していることに留意下さい。

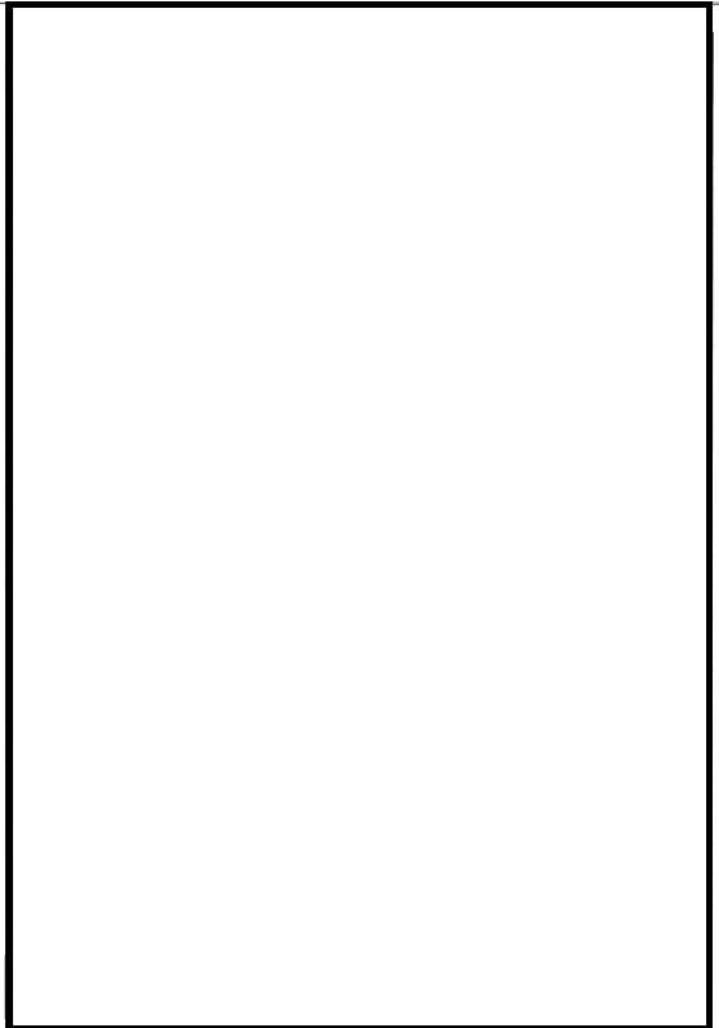
柄囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

柄囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	泊発電所3号炉	設備の相違 • 泊3号炉は、アニュラス排気弁等の開閉操作において、窒素ガスポンベを用いることとしている（川内・伊方と同様）が、大飯はこれに加えて可搬式空気圧縮機も使用する。 • 大飯の可搬式空気圧縮機と比較する対象設備なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-5 系統図	53-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>A-アニュラス空気浄化ファン</td><td>停止→起動</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>うち1台使用 交流電源</td></tr> <tr> <td>②</td><td>B-アニュラス空気浄化ファン</td><td>停止→起動</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>③</td><td>A-アニュラス排気ダンバ</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>連動</td><td>A系使用時 直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>④</td><td>B-アニュラス排気ダンバ</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>連動</td><td>B系使用時 直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>A-アニュラス全量排気弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>連動</td><td>A系使用時 直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>B-アニュラス全量排気弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>連動</td><td>B系使用時 直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>A-アニュラス戻りダンバ</td><td>全閉→調整開</td><td>中央制御室</td><td>連動</td><td>A系使用時 直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>B-アニュラス戻りダンバ</td><td>全閉→調整開</td><td>中央制御室</td><td>連動</td><td>B系使用時 直流電源 制御用空気</td></tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源	②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作		③	A-アニュラス排気ダンバ	全閉→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気	④	B-アニュラス排気ダンバ	全閉→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気	⑤	A-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気	⑥	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気	⑦	A-アニュラス戻りダンバ	全閉→調整開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気	⑧	B-アニュラス戻りダンバ	全閉→調整開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																			
①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源																																																			
②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作																																																				
③	A-アニュラス排気ダンバ	全閉→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気																																																			
④	B-アニュラス排気ダンバ	全閉→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気																																																			
⑤	A-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気																																																			
⑥	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気																																																			
⑦	A-アニュラス戻りダンバ	全閉→調整開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気																																																			
⑧	B-アニュラス戻りダンバ	全閉→調整開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

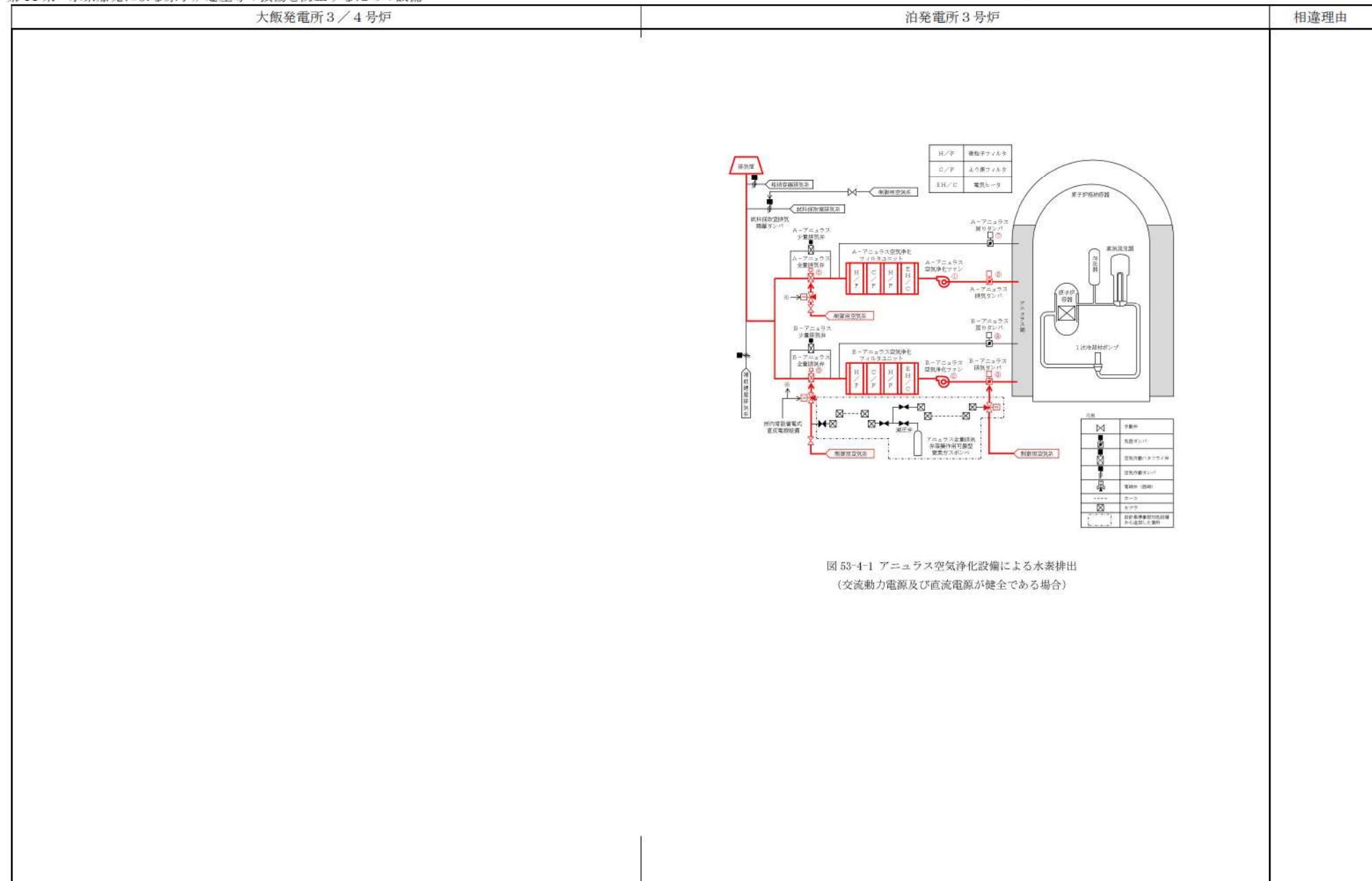


図 53-4-1 アニュラス空気浄化設備による水素排出
 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>3D-VS-653制御用空気供給弁</td><td>全閉→全開</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>②</td><td>試料採取室排気隔壁ダンバ</td><td>全閉→全開</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③</td><td>3V-VS-102B制御用空気供給弁</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④</td><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>接続操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁1</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>1系使用時</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ入口弁1</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ減圧弁</td><td>全閉→調整開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ出口弁2</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ出口弁1</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>3V-VS-102B窒素ガス供給弁 (SA対策)</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 40.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>B-アニュラス空気浄化ファン</td><td>停止→起動</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>B-アニュラス排気ダンバ</td><td>全閉→全開</td><td>操作 No.⑨</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>B-アニュラス全量排気弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>速動</td><td>直流電源</td></tr> </tbody> </table>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	3D-VS-653制御用空気供給弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 40.3m	手動操作	—	②	試料採取室排気隔壁ダンバ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 40.3m	手動操作	—	③	3V-VS-102B制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—	④	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 40.3m	接続操作	—	⑤	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	1系使用時	⑥	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ入口弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—	⑦	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ減圧弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—	⑧	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ出口弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—	⑨	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ出口弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—	⑩	3V-VS-102B窒素ガス供給弁 (SA対策)	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—	⑪	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	B-アニュラス排気ダンバ	全閉→全開	操作 No.⑨	手動操作	—	⑬	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	中央制御室	速動	直流電源	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																	
①	3D-VS-653制御用空気供給弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
②	試料採取室排気隔壁ダンバ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
③	3V-VS-102B制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
④	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 40.3m	接続操作	—																																																																																	
⑤	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	1系使用時																																																																																	
⑥	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ入口弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
⑦	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ減圧弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
⑧	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ出口弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
⑨	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バルブ出口弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
⑩	3V-VS-102B窒素ガス供給弁 (SA対策)	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 40.3m	手動操作	—																																																																																	
⑪	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																	
⑫	B-アニュラス排気ダンバ	全閉→全開	操作 No.⑨	手動操作	—																																																																																	
⑬	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	中央制御室	速動	直流電源																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

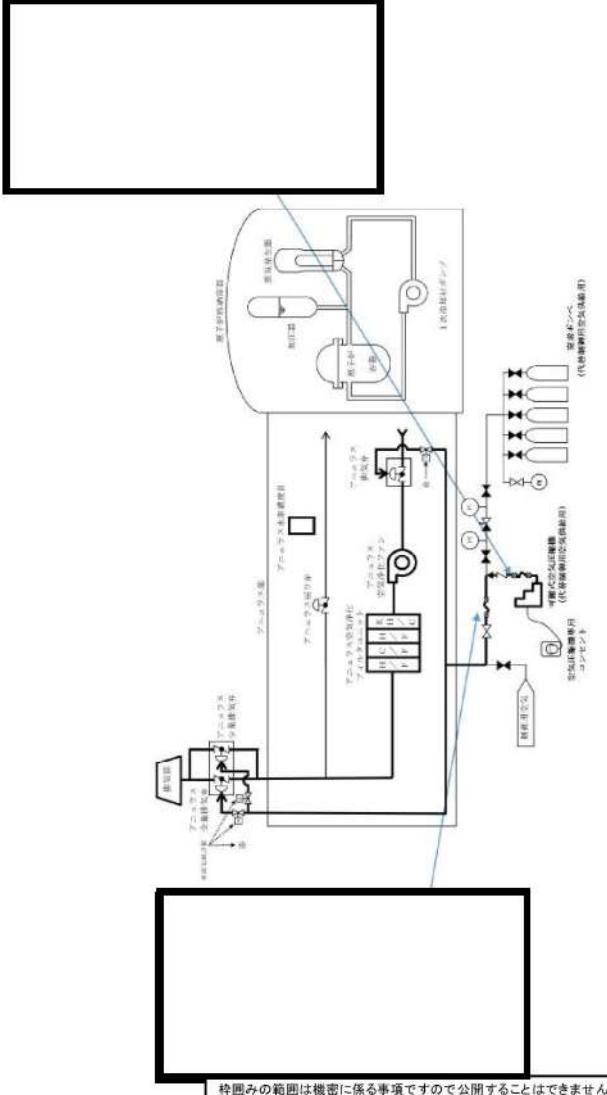
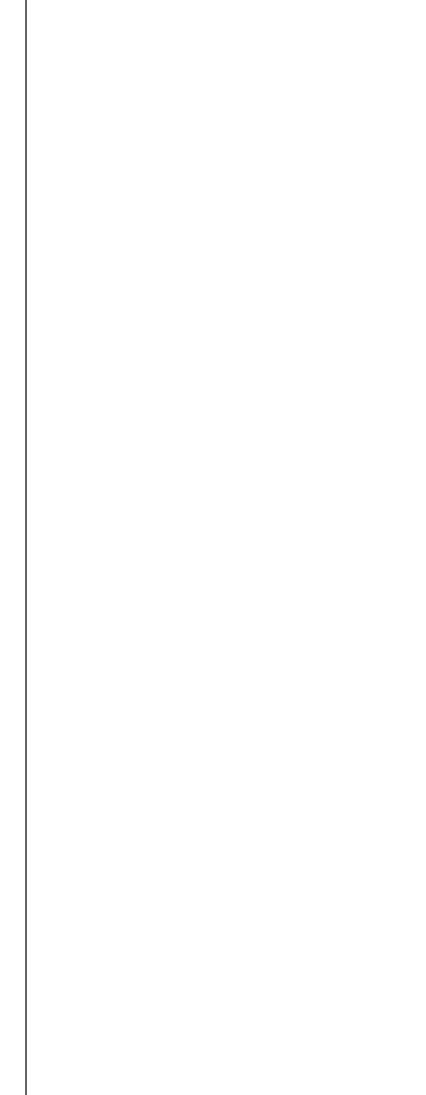
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>大飯発電所3／4号炉</p> <p>水素燃焼による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 概略系統図（1）</p> <p>53-5-1</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>水素燃焼による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 概略系統図（1）</p> <p>53-4-2 アニュラス空气净化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>格囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

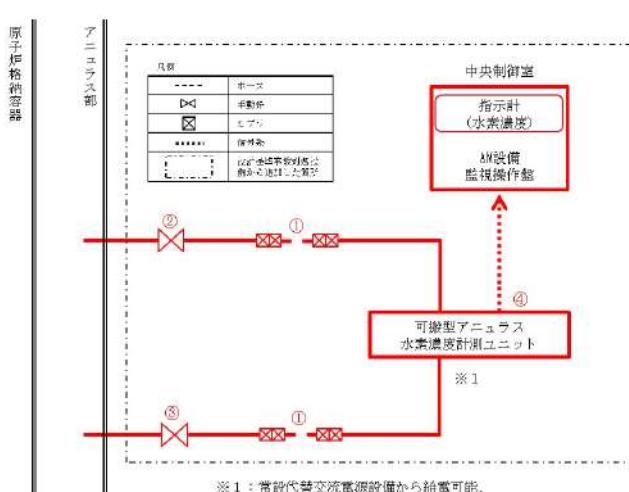
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺機械 T.P.24.8m</td><td>機械操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット入口 隔壁弁 (SA対策)</td><td>全閉→全開</td><td>周辺機械 T.P.24.8m</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>③</td><td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット出口 隔壁弁 (SA対策)</td><td>全閉→全開</td><td>周辺機械 T.P.24.8m</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>④</td><td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</td><td>切→入</td><td>周辺機械 T.P.24.8m</td><td>スイッチ操作 交流電源</td><td></td></tr> </tbody> </table>  <p>※1 : 常時代替交流電源設備から給電可能。</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	周辺機械 T.P.24.8m	機械操作	-	②	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット入口 隔壁弁 (SA対策)	全閉→全開	周辺機械 T.P.24.8m	手動操作	-	③	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット出口 隔壁弁 (SA対策)	全閉→全開	周辺機械 T.P.24.8m	手動操作	-	④	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	切→入	周辺機械 T.P.24.8m	スイッチ操作 交流電源		
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																											
①	ホース	ホース接続	周辺機械 T.P.24.8m	機械操作	-																											
②	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット入口 隔壁弁 (SA対策)	全閉→全開	周辺機械 T.P.24.8m	手動操作	-																											
③	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット出口 隔壁弁 (SA対策)	全閉→全開	周辺機械 T.P.24.8m	手動操作	-																											
④	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	切→入	周辺機械 T.P.24.8m	スイッチ操作 交流電源																												

図 53-4-3 アニュラス部の水素濃度監視

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-6 容量設定根拠 3号炉	53-5 容量設定根拠	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>窒素ポンベ (代替制御用空気供給用)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Nm³/個</td> <td>29以上 (7)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 壓 力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>°C</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>() 内は公称値を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) は、以下の機能を有する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) 及び可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化系のダンパはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) 及び可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) により開操作できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) 及び可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) から格納容器サンブルラインの格納容器隔壁弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔壁弁を開操作できる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) の保有数は、A、B系列それぞれ5個、保守点検中にも使用可能であるため保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用としてそれぞれ1個保有し、合計12個を保管する。</p>	名 称		窒素ポンベ (代替制御用空気供給用)	容 量	Nm ³ /個	29以上 (7)	最 高 使 用 壓 力	MPa	14.7	最 高 使 用 温 度	°C	40	<p style="text-align: center;">容-12(1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>アニュラス全量排気弁等操作用 可搬型窒素ガスポンベ</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>L/個</td> <td>46.7 以上 (46.7)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 壓 力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>°C</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1以上 (2 (予備))</td> </tr> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用するアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合にアニュラスの水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、アニュラスからの水素排出として、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開閉することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第68条系統図」による。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するために設置する。</p> <p>系統構成は、放射性物質の濃度低減として、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開閉することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第74条系統図」による。</p>	名 称		アニュラス全量排気弁等操作用 可搬型窒素ガスポンベ	容 量	L/個	46.7 以上 (46.7)	最 高 使 用 壓 力	MPa	14.7	最 高 使 用 温 度	°C	40	個 数	—	1以上 (2 (予備))	
名 称		窒素ポンベ (代替制御用空気供給用)																											
容 量	Nm ³ /個	29以上 (7)																											
最 高 使 用 壓 力	MPa	14.7																											
最 高 使 用 温 度	°C	40																											
名 称		アニュラス全量排気弁等操作用 可搬型窒素ガスポンベ																											
容 量	L/個	46.7 以上 (46.7)																											
最 高 使 用 壓 力	MPa	14.7																											
最 高 使 用 温 度	°C	40																											
個 数	—	1以上 (2 (予備))																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>1. 容量 (29 Nm³以上 (7Nm³/個))</p> <p>代替制御用空気供給設備の窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器逃がし弁の開放及び開維持 ・アニュラス空気浄化設備のダンバの開放及び開維持 ・格納容器サンブルラインの格納容器隔壁弁の開放及び開維持 <p>重大事故等時、窒素ボンベから制御用空気系統へ窒素を7日間供給が可能な設計とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定操作</th> <th>開保持1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量 : []Nm³/h (事象発生から1時間) 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・連続消費量 : []Nm³/h (事象発生後1時間以降) IA-510A, B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・パッチ消費量(加圧器逃がし弁) : []Nm³/回 加圧器逃がし弁を全間にするための消費量 ・パッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンバ) : []Nm³/回 アニュラス空気浄化設備ダンバを開放するための消費量 ・パッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁) : []Nm³/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量 ・制御用空気加圧消費量 : []Nm³/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 ・制御用空気消費総量 : []×1h []×24h×7日 []×1回 []×1回 []×1回 []×1回 []Nm³ </td> </tr> <tr> <td>ポンベ必要個数</td> <td>・ポンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</td> </tr> </tbody> </table>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量 : []Nm³/h (事象発生から1時間) 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・連続消費量 : []Nm³/h (事象発生後1時間以降) IA-510A, B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・パッチ消費量(加圧器逃がし弁) : []Nm³/回 加圧器逃がし弁を全間にするための消費量 ・パッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンバ) : []Nm³/回 アニュラス空気浄化設備ダンバを開放するための消費量 ・パッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁) : []Nm³/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量 ・制御用空気加圧消費量 : []Nm³/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 ・制御用空気消費総量 : []×1h []×24h×7日 []×1回 []×1回 []×1回 []×1回 []Nm³ 	ポンベ必要個数	・ポンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-12 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定操作</th> <th>開保持1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量 : []Nm³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・パッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分) : 約 []Nm³/回 アニュラス全量排気弁を全間にするための消費量 ・パッチ消費量(アニュラス排気ダンバ1台分) : 約 []Nm³/回 アニュラス排気ダンバを開放するための消費量 ・配管加圧消費量 : 約 []Nm³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 ・窒素ガス消費総量 : [] </td> </tr> <tr> <td>ポンベ必要個数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs] ・ポンベ容量 : 6.84Nm³/個(注1) ・制御弁動作圧力 : []Pa[abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 [] ・必要個数 : [] <p>以上より、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの必要個数は約 []個となるため、設置個数は約 []個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7L/個とする。</p> <p>[]枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量 : []Nm³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・パッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分) : 約 []Nm³/回 アニュラス全量排気弁を全間にするための消費量 ・パッチ消費量(アニュラス排気ダンバ1台分) : 約 []Nm³/回 アニュラス排気ダンバを開放するための消費量 ・配管加圧消費量 : 約 []Nm³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 ・窒素ガス消費総量 : [] 	ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs] ・ポンベ容量 : 6.84Nm³/個(注1) ・制御弁動作圧力 : []Pa[abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 [] ・必要個数 : [] <p>以上より、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの必要個数は約 []個となるため、設置個数は約 []個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7L/個とする。</p> <p>[]枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	
想定操作	開保持1回													
消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量 : []Nm³/h (事象発生から1時間) 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・連続消費量 : []Nm³/h (事象発生後1時間以降) IA-510A, B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・パッチ消費量(加圧器逃がし弁) : []Nm³/回 加圧器逃がし弁を全間にするための消費量 ・パッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンバ) : []Nm³/回 アニュラス空気浄化設備ダンバを開放するための消費量 ・パッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁) : []Nm³/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量 ・制御用空気加圧消費量 : []Nm³/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 ・制御用空気消費総量 : []×1h []×24h×7日 []×1回 []×1回 []×1回 []×1回 []Nm³ 													
ポンベ必要個数	・ポンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]													
想定操作	開保持1回													
消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量 : []Nm³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・パッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分) : 約 []Nm³/回 アニュラス全量排気弁を全間にするための消費量 ・パッチ消費量(アニュラス排気ダンバ1台分) : 約 []Nm³/回 アニュラス排気ダンバを開放するための消費量 ・配管加圧消費量 : 約 []Nm³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 ・窒素ガス消費総量 : [] 													
ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs] ・ポンベ容量 : 6.84Nm³/個(注1) ・制御弁動作圧力 : []Pa[abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 [] ・必要個数 : [] <p>以上より、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの必要個数は約 []個となるため、設置個数は約 []個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7L/個とする。</p> <p>[]枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

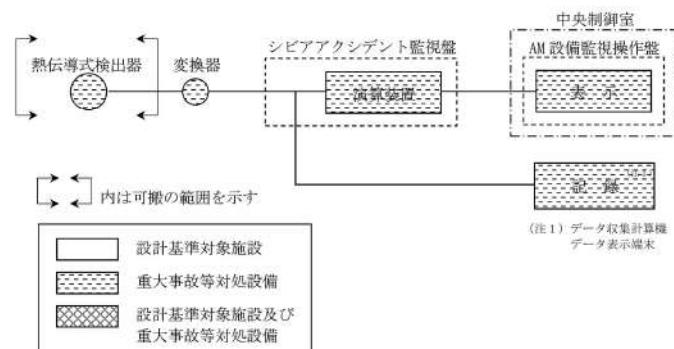
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>大飯発電所3／4号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>相違理由</p> <p>容-12(3/3)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>・ポンベ容量 : 7Nm³/個</p> <p>・制御弁動作圧力 : [REDACTED] MPa[abs] (制御弁動作圧力に配管圧損等を考慮した圧力)</p> <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力以上を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 <math>7 \times ([REDACTED] - [REDACTED]) / 14.801 = [REDACTED] Nm³/個</math></p> <p>必要個数(1ヘッダ当たり) : [REDACTED] [REDACTED] 個</p> </td><td> <p>2. 最高使用圧力 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンベにて実績を有する充てん圧力である14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40°Cとする。</p> <p>4. 個数 可搬型設備であるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、重大事故等対処設備としてB-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンバに窒素を供給し、B-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンバを開操作するために必要な個数である、1セット1個及び本設備は保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として予備1個を保管する。</p> <p>(注1) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 Nm^3$ <p>Q : 窒素ボンベ内の窒素量 (Nm³) V_1 : ボンベの容量 (m³) = 46.7×10^{-3} P : ボンベの充てん圧力 (MPa[abs]) = $14.7 + 0.101 = 14.801$</p> </td><td></td></tr> </table>	<p>・ポンベ容量 : 7Nm³/個</p> <p>・制御弁動作圧力 : [REDACTED] MPa[abs] (制御弁動作圧力に配管圧損等を考慮した圧力)</p> <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力以上を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 <math>7 \times ([REDACTED] - [REDACTED]) / 14.801 = [REDACTED] Nm³/個</math></p> <p>必要個数(1ヘッダ当たり) : [REDACTED] [REDACTED] 個</p>	<p>2. 最高使用圧力 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンベにて実績を有する充てん圧力である14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40°Cとする。</p> <p>4. 個数 可搬型設備であるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、重大事故等対処設備としてB-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンバに窒素を供給し、B-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンバを開操作するために必要な個数である、1セット1個及び本設備は保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として予備1個を保管する。</p> <p>(注1) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 Nm^3$ <p>Q : 窒素ボンベ内の窒素量 (Nm³) V_1 : ボンベの容量 (m³) = 46.7×10^{-3} P : ボンベの充てん圧力 (MPa[abs]) = $14.7 + 0.101 = 14.801$</p>	
<p>・ポンベ容量 : 7Nm³/個</p> <p>・制御弁動作圧力 : [REDACTED] MPa[abs] (制御弁動作圧力に配管圧損等を考慮した圧力)</p> <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力以上を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 <math>7 \times ([REDACTED] - [REDACTED]) / 14.801 = [REDACTED] Nm³/個</math></p> <p>必要個数(1ヘッダ当たり) : [REDACTED] [REDACTED] 個</p>	<p>2. 最高使用圧力 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンベにて実績を有する充てん圧力である14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40°Cとする。</p> <p>4. 個数 可搬型設備であるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、重大事故等対処設備としてB-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンバに窒素を供給し、B-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンバを開操作するために必要な個数である、1セット1個及び本設備は保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として予備1個を保管する。</p> <p>(注1) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 Nm^3$ <p>Q : 窒素ボンベ内の窒素量 (Nm³) V_1 : ボンベの容量 (m³) = 46.7×10^{-3} P : ボンベの充てん圧力 (MPa[abs]) = $14.7 + 0.101 = 14.801$</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>1. 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</p> <p>(1) 設置目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定するための設備として、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを設ける。</p> <p>(2) 設備概要 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱伝導式検出器にて水素濃度を電圧信号として検出する。検出した電圧信号は、変換器にて電流信号に変換し、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水素濃度信号に変換した後、アニュラス水素濃度として中央制御室に表示し、記録する。 (図5.3-5-1「可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) データ収集計算機 データ表示端末</p> <p>(3) 計測範囲 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの仕様を表5.3-5-1に示す。</p> <p>表5.3-5-1 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</td> <td>熱伝導式検出器</td> <td>0～20vol%</td> <td>1</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋地上3階に保管)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	熱伝導式検出器	0～20vol%	1	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋地上3階に保管)	
名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所								
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	熱伝導式検出器	0～20vol%	1	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋地上3階に保管)								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮機</td> <td>容 量</td> <td>m³/h/個 6.0 以上 (14.4)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa 0.88 以上</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個 2.2 以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>() 内は公称値を示す。</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>計測制御系統施設のうち、制御用空気設備として使用する可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)は以下の機能を有する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、空素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気淨化系のダンバはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで空素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)により開操作できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>系統構成は、空素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から格納容器サンプルラインの格納容器隔壁弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔壁弁を開操作できる設計とする。</p> <p>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)の保有数は、A、B系統それぞれ1個、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せず、故障時のバックアップ用として1個保有し、合計3個を保管する。</p>	名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)	圧縮機	容 量	m ³ /h/個 6.0 以上 (14.4)	吐 出 圧 力	MPa 0.88 以上	原 動 機 出 力	kW/個 2.2 以上			<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)											
圧縮機	容 量	m ³ /h/個 6.0 以上 (14.4)											
	吐 出 圧 力	MPa 0.88 以上											
原 動 機 出 力	kW/個 2.2 以上												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 容量 (6.0m³/h/個以上 (14.4m³/h/個))</p> <p>可搬式空気圧縮機は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器逃がし弁の開放及び開維持 ・アニュラス空気浄化設備のダンバの開放及び開維持 ・格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁の開放及び開維持 <p>空素ボンベ消費後に可搬式空気圧縮機を使用する際は、空素ボンベの使用により制御用空気系統の圧力は保持されていることから、加圧器逃がし弁、アニュラス空気浄化設備ダンバ及び格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁は全開状態であり、新たに全開状態にするためのバッチ消費量を考慮する必要はない。</p> <p>よって、連続消費量及びバッチ消費量の大きい加圧器逃がし弁が仮に閉となった場合においても開操作可能な容量を考慮すれば良く、必要な供給容量は6.0m³/h/個以上とする。</p> <p>なお、公称値としては、要求される容量以上で一般的な可搬型空気圧縮機の容量である14.4m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (0.88MPa以上)</p> <p>制御用空気系統への作動用空気供給圧力は□ MPaであり、吐出圧力として□ MPa以上とする。</p> <p>3. 原動機出力 (2.2kW/個以上)</p> <p>可搬式空気圧縮機は原動機とパッケージ化され、一般産業品として広く普及しているものであり、原動機出力に関しても製造メーカの設計基準に基づき設定されており、十分に実績があるものである。</p> <p>以上より、可搬式空気圧縮機の原動機出力は、2.2kW/個以上とする。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-5 系統図	53-6 単線結線図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

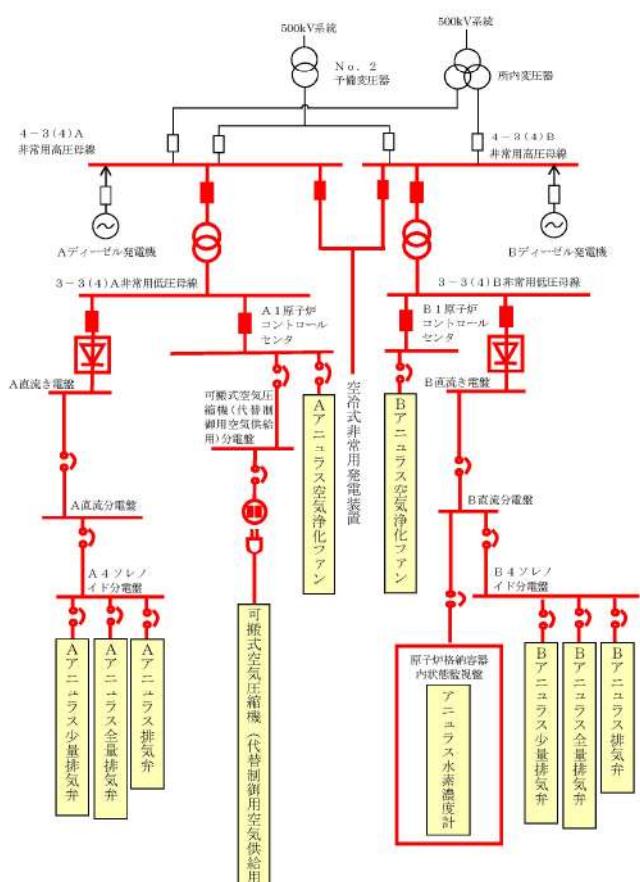
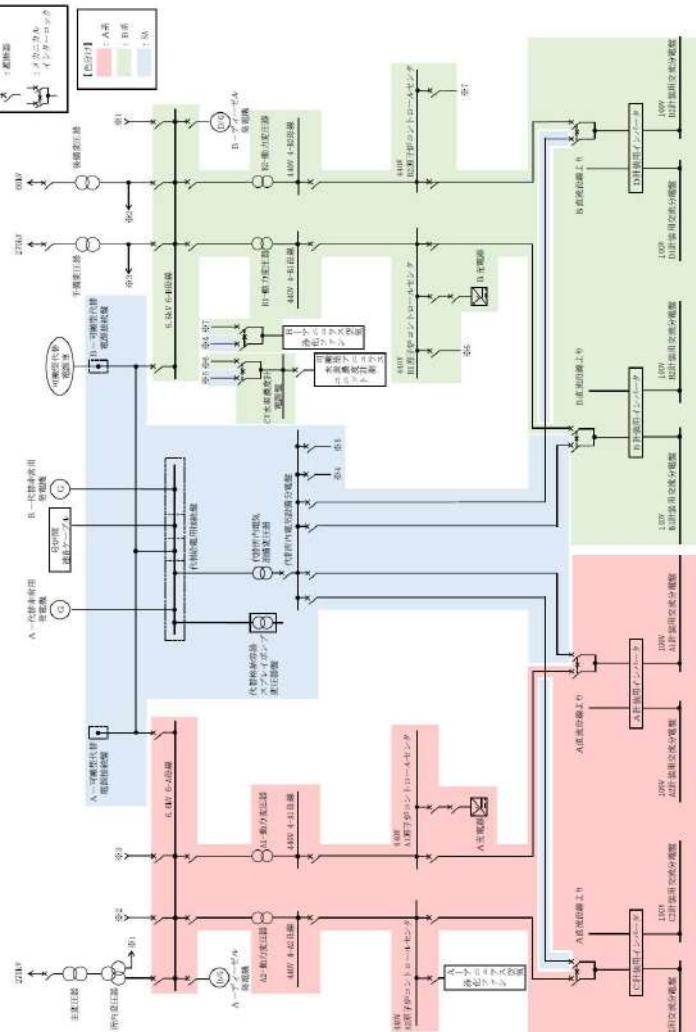
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等対応設備の電源構成図</p>	 <p>*1: 常設代替交流電源設備の主要設備 *2: 可搬型代替交流電源設備の主要設備 *3: 代替所内電気設備の主要設備</p>	

図 5.3-6-1 交流電源単線結線図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		図 5.3-6-2 直流電源単線接続図 *1: 常設代替交流電源設備の主要設備 *2: 可搬型代替交流電源設備の主要設備 *3: 代替所内電気設備の主要設備 *4: 所内常設電気設備の主要設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-8 水素排出設備に対する要求（動的機器等に水素爆発を 防止する機能）に係る適合性について	53-8 水素排出設備に対する要求（動的機器等に水素爆発を 防止する機能）に係る適合性について	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素排出設備に対する要求（動的機器等に水素爆発を防止する機能）に係る適合性について</p> <p>1. 基準要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第53条及びその解釈において、原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備」として、<u>水素濃度制御設備</u>又は<u>水素排出設備</u>を設置することが要求されており、<u>水素排出設備</u>を設置する場合にあたっては、「動的機器等に水素爆発を防止する機能を付けること」が要求されている。</p> <p>2. 基準に対する対応及び解釈</p> <p>(1) 基準対応</p> <p>原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するアニュラス部の水素爆発によるアニュラス区画構造物の損傷を防止するために、<u>水素排出設備</u>としてアニュラス空気浄化設備を設置し、アニュラス部へ漏えいする水素を含むガスを排気筒より排出する設計としている。</p> <p>(2) 解釈</p> <p>アニュラス空気浄化設備は以下の機能を有しており、水素排出設備を設置する場合の要求である「動的機器等に水素爆発を防止する機能」を有していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい率を0.16%/dayとし、原子炉格納容器内のP_{AR}やイグナイトでの水素処理及びアニュラス空気浄化ファンの排気機能に期待せずにアニュラス部の水素濃度を評価した結果、7日後においてアニュラス部の水素濃度は1.4%程度であり、可燃限界未満である。 ○アニュラス空気浄化ファンは、少なくとも7日以内であれば可燃限界未満であることから水素爆発をすることなく健全に起動可能である。 ○全交流電源喪失時にも、電源復旧後、早期に代替空気（窒素）を用いた系統構成を行い、約45分でアニュラス空気浄化ファンを起動する手順を整備している。 ○アニュラス空気浄化ファンは、アニュラス部の水素を含むガスを排出し、アニュラス部の水素濃度を可燃限界未満とすることで、アニュラス部及びアニュラス排気ラインの水素爆発を防止する機能を有している。 ○原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい率を0.16%/dayとし、原子炉格納容器内のP_{AR}やイグナイトでの水素処理に期待せず、アニュラス空気浄化ファンの排気流量を10m³/minとして、アニュラス部の水素濃度を評価した結果、アニュラス部の水素濃度は0.2%程度であり、可燃限界未満である。 ○アニュラス空気浄化システムは、フィルタユニット、ファン、ダクトから構成され、アニュラス空気浄化フィルタユニットを通すことで、放射性物質を低減し、水素が滞留しないようアニュラス空気浄化ファンにより水素を含むガスを屋外へ排出する設計としている。 	<p>水素排出設備に対する要求（動的機器等に水素爆発を防止する機能）に係る適合性について</p> <p>1. 基準要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第53条及びその解釈において、原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備」として、<u>水素濃度制御設備</u>又は<u>水素排出設備</u>を設置することが要求されており、<u>水素排出設備</u>を設置する場合にあたっては、「動的機器等に水素爆発を防止する機能を付けること」が要求されている。</p> <p>2. 基準に対する対応及び解釈</p> <p>(1) 基準対応</p> <p>原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するアニュラス部の水素爆発によるアニュラスの損傷を防止するために、<u>水素排出設備</u>としてアニュラス空気浄化設備を設置し、アニュラスへ漏えいする水素を含むガスを排気筒より排出する設計としている。</p> <p>(2) 解釈</p> <p>アニュラス空気浄化設備は以下の機能を有しており、水素排出設備を設置する場合の要求である「動的機器等に水素爆発を防止する機能」を有していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい率を0.16%/dayとし、原子炉格納容器内の原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイトでの水素処理及びアニュラス空気浄化ファンの排気機能に期待せずにアニュラスの水素濃度を評価した結果、7日後においてアニュラス部の水素濃度は1.9%程度であり、可燃限界未満である。 ○ アニュラス空気浄化ファンは、少なくとも7日以内であれば可燃限界未満であることから水素爆発をすることなく健全に起動可能である。 ○ 全交流電源喪失時にも、電源復旧後、早期に代替空気（窒素）を用いた系統構成を行い、約35分でアニュラス空気浄化ファンを起動する手順を整備している。 ○ アニュラス空気浄化ファンは、アニュラス部の水素を含むガスを排出し、アニュラス部の水素濃度を可燃限界未満とすることで、アニュラス部及びアニュラス排気ラインの水素爆発を防止する機能を有している。 ○ 原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい率を0.16%/dayとし、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイトでの水素処理に期待せず、アニュラス空気浄化ファンの排気流量を10m³/minとして、アニュラス部の水素濃度を評価した結果、アニュラス部の水素濃度は0.2%程度であり、可燃限界未満である。 ○ アニュラス空気浄化システムは、フィルタユニット、ファン、ダクトから構成され、アニュラス空気浄化フィルタユニットを通すことで、放射性物質を低減し、水素が滞留しないようアニュラス空気浄化ファンにより水素を含むガスを屋外へ排出する設計としている。 	<p>アニュラス構造の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> • PCCの大飯3/4号炉はアニュラスが複数区画で構成された構造であり、アニュラス内にアニュラス区画構造物があるが、鋼製CVの泊3号炉はアニュラス内を区画する構造物がない単一空間で構成している。 <p>CVとアニュラス容積比の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> • 添付2の表1のとおり、泊のCV及びアニュラスの容積に対し、大飯3/4号炉のCV容積は約10%大きく、アニュラス容積は約2倍大きいため、自然漏えいしアニュラス部に滞留する水素濃度に差異が生じている。 <p>アニュラス系統構成時間の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> • 系統構成について、大飯3/4号炉は現場操作を1名、泊3号炉は3名で実施し、約10分の差異が生じているが、

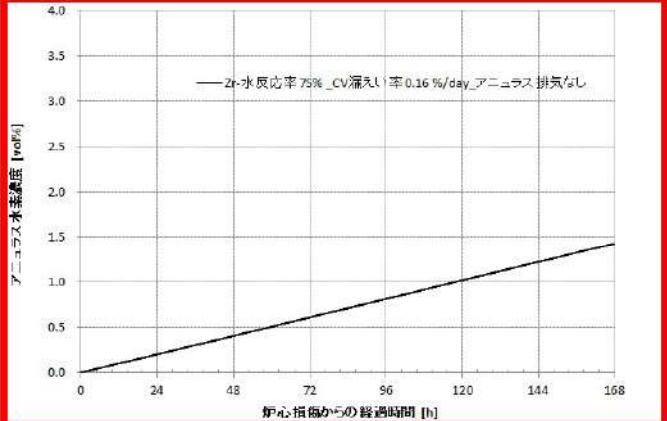
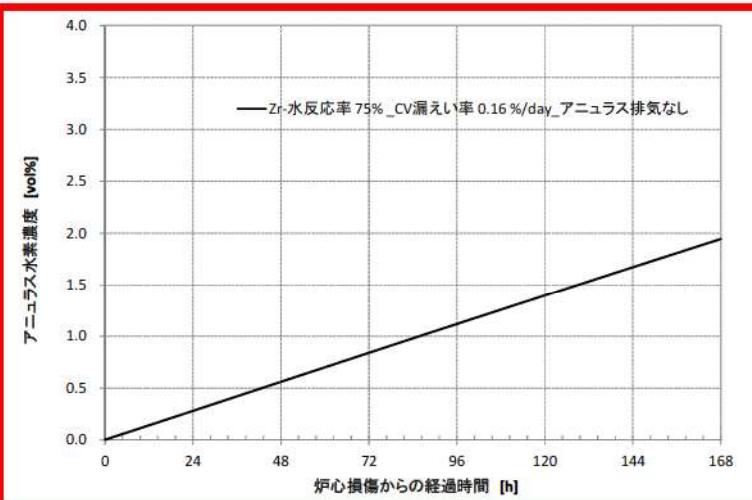
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 結論</p> <p>水素排出設備を設置する場合の要求である「動的機器等に水素爆発を防止する機能」については、アニュラス空気浄化設備によりアニュラス部の水素を含むガスを排出し、アニュラス部の水素濃度を可燃限界未満とすることから、アニュラス部及びアニュラス排気ラインの水素爆発を防止する機能を有している。</p> <p>4. 添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合） (2) アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合） (3) アニュラス空気浄化系設備によるアニュラス部の排気について (4) アニュラス空気浄化系統及びアニュラス空気浄化ファンについて (5) よう素フィルタ除去効率の設定について <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. 結論</p> <p>水素排出設備を設置する場合の要求である「動的機器等に水素爆発を防止する機能」については、アニュラス空気浄化設備によりアニュラス部の水素を含むガスを排出し、アニュラス部の水素濃度を可燃限界未満とすることから、アニュラス部及びアニュラス排気ラインの水素爆発を防止する機能を有している。</p> <p>4. 添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合） (2) アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合） (3) アニュラス内の自然対流について (4) アニュラス空気浄化系統及びアニュラス空気浄化ファンについて (5) よう素フィルタ除去効率の設定について <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>アニュラス内が水素燃焼を生じる環境となる前に起動可能である。</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付資料(3)ではPCCVアラートは、アニュラス内が区画構造物で区切られているため、各区画を介したアニュラス排気の成立性を説明している。 ・鋼製CVアラートは、アニュラスは単一空間で構成しており、アニュラス内に生じる自然対流により、空間内の局部に水素滞留するおそれがないことを説明している。 ・鋼製CVにおける記載内容を比較するため、添付資料(3)については、伊方3号炉と比較する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>添付1 アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合）</p> <p>1. アニュラス水素濃度</p> <p>（1）検討条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器漏えい率</td><td>有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率 0.16%/day</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内のPARやイグナイタでの水素処理</td><td>期待しない</td></tr> <tr> <td>アニュラス排気</td><td>期待しない</td></tr> <tr> <td rowspan="3">長期的水素生成</td><td>放射線水分解</td><td>有効性評価解析（水素燃焼）適用値</td></tr> <tr> <td>アルミ金属腐食による水素生成量</td><td>事象発生直後に全量腐食を仮定</td></tr> <tr> <td>亜鉛金属腐食</td><td>亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定</td></tr> </tbody> </table> <p>（2）評価</p> <p>個々の階層にはアニュラス空気浄化設備の吹出口または吸込口、ならびに階層間の流路が設置されており、アニュラス部全体として循環流が形成されているため、水素のみ上部に成層化することは考えにくく、複数の格納容器貫通部からの漏えいを想定した平均的な水素濃度は事故後7日間の蓄積を考慮しても可燃限界未満の1.4%となる。</p>  <p>図 アニュラス水素濃度（7日間）</p>	項目	備考	原子炉格納容器漏えい率	有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率 0.16%/day	原子炉格納容器内のPARやイグナイタでの水素処理	期待しない	アニュラス排気	期待しない	長期的水素生成	放射線水分解	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	アルミ金属腐食による水素生成量	事象発生直後に全量腐食を仮定	亜鉛金属腐食	亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定	<p>添付資料（1） アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合）</p> <p>1. アニュラス水素濃度</p> <p>（1）検討条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器漏えい率</td><td>有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率 0.16%/day</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタでの水素処理</td><td>期待しない</td></tr> <tr> <td>アニュラス排気</td><td>期待しない</td></tr> <tr> <td rowspan="3">長期的水素生成</td><td>放射線水分解</td><td>有効性評価解析（水素燃焼）適用値</td></tr> <tr> <td>アルミ金属腐食による水素生成量</td><td>事象発生直後に全量腐食を仮定</td></tr> <tr> <td>亜鉛金属腐食</td><td>亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定</td></tr> </tbody> </table> <p>（2）評価</p> <p>アニュラス部では格納容器壁温度と外部遮へい側壁温度では差があり、対流が生じることにより混合され均一になると考えられることから、水素のみ上部に成層化することは考えにくく、水素濃度は事故後7日間の蓄積を考慮しても可燃限界未満の1.9%となる。</p>  <p>図1 アニュラス水素濃度（7日間）</p>	項目	備考	原子炉格納容器漏えい率	有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率 0.16%/day	原子炉格納容器内の原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタでの水素処理	期待しない	アニュラス排気	期待しない	長期的水素生成	放射線水分解	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	アルミ金属腐食による水素生成量	事象発生直後に全量腐食を仮定	亜鉛金属腐食	亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定	<p>設備名称の相違</p> <p>アニュラス構造の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCCVの大飯3/4号炉は、アニュラスが複数区分で構成された構造であり、複数貫通部からの漏えい及び区画を介したアニュラス内の循環流によるアニュラス区画内の攪拌を考えている。 ・鋼製CVの泊3号炉は、単一区画内での内外壁(CV鋼板とアヌラス外壁)の温度差による自然対流によるアニュラス区画内の攪拌を考慮している。 <p>CVとアニュラス容積比の相違</p>
項目	備考																															
原子炉格納容器漏えい率	有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率 0.16%/day																															
原子炉格納容器内のPARやイグナイタでの水素処理	期待しない																															
アニュラス排気	期待しない																															
長期的水素生成	放射線水分解	有効性評価解析（水素燃焼）適用値																														
	アルミ金属腐食による水素生成量	事象発生直後に全量腐食を仮定																														
	亜鉛金属腐食	亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定																														
項目	備考																															
原子炉格納容器漏えい率	有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率 0.16%/day																															
原子炉格納容器内の原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタでの水素処理	期待しない																															
アニュラス排気	期待しない																															
長期的水素生成	放射線水分解	有効性評価解析（水素燃焼）適用値																														
	アルミ金属腐食による水素生成量	事象発生直後に全量腐食を仮定																														
	亜鉛金属腐食	亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付2 アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合）</p> <p>1. 有効性評価の重大事故時におけるアニュラス水素濃度評価について 大飯3、4号機の重大事故等対策の有効性評価における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値約144℃、原子炉格納容器圧力の最高値約0.43MPaでは、原子炉格納容器の構造健全性及びシール機能は十分に保たれ、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができる。 これらの前提のもと、有効性評価における被ばく評価においては、原子炉格納容器圧力（MAAP解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ、0.16%/dayを用いて評価し問題ないことを確認している※。 ※：大飯3号炉及び4号炉設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等防止技術的能力） 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等別紙7原子炉格納容器の漏えい率の設定について ここでは、原子炉格納容器からアニュラス部へのCV漏えい率について、「重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい」として、この被ばく評価での漏えい率を用いたアニュラス水素濃度評価を行った。 評価に使用した値としては、主に①CV漏えい率②水素混合気の条件③アニュラス排気流量があり、その他使用値を含めてそれぞれの設定根拠を表1に示す。</p>	<p>添付資料(2) アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合）</p> <p>1. 有効性評価の重大事故時におけるアニュラス水素濃度評価について 泊3号炉の重大事故等対策の有効性評価における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値約141℃、原子炉格納容器圧力の最高値約0.36MPa[gage]では、原子炉格納容器の構造健全性及びシール機能は十分に保たれ、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができる。 これらの前提のもと、有効性評価における被ばく評価においては、原子炉格納容器圧力（MAAP解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ、0.16%/dayを用いて評価し問題ないことを確認している※。 ※：泊3号炉設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等防止技術的能力）1.7原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 別紙7原子炉格納容器の漏えい率の設定について ここでは、原子炉格納容器からアニュラス部へのCV漏えい率について、「重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい」として、この被ばく評価での漏えい率を用いたアニュラス水素濃度評価を行った。 評価に使用した値としては、主に①CV漏えい率②水素混合気の条件③アニュラス排気流量があり、その他使用値を含めてそれぞれの設定根拠を表1に示す。</p>	<p>有効性評価結果の相違 ・過温破損けり及び加圧破損けりにおける解析結果の相違</p> <p>記載箇所の相違 ・屋外差作業員に対する被ばく評価について、大飯3/4号炉は技術的能1.6に添付しており、関連する別紙についても1.6に記載している。 ・泊3号炉は、同資料を技術的能1.7に添付している（川内genkai、伊方と同様）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
表1 評価に使用した値の設定根拠			表1 評価に使用した値の設定根拠			
①CV漏えい率	0.16%/day	原子炉格納容器圧力（MAAP解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ値。被ばく評価に適用した値。	①CV漏えい率	0.16%/day	原子炉格納容器圧力（MAAP解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ値。被ばく評価に適用した値。	設備名称の相違 解析結果の相違
②水素混合気の条件	ドライ水素濃度 (12.9%)	PAR及びイグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。	②水素混合気の条件	ドライ水素濃度 (11.8 vol%)	原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75 vol%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。	実績風量の相違
③アニュラス排気流量	10m ³ /min	アニュラス部の気密性が高い建設時の試運転結果（約18m ³ /min）から、さらに保守的な流量として、10m ³ /minを使用。 (別紙参照)	③アニュラス排気流量	10m ³ /min	アニュラス部の気密性が高い建設時の試運転結果を基にした、アニュラス排気流量（約30m ³ /min）から、さらに保守的な流量として、10m ³ /minを使用。 (別紙参照)	設計の相違
CV自由体積	72900m ³	添付十記載の最小値	CV自由体積	65,500m ³	重大事故等対策の有効性評価1.重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方記載値	設計の相違 記載表現の相違
アニュラス部体積	13100m ³	アニュラス部負圧達成評価使用値	アニュラス体積	7,860m ³	アニュラス負圧達成評価使用値	CV内アバ quantityの相違 CV内アバ量の相違
長期的 水素 生成	放射線水分解	あり	放射線水分解	あり	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	記載表現の相違
	アルミ金属腐食による水素生成量	133.3kg ^{*1}	アルミ金属腐食による水素生成量	144.4 kg ^{*1}	事象発生直後に全量腐食を仮定	CV内アバ量の相違
	亜鉛金属腐食	約0.5kg/h ^{*2}	亜鉛金属腐食	約0.7 kg/h ^{*2}	亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定。	CV内アバ量の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

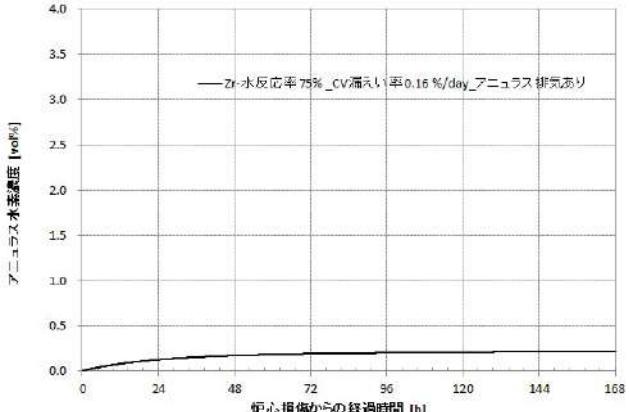
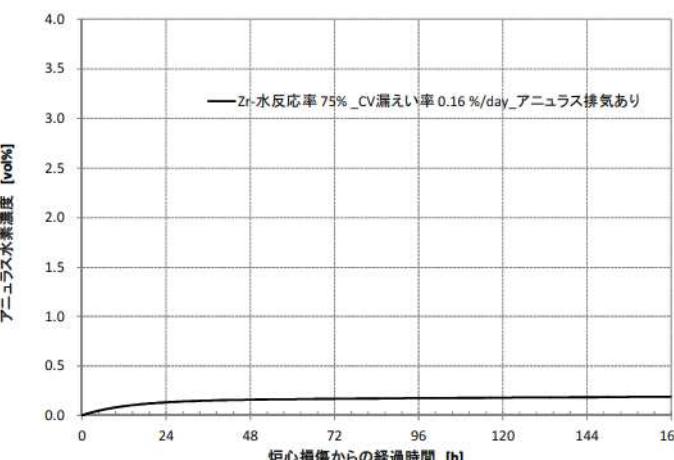
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※1 アルミと水の反応式は以下のとおりである。 $\text{Al}+3\text{H}_2\text{O} \Rightarrow \text{Al}(\text{OH})_3 + 3/2\text{H}_2$ したがって CV 内のアルミ使用量全量を 1200kg (保守的に大きい値) とすると、アルミの原子量は 27 であることから、アルミ全量腐食時の水素発生量は以下の式で求まる。 $1200/27 \times 2 \times 3/2 \approx 133.3\text{kg}$</p> <p>※2 亜鉛と水の反応式は以下のとおりである。 $\text{Zn}+2\text{H}_2\text{O} \Rightarrow \text{Zn}(\text{OH})_2 + \text{H}_2$ また亜鉛の原子量は 65.4 であることから、亜鉛の腐食による水素の発生率は次式で求まる。 $H_{\text{Zn}}(t) = S_{\text{Zn}} \times R_{\text{Zn}}(t) \times 2 / (65.4 \times 1000)$ <ul style="list-style-type: none"> ・ $H_{\text{Zn}}(t)$: 亜鉛の腐食による水素発生率 (kg/h) ・ S_{Zn} : 亜鉛の表面積 (m^2) ・ $R_{\text{Zn}}(t)$: 亜鉛の腐食率 ($\text{g}/\text{m}^2/\text{h}$) 亜鉛の表面積及び腐食率をそれぞれ 24000m^2 及び $0.715\text{g}/\text{m}^2/\text{hr}$ (保守的に大きい値) とすると、水素の発生率は以下のとおりとなる。 $H_{\text{Zn}}(t) = 24000 \times 0.715 \times 2 / (65.4 \times 1000) \approx 0.5\text{kg/h}$</p>	<p>※1 アルミと水の反応式は以下のとおりである。 $\text{Al}+3\text{H}_2\text{O} \Rightarrow \text{Al}(\text{OH})_3 + 3/2\text{H}_2$ したがって CV 内のアルミ使用量全量を 1300kg (保守的に大きい値) とすると、アルミの原子量は 27 であることから、アルミ全量腐食時の水素発生量は以下の式で求まる。 $1300 / 27 \times 2 \times 3/2 \approx 144.4 \text{ kg}$</p> <p>※2 亜鉛と水の反応式は以下のとおりである。 $\text{Zn}+2\text{H}_2\text{O} \Rightarrow \text{Zn}(\text{OH})_2 + \text{H}_2$ また亜鉛の原子量は 65.4 であることから、亜鉛の腐食による水素の発生率は次式で求まる。 $H_{\text{Zn}}(t) = S_{\text{Zn}} \times R_{\text{Zn}}(t) \times 2 / (65.4 \times 1000)$ <ul style="list-style-type: none"> ・ $H_{\text{Zn}}(t)$: 亜鉛の腐食による水素発生率 (kg/h) ・ S_{Zn} : 亜鉛の表面積 (m^2) ・ $R_{\text{Zn}}(t)$: 亜鉛の腐食率 ($\text{g}/\text{m}^2/\text{h}$) 亜鉛の表面積及び腐食率をそれぞれ 32000m^2 及び $0.715\text{g}/\text{m}^2/\text{hr}$ (保守的に大きい値) とすると、水素の発生率は以下のとおりとなる。 $H_{\text{Zn}}(t) = 32000 \times 0.715 \times 2 / (65.4 \times 1000) \approx 0.7 \text{ kg/h}$</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1. 1 評価に使用している計算式 評価に使用している計算式を以下に示す。	1. 1 評価に使用している計算式 評価に使用している計算式を以下に示す。	
$CV\text{内空気モル数} = \frac{PV}{RT} = \frac{101325[\text{Pa}]}{8.314[\text{J/K}\cdot\text{mol}]} \times \frac{72900[\text{m}^3]}{(49[\text{C}] + 273.15)} = 2.76E+6 \quad \dots \dots \dots \textcircled{1}$	$CV\text{内空気モル数} = \frac{PV}{RT} = \frac{101325[\text{Pa}]}{8.314 [\text{J/K}\cdot\text{mol}]} \times \frac{65500[\text{m}^3]}{(49[\text{C}] + 27.15)} = 2.48E+6 \quad \dots \dots \dots \textcircled{1}$	設計方針の相違
$CV\text{内水素モル数} = \frac{\text{Zr質量}[\text{kg}] \times \text{Zr反応率} \times 1000 \times 2}{\text{Zr分子量}[\text{g/mol}]} = \frac{24800 \times 1000 \times 2}{91.224} \times \text{Zr反応率} \quad \dots \dots \textcircled{2}$	$CV\text{内水素モル数} = \frac{\text{Zr質量}[\text{kg}] \times \text{Zr反応率} \times 1000 \times 2}{\text{Zr分子量}[\text{g/mol}]} = \frac{20200 \times 1000 \times 2}{91.224} \times \text{Zr反応率} \quad \dots \dots \textcircled{2}$	
$\text{ドライ換算水素濃度} = \frac{\text{水素モル数}}{\text{水素モル数} + \text{空気モル数}} \quad \dots \dots \dots \textcircled{3}$	$\text{ドライ換算水素濃度} = \frac{\text{水素モル数}}{\text{水素モル数} + \text{空気モル数}} \quad \dots \dots \dots \textcircled{3}$	
$\text{アニュラス部への漏えいモル流量}[\text{mol/hr}] = \frac{CV\text{内水素混合気モル数} \times CV\text{漏えい率}[\%/\text{day}]}{100 \times 24[\text{hr}]} \quad \dots \textcircled{4}$	$\text{アニュラスへの漏えいモル流量} [\text{mol/hr}] = \frac{CV\text{内水素混合気モル数} \times CV\text{漏えい率}[\%/\text{day}]}{100 \times 24[\text{hr}]} \quad \dots \textcircled{4}$	
1. 2 評価結果 上記より算出した評価結果を図1及び表2に示す。 重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい率にて評価した結果、アニュラス水素濃度は可燃領域に至らず、十分に低濃度になると評価された。	1. 2 評価結果 上記より算出した評価結果を図1及び表2に示す。 重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい率にて評価した結果、アニュラス水素濃度は可燃領域に至らず、十分に低濃度になると評価された。	
		
図1 アニュラス水素濃度	図1 アニュラス水素濃度	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

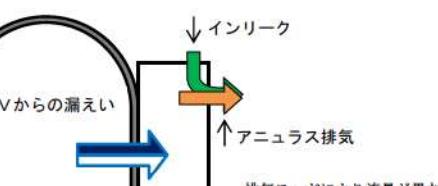
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
表2 評価結果					評価結果				
	①CV漏えい率	②水素混合気の条件	③アニュラス排気流量	評価結果		①CV漏えい率	②水素混合気の条件	③アニュラス排気流量	評価結果
重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい	0.16%/day	ドライ換算水素濃度 (12.9%)	10m ³ /min	ドライ水素濃度 0.2%	重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい	0.16%/day	ドライ換算水素濃度 (11.8 vol%)	10m ³ /min	ドライ水素濃度 0.2 vol%

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>別紙</p> <p>アニュラス水素濃度評価に用いたアニュラス排気流量の設定について</p> <p>アニュラス空气净化ファンについては、全量排気モードと少量排気モードがある。これらのうち、アニュラス水素濃度の評価に用いたアニュラス排気流量については、少量排気モードの流量を設定している。これは、アニュラス水素濃度評価においては、アニュラス排気流量が少ないほうが、アニュラス部へのインリーク量（外気からの空気取り入れ量）が少なく、厳しい評価となるためである。</p> <p>したがって、アニュラス部水素濃度評価に用いた少量排気モードの流量については、以下に示すアニュラスの気密性が高い建設時の試運転結果（約 $18\text{m}^3/\text{min}$）から、さらに保守的な流量として、$10\text{m}^3/\text{min}$ を使用している。</p>  <p>別図1 アニュラス空气净化ファン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転モード</th> <th>ドロ</th> <th>CVからの漏えい</th> <th>アニュラス排気</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気モード</td> <td>46855 [CMH]</td> <td>-3618 [CMH]</td> <td>= 1067 [cm³/h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$</td> </tr> <tr> <td>運転モード</td> <td>4637 [CMH]</td> <td>-3572 [CMH]</td> <td>= 1065 [cm³/h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>運転モードドロ : $46855[\text{CMH}] - 3618[\text{CMH}] = 1067[\text{CMH}] = 1067[\text{cm}^3/\text{h}] = \text{約 } 18\text{ [m}^3/\text{min]}$ 運転モードドロ : $4637[\text{CMH}] - 3572[\text{CMH}] = 1065[\text{CMH}] = 1065[\text{cm}^3/\text{h}] = \text{約 } 18\text{ [m}^3/\text{min]}$</p> <p>別図2 建設時のアニュラス空气净化ファン少量排気モードの流量実測結果</p>	運転モード	ドロ	CVからの漏えい	アニュラス排気	排気モード	46855 [CMH]	-3618 [CMH]	= 1067 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$	運転モード	4637 [CMH]	-3572 [CMH]	= 1065 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$	<p>別紙</p> <p>アニュラス水素濃度評価に用いたアニュラス排気流量の設定について</p> <p>アニュラス空气净化ファンについては、全量排気モードと少量排気モードがある。これらのうち、アニュラス水素濃度の評価に用いたアニュラス排気流量については、少量排気モードの流量を設定している。これは、アニュラス水素濃度評価においては、アニュラス排気流量が少ないほうが、アニュラス部へのインリーク量（外気からの空気取り入れ量）が少なく、厳しい評価となるためである。</p> <p>したがって、アニュラス部水素濃度評価に用いた少量排気モードの流量については、以下に示すアニュラスの気密性が高い建設時の試運転結果を基にした、アニュラス排気流量（約 $30\text{m}^3/\text{min}$）から、さらに保守的な流量として、$10\text{m}^3/\text{min}$ を使用している。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転モード</th> <th>ドロ</th> <th>CVからの漏えい</th> <th>アニュラス排気</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気モード</td> <td>46855 [CMH]</td> <td>-3618 [CMH]</td> <td>= 1067 [cm³/h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$</td> </tr> <tr> <td>運転モード</td> <td>4637 [CMH]</td> <td>-3572 [CMH]</td> <td>= 1065 [cm³/h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の建設時の試運転結果は、排気筒への排気流量である。 本排気流量は、アニュラス及び安全補機室からの排気総量であり、両箇所からの設計想定漏えい量 $75\text{m}^3/\text{min}$（アニュラスから $35\text{m}^3/\text{min}$、安全補機室から $40\text{m}^3/\text{h}$）を上回っていることから、アニュラスから約 $30\text{m}^3/\text{min}$ の排気量と評価している。</p>	運転モード	ドロ	CVからの漏えい	アニュラス排気	排気モード	46855 [CMH]	-3618 [CMH]	= 1067 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$	運転モード	4637 [CMH]	-3572 [CMH]	= 1065 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$	<p>本資料は、補足資料9_別紙と同内容であるため、双方の整合性を図った記載とする。</p> <p><u>記載表現の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試運転のアニュラス部水素濃度評価に用いたアニュラス排気流量を基にした、アニュラス排気流量（約 $30\text{m}^3/\text{min}$）から、さらに保守的な流量として、$10\text{m}^3/\text{min}$ を使用している。 <p><u>設計風量の相違</u></p> <p><u>試運転風量の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス少量排気時の風量は、アニュラスの気密性により風量が増減する。
運転モード	ドロ	CVからの漏えい	アニュラス排気																							
排気モード	46855 [CMH]	-3618 [CMH]	= 1067 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$																							
運転モード	4637 [CMH]	-3572 [CMH]	= 1065 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$																							
運転モード	ドロ	CVからの漏えい	アニュラス排気																							
排気モード	46855 [CMH]	-3618 [CMH]	= 1067 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$																							
運転モード	4637 [CMH]	-3572 [CMH]	= 1065 [cm ³ /h] = 約 $18\text{ [m}^3/\text{min]}$																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

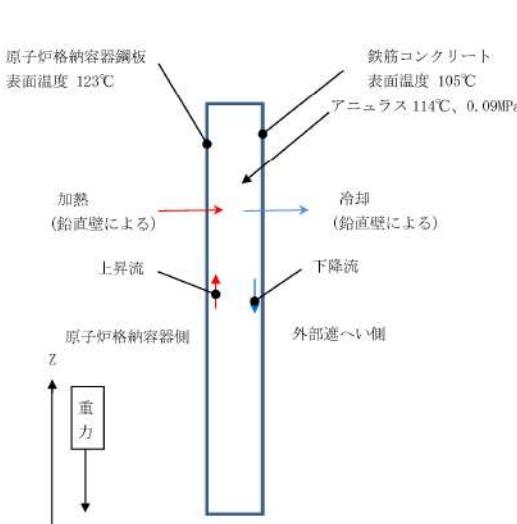
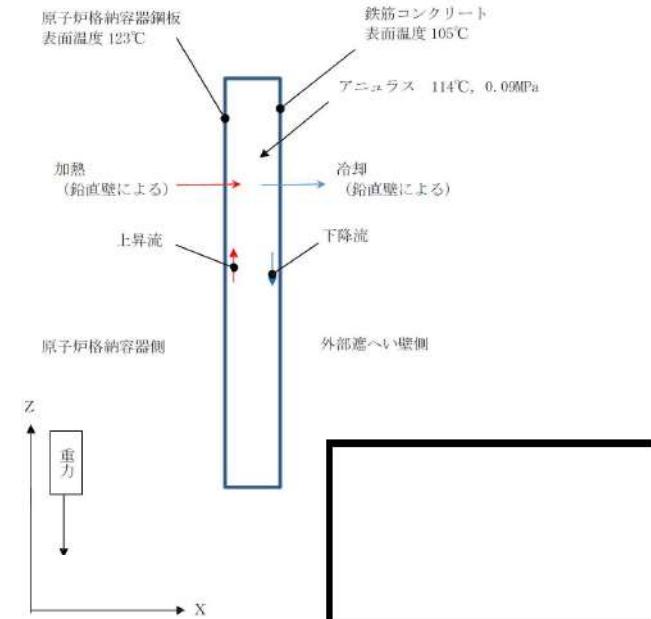
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料(2)	添付資料(3)	
<p>アニュラス内の自然対流について</p> <p>1. 概要</p> <p>事故時の伊方3号機において、アニュラス内の自然対流が起こることを2次元CFD解析により評価を行う。</p> <p>鋼製原子炉格納容器を有する3ループPWRのアニュラスは、原子炉格納容器と外部遮へいに挟まれた狭隘な区画であり、径方向1~2m程度の幅に対して高さ方向に約40~50mを有する形状的な特徴がある。このため、シビアアクシデント時のアニュラスは、鉛直方向に片側の壁となる原子炉格納容器鋼板から熱を受けるとともに、反対側の壁となる鉄筋コンクリート製の外部遮へいを介して大気側に放熱される伝熱体系となる。</p> <p>このとき、アニュラス内₁の原子炉格納容器鋼板近傍では加熱に伴う上昇流が発生し、外部遮へい側では冷却に伴う下降流が発生することにより、自然対流が発生し、アニュラス内₁の気相は混合されると考えられる。</p> <p>2. 評価体系</p> <p>FLUENTコードを用いてアニュラスを模擬した形状をモデル化し(図2.1)、評価した。</p> <p>原子炉格納容器(炭素鋼)および外部遮へい(鉄筋コンクリート)の表面温度およびアニュラスの温度は、有効性評価における格納容器過温破損シナリオにおける7日後の温度に相当する温度に設定した。シビアアクシデント事故発生時の原子炉格納容器内雰囲気は、高温蒸気が原子炉格納容器内に噴出(生成)した後はアニュラス雰囲気との温度差がつくが、次第に原子炉格納容器鋼板を介した伝熱によりアニュラス温度が追従していく。鋼板と鉄筋コンクリートの温度差が小さい状態のほうが、アニュラス内₁で自然対流が生じにくい条件となるため、炉心損傷後、原子炉格納容器が格納容器再循環ユニットを用いた冷却に移行した後の準安定的な状態における温度を想定した。</p> <p>また、原子炉格納容器からアニュラスへのガスの流入およびアニュラス空気再循環設備による排出は混合を促進することから、ここでは保守的に考慮せず、閉空間における対流を評価した。</p> <p>3. 評価結果</p> <p>アニュラス全体の流速ベクトルおよび温度分布を図3.1に、また、アニュラス上端部の拡大流速分布を図3.2に示す。原子炉格納容器側壁にて生じる上昇流がアニュラス頂部にて水平方向の流れとなり、外部遮へい壁側にて下降流となっていることが確認でき水素は対流に従って混合されると考えられることから、成層化する可能性は小さいと考えられる。</p>	<p>アニュラス内の自然対流について</p> <p>1. 概要</p> <p>事故時の泊3号炉において、アニュラス内の自然対流が起こることを2次元CFD解析により評価を行う。</p> <p>鋼製原子炉格納容器を有する3ループPWRのアニュラスは、原子炉格納容器と外部遮へいに挟まれた狭隘な区画であり、径方向1~2m程度の幅に対して高さ方向に約40~50mを有する形状的な特徴がある。このため、シビアアクシデント時のアニュラスは、鉛直方向に片側の壁となる原子炉格納容器鋼板から熱を受けるとともに、反対側の壁となる鉄筋コンクリート製の外部遮へいを介して大気側に放熱される伝熱体系となる。</p> <p>このとき、アニュラス部₂の原子炉格納容器鋼板近傍では加熱に伴う上昇流が発生し、外部遮へい側では冷却に伴う下降流が発生することにより、自然対流が発生し、アニュラス部₂の気相は混合されると考えられる。</p> <p>2. 評価体系</p> <p>FLUENTコードを用いてアニュラスを模擬した形状をモデル化し(図1)、評価した。</p> <p>原子炉格納容器(炭素鋼)および外部遮へい(鉄筋コンクリート)の表面温度およびアニュラスの温度は、有効性評価における格納容器過温破損シナリオにおける7日後の温度に相当する温度に設定した。シビアアクシデント事故発生時の原子炉格納容器内雰囲気は、高温蒸気が原子炉格納容器内に噴出(生成)した後はアニュラス雰囲気との温度差がつくが、次第に原子炉格納容器鋼板を介した伝熱によりアニュラス温度が追従していく。鋼板と鉄筋コンクリートの温度差が小さい状態のほうが、アニュラス部₂で自然対流が生じにくい条件となるため、炉心損傷後、原子炉格納容器が格納容器再循環ユニットを用いた冷却に移行した後の準安定的な状態における温度を想定した。</p> <p>また、原子炉格納容器からアニュラスへのガスの流入およびアニュラス空気浄化設備による排出は混合を促進することから、ここでは保守的に考慮せず、閉空間における対流を評価した。</p> <p>3. 評価結果</p> <p>アニュラス全体の流速ベクトルおよび温度分布を図2に、また、アニュラス上端部の拡大流速分布を図3に示す。原子炉格納容器側壁にて生じる上昇流がアニュラス頂部にて水平方向の流れとなり、外部遮へい壁側にて下降流となっていることが確認でき水素は対流に従って混合されると考えられることから、成層化する可能性は小さいと考えられる。</p>	<p>PCCVの大飯3/4号炉のアニュラスは多層区画のため、本添付資料を付けていない。 アニュラス構造が同じである鋼製CVの伊方3号炉と比較する。</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
 <p>図2.1 アニュラス模擬モデルおよび境界温度</p> <p>表2.1 アニュラス内ガスの組成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">不凝縮性ガス</th> <th colspan="2">凝縮性ガス</th> </tr> <tr> <th>N₂</th> <th>O₂</th> <th>H₂</th> <th>H₂O</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>67%</td> </tr> </tbody> </table>	不凝縮性ガス		凝縮性ガス		N ₂	O ₂	H ₂	H ₂ O	23%	6%	4%	67%	 <p>図1 アニュラス模擬モデル及び境界温度</p> <p>表1 アニュラス部ガスの組成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">非凝縮性ガス</th> <th colspan="2">凝縮性ガス</th> </tr> <tr> <th>N₂</th> <th>O₂</th> <th>H₂</th> <th>H₂O</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>67%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	非凝縮性ガス		凝縮性ガス		N ₂	O ₂	H ₂	H ₂ O	23%	6%	4%	67%	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
不凝縮性ガス		凝縮性ガス																								
N ₂	O ₂	H ₂	H ₂ O																							
23%	6%	4%	67%																							
非凝縮性ガス		凝縮性ガス																								
N ₂	O ₂	H ₂	H ₂ O																							
23%	6%	4%	67%																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

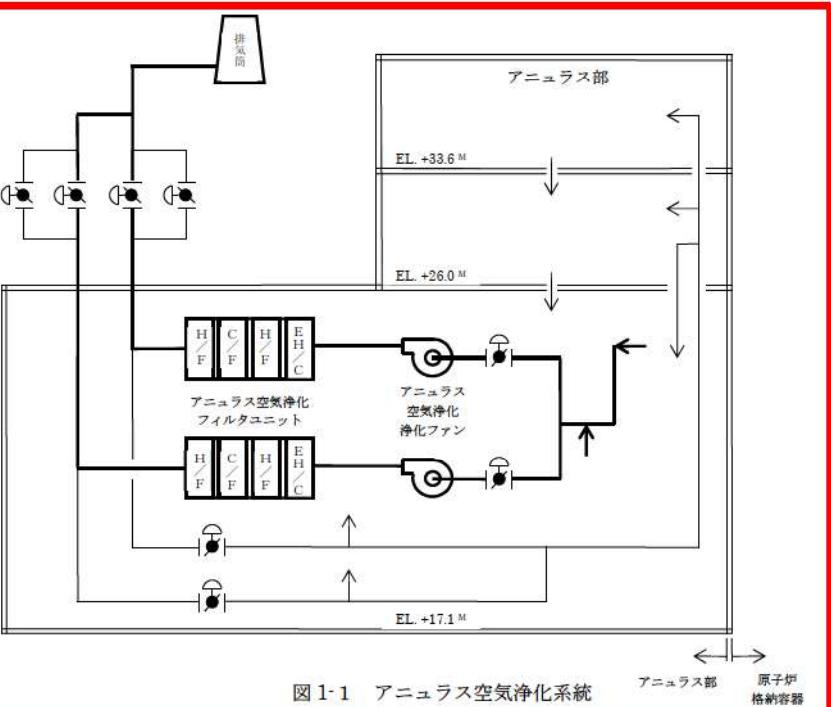
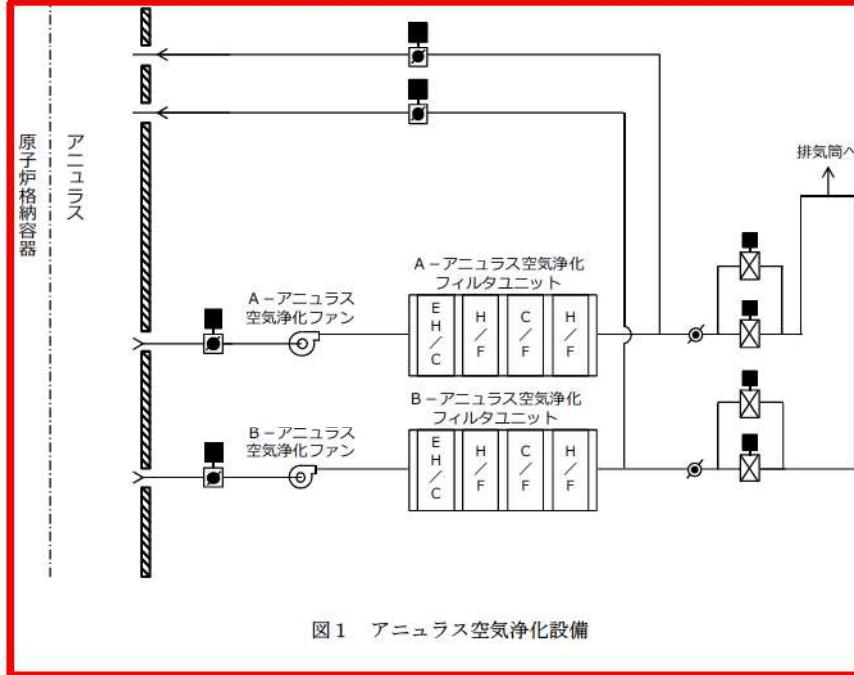
伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3.1 アニュラス部流動解析結果(全体図)</p>	<p>図2 アニュラス部流動解析結果(全体図)</p>	記載表現の相違
<p>図3.2 アニュラス部流動解析結果(上部拡大図)</p>	<p>図3 アニュラス部流動解析結果(上部拡大図)</p>	記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 実機との違いの考察</p> <p>本評価では、原子炉格納容器側と外部遮へい側の壁の温度差が小さくなる条件を想定し、かつ閉空間における一様な気相の混合状態における流動を評価したが、実機では、原子炉格納容器側と外部遮へい側の壁の温度差には過渡的な変化があり、また、原子炉格納容器からアニュラスへガスが流出することが想定される。</p> <p>原子炉格納容器側と外部遮へい側の壁の温度差は、LOCA事象等においては事故発生直後が大きく事象進展に伴ってアニュラス側に熱が伝わることにより差が縮まっていき、事故発生後7日後を想定した本評価条件に次第に近づくと想定される。壁の温度差が小さい保守的な条件にて対流が生じている評価結果を踏まえると、現実的にはより大きな対流が継続的に生じていると考えられる。</p> <p>また、原子炉格納容器からのアニュラスへのガスの流出は、圧力差に基づいてある程度の流速を伴うものであり、さらにSBO時であっても事故発生後、代替電源復旧に伴って速やかにアニュラス空気再循環設備が運転されダクトを介して外部に排出される流れが形成されることを考慮すると、アニュラス内の雰囲気は本評価結果よりも混合されると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4. 実機との違いの考察</p> <p>本評価では、原子炉格納容器側と外部遮へい側の壁の温度差が小さくなる条件を想定し、かつ閉空間における一様な気相の混合状態における流動を評価したが、実機では、原子炉格納容器側と外部遮へい側の壁の温度差には過渡的な変化があり、また、格納容器からアニュラスへガスが流出することが想定される。</p> <p>原子炉格納容器側と外部遮へい側の壁の温度差は、LOCA事象等においては事故発生直後が大きく事象進展に伴ってアニュラス側に熱が伝わることにより差が縮まっていき、事故発生後7日後を想定した本評価条件に次第に近づくと想定される。壁の温度差が小さい保守的な条件にて対流が生じている評価結果を踏まえると、現実的にはより大きな対流が継続的に生じていると考えられる。</p> <p>また、原子炉格納容器からのアニュラス部へのガスの流出は、圧力差に基づいてある程度の流速を伴うものであり、さらにSBO時であっても事故発生後、代替電源復旧に伴って速やかにアニュラス空气净化設備が運転され排気ダクトを介して外部に排出される流れが形成されることを考慮すると、アニュラス内の雰囲気は本評価結果よりも混合されると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>記載表現の相違</u></p>

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付4 アニュラス空気浄化システム及びアニュラス空気浄化ファンについて</p> <p>1. アニュラス空気浄化システム アニュラス空気浄化システムはアニュラス空気浄化フィルタユニットを通すことで、放射性物質を低減し、水素が滞留しないようアニュラス空気浄化ファンにより水素を含むガスを屋外へ排出する設計としている。なお、当該系統内のガスはアニュラス部（排気を期待しない場合で7日後に1.4%（ドライ換算）の水素濃度）のガスであり、凝縮によっても水素燃焼が生じる可能性はない。</p> <p>また、アニュラス空気浄化システムはファン、フィルタユニット、ダンパ、弁及びダクトにより構成され、アニュラス空気浄化フィルタユニットのようにケーシング内に格納した設備や、枝別れたダクト部があるが、アニュラス部からの排気風量は 100m³/min と十分大きく、水素を含む空気が偏って留まることはない。また、少量排気モードでは、全量排気よりも風量は少なくなるものの、少量排気モードで使用するラインはダクト及び弁で構成されているため、同様に水素を含む空気が偏って留まることはない。</p>  <p>図1-1 アニュラス空気浄化システム</p>	<p>添付資料(4) アニュラス空気浄化設備及びアニュラス空気浄化ファンについて</p> <p>1. アニュラス空気浄化設備 アニュラス空気浄化設備はアニュラス空気浄化フィルタユニットを通すことで、放射性物質を低減し、水素が滞留しないようアニュラス空気浄化ファンにより水素を含むガスを屋外へ排出する設計としている。なお、当該系統内のガスはアニュラス部（排気を期待しない場合で7日後に1.9%（ドライ換算）の水素濃度）のガスであり、凝縮によっても水素燃焼が生じる可能性はない。</p> <p>また、アニュラス空気浄化設備はファン、フィルタユニット、ダンパ、弁及びダクトにより構成され、アニュラス空気浄化フィルタユニット及びアニュラス空気浄化ファンのようにケーシング内に格納した設備や、枝別れたダクト部があるが、アニュラス空気浄化ファンの全量排気モードでの風量は 250m³/min と十分大きく、水素を含む空気が偏って留まることはない。また、少量排気モードでは、全量排気よりも風量は少なくなるものの、少量排気モードに使用するアニュラスへの戻りラインはダクト及び弁で構成し、枝別れたダクト部はないため、同様に水素を含む空気が偏って留まることはない。</p>  <p>図1 アニュラス空気浄化設備</p>	<p>CVとアニュラス容積比の相違による水素濃度の相違</p> <p>設計方針の相違 記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉					泊発電所3号炉	相違理由
アニュラス空気浄化設備設置高さ						
No.	設置 EL	設備名称	3号炉	4号炉		
①	EL17.1m フロア (天井 EL25.2m)	A/Bアニュラス空気浄化ファン吸込み (アニュラス部)	EL 24.5m	EL 24.5m		アニュラス構造の相違 <ul style="list-style-type: none"> PCCV の大飯3/4号炉は、アニュラス内が階層構造かつ空気浄化設備をアニュラス内に設置していることから、アニュラス内の区画全域が換気による攪拌可能なよう、複数階層へアニュラス戻りが接続していることを説明している。 鋼製 C/V の泊3号炉は、アニュラス内が単一区画の構造かつアニュラス外に空気浄化設備を設置しているため、大飯欄の表の情報は不要と判断した。 なお、アニュラス空気浄化設備の吸込みと戻りがショートカットしないよう、吸込みと戻り接続箇所の間に仕切り板を設置し、アニュラス内の全域から吸込み・排出するよう配置設計している。
②		A/Bアニュラス空気浄化ファン吸込み (アニュラス空気浄化ファン室)	EL 22.85m	EL 22.85m		
③		Aアニュラス空気浄化ファン戻り	EL 19.7m	EL 19.7m		
④		Bアニュラス空気浄化ファン戻り	EL 19.7m	EL 19.7m		
⑤		A/Bアニュラス空気浄化ファン戻り	EL 24.6m	EL 24.6m		
⑥	EL26.0m フロア (天井 EL32.5m)	A/Bアニュラス空気浄化ファン戻り	EL 30.7m	EL 30.7m		
⑦	EL33.6m フロア (天井 EL47.4m)	A/Bアニュラス空気浄化ファン戻り	EL 37.0m	EL 37.0m		
⑧	EL17.1m フロア (天井 EL25.2m)	アニュラス水素濃度計検出器	EL 24.8m	EL 24.8m		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

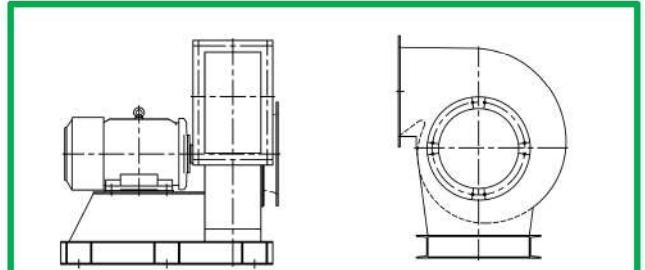
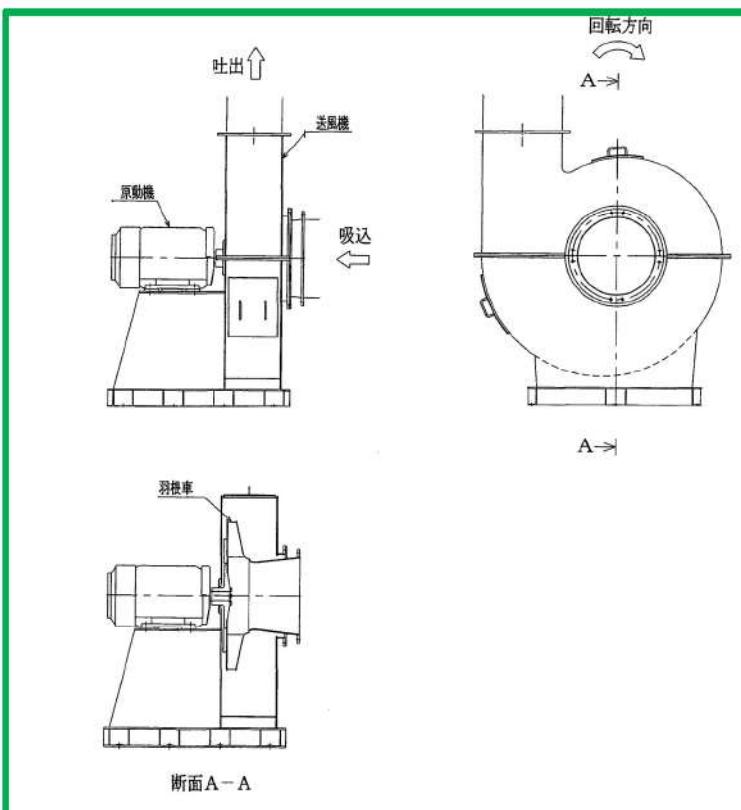
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. アニュラス空気浄化ファン</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、アニュラス部に設置されており、モータ周りがアニュラス部雰囲気となっている。</p> <p>しかしながら、以下の理由により、モータの防爆対策は不要と考える。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、アニュラス部へ漏えいする水素を含むガスを排気筒より排出する設計としており、以下の防爆対策を有している。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、水素濃度が燃焼限界濃度以下となるようアニュラス空気浄化ファンにより水素を含むガスを屋外へ排出する設計としている。</p> <p>この設計により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため、アニュラス部及びアニュラス空気浄化系統に設置される電気・計装品を防爆型とする必要はなく、防爆を目的とした電気設備の接地も必要ない。</p> <p>ただし、電気設備の必要な箇所には「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」第十条、第十一条に基づく接地を施す設計とする。</p> <p>なお、アニュラス部に水素発生源はなく、事故時の原子炉格納容器からの漏えいによる微量な水素を含んだ空気のみであり、アニュラス水素濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるようにアニュラス空気浄化ファンで排気される。</p> <p>したがって、アニュラス部雰囲気を排気するアニュラス空気浄化ファンを防爆仕様とする必要はない。</p> <p>なお、水素が偏って溜まった場合、水素爆発の原因になると予想される伊方3号機のアニュラス排気ファンの電気設備（モータ等）については、ケーシング外にあり、アニュラス雰囲気と触れない構成となっている。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本記載は、伊方3号炉の参考掲載</p>	<p>2. アニュラス空気浄化ファン</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、アニュラス外の原子炉建屋に設置されており、アニュラス内に水素が偏って溜まった場合を想定しても、水素爆発の原因になると予想されるアニュラス空気浄化ファンの電気設備（モータ等）については、ファンケーシング外にあり、アニュラス雰囲気と触れない構成となっている。</p>	<p>配置設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、電動機をアニュラス内に設置しており、設置環境がアニュラス内の雰囲気条件である。 ・泊3号炉は、アニュラス空気浄化設備は、アニュラス外に設置しており、設置環境はCV漏えい水素の排出経路となるアニュラス内の雰囲気条件ではない。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の電動機の設置環境の相違によりアニュラス内を水素可燃未満とするアニュラス機能について、泊3号炉においてもアニュラス機能としては同一であるが記載しない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図2 大飯3，4号機 アニュラス空気浄化ファン	 図2 泊3号炉 アニュラス空気浄化ファン	記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. アニュラス空気再循環系統を構成する設備の機能維持</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器からアニュラス部に放射性物質を含んだ高温、高湿度のガスが漏えいし、アニュラス部とアニュラス空気再循環系統の環境が悪化することが考えられる。</p> <p>この場合においても、アニュラス空気再循環設備が水素排出性能と、大気中への放射性物質放出低減性能を維持することを以下の通り確認した。（別紙1、参照）また、高温雰囲気の影響が大きいと考えられる、ゴム製のアニュラスシールの健全性について確認を行った。（別紙2、3参照）</p> <p>(1) 温度の影響</p> <p>設計基準事故時の温度（115°C）に比較して、重大事故時の温度（120°C）の差は軽微であり、アニュラス排気ファン、ダクト、アニュラスシール等に影響はない。</p> <p>(2) 圧力の影響</p> <p>設計基準事故時の圧力（0.01MPa）に比較して、重大事故時の圧力（0.02MPa）の差は軽微であり、圧力の影響を受けるダクト及びアニュラス排気弁の強度上影響はない。</p> <p>(3) 湿度の影響</p> <p>重大事故時の湿度（80%以下、アニュラス内温度40°C時）であり、湿度の影響を受けるアニュラス排気フィルタユニット内のような素フィルタの性能試験の条件（30°C、95%）と比較して低いため、機能に影響はない。</p> <p>(4) 放射線の影響</p> <p>放射線の影響を受ける設備はない。</p> <p style="text-align: right;">本記載は、伊方3号炉の参考記載</p>	<p>3. アニュラス空气净化設備を構成する設備の機能維持</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器からアニュラス部に放射性物質を含んだ高温、高湿度のガスが漏えいし、アニュラス部とアニュラス空气净化設備の環境が悪化することが考えられる。</p> <p>この場合においても、アニュラス空气净化設備が水素排出性能と、大気中への放射性物質放出低減性能を維持することを以下の通り確認した。（別紙1、参照）また、高温雰囲気の影響が大きいと考えられる、ゴム製のアニュラスシールの健全性について確認を行った。（別紙2、3参照）</p> <p>(1) 温度の影響</p> <p>設計基準事故時の温度（105°C）に比較して、重大事故時の温度（120°C）の差は軽微であり、アニュラス排気ファン、ダクト、アニュラスシール等に影響はない。</p> <p>(2) 圧力の影響</p> <p>設計基準事故時の圧力（0.01MPa）に比較して、重大事故時の圧力（0.02MPa）の差は軽微であり、圧力の影響を受けるダクト及びアニュラス排気弁の強度上影響はない。</p> <p>(3) 湿度の影響</p> <p>重大事故時の湿度（80%以下、アニュラス内温度40°C時）であり、湿度の影響を受けるアニュラス排気フィルタユニット内のような素フィルタの性能試験の条件（30°C、95%）と比較して低いため、機能に影響はない。</p> <p>(4) 放射線の影響</p> <p>放射線の影響を受ける設備はない。</p>	<p>大飯3/4号炉には記載がないが、空气净化設備の機能維持に影響を与える因子と評価内容の総括記載について、伊方と同様に記載する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>別紙1 アニュラス空気浄化設備の重大事故等対処時における性能について</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故時）においては、設計基準事故時と比較してアニュラス部の温度等条件が変化する。この場合においてもアニュラス空気浄化設備が期待する水素排出性能を発揮し、また、設計基準事故対処設備として期待する大気中への放射性物質放出低減性能を発揮できることを以下の通り確認している。</p> <p>1. アニュラス部環境条件について 設計基準事故時と重大事故時のアニュラス部環境条件は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設計基準事故時</th><th>重大事故時※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度</td><td>55°C</td><td>65°C程度</td></tr> <tr> <td>圧力</td><td>大気圧程度 (有意な上昇なし)</td><td>大気圧程度 (有意な上昇なし)</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>— (外気条件：30°C・湿度 95%)</td><td><65% (アニュラス部温度 40°C時)</td></tr> </tbody> </table> <p>※有効性評価で想定する事故収束に成功した事故シーケンスのうち、原子炉格納容器内温度・圧力が高くなる「大LOCA時にECCS注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事象」及び「全交流電源喪失時に補助給水機能が喪失する事象」を想定</p> <p>2. アニュラス空気浄化設備への影響について アニュラス空気浄化設備のうち、アニュラス空気浄化ファン、ダクト、弁及びアニュラス空気浄化フィルタユニットケーシングについては、想定される重大事故等発生時のアニュラス部の温度、圧力、放射線、湿度を考慮しても、設計基準事故時の条件から大きく異なっておらず、その材質や構造から強度等への機能影響はなく、重大事故対処時の条件下において、その健全性を確保できる。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ、よう素フィルタについては、想定される重大事故対処時のアニュラス部の温度、圧力、放射線、湿度を考慮しても、その機能（フィルタによる放射性物質の除去効果）を有効に発揮できる。炉心の著しい損傷を伴う重大事故時に原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素を含むガスの排出がされた場合においても、微粒子フィルタ、よう素フィルタの設計仕様としての除去効率（下表）が確保できることを確認している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">アニュラス空気浄化フィルタユニット</th></tr> <tr> <th>フィルタの種類</th><th>微粒子フィルタ</th><th>よう素フィルタ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td><td>99%以上 (0.7 μm粒子)</td><td>95%以上</td></tr> </tbody> </table>		設計基準事故時	重大事故時※	温度	55°C	65°C程度	圧力	大気圧程度 (有意な上昇なし)	大気圧程度 (有意な上昇なし)	湿度	— (外気条件：30°C・湿度 95%)	<65% (アニュラス部温度 40°C時)		アニュラス空気浄化フィルタユニット		フィルタの種類	微粒子フィルタ	よう素フィルタ	総合除去効率	99%以上 (0.7 μm粒子)	95%以上	<p>別紙1 アニュラス空気浄化設備の重大事故等対処時における性能について</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故時）においては、設計基準事故時と比較してアニュラス部の温度、圧力、湿度、及び放射線等条件が変化する。この場合においてもアニュラス空気浄化設備が期待する水素排出性能を発揮し、また、設計基準事故対処設備として期待する大気中への放射性物質放出低減性能を発揮できることを以下の通り確認している。</p> <p>1. アニュラス部環境条件について 設計基準事故時と重大事故時のアニュラス部環境条件は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設計基準事故時</th><th>重大事故時※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温 度</td><td>105°C</td><td>120°C程度</td></tr> <tr> <td>压 力</td><td>0.01MPa</td><td>0.02MPa</td></tr> <tr> <td>湿 度</td><td>— (外気条件：30°C・湿度 95%)</td><td><60% (アニュラス部温度 40°C時)</td></tr> </tbody> </table> <p>※有効性評価で想定する事故収束に成功した事故シーケンスのうち、原子炉格納容器内温度・圧力が高くなる「大LOCA時にECCS注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事象」及び「全交流電源喪失時に補助給水機能が喪失する事象」を想定</p> <p>2. アニュラス空気浄化設備への影響について アニュラス空気浄化設備のうち、アニュラス空気浄化ファン、ダクト、弁及びアニュラス空気浄化フィルタユニットケーシングについては、想定される重大事故等発生時のアニュラス部の温度、圧力、放射線、湿度を考慮しても、設計基準事故時の条件から大きく異なっておらず、その材質や構造から強度等への機能影響はなく、重大事故時の条件下において、その健全性を確保できる。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ、よう素フィルタについては、想定される重大事故時のアニュラス部の温度、圧力、放射線、湿度を考慮しても、その機能（フィルタによる放射性物質の除去効果）を有効に発揮できる。炉心の著しい損傷を伴う重大事故時に原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素を含むガスの排出がされた場合においても、微粒子フィルタ、よう素フィルタの設計仕様としての除去効率（下表）が確保できることを確認している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">アニュラス空気浄化フィルタユニット</th></tr> <tr> <th>フィルタの種類</th><th>微粒子フィルタ</th><th>よう素フィルタ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td><td>99%以上 (0.15 μm粒子)</td><td>95%以上</td></tr> </tbody> </table>		設計基準事故時	重大事故時※	温 度	105°C	120°C程度	压 力	0.01MPa	0.02MPa	湿 度	— (外気条件：30°C・湿度 95%)	<60% (アニュラス部温度 40°C時)		アニュラス空気浄化フィルタユニット		フィルタの種類	微粒子フィルタ	よう素フィルタ	総合除去効率	99%以上 (0.15 μm粒子)	95%以上	<p>設計及び解析結果の相違</p> <p>設計の相違</p>
	設計基準事故時	重大事故時※																																										
温度	55°C	65°C程度																																										
圧力	大気圧程度 (有意な上昇なし)	大気圧程度 (有意な上昇なし)																																										
湿度	— (外気条件：30°C・湿度 95%)	<65% (アニュラス部温度 40°C時)																																										
	アニュラス空気浄化フィルタユニット																																											
フィルタの種類	微粒子フィルタ	よう素フィルタ																																										
総合除去効率	99%以上 (0.7 μm粒子)	95%以上																																										
	設計基準事故時	重大事故時※																																										
温 度	105°C	120°C程度																																										
压 力	0.01MPa	0.02MPa																																										
湿 度	— (外気条件：30°C・湿度 95%)	<60% (アニュラス部温度 40°C時)																																										
	アニュラス空気浄化フィルタユニット																																											
フィルタの種類	微粒子フィルタ	よう素フィルタ																																										
総合除去効率	99%以上 (0.15 μm粒子)	95%以上																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) 温度の影響 温度上昇は軽微であり、重大事故時の温度であってもアニュラス空気浄化ファン、ダクト、弁及びアニュラス空気浄化フィルタユニットケーシングの機能に影響はない。	(1) 温度の影響 温度上昇は軽微であり、重大事故時の温度であってもアニュラス空気浄化ファン、ダクト、弁及びアニュラス空気浄化フィルタユニットケーシングの機能に影響はない。	記載表現の相違
(2) 圧力の影響 圧力上昇の影響を受けるのはダクト（アニュラス出口～アニュラス全量排気弁・少量排気弁）及びアニュラス全量排気弁・少量排気弁であるが、圧力上昇は無視し得るほど軽微であり、強度上影響はない。	(2) 圧力の影響 圧力上昇の影響を受けるのはダクト（アニュラス出口～アニュラス全量排気弁・少量排気弁）及びアニュラス全量排気弁・少量排気弁であるが、圧力上昇は軽微であり、強度上影響はない。	記載内容の相違 記載表現の相違
(3) 湿度の影響 湿度の影響を受けるのはアニュラス空気浄化フィルタユニットのうちよう素フィルタであるが、後述の通り重大事故時の湿度はよう素フィルタ性能試験に適用する条件（30°C, 95%RH）と比較して低いため、機能に影響はない。	(3) 湿度の影響 湿度の影響を受けるのはアニュラス空気浄化フィルタユニット内のように素フィルタであるが、後述の通り重大事故時の湿度はよう素フィルタ性能試験に適用する条件（30°C, 95%RH）と比較して低いため、機能に影響はない。	
(4) 放射線の影響 放射線の影響を受ける機器はない。	(4) 放射線の影響 放射線の影響を受ける機器はない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>3. アニュラス空気浄化設備の放射性物質低減機能について</p> <p>アニュラス空気浄化設備にはアニュラス空気浄化フィルタユニットを備えており、アニュラス部から水素を屋外へ排出する際には当該フィルタユニットにより放射性物質を低減した上で排出を行う。</p> <p>重大事故時のアニュラス部環境を考慮した上でも、アニュラス空気浄化フィルタユニットの性能が確保されていることを以下の通り評価している。</p> <p>(1) 微粒子フィルタ</p> <p>a. 温度及び湿度条件について</p> <p>重大事故時のアニュラス部は原子炉格納容器からの温度伝播等により最高で70°C程度まで上昇するが、アニュラス空気浄化フィルタユニットに設置している微粒子フィルタは126°Cでの性能確認を実施しており、フィルタ性能が低下することはない。また、湿度については、結露による水封（目詰まり）が生じた場合には効率への影響があるが、原子炉格納容器漏えい率に応じたわずかな湿度上昇はあるものの、重大事故時のアニュラス部環境条件では結露には至らず、フィルタの性能が低下することはない。したがって、重大事故時においても微粒子フィルタ除去効率は確保できる。</p> <p>b. 保持容量について</p> <p>アニュラス空気浄化設備の微粒子フィルタの保持容量は約3.9kgである。</p> <p>重大事故発生後7日間で原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいしたエアロゾルすべてが捕集されるという保守的な仮定で評価した結果が約1.2kgである。</p> <p>これは、安定核種も踏まえて、原子炉格納容器から漏えいしてきた微粒子が全量フィルタに捕集されるものとして評価したものである。なお、よう素は全て粒子状よう素として評価した。</p> <p>したがって、アニュラス空気浄化設備の微粒子フィルタには、エアロゾルを十分に捕集できる容量があるので、重大事故時においても微粒子フィルタ除去効率は確保できる。</p> <p>表1 アニュラス空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ保持容量</p> <table border="1"> <tr> <td>フィルタに捕集されるエアロゾル量</td> <td>約1.2kg</td> </tr> <tr> <td>保持容量</td> <td>約3.9kg</td> </tr> </table>	フィルタに捕集されるエアロゾル量	約1.2kg	保持容量	約3.9kg	<p>3. アニュラス空気浄化設備の放射性物質低減機能について</p> <p>アニュラス空気浄化設備には微粒子フィルタとよう素フィルタを備えたアニュラス空気浄化フィルタユニットを設置しており、アニュラスから水素を屋外へ排出する際には当該フィルタユニットにより放射性物質を低減した上で排出を行う。</p> <p>重大事故時のアニュラス内環境を考慮した上でも、微粒子フィルタ、よう素フィルタの性能が確保されていることを以下の通り評価している。</p> <p>(1) 微粒子フィルタ</p> <p>a. 温度及び湿度条件について</p> <p>重大事故時のアニュラス部は原子炉格納容器からの温度伝播等により最高で120°C程度まで上昇するが、アニュラス空気浄化フィルタユニットに設置している微粒子フィルタは□Cでの性能確認を実施しており、フィルタ性能が低下することはない。また、湿度については、結露による水封（目詰まり）が生じた場合には効率への影響があるが、原子炉格納容器漏えい率に応じたわずかな湿度上昇はあるものの、重大事故時のアニュラス部環境条件では結露には至らず、フィルタの性能が低下することはない。したがって、重大事故時においても微粒子フィルタ除去効率99%は確保できる。</p> <p>b. 保持容量について</p> <p>アニュラス空気浄化設備の微粒子フィルタの保持容量は約8.9kgである。</p> <p>重大事故発生後7日間で原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいしたエアロゾルすべてが捕集されるという保守的な仮定で評価した結果が約0.9kgである。</p> <p>これは、安定核種も踏まえて、原子炉格納容器から漏えいしてきた微粒子が全量フィルタに捕集されるものとして評価したものである。なお、よう素は全て粒子状よう素として評価した。</p> <p>したがって、アニュラス空気浄化設備の微粒子フィルタには、エアロゾルを十分に捕集できる容量があるので、重大事故時においても微粒子フィルタ除去効率99%は確保できる。</p> <p>表1 アニュラス空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ保持容量</p> <table border="1"> <tr> <td>フィルタに捕集されるエアロゾル量</td> <td>約0.9kg</td> </tr> <tr> <td>保持容量</td> <td>約8.9kg</td> </tr> </table>	フィルタに捕集されるエアロゾル量	約0.9kg	保持容量	約8.9kg	<p>CV構造及び解析結果の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>評価結果の相違</p>
フィルタに捕集されるエアロゾル量	約1.2kg									
保持容量	約3.9kg									
フィルタに捕集されるエアロゾル量	約0.9kg									
保持容量	約8.9kg									

□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>(2) よう素フィルタ</p> <p>a. 温度及び湿度条件について</p> <p>よう素フィルタは、低温条件下での除去性能が低いことが分かっており、重大事故時のような温度が高い状態であれば、化学反応が進行しやすく除去効率が高くなる傾向がある。また、アニュラス部温度は発火温度約330°Cを十分下回る温度であるため、通気によるよう素フィルタへの影響はない。</p> <p>湿度に対しては低湿度の方が高い除去効率を発揮できるが、前述のとおり原子炉格納容器漏えい率に応じたわずかな湿度上昇はあるものの、アニュラス空気浄化設備起動後はアニュラス部の外からの空気混入もあることから、よう素除去効率の評価条件として用いている湿度95%には至らない。したがって、温度及び湿度の影響によりフィルタの性能が低下することはなく、重大事故時においてもよう素フィルタ除去効率として95%は確保できる。</p> <p>b. 保持容量について</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットのよう素フィルタの吸着容量は、約 765g(充てん量約 306kg(17枚)、よう素吸着能力 2.5 mg (活性炭 1gあたり) 米国 R.G.1.52より)である。</p> <p>重大事故発生後 7 日間に原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいしたよう素すべてが吸着されるという保守的な仮定で評価した結果が約 25g である。これは、(1) 微粒子フィルタと同様の手法で評価したものである (安定核種も考慮)。</p> <p>ただし、よう素の化学形態は元素状よう素または有機よう素とした。したがって、アニュラス空気浄化設備のよう素フィルタには、よう素を十分に吸着できる容量があり、重大事故時においてもよう素フィルタ除去効率 95%は確保できる。</p> <p>表2 アニュラス空気浄化フィルタユニットのよう素フィルタ保持容量</p> <table border="1"> <tr> <td>フィルタに捕集されるよう素量</td> <td>約 25g</td> </tr> <tr> <td>保持容量</td> <td>約 765kg</td> </tr> </table>	フィルタに捕集されるよう素量	約 25g	保持容量	約 765kg	<p>(2) よう素フィルタ</p> <p>a. 温度及び湿度条件について</p> <p>よう素フィルタは、低温条件下での除去性能が低いことが分かっており、重大事故時のような温度が高い状態であれば、化学反応が進行しやすく除去効率が高くなる傾向がある。また、アニュラス部温度は発火温度約330°Cを十分下回る温度であるため、通気によるよう素フィルタへの影響はない。</p> <p>湿度に対しては低湿度の方が高い除去効率を発揮できるが、前述のとおり原子炉格納容器漏えい率に応じたわずかな湿度上昇はあるものの、アニュラス空気浄化設備起動後はアニュラス外からの空気混入もあることから、よう素除去効率の評価条件として用いている湿度95%には至らない。したがって、温度及び湿度の影響によりフィルタの性能が低下することはなく、重大事故時においてもよう素フィルタ除去効率として95%は確保できる。</p> <p>b. 吸着容量について</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットのよう素フィルタの吸着容量は、約 1.4kg (充てん量約 587kg (34枚)、よう素吸着能力 2.5mg (活性炭 1gあたり) 米国 R.G.1.52より)である。</p> <p>重大事故発生後 7 日間に原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいしたよう素すべてが吸着されるという保守的な仮定で評価した結果が約 20g である。これは、(1) 微粒子フィルタと同様の手法で評価したものである (安定核種も考慮)。</p> <p>ただし、よう素の化学形態は全て元素状よう素または有機よう素とした。したがって、アニュラス空気浄化設備のよう素フィルタには、よう素を十分に吸着できる容量があり、重大事故時においてもよう素フィルタ除去効率 95%は確保できる。</p> <p>表2 アニュラス空気浄化フィルタユニットのよう素フィルタ吸着容量</p> <table border="1"> <tr> <td>フィルタに捕集されるよう素量</td> <td>約 20g</td> </tr> <tr> <td>保持容量</td> <td>約 1.4kg</td> </tr> </table>	フィルタに捕集されるよう素量	約 20g	保持容量	約 1.4kg	<p>設計の相違</p> <p>評価結果の相違</p>
フィルタに捕集されるよう素量	約 25g									
保持容量	約 765kg									
フィルタに捕集されるよう素量	約 20g									
保持容量	約 1.4kg									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙2 アニュラスシールの健全性について</p> <p>1.はじめに アニュラスシールは、アニュラス区画を構成するものであり、事故時にアニュラス区画の負圧を維持させるために、その破損を防止する必要がある。 そのため、アニュラスシールゴムは通常運転時や事故時において、アニュラス部環境条件に対しての健全性及び原子炉格納容器と原子炉周辺建屋間の相対変位に対する追従性を確認することが必要であり、重大事故等対策の有効性評価におけるCV内雰囲気温度・圧力時に当該部に生じる変位に対し、健全性を有することを確認する。</p> <p>2.計算条件 2.1 基本形状 アニュラスシールの基本形状は別図1のとおりである。</p> <p>別図1 アニュラスシール基本形状図（屋根部）</p>	<p>別紙2 アニュラスシールの健全性について</p> <p>1.はじめに アニュラスシールは、アニュラス区画を構成するものであり、事故時にアニュラス区画の負圧を維持させるために、その破損を防止する必要がある。 そのため、アニュラスシールゴムは通常運転時や事故時において、アニュラス部環境条件に対して健全性及び原子炉格納容器と外部遮へい間の相対変位を吸収できる伸縮性能を確認することが必要であり、重大事等対策の有効性評価におけるCV内雰囲気温度・圧力時に当該部に生じる変位に対し、健全性を有することを確認する。</p> <p>2.計算条件 2.1 基本形状 アニュラスシールの基本形状及び各部寸法は別図1のとおりである。</p> <p>“a”部詳細 アニュラスシール (単位: mm)</p> <p>別図1 アニュラスシール基本形状図</p>	<p>評価内容の相違による記載の相違 ・大飯3/4号炉のアニュラスシール評価は、鉛直方向に伸長、円周方向に収縮することでアニュラスシールゴムは事故時の変位に追従できることを確認している。 ・泊3号炉のアニュラスシール評価は、鉛直方向及び水平方向に伸長した状態においても、アニュラスシールゴムのR形状から直線形状への伸縮範囲内に収まることを確認している。(伊方と同様)</p>

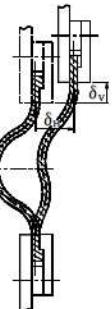
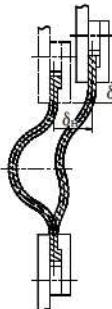
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2 評価方針</p> <p>(1)重大事故時におけるアニュラスシールの健全性評価は、アニュラスシールが原子炉格納容器の変位に対して追従できることを確認する。</p> <p>(2)アニュラスシールは原子炉周辺建屋屋根部、天井部または床部、並びに壁部に取り付くが、相対変位は原子炉周辺建屋屋根部において大きく、また建屋間隔は同じであることから屋根部の評価で代表する。</p>	<p>2.2 評価方針</p> <p>(1)重大事故時におけるアニュラスシールの健全性評価は、アニュラスシールの許容伸び量が、原子炉格納容器とアニュラス屋根部との間に生じる相対変位を吸収しうることを確認する。</p> <p>(2)アニュラスシールの許容伸び量は、曲線形状から直線形状への形状変化による伸び量から求める。</p>	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、具体的な数値計算ではなく、相対変位によるアニュラスシールゴム固定点の変化量を計算し、アニュラスシールゴムのR形状から直線形状への許容伸び量の範囲内であることをJSMEに準拠して確認する。(伊方3号炉と同様のため、次葉以降にて比較する)
<p>2.3 評価条件</p> <p>原子炉格納容器内圧力 0.43MPa (注) (格納容器過圧破損シナリオ)</p> <p>原子炉格納容器内温度 144°C (注) (格納容器過温破損シナリオ)</p> <p>(注) 有効性評価における値を示す。</p> <p>なお、格納容器バウンダリの限界温度・圧力評価の条件である 200°C・2Pd は、格納容器バウンダリ構成材の耐力を確認するための条件として設定しているものであり、有効性評価における格納容器内雰囲気温度・圧力が格納容器バウンダリ構成材の耐力である 200°C・2Pd よりも小さいことを確認している。アニュラスシールは、一次格納施設である格納容器バウンダリではなく、二次格納施設であることから、格納容器バウンダリの限界温度・圧力評価の対象とはしていない。</p>	<p>2.3 評価条件</p> <p>原子炉格納容器内圧力 0.360MPa (注) (格納容器過圧破損、原子炉格納容器の除熱機能喪失シナリオ)</p> <p>原子炉格納容器内温度 141°C (注) (格納容器過温破損シナリオ)</p> <p>(注) 有効性評価における値を示す。</p> <p>なお、原子炉格納容器バウンダリの限界温度・圧力評価の条件である 200°C・2Pd は、原子炉格納容器バウンダリ構成材の耐力を確認するための条件として設定しているものであり、有効性評価における原子炉格納容器内雰囲気温度・圧力が原子炉格納容器バウンダリ構成材の耐力である 200°C・2Pd よりも小さいことを確認している。アニュラスシールは、一次格納施設である原子炉格納容器バウンダリではなく、二次格納施設であることから、原子炉格納容器バウンダリの限界温度・圧力評価の対象とはしていない。</p>	<p>アニュラス構造の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・POCV プラントの大飯3/4号炉は、アニラス内が階層構造であり、各階層にアニュラスシールゴムを設置している。 ・鋼製CV プラントの泊3号炉は、アニラス内が単一区画であり、アニラスシールゴムはアニュラス最上部のみに設置している。 <p>解析結果の相違</p>

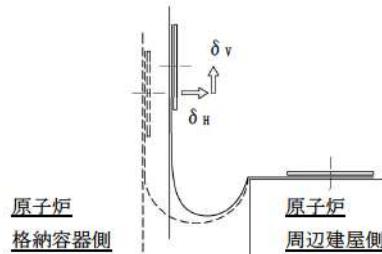
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 評価</p> <p>3.1 相対変位</p> <p>原子炉格納容器とアニュラス屋根部との間に生じる相対変位は以下のとおりである。相対変位は右図に示す方向を正とする。</p> <p>水平方向変位 $\delta_H = 40\text{mm}$</p> <p>鉛直方向変位 $\delta_V = 65\text{mm}$</p> <p>3.2 許容伸び量</p> <p>アニュラスシールの許容伸び量は、曲線形状から直線形状への形状変化による伸び量と材料自体による伸び量の和から求める。</p> <p>許容伸び量 $S_a = (B - b) + (B \times \epsilon) = (198.2 - 166) + (198.2 \times 0.35)$ $= 101.57\text{mm}$</p> <p>ここに B : アニュラスシールの曲線寸法 b : アニュラスシールの幅 ϵ : 補強布の最大伸び率</p> <p>3.3 伸び量の計算</p> <p>相対変位によって生じるアニュラスシールの伸び量を、下図に示す形状変化から幾何学的に次式により求める。</p> <p>伸び量 $S = S' - b = 68.44\text{mm}$</p> <p>ここに $S' = \sqrt{a^2 + b^2 - 2a \cdot b \cdot \cos \theta}$ $= 234.440\text{ mm}$</p> $a = \sqrt{\delta_H^2 + \delta_V^2} = 76.322\text{mm}$ $\theta = \tan^{-1} \frac{\delta_V}{\delta_H} + \frac{\pi}{2}$ $= \tan^{-1} \frac{65}{40} + \frac{\pi}{2} = 2.590\text{rad}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 本記載は、伊方3号炉の参考掲載 </div> 	<p>3. 計算</p> <p>3.1 相対変位</p> <p>原子炉格納容器とアニュラス屋根部との間に生じる相対変位は以下のとおりである。相対変位は右図に示す方向を正とする。</p> <p>水平方向変位 $\delta_H = 41\text{mm}$</p> <p>鉛直方向変位 $\delta_V = 64\text{mm}$</p> <p>3.2 許容伸び量</p> <p>アニュラスシールの許容伸び量は、曲線形状から直線形状への形状変化による伸び量から求める。</p> <p>許容伸び量 $S_a = B - b = 251.3 - 160$ $= 91.3\text{ mm}$</p> <p>ここに B : アニュラスシールの曲線寸法 b : アニュラスシールの幅</p> <p>3.3 伸び量の計算</p> <p>相対変位によって生じるアニュラスシールの伸び量を、下図に示す形状変化から幾何学的に次式により求める。</p> <p>伸び量 $S = S' - b = 67.73\text{ mm}$</p> <p>ここに $S' = \sqrt{a^2 + b^2 - 2a \cdot b \cdot \cos \theta}$ $= 227.726\text{ mm}$</p> $a = \sqrt{\delta_H^2 + \delta_V^2} = 76.007\text{mm}$ $\theta = \tan^{-1} \frac{\delta_V}{\delta_H} + \frac{\pi}{2}$ $= \tan^{-1} \frac{64}{41} + \frac{\pi}{2} = 2.572\text{ rad}$ 	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉の評価は、次頁のとおり、たとえシールゴムの変位が鉛直方向に伸長及び円周方向に圧縮の相殺による追従性の評価であり、たとえシールゴムの伸び量を計算していない。 ・泊3号炉は、アニュラスシールゴムの伸び量が許容伸び量に達しないことを確認するため、具体的なOV変位量からアニュラスシールゴムの伸び量を計算している。(伊方と同様) <p>許容伸び量の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊方3号炉は、シールゴムの変形形に加えて、補強布の最大伸び率を考慮した変形量をアニュラスシールゴムの許容伸び量としている。 ・泊3号炉は、アニュラスシールゴムの全長が長いため、シールゴム変形量のみを許容伸び量としている。

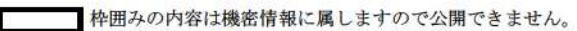
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>3. 評価</p> <p>以降に示す通り、アニュラスシールは原子炉格納容器の変位に対し追従でき、重大事故時においても健全性を有することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧力による変位については、次の通り、今回の評価圧力がテンドンによる等価圧力より小さく、テンドンによる圧縮方向変位と内圧による引張方向変位が相殺される範囲内であることから無視することができる。 <テンドンによる等価圧力>0.451MPa 熱による変位に対しては、次の通りである。 CV外半径(22.8m)とCV固定レベルから屋根部の設置高さまでの距離(30.4m)が同程度であることから、熱による水平方向変位(δ_v)と鉛直方向変位(δ_h)も同程度である。鉛直方向変位(δ_v)はアニュラスシールを伸ばす向きに働くが、同時に水平方向変位(δ_h)がシールを擦ませる向きに働くこと、さらに、別図2に示す通りアニュラスシールには本来擦みを有することから熱による変位に対しても追従できる。  <p>別図2 原子炉格納容器と原子炉周辺建屋の相対変位</p>	<p>4. 評価</p> <p>計算により求めたアニュラスシールの伸び量及び許容伸び量を別表1に示す。</p> <p>アニュラスシールに生じる伸び量は、別表1に示すように許容伸び量を下回っており、相対変位を吸収できる。</p> <p style="text-align: center;">別表1 アニュラスシールの伸び量の評価 (単位:mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>荷重の組合せ</th> <th>伸び量(S)</th> <th>許容伸び量(S_a)</th> <th>裕度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故時</td> <td>67.8</td> <td>91.3</td> <td>1.34</td> </tr> </tbody> </table>	荷重の組合せ	伸び量(S)	許容伸び量(S _a)	裕度	重大事故時	67.8	91.3	1.34	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は3項目の計算結果からアニュラスシールゴムが許容伸び量未満であることを評価している。 大飯3/4号炉は、アニュラスシールゴムの相対的な変形から変形に追従できることを評価している。
荷重の組合せ	伸び量(S)	許容伸び量(S _a)	裕度							
重大事故時	67.8	91.3	1.34							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙3 アニュラスシールの耐熱性について</p> <p>1. はじめに 伊方3号機の重大事故時におけるアニュラス部雰囲気温度約120°Cに対してのアニュラスシールの健全性を、以下の通り確認する。</p> <p>2. アニュラスシール耐熱性について 2.1 概要 アニュラスシールは、原子炉格納容器とアニュラス屋根部の間に設置される為、事故時等に原子炉格納容器と外部遮へいの間に生じる相対変位に追従できることが必要となる。 アニュラスシールのゴム材質はクロロブレンゴムで、図1に示す通り、2層のナイロン補強布がゴムで被覆されている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p>図1 アニュラスシールのシールゴム部詳細</p> <p>2.2 重大事故時におけるアニュラスシールの物性変化 (1)建屋間相対変位によるシール伸び 重大事故時における原子炉格納容器内の温度及び圧力の上昇により、原子炉格納容器とアニュラス屋根部の間に水平40mm、鉛直65mmの相対変位が生じ、この変位に対するシールゴムの必要伸びは18%であるが、余裕を考慮し35%に設定している。 (2)熱によるシール物性の変化 伊方3号機のアニュラスシールと同じ仕様のクロロブレンゴムによる耐熱性試験では、113°Cが26.8時間継続した場合、破断伸びが-17～-19%低下している（試験材の初期破断伸びは590%）。一方、引張り強さはほとんど変化しない。（添付 表1参照） 【文献1】によると、120°Cでもある期間は破断伸びが維持できることが示されている。（添付 図1参照）</p>	<p style="text-align: center;">別紙3 アニュラスシールの耐熱性について</p> <p>1. はじめに 泊3号炉の重大事故時におけるアニュラス部雰囲気温度約120°Cに対してのアニュラスシールの健全性を、以下のとおり確認する。</p> <p>2. アニュラスシール耐熱性について 2.1 概要 アニュラスシールは、原子炉格納容器とアニュラス屋根部の間に設置される為、事故時等に原子炉格納容器と外部遮へいの間に生じる相対変位に追従できることが必要となる。 アニュラスシールのゴム材質はクロロブレンゴムで、別図1に示す通り、2層のナイロン補強布がゴムで被覆されている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p>別図1 アニュラスシールのシールゴム部詳細</p> <p>2.2 重大事故時におけるアニュラスシールの物性変化 1) 建屋間相対変位によるシール伸び 重大事故時における原子炉格納容器内の温度及び圧力の上昇により、原子炉格納容器とアニュラス屋根部の間に水平41mm、鉛直64mmの相対変位が生じ、これに対してシールゴムは、ゴムの伸びに期待せずに、曲線形状から直線形状への形状変化による伸び量により追従可能である。 2) 熱によるシール物性の変化 重大事故時のアニュラス部雰囲気温度は、設計基準事故時の設計温度115°Cを若干上回るが、前述の通り、アニュラスシールは形状変化により建屋間相対変位に対して追従できることから、熱による物性の変化が生じた場合でも追従性への影響は無い。なお、泊3号炉のアニュラスシールと同じ仕様のクロロブレンゴムによる耐熱性試験では、113°Cが26.8時間継続した場合、破断伸びが-17～-19%低下している（試験材の初期破断伸びは590%）。一方、引張り強さはほとんど変化しない。（添付 表1参照）</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	<p>設計方針の相違 ・別紙2に示す通り、泊3号炉のアニュラスシールゴムは、R形状から直線形状への変形（伸び）のみで事故時のCV変位量を吸収できる設計としており、シールゴムは変形するがゴムが伸びることはない。 ・伊方3号炉は、アニュラスシールゴムの変形（伸び）に加え、補強布の最大伸び率を考慮して事故時のCV変位量を吸収する設計としており、シールゴムの伸びに期待している。</p> <p>記載内容の相違 ・上記のシールゴムに期待する変形の相違（泊は伸びずに変形のみ）を記載している。 ・伊方は、機能維持のため伸びに期待することから、高温時の伸びについての文献を付している</p>

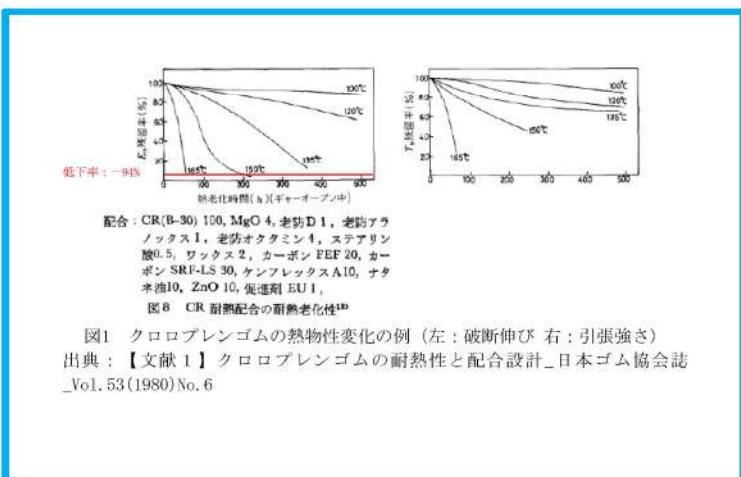
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 高温下におけるアニュラスシールの物性変化について</p> <p>1. クロロブレンゴムに対する温度時間の影響</p> <p>伊方3号機のアニュラスシール同じ仕様のクロロブレンゴムの初期物性と耐熱物性を表1、図1に示す。本シールゴムは113°Cに26.8時間曝露された時(2.8時間は115°Cで加熱)、破断伸び変化率は約-17~-19%である。また同じ条件において、引張強さはほとんど低下していない。初期伸びが590%である為、伸びが35%まで低下する時の低下率は$-(1 - (35/590)) \times 100 = -94\%$となり、この時点が、建屋相対変位追従性に関する限界となる。</p> <p>表1 アニュラスシールゴムの初期物性及び耐熱物性（メーカ資料）</p> <p>【文献1】の実験結果を図1に示す。クロブレンゴムを120°Cの環境で168時間以上(7日間)保持した場合でも、判断基準の低下率:-94%には達しないことから、高温下においてもアニュラスシールの機能は維持される。</p>	<p>添付 高温下におけるアニュラスシールの物性変化について</p> <p>1. クロロブレンゴムに対する温度時間の影響</p> <p>泊3号炉のアニュラスシールと同仕様のクロロブレンゴムの初期物性と耐熱物性を付表1に示す。本シールゴムは113°Cに26.8時間曝露された時(2.8時間は115°Cで加熱)、破断伸び変化率は約-17~-19%である。また同じ条件において、引張強さはほとんど低下していない。</p> <p>付表1 アニュラスシールゴムの初期物性及び耐熱物性（メーカ資料）</p>	<p><u>記載内容の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前頁の相違理由のとおり、伊方は、機能維持のため伸びに期待することから、高温時のゴム物性の試験結果(表1:伸び変化率及び図1:破断伸びの変化率)にて、ゴムの健全性を示している。 ・泊は、ゴムの変形のみに期待し、ゴムの伸びに期待していないため、高温時のゴム物性に係る記載は不要である。 <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉</p>  <p>低下率 : -91%</p> <p>配合 : CR(B-30) 100, MgO 4, 老化剤 D 1, 老化アラノックス 1, 老化オクタミン 4, ステアリン酸 0.5, ワックス 2, カーボン FEF 20, カーボン SRF-LS 30, ケンフレックス A10, ナタ油 10, ZnO 10, 促進剤 EU 1,</p> <p>図1 クロロブレンゴムの熱物性変化の例（左：破断伸び 右：引張強さ）</p> <p>出典 : 【文献1】クロロブレンゴムの耐熱性と配合設計_日本ゴム協会誌_Vol. 53(1980)No. 6</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前頁及び前々頁の相違理由のところ、ゴムの伸びに期待しない泊では本試験結果の添付は不要である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
よう素フィルタ除去効率の設定について 重大事故時の居住性に係る被ばく評価（第26条「原子炉制御室等」まとめ資料別添2第2項、第34条「緊急時対策所」まとめ資料第2.6項）において、中央制御室換気設備、アニュラス空気浄化設備及び緊急時対策所可搬型空気浄化装置のよう素フィルタは有機よう素及び元素状よう素の除去効率の評価条件として95%を用いている。したがって、よう素フィルタについては、定期事業者検査において上記除去効率が確保できていることを確認している（新規設置の緊急時対策所可搬型空気浄化装置除く）。 <p>一方で、よう素フィルタの除去効率については使用温度及び湿度条件により影響を受けることが知られている。以下に、上記設備の重大事故時の温度及び湿度条件並びに同条件がよう素フィルタ除去効率に及ぼす影響を示す。</p> <p>(1) 中央制御室換気空調設備のよう素フィルタ 大飯発電所3号機及び4号機の中央制御室は、原子炉格納容器から離れた位置にあるために、温度や湿度が通常時に比べて大きく変わることはなく、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。したがって、よう素フィルタ除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p> <p>(2) アニュラス空気浄化設備のよう素フィルタ 重大事故時において、原子炉格納容器内は150°C程度となり、原子炉格納容器からの温度伝播等によりアニュラス部の温度は最高で65°C程度まで上昇するが、よう素フィルタは、低温条件下での除去性能が低いことが分かっており、重大事故時のような温度が高い状態であれば、化学反応が進行しやすく除去効率が高くなる傾向がある。 また、湿度に対しては、低湿度の方が高い除去効率を発揮できるが、原子炉格納容器漏えい率に応じたわずかな湿度上昇はあるものの、アニュラス空気浄化設備起動後は、アニュラス部の外からの空気混入もあることから、それほど湿度が上がることはない。したがって、温度及び湿度の影響によりフィルタの性能が低下することはなく、よう素フィルタ除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p> <p>(2) 中央制御室換気空調設備のよう素用フィルタ 伊方発電所3号機の中央制御室は、原子炉格納容器から離れた位置にあるため、温度や湿度が通常時に比べて大きく変わることはなく、フィルタの性能が低下するような環境にならない。このため、よう素除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p>	よう素フィルタ除去効率の設定について 重大事故時の居住性に係る被ばく評価（第59条「原子炉制御室等」まとめ資料 補足説明資料7 第2項、第61条「緊急時対策所」まとめ資料 補足説明資料6 ）において、中央制御室換気設備、アニュラス空気浄化設備及び緊急時対策所可搬型空気浄化装置のよう素フィルタは有機よう素及び元素状よう素の除去効率の評価条件として95%を用いている。したがって、よう素フィルタについては、定期事業者検査において上記除去効率が確保できていることを確認している（新規設置の緊急時対策所可搬型空気浄化装置除く）。 <p>一方で、よう素フィルタの除去効率については使用温度及び湿度条件により影響を受けることが知られている。以下に、上記設備の重大事故時の温度及び湿度条件並びに同条件がよう素除去効率に及ぼす影響を示す。</p> <p>(1) 中央制御室換気設備のよう素フィルタ 泊3号炉の中央制御室は、原子炉格納容器から離れた位置にあるために、温度や湿度が通常時に比べて大きく変わることはなく、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。したがって、よう素除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p> <p>(2) アニュラス空気浄化設備のよう素フィルタ 重大事故時において、原子炉格納容器内は150°C程度となり、原子炉格納容器からの温度伝播等によりアニュラス内の温度は最高で120°C程度まで上昇するが、よう素フィルタは、低温条件下での除去性能が低いことが分かっており、重大事故時のような温度が高い状態であれば、化学反応が進行しやすく除去効率が高くなる傾向がある。 また、湿度に対しては、低湿度の方が高い除去効率を発揮できるが、原子炉格納容器漏えい率に応じたわずかな湿度上昇はあるものの、アニュラス空気浄化設備起動後は、アニュラス外からの空気混入もあることから、それほど湿度が上がることはない。したがって、温度及び湿度の影響によりフィルタの性能が低下することはなく、よう素除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p>	記載表現の相違 よう素フィルタの除去効率は性能試験時の呼称である「よう素除去効率」と表記する（伊方と同様） CV 型式の相違によるアニュラス温度の相違
本記載は、伊方3号炉の参考掲載		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)緊急時対策所可搬型空気浄化装置のよう素フィルタ</p> <p>大飯発電所3号機及び4号機の緊急時対策所は大飯発電所1号機及び2号機の原子炉補助建屋内にあり、発災プラント（大飯3号機及び4号機）から十分離れた位置にあるために、温度や湿度が通常時に比べて大きく変わることはなく、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。したがって、よう素フィルタ除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p>	<p>(3)緊急時対策所可搬型空気浄化装置のよう素フィルタ</p> <p>泊3号炉の緊急時対策所用空調上屋は、発災プラント（泊3号炉）から十分離れた位置にあるために、温度や湿度が通常時に比べて大きく変わることはなく、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。したがって、よう素除去効率として95%は確保できる。なお、温湿度条件を踏まえた除去効率の妥当性の詳細については、別紙に示す。</p>	

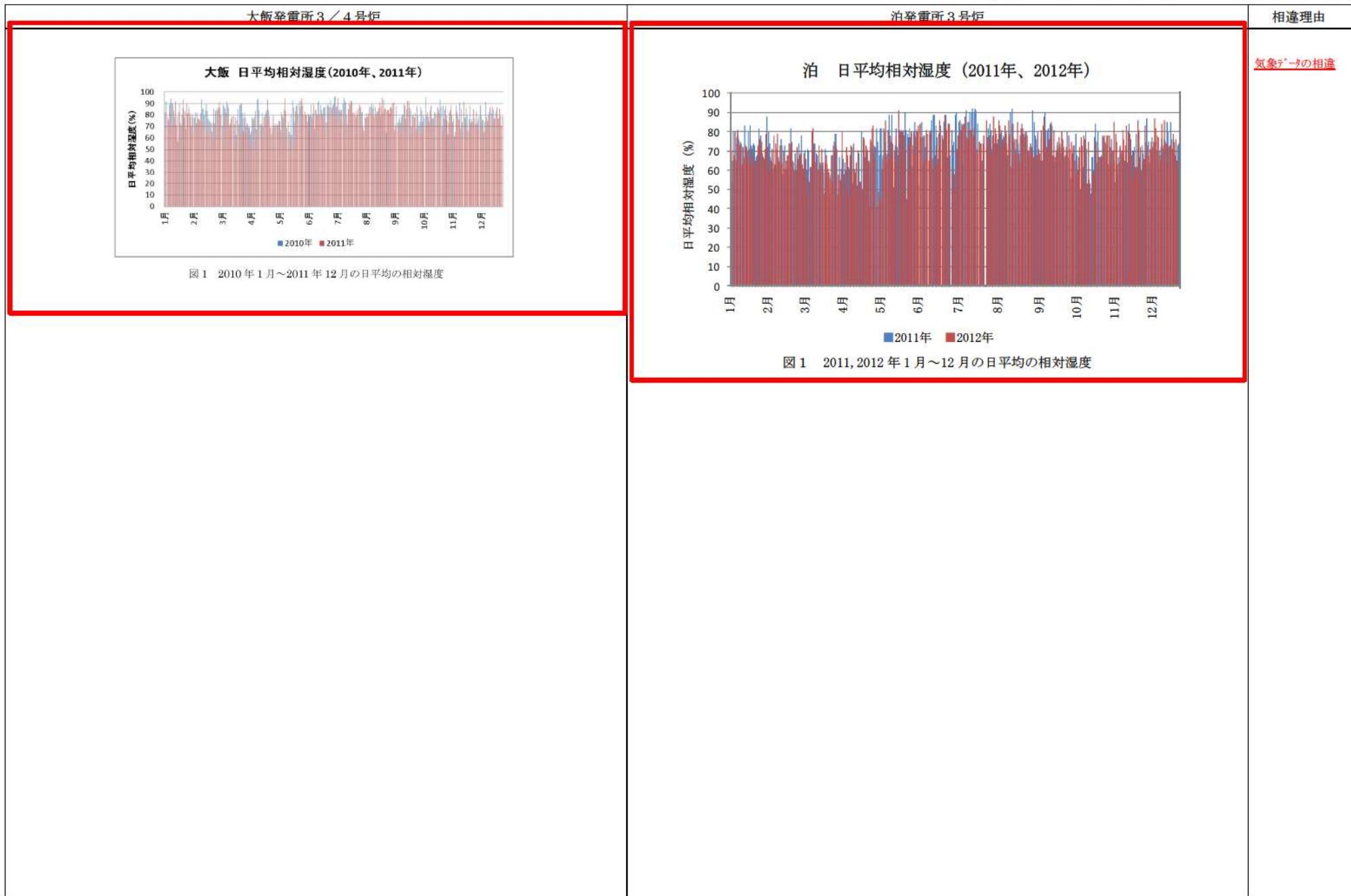
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>別紙 <u>よう素フィルタの湿度条件等を踏まえた除去効率の妥当性について</u></p> <p>(1) よう素フィルタ除去効率試験について よう素フィルタについては、定期検査時の定期事業者検査においてよう素フィルタ除去効率試験を実施し、よう素除去性能が要求性能（除去効率95%以上）を満足することを確認している。 その際の試験条件は、アニュラス空気浄化設備、中央制御室非常用循環設備ともに「温度：30°C、湿度：95%RH」であり、緊急時対策所可搬型空気浄化装置についても、今後定期事業者検査を行う際には同様の試験条件とする。 なお、よう素フィルタは高温、低湿度の方が高い除去効率を発揮できる傾向にある。</p> <p>(2) 大飯発電所の温度状況について 大飯発電所の温度状況については、既設置許可添付6に記載の月別の最高温度の平均値、最低気温の平均値によると、最高値及び最低値はそれぞれ30.9°C、-0.2°Cである。</p> <p>したがって、以下で重大事故時の温度・湿度条件を評価するにあたっては、よう素フィルタ除去効率は低温側の方が低くなることから、外気温度を保守的に夏季30°C、冬季-1°Cとする。</p> <p>表1 大飯発電所周辺の温度状況（既設置許可添付6抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大飯発電所の最寄りの気象官署</th> <th>舞鶴海洋気象台</th> <th>敦賀測候所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温月／最低気温月</td> <td>1月</td> <td>8月</td> <td>1月</td> <td>8月</td> </tr> <tr> <td>最高気温の平均値／最低気温の平均値</td> <td>-0.2°C</td> <td>30.6°C</td> <td>1.0°C</td> <td>30.9°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 大飯発電所の相対湿度状況について 最近2ヵ年（2010年及び2011年）の1月～12月までの大飯発電所内の相対湿度データに関して日平均として整理した。 横軸に1年間の365日、縦軸に日平均の相対湿度を示す。この結果、95%RH以上の相対湿度の高い日は2010年には年間3日であり、2011年には年間1日であった。相対湿度90%RH以上は年間29日（2010年）、17日（2011年）であった。 従って、日平均の相対湿度において、フィルタの性能に影響する日平均の相対湿度95%RHは年間を通して数日しかなく、相対湿度90%RH以上は年間最大8%程度である。</p>	大飯発電所の最寄りの気象官署	舞鶴海洋気象台	敦賀測候所	最高気温月／最低気温月	1月	8月	1月	8月	最高気温の平均値／最低気温の平均値	-0.2°C	30.6°C	1.0°C	30.9°C	<p>別紙 <u>よう素フィルタの湿度条件等を踏まえた除去効率の妥当性について</u></p> <p>(1) よう素フィルタ除去効率試験について よう素フィルタについては、定期事業者検査時の定期事業者検査においてよう素除去効率試験を実施し、よう素除去性能が要求性能（除去効率95%以上）を満足することを確認している。 その際の試験条件は、アニュラス空気浄化設備、中央制御室非常用循環系ともに「温度30°C、湿度95%RH」であり、緊急時対策所可搬型空気浄化装置についても、今後定期事業者検査を行う際に同様の試験条件とする。 なお、よう素フィルタは高温、低湿度の方が高い除去効率を発揮できる傾向にある。</p> <p>(2) 泊発電所の温度状況について 泊発電所の温度状況については、設置許可添付6に記載する月別の最高温度の平均値、最低気温の平均値（統計期間1991年～2020年）によると、最高値及び最低値はそれぞれ25.6°C、-5.8°Cである。 ただし、過去に本評価を行った際の評価条件は、当時の最高値及び最低値である、25.6°C、-6.1°Cであった（統計期間1981～2010年）。以前の評価条件の方が包絡的な評価となるため、過去に実施した評価条件での検討結果を記載する。</p> <p>表1 泊発電所周辺の温度状況（設置許可添付6に記載する温度の抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>泊発電所の最寄りの気象官署</th> <th>寿都特別地域 気象観測所</th> <th>小樽特別地域 気象観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温月／最低気温月</td> <td>8月</td> <td>1月</td> <td>8月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>最高気温の平均値／最低気温の平均値</td> <td>24.6°C</td> <td>-4.7°C</td> <td>25.6°C</td> <td>-5.8°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 泊発電所の相対湿度状況について 2011年及び2012年の1月～12月までの泊発電所内の相対湿度データに関して日平均として整理した。 横軸に日々単位で1年間、縦軸に日平均の相対湿度を示す。この結果、95%RH以上の相対湿度の高い日はなく、相対湿度90%RH以上は年間13日（2011年）、1日（2012年）であった。 したがって、日平均の相対湿度において、フィルタの性能に影響する日平均の相対湿度95%RHは年間を通してなく、相対湿度90%RH以上は年間最大4%程度である。 なお、2021年においても確認を行ったところ、日平均の相対湿度95%RHは年間を通して2日間しかなく、相対湿度90%RH以上となるのは年間20日（5%程度）であった。</p>	泊発電所の最寄りの気象官署	寿都特別地域 気象観測所	小樽特別地域 気象観測所	最高気温月／最低気温月	8月	1月	8月	1月	最高気温の平均値／最低気温の平均値	24.6°C	-4.7°C	25.6°C	-5.8°C	<p>記載表現の相違</p> <p>気象データの相違</p> <p>評価方針の相違</p> <p>泊3号炉は、過去の統計データ期間における最低温度の方が厳しい値であるため、過去の統計期間の値を用いて評価を行う。</p> <p>観測所の相違</p> <p>気象データの相違</p> <p>気象データの相違</p>
大飯発電所の最寄りの気象官署	舞鶴海洋気象台	敦賀測候所																										
最高気温月／最低気温月	1月	8月	1月	8月																								
最高気温の平均値／最低気温の平均値	-0.2°C	30.6°C	1.0°C	30.9°C																								
泊発電所の最寄りの気象官署	寿都特別地域 気象観測所	小樽特別地域 気象観測所																										
最高気温月／最低気温月	8月	1月	8月	1月																								
最高気温の平均値／最低気温の平均値	24.6°C	-4.7°C	25.6°C	-5.8°C																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

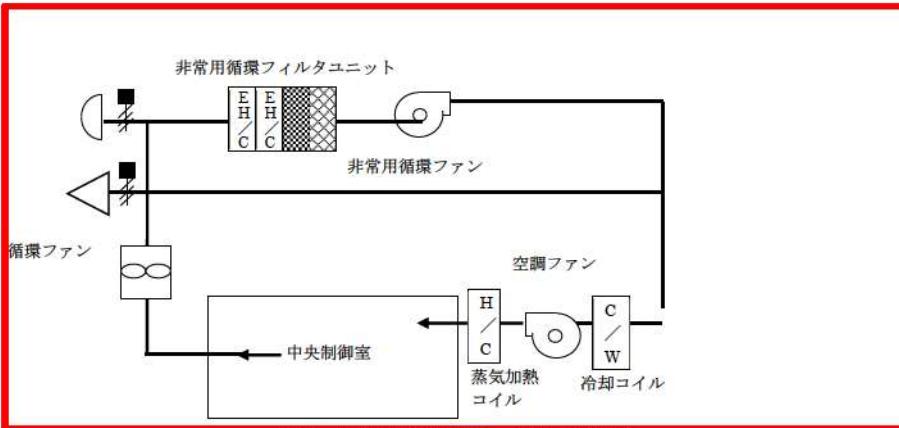
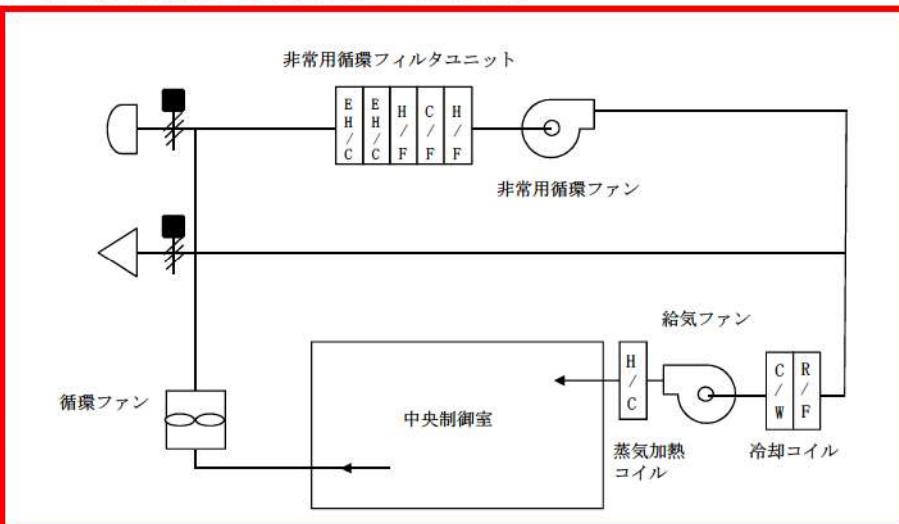
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



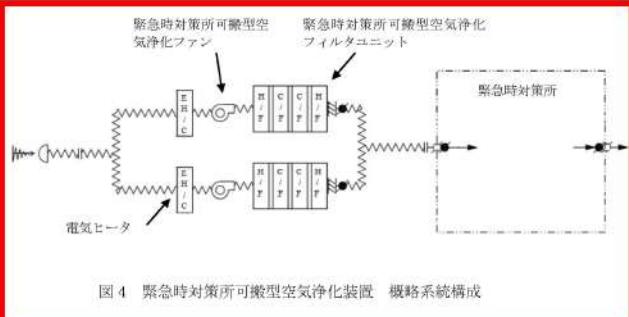
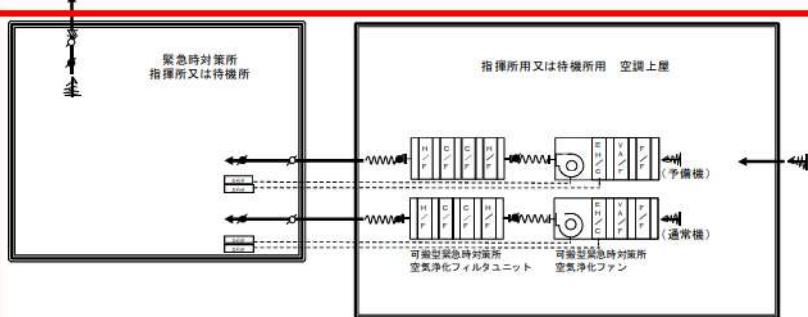
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 事故時のような素フィルタ処理空気条件について</p> <p>a. アニュラス空気浄化設備</p> <p>アニュラス空気浄化設備の系統構成を図2に示す。重大事故時のアニュラス部には、原子炉格納容器から水蒸気が侵入し、原子炉格納容器以外から外気が侵入してくる。具体的には、原子炉格納容器からの水蒸気侵入量が約9.8kg/h^(注1)であり、原子炉格納容器以外からの水蒸気を含む空気の侵入量は、約4260m³/h^(注2)である。</p> <p>大飯発電所周辺の夏季及び冬季の外気の温度、湿度を(2)項より30°C、95%RH及び-1°C、95%RHとすると、重大事故時のアニュラス部空気の水蒸気分圧は、それぞれ、約4.6kPa、約0.81kPa^(注3)となる。事故時のアニュラス部は、原子炉格納容器からの伝熱により通常時の温度(40°C程度)以下になることは考えられないため、アニュラス部温度を40°Cと想定した場合、この時の相対湿度は65%RH以下となり^(注4)、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>図2 大飯3/4号機 アニュラス空気浄化設備系統構成</p>	<p>(4) 事故時のような素フィルタ処理空気条件について</p> <p>a. アニュラス空気浄化設備</p> <p>アニュラス空気浄化設備の系統構成を図2に示す。重大事故時のアニュラス部には、原子炉格納容器から水蒸気が侵入し、原子炉格納容器以外から外気が侵入してくる。具体的には、原子炉格納容器からの水蒸気侵入量が約7.5kg/h^(注1)であり、原子炉格納容器以外からの水蒸気を含む空気の侵入量は、約3000m³/h^(注2)である。</p> <p>泊発電所周辺の夏季及び冬季の外気の温度、湿度を(2)項及び(3)項より25.6°C、95%RH及び-6.1°C、95%RHとすると、重大事故時のアニュラス部空気の水蒸気分圧は、それぞれ、約4.0kPa、約0.92kPa^(注3)となる。事故時のアニュラス部は、原子炉格納容器からの伝熱により通常時の温度(40°C程度)以下になることは考えられないため、アニュラス内温度を40°Cと想定した場合、この時の相対湿度は55%RH以下となり^(注4)、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>図2 泊3号炉 アニュラス空気浄化設備系統構成</p>	<p>CV及びアニュラス設計の相違による計算値の相違</p> <p>気象条件の相違による計算値の相違</p> <p>系統設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 中央制御室非常用循環設備</p> <p>中央制御室非常用循環設備の系統構成は図3の通りであり、冷却コイルにより冷却（除湿）され、50%RH以下に維持されるので、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>海水系の機能喪失等により、冷却コイルによる冷却（除湿）ができない状況においては、電気計装盤、照明、ファン等の発熱により、中央制御室内は外気より温度が高くなるため、相対湿度は低くなる。従って、中央制御室内空気の相対湿度は95%RHを上回ることはなく、よう素フィルタの効率は確保できる。例えば、中央制御室内での昇温が5°Cの場合、外気温度30°C、95%RH及び-1°C、95%RH時のよう素フィルタ入口相対湿度は、それぞれ74%RH、67%RHを下回る^(注5)こととなる。</p>  <p>図3 中央制御室空調系 概略系統構成</p>	<p>b. 中央制御室非常用循環系</p> <p>中央制御室非常用循環系の系統構成は図3の通りであり、冷却コイルにより冷却（除湿）され、60%RH以下に維持されるので、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>原子炉補機冷却海水設備の機能喪失等により、冷却コイルによる冷却（除湿）ができない状況においては、電気計装盤、照明、ファン等の発熱により、中央制御室内は外気より温度が高くなるため、相対湿度は低くなる。したがって、中央制御室内空気の相対湿度は95%RHを上回ることはなく、よう素フィルタの効率は確保できる。例えば、中央制御室内の電気計装盤、照明、ファン等による昇温が5°Cの場合、(2)項及び(3)項より泊発電所周辺の夏季及び冬季の外気の温度及び相対湿度をそれぞれ25.6°C、95%RH及び-6.1°C、95%RHとすると、よう素フィルタ入口相対湿度は、それぞれ73%RH、63%RHを下回る^(注5)こととなる。</p>  <p>図3 泊3号炉 中央制御室非常用循環系 概略系統構成</p>	<p><u>気象条件の相違による計算値の相違</u></p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 緊急時対策所可搬型空气净化装置</p> <p>緊急時対策所可搬型空气净化装置の系統構成は図4の通りであり、冬場10°C未満に気温が低下した場合でも電気ヒータ起動により加熱され、30%RH以下に維持されるので、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>電気ヒータが起動しない温度条件(10°C以上)においても、ファンの昇温により、空气净化装置内は外気より温度が高くなるため、相対湿度は低くなる。従って、空气净化装置を通過する空気の相対湿度は95%RHを上回ることはなく、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>例えば、冬場、空气净化装置内の昇温が約22°C(電気ヒータ昇温約15°C、ファン昇温約7°C)として、外気温度-1°C、95%RH時のよう素フィルタ入口相対湿度は、23%RHを下回る^(注6)こととなる。また、電気ヒータが起動しない温度条件であっても、空气净化装置内の昇温が約7°Cとして、外気温度30°C、95%RH及び10°C、95%RH時のよう素フィルタ入口相対湿度は、それぞれ67%RH、64%RHを下回る^(注7)こととなる。</p>  <p>図4 緊急時対策所可搬型空气净化装置 概略系統構成</p>	<p>c. 緊急時対策所可搬型空气净化装置</p> <p>緊急時対策所可搬型空气净化装置の系統構成は図4のとおりであり、冬季10°C未満に気温が低下した場合でも電気ヒータ起動により加熱され、25%RH以下に維持されるので、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>電気ヒータが起動しない温度条件(10°C以上)においても、ファンの昇温により、空气净化装置内は外気より温度が高くなるため、相対湿度は低くなる。<u>したがって</u>、空气净化装置を通過する空気の相対湿度は95%RHを上回ることはなく、よう素フィルタの効率は確保できる。</p> <p>例えば、冬場、空气净化装置内の昇温が約18°C(電気ヒータ昇温約14.5°C、ファン昇温約3.5°C)として、外気温度-6.1°C、95%RH時のよう素フィルタ入口相対湿度は、25%RHを下回る^(注6)こととなる。また、電気ヒータが起動しない温度条件であっても、空气净化装置内の昇温が約3.5°Cとして、外気温度25.6°C、95%RH及び10°C、95%RH時のよう素フィルタ入口相対湿度は、ともに80%RHを下回る^(注7)こととなる。</p>  <p>図4 緊急時対策所可搬型空气净化装置 概略系統構成</p>	<p><u>機器発熱量の相違</u></p> <p><u>気象条件の相違による計算値の相違</u></p>

さらに、上記a.～c.の重大事故時の空気条件(相対湿度最大点)を設計基準事故時の空気条件とともによう素フィルタのよう素除去効率と温度・湿度条件の関係を表すグラフ^(注8)上プロットすると、図5のようになる。重大事故時、いずれの温度条件も75%RHを下回るため、同図よりどの温度条件下であっても現行の定期事業者検査におけるよう素除去効率確認試験条件(温度30°C、相対湿度95%RH)に包含されることが分かる。

さらに、上記a.～c.の重大事故時の空気条件(相対湿度最大点)を設計基準事故時の空気条件とともによう素フィルタのよう素除去効率と温度・湿度条件の関係を表すグラフ^(注8)上にプロットすると、図5のようになる。重大事故時、いずれの温度条件も80%RHを下回るため、同図よりどの温度条件下であっても現行の定期事業者検査におけるよう素除去効率確認試験条件(温度30°C、相対湿度95%RH)に包含されることが分かる。

評価結果の最大相対湿度の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																																						
(注1)格納容器からの水蒸気侵入量は、格納容器内最大質量と格納容器漏えい率より算出している。格納容器内水蒸気最大質量は解析結果の最大値約 147,000kg とし、格納容器漏えい率は被ばく評価条件 0.16%/日としている。			(注1) 原子炉格納容器からの水蒸気侵入量は、原子炉格納容器内水蒸気最大質量と原子炉格納容器漏えい率より算出している。原子炉格納容器内水蒸気最大質量は解析結果の最大値約 112,000kg とし、原子炉格納容器漏えい率は被ばく評価条件 0.16%/日としている。																																																									
(注2)アニュラス少量排気量			(注2) アニュラス少量排気量			評価結果の相違																																																						
(注3)30°C、95%RH 及び-1°C、95%RH の時のアニュラス部水蒸気分圧は、以下の通りとなる			(注3) 25.6°C、95 %RH 及び-6.1°C、95%RH の時のアニュラス内水蒸気分圧は、以下の通りとなる。			気象条件の相違																																																						
<table border="1"> <tr> <td>外気条件</td><td>30°C、95%RH</td><td>-1°C、95%RH</td></tr> <tr> <td>水蒸気密度【ρ_0'】</td><td>0.029kg/m³</td><td>0.0043kg/m³</td></tr> <tr> <td>空気密度【ρ_0】</td><td>1.1kg/m³</td><td>1.3kg/m³</td></tr> <tr> <td>アニュラス少量排気量(L)</td><td colspan="2">4260m³/h</td></tr> <tr> <td>CV以外の水蒸気侵入量 【$M_0' = \rho_0' \times L$】</td><td>124kg/h</td><td>18kg/h</td></tr> <tr> <td>CV以外の空気侵入量 【$M_0 = \rho_0 \times L$】</td><td>4686kg/h</td><td>5538kg/h</td></tr> <tr> <td>CVからの水蒸気侵入量 (MCV')</td><td colspan="2">9.8kg/h</td></tr> <tr> <td>アニュラス部空気絶対湿度 【$X = (M_0' + M_{CV}') / M_0$】</td><td>0.029kg'/kg</td><td>0.0050kg'/kg</td></tr> <tr> <td>アニュラス部水蒸気分圧 【$P_w = P \times X / (0.622 + X)$】 $P = 101.3\text{ (kPa)}$ (大気圧)</td><td>約 4.6kPa</td><td>約 0.81kPa</td></tr> </table>	外気条件	30°C、95%RH	-1°C、95%RH	水蒸気密度【 ρ_0' 】	0.029kg/m³	0.0043kg/m³	空気密度【 ρ_0 】	1.1kg/m³	1.3kg/m³	アニュラス少量排気量(L)	4260m³/h		CV以外の水蒸気侵入量 【 $M_0' = \rho_0' \times L$ 】	124kg/h	18kg/h	CV以外の空気侵入量 【 $M_0 = \rho_0 \times L$ 】	4686kg/h	5538kg/h	CVからの水蒸気侵入量 (MCV')	9.8kg/h		アニュラス部空気絶対湿度 【 $X = (M_0' + M_{CV}') / M_0$ 】	0.029kg'/kg	0.0050kg'/kg	アニュラス部水蒸気分圧 【 $P_w = P \times X / (0.622 + X)$ 】 $P = 101.3\text{ (kPa)}$ (大気圧)	約 4.6kPa	約 0.81kPa			<table border="1"> <tr> <td>外気条件</td><td>25.6°C、95 %RH</td><td>-6.1°C、95 %RH</td></tr> <tr> <td>水蒸気密度【ρ_0'】</td><td>0.024kg/m³</td><td>0.0049kg/m³</td></tr> <tr> <td>空気密度【ρ_0】</td><td>1.1kg/m³</td><td>1.3kg/m³</td></tr> <tr> <td>アニュラス少量排気量(L)</td><td colspan="2">3000 m³/h</td></tr> <tr> <td>CV以外の水蒸気侵入量 【$M_0' = \rho_0' \times L$】</td><td>72kg/h</td><td>14.7kg/h</td></tr> <tr> <td>CV以外の空気侵入量 【$M_0 = \rho_0 \times L$】</td><td>3300kg/h</td><td>3900kg/h</td></tr> <tr> <td>CVからの水蒸気侵入量 (MCV')</td><td colspan="2">7.5 kg/h</td></tr> <tr> <td>アニュラス部空気絶対湿度 【$X = (M_0' + M_{CV}') / M_0$】</td><td>0.025kg'/kg</td><td>0.0057kg'/kg</td></tr> <tr> <td>アニュラス部水蒸気分圧 【$P_w = P \times X / (0.622 + X)$】 $P = 101.3\text{ (kPa)}$ (大気圧)</td><td>約 4.0kPa</td><td>約 0.92kPa</td></tr> </table>	外気条件	25.6°C、95 %RH	-6.1°C、95 %RH	水蒸気密度【 ρ_0' 】	0.024kg/m³	0.0049kg/m³	空気密度【 ρ_0 】	1.1kg/m³	1.3kg/m³	アニュラス少量排気量(L)	3000 m³/h		CV以外の水蒸気侵入量 【 $M_0' = \rho_0' \times L$ 】	72kg/h	14.7kg/h	CV以外の空気侵入量 【 $M_0 = \rho_0 \times L$ 】	3300kg/h	3900kg/h	CVからの水蒸気侵入量 (MCV')	7.5 kg/h		アニュラス部空気絶対湿度 【 $X = (M_0' + M_{CV}') / M_0$ 】	0.025kg'/kg	0.0057kg'/kg	アニュラス部水蒸気分圧 【 $P_w = P \times X / (0.622 + X)$ 】 $P = 101.3\text{ (kPa)}$ (大気圧)	約 4.0kPa	約 0.92kPa			外気条件及びアニュラス少量排気量の相違
外気条件	30°C、95%RH	-1°C、95%RH																																																										
水蒸気密度【 ρ_0' 】	0.029kg/m³	0.0043kg/m³																																																										
空気密度【 ρ_0 】	1.1kg/m³	1.3kg/m³																																																										
アニュラス少量排気量(L)	4260m³/h																																																											
CV以外の水蒸気侵入量 【 $M_0' = \rho_0' \times L$ 】	124kg/h	18kg/h																																																										
CV以外の空気侵入量 【 $M_0 = \rho_0 \times L$ 】	4686kg/h	5538kg/h																																																										
CVからの水蒸気侵入量 (MCV')	9.8kg/h																																																											
アニュラス部空気絶対湿度 【 $X = (M_0' + M_{CV}') / M_0$ 】	0.029kg'/kg	0.0050kg'/kg																																																										
アニュラス部水蒸気分圧 【 $P_w = P \times X / (0.622 + X)$ 】 $P = 101.3\text{ (kPa)}$ (大気圧)	約 4.6kPa	約 0.81kPa																																																										
外気条件	25.6°C、95 %RH	-6.1°C、95 %RH																																																										
水蒸気密度【 ρ_0' 】	0.024kg/m³	0.0049kg/m³																																																										
空気密度【 ρ_0 】	1.1kg/m³	1.3kg/m³																																																										
アニュラス少量排気量(L)	3000 m³/h																																																											
CV以外の水蒸気侵入量 【 $M_0' = \rho_0' \times L$ 】	72kg/h	14.7kg/h																																																										
CV以外の空気侵入量 【 $M_0 = \rho_0 \times L$ 】	3300kg/h	3900kg/h																																																										
CVからの水蒸気侵入量 (MCV')	7.5 kg/h																																																											
アニュラス部空気絶対湿度 【 $X = (M_0' + M_{CV}') / M_0$ 】	0.025kg'/kg	0.0057kg'/kg																																																										
アニュラス部水蒸気分圧 【 $P_w = P \times X / (0.622 + X)$ 】 $P = 101.3\text{ (kPa)}$ (大気圧)	約 4.0kPa	約 0.92kPa																																																										
(注4)事故時のアニュラス部温度を 40°C とすると、40°C の飽和水蒸気分圧は 7.4kPa であるから、アニュラス部空気の相対湿度は、以下の通りとなる。 30°C、95%RH 時 : $4.6\text{kPa} / 7.4\text{kPa} \times 100 = 62.2\%\text{RH}$ -1°C、95%RH 時 : $0.81\text{kPa} / 7.4\text{kPa} \times 100 = 11.0\%\text{RH}$			(注4) 事故時のアニュラス部温度を 40 °C とすると、40 °C の飽和水蒸気分圧は 7.4 kPa であるから、アニュラス部空気の相対湿度は、以下の通りとなる。 25.6°C、95%RH 時 : $4.0\text{kPa} / 7.4\text{kPa} \times 100 = 54.1\%\text{RH}$ -6.1°C、95%RH 時 : $0.92\text{kPa} / 7.4\text{kPa} \times 100 = 12.5\%\text{RH}$			気象条件の相違																																																						
(注5)30°C、95%RH 及び-1°C、95%RH の水蒸気分圧は、それぞれ、4.1kPa、0.54kPa である。また、35°C 及び 4°C の飽和水蒸気分圧は、それぞれ、5.6kPa、0.81kPa であるから、中央制御室非常用循環フィルタユニット取扱空気の相対湿度は、以下の通りとなる。 30°C、95%RH 時 : $4.1\text{kPa} / 5.6\text{kPa} \times 100 = 73.3\%\text{RH}$ -1°C、95%RH 時 : $0.54\text{kPa} / 0.81\text{kPa} \times 100 = 66.7\%\text{RH}$			(注5) 25.6°C、95%RH 及び-6.1°C、95%RH の水蒸気分圧は、それぞれ、3.2kPa、0.35kPa である。また、30.6°C 及び-1.1°C の飽和水蒸気分圧は、それぞれ、4.4kPa、0.56kPa であるから、中央制御室非常用循環フィルタユニット取扱空気の相対湿度は、以下の通りとなる。 25.6°C、95%RH 時 : $3.2\text{kPa} / 4.4\text{kPa} \times 100 = 72.8\%\text{RH}$ -6.1°C、95%RH 時 : $0.35\text{kPa} / 0.56\text{kPa} \times 100 = 62.5\%\text{RH}$			気象条件の相違																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(注6) -1°C、95%RH の水蒸気分圧は、0.54kPa である。また、21°Cの飽和水蒸気分圧は、2.4kPa であるから、緊急時対策所可搬型空気浄化装置取扱空気の相対湿度は、以下の通りとなる。</p> $-1°C、95%RH 時 : 0.54kPa / 2.4kPa \times 100 = 22.5\%RH$	<p>(注6) -6.1°C、95 %RH の水蒸気分圧は、0.35kPa である。また、11.9°Cの飽和水蒸気分圧は、1.4kPa であるから、可搬型空気浄化装置取扱空気の相対湿度は、以下の通りとなる。</p> $-6.1°C、95%RH 時 : 0.35kPa / 1.4kPa \times 100 = 25.0\%RH$	気象条件及び可搬型緊急時対策所空調装置の機器昇温量の相違
<p>(注7) 30°C、95%RH 及び 10°C、95%RH の水蒸気分圧は、それぞれ、4.1kPa、1.2kPa である。また、37°C及び17°Cの飽和水蒸気分圧は、それぞれ、6.2kPa、1.9kPa であるから、緊急時対策所可搬型空気浄化装置取扱空気の相対湿度は、以下の通りとなる。</p> $30°C、95%RH 時 : 4.1kPa / 6.2kPa \times 100 = 66.2\%RH$ $10°C、95%RH 時 : 1.2kPa / 1.9kPa \times 100 = 63.2\%RH$	<p>(注7) 25.6°C、95%RH 及び 10°C、95%RH の水蒸気分圧は、それぞれ、3.2kPa、1.2kPa である。また、29.1°C及び13.5°Cの飽和水蒸気分圧は、それぞれ、4.0kPa、1.5kPa であるから、緊急時対策所可搬型空気浄化装置取扱空気の相対湿度は、以下の通りとなる。</p> $25.6°C、95%RH 時 : 3.2kPa / 4.0kPa \times 100 = 80.0\%RH$ $10°C、95%RH 時 : 1.2kPa / 1.5kPa \times 100 = 80.0\%RH$	気象条件及び可搬型緊急時対策所空調ファン昇温量の相違
(注8) 平成14年度 電力共同研究データ抜粋	(注8) 平成14年度電力共同研究データ抜粋	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<div style="border: 1px solid black; min-height: 600px;"></div> <p>【重大事故時の空気条件※】</p> <p>□ 内は機密に属するもので公開できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>系統</th><th>温度</th><th>相対湿度</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★ アニユラス空気浄化設備</td><td>40°C</td><td>63%RH</td><td>SA時は 70°C程度まで上昇するが、保守的に通常運転時と同程度の 40°Cとした。</td></tr> <tr> <td>☆ 中央制御室非常用循環設備</td><td>35°C</td><td>74%RH</td><td>海水系の機能喪失により冷却コイルの除湿機能は期待しないとした。</td></tr> <tr> <td>★ 緊急時対策所可搬型空気浄化装置</td><td>37°C</td><td>67%RH</td><td>電気ヒータ起動なし</td></tr> </tbody> </table> <p>※相対湿度が最大となる点を選定</p> <p>図5 事故の空気条件とよう素フィルタ除去効率の関係</p> <div style="border: 1px solid black; min-height: 600px;"></div>	系統	温度	相対湿度	備考	★ アニユラス空気浄化設備	40°C	63%RH	SA時は 70°C程度まで上昇するが、保守的に通常運転時と同程度の 40°Cとした。	☆ 中央制御室非常用循環設備	35°C	74%RH	海水系の機能喪失により冷却コイルの除湿機能は期待しないとした。	★ 緊急時対策所可搬型空気浄化装置	37°C	67%RH	電気ヒータ起動なし	<div style="border: 1px solid black; min-height: 600px;"></div> <p>【重大事故時の空気条件※】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>系統</th><th>温度</th><th>相対湿度</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★ アニユラス空気浄化設備</td><td>40°C</td><td>55%RH</td><td>SA時は 120°C程度まで上昇するが、保守的に通常運転時と同程度の 40°Cとした。</td></tr> <tr> <td>☆ 中央制御室非常用循環系統</td><td>30.5°C</td><td>73%RH</td><td>海水系の機能喪失により冷却コイルの除湿機能は期待しないとした。</td></tr> <tr> <td>★ 緊急時対策所空気浄化設備</td><td>29°C</td><td>80%RH</td><td>電気ヒータ投入なし</td></tr> </tbody> </table> <p>※相対湿度が最大となる点を選定</p> <p>図5 事故の空気条件とよう素フィルタ除去効率の関係</p> <div style="border: 1px solid black; min-height: 600px;"></div>	系統	温度	相対湿度	備考	★ アニユラス空気浄化設備	40°C	55%RH	SA時は 120°C程度まで上昇するが、保守的に通常運転時と同程度の 40°Cとした。	☆ 中央制御室非常用循環系統	30.5°C	73%RH	海水系の機能喪失により冷却コイルの除湿機能は期待しないとした。	★ 緊急時対策所空気浄化設備	29°C	80%RH	電気ヒータ投入なし	<p>前項までの評価条件等の相違によるよう素フィルタの相違</p>
系統	温度	相対湿度	備考																															
★ アニユラス空気浄化設備	40°C	63%RH	SA時は 70°C程度まで上昇するが、保守的に通常運転時と同程度の 40°Cとした。																															
☆ 中央制御室非常用循環設備	35°C	74%RH	海水系の機能喪失により冷却コイルの除湿機能は期待しないとした。																															
★ 緊急時対策所可搬型空気浄化装置	37°C	67%RH	電気ヒータ起動なし																															
系統	温度	相対湿度	備考																															
★ アニユラス空気浄化設備	40°C	55%RH	SA時は 120°C程度まで上昇するが、保守的に通常運転時と同程度の 40°Cとした。																															
☆ 中央制御室非常用循環系統	30.5°C	73%RH	海水系の機能喪失により冷却コイルの除湿機能は期待しないとした。																															
★ 緊急時対策所空気浄化設備	29°C	80%RH	電気ヒータ投入なし																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-8 アニュラス水素濃度測定について	53-9 アニュラス水素濃度測定について	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

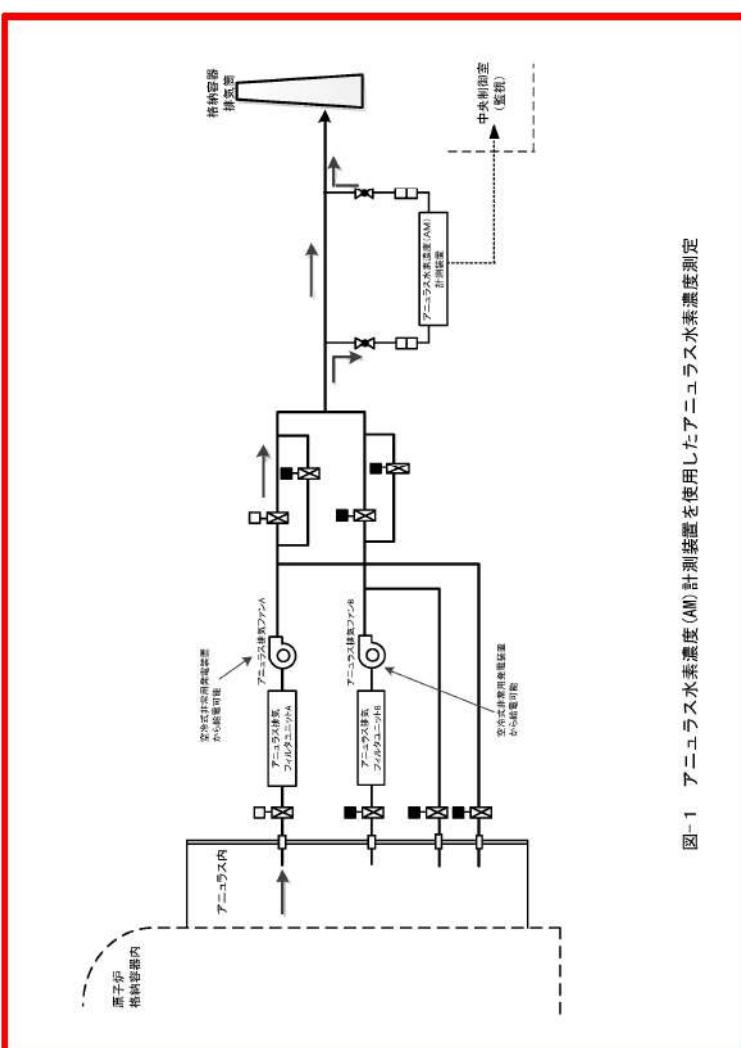
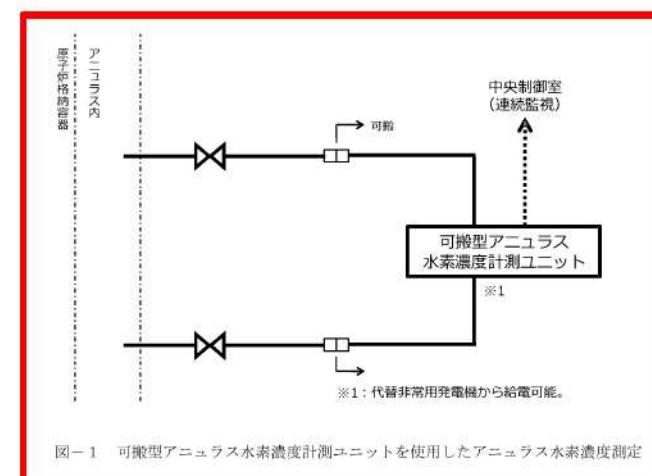
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アニュラスの水素濃度測定について</p> <p>炉心の損傷により発生した水素の一部は、アニュラスへ漏れ出すため、アニュラス内の水素濃度の状況を監視するために、アニュラス内に常設しているアニュラス水素濃度計（多様性拡張設備）にて水素濃度を直接監視する。</p> <p>しかし、アニュラス水素濃度計は、炉心の損傷後の経過により温度や放射線の環境条件から測定できなくなるため、可搬型のアニュラス水素濃度(AM)計測装置により水素濃度の測定を実施する。</p> <p>1. 水素濃度監視設備</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>水素濃度監視設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる必要がある。</p> <p>このため、直接水素濃度を測定することになるが、アニュラス空気再循環設備の排気ラインに可搬型のアニュラス水素濃度(AM)計測装置を接続し、事故時のアニュラス内の水素濃度を監視できるようとする。</p> <p>【可搬型】アニュラス水素濃度(AM)計測装置</p> <p>検出器：熱伝導度方式 計測範囲：水素濃度 0～20vol%</p> <p>なお、推定する手段としては、原子炉格納容器内の水素濃度からの推定が考えられる。これには、格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）とアニュラス排気ラインにおける線量率を比較し、アニュラスへ漏れ出る漏えい率を推定することが必要である。しかし、伊方3号機における配管レイアウトの関係上、アニュラス排気ライン付近での事故時環境線量率が高く現地に接近することができず、正確な線量率を計測することが困難である。</p> <p>(2) 代替電源の確保</p> <p>常設のアニュラス水素濃度計（多様性拡張設備）については、アニュラス内の水素濃度を直接測定し、その電源は重大事故対処設備制御盤から給電するため、全交流動力電源喪失の場合にも、空冷式非常用発電装置から給電可能としている。</p> <p>また、可搬型のアニュラス水素濃度(AM)計測装置の電源についても、非常用電源から給電可能となっており、全交流動力電源喪失の場合にも、空冷式非常用発電装置から給電可能としている。</p>	<p>アニュラスの水素濃度測定について</p> <p>炉心の損傷により発生した水素の一部は、アニュラスへ漏れ出すため、アニュラス内の水素濃度の状況を監視するために、アニュラス内に常設しているアニュラス水素濃度計（自主対策設備）にて水素濃度を直接監視する。</p> <p>しかし、アニュラス水素濃度計は、炉心の損傷後の経過により温度や放射線の環境条件から測定できなくなるため、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットにより水素濃度の測定を実施する。</p> <p>1. 水素濃度監視設備</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>水素濃度監視設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる必要がある。</p> <p>このため、アニュラスに可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを接続し、事故時のアニュラス内雰囲気ガスの水素濃度を監視できるようにする。</p> <p><可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット></p> <p>検出器：熱伝導度方式 計測範囲：水素濃度 0～20vol%</p> <p>なお、推定する手段としては、原子炉格納容器内の水素濃度からの推定が考えられる。これには、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）とアニュラス排気ラインにおける線量率を比較し、アニュラスへ漏れ出る漏えい率を推定することが必要である。しかし、泊3号炉における配管レイアウトの関係上、アニュラス排気ライン付近での事故時環境線量率が高く現地に接近することができず、正確な線量率を計測することが困難である。</p> <p>(2) 代替電源の確保</p> <p>常設のアニュラス水素濃度計（自主対策設備）については、アニュラス内の水素濃度を直接測定し、その電源は非常用電源設備から給電するため、全交流動力電源喪失の場合にも、代替非常用発電機から給電可能としている。</p> <p>また、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの電源についても、非常用電源から給電可能となっており、全交流動力電源喪失の場合にも、代替非常用発電機から給電可能としている。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、アニュラス雰囲気をサンプリングする可搬型装置をアニュラス遮へい壁部を貫通したサンプリングラインから直接採取し、アニュラス雰囲気ガスを測定する。 ・伊方3号炉は、アニュラス再循環設備の排気ラインからサンプリングし、アニュラス排気系がスを測定する。 ・アニュラス内雰囲気のサンプリングポイントは異なるものの、採取した試料を策定する計測装置は同一仕様である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図-1 アニュラス水素濃度(AM)計測装置を使用したアニュラス水素濃度測定</p>	 <p>図-1 可搬型アニユラス水素濃度計測ユニットを使用したアニユラス水素濃度測定</p> <p>※1: 代替非常用発電機から給電可能。</p>	<p>設計方針の相違 ・前ページの相違 理由に同じ。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙一 水素濃度監視設備に対する要求に係る適合性について</p> <p>1. 基準要求事項の整理 設置許可基準規則第53条及びその解釈において、原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備」として、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる監視設備を設置することが要求されている。</p> <p>2. 基準に対する対応及び解釈 (1) 基準対応 炉心の損傷により発生した水素の一部は、アニュラスへ漏れ出すため、アニュラス内の水素濃度の状況を監視するために、アニュラス内に常設しているアニュラス水素濃度計（多様性拡張設備）にて水素濃度を直接監視する。 しかし、アニュラス水素濃度計は、炉心の損傷後の経過により、温度や放射線の環境条件により測定できなくなるため、可搬型のアニュラス水素濃度（AM）計測装置をアニュラス排気ダクトに接続し、アニュラス内の水素濃度の測定を実施する。 (2) 解釈 水素濃度監視設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる必要がある。ここで、水素濃度が変動する可能性のある範囲は、可燃限界未満（4vol%未満）である。 ○アニュラス水素濃度（AM）計測装置の計測範囲は、水素濃度0～20vol%であり、アニュラス内の水素濃度で変動が想定される範囲に対して網羅している。（アニュラス排気に期待する場合：0.2vol%、アニュラス排気に期待しない場合：1.5vol%）</p>	<p>別紙一 水素濃度監視設備に対する要求に係る適合性について</p> <p>1. 基準要求事項の整理 設置許可基準規則第53条及びその解釈において、原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備」として、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる監視設備を設置することが要求されている。</p> <p>2. 基準に対する対応及び解釈 (1) 基準対応 炉心の損傷により発生した水素の一部は、アニュラス部へ漏れ出すため、アニュラス内の水素濃度の状況を監視するために、アニュラス内に常設しているアニュラス水素濃度計（自主対策設備）にて水素濃度を直接監視する。 しかし、アニュラス水素濃度計は、炉心の損傷後の経過により、温度や放射線の環境条件により測定できなくなるため、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットをアニュラスに接続し、アニュラス内雰囲気ガスの水素濃度の測定を実施する。 (2) 解釈 水素濃度監視設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる必要がある。ここで、水素濃度が変動する可能性のある範囲は、可燃限界未満（4%未満）である。 ○可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの計測範囲は、水素濃度0～20vol%であり、アニュラス内の水素濃度で変動が想定される範囲に対して網羅している。（アニュラス排気に期待する場合：0.2vol%、アニュラス排気に期待しない場合：1.9vol%）</p>	<p>設計方針の相違 ・試料採取箇所の相違</p> <p>記載内容の相違 ・泊3号炉は、アニュラスから、直接、雰囲気ガスを採取することから測定対象を明示した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい率を 0.16vol%/day とし、原子炉格納容器内の PAR やイグナイタでの水素処理に期待せず、アニュラス排気ファンの排気流量を 10m³/min として、アニュラスの水素濃度を評価した結果、アニュラス内の水素濃度はドライ換算水素濃度 0.2vol%程度であり、可燃限界未満である。</p> <p>○原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい率を 0.16vol%/day とし、原子炉格納容器内の PAR やイグナイタでの水素処理及びアニュラス排気ファンの排気機能に期待せずにアニュラスの水素濃度を評価した結果、7 日後においてアニュラス内の水素濃度はドライ換算水素濃度 1.5vol%程度であり、可燃限界未満である。</p> <p>○全交流電源喪失時にも、電源復旧後、早期に代替空気（窒素）を用いた系統構成を行い、約 30 分でアニュラス排気ファンを起動する手順を整備しており、その後、アニュラス排気ダクトにアニュラス水素濃度(AM)計測装置を接続することで、水素濃度を監視可能である。</p> <p>○可燃限界未満である状態と評価しているタイミングで、アニュラス排気ダクトにアニュラス水素濃度(AM)計測装置を接続し測定を開始するため、可燃限界未満での測定開始が可能である。</p>	<p>○原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい率を 0.16vol%/day とし、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタでの水素処理に期待せず、アニュラス空気浄化ファンの排気流量を 10m³/min として、アニュラスの水素濃度を評価した結果、アニュラス内の水素濃度はドライ換算水素濃度 0.2vol%程度であり、可燃限界未満である。</p> <p>○原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい率を 0.16vol% /day とし、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタでの水素処理及びアニュラス空気浄化ファンの排気機能に期待せずにアニュラスの水素濃度を評価した結果、7 日後においてアニュラス内の水素濃度はドライ換算水素濃度 1.9vol%程度であり、可燃限界未満である。</p> <p>○全交流電源喪失時にも、電源復旧後、早期に代替空気（窒素）を用いた系統構成を行い、約 25 分でアニュラス空気浄化ファンを起動する手順を整備しており、その後、アニュラスに可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを接続することで、水素濃度を監視可能である。</p> <p>○可燃限界未満である状態と評価しているタイミングで、アニュラスに可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを接続し測定を開始するため、可燃限界未満での測定開始が可能である。</p>	
3. 結論	3. 結論	設計方針の相違 ・試料採取箇所の相違
水素濃度監視設備に対する要求である「想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる監視設備を設置すること」については、アニュラス部の水素濃度を直接測定することになるが、アニュラスの水素濃度が可燃領域に至る前に、アニュラス空気再循環設備の排気ラインに可搬型のアニュラス水素濃度(AM)計測装置を接続することで、可燃限界未満（変動する可能性のある範囲）にて監視可能であることから基準要求を満足している。	水素濃度監視設備に対する要求である「想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる監視設備を設置すること」については、アニュラス内雰囲気ガスの水素濃度を直接計測するため、アニュラスの水素濃度が可燃領域に至る前に、アニュラスに可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを接続することで、可燃限界未満（変動する可能性のある範囲）にて監視可能であることから基準要求を満足している。	記載表現の相違 ・雰囲気ガスを直接採取し、計測する計測ユニットを配備することを表現する記載とした。
4. 添付資料	4. 添付資料	
別紙1－添付Ⅱ アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合）	別紙1－添付1 アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合）	
別紙1－添付Ⅰ アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合）	別紙1－添付2 アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合）	
以上	以上	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

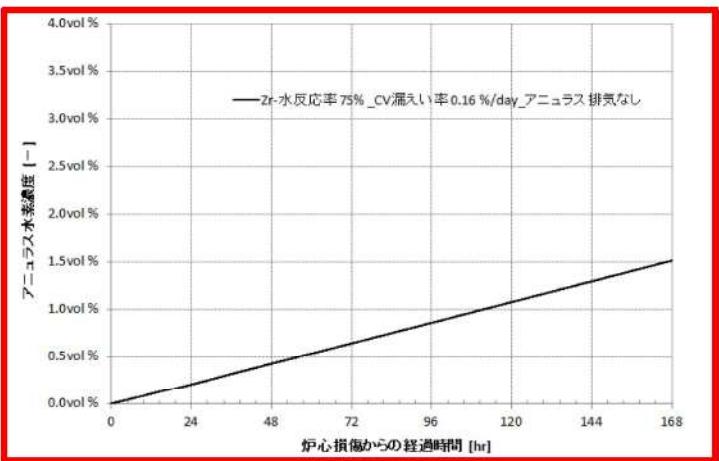
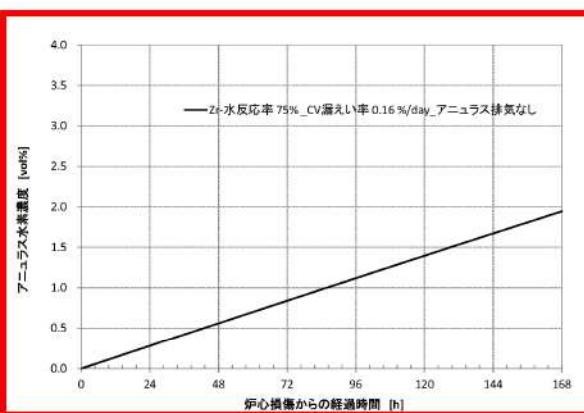
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																				
別紙1－添付II			別紙1－添付1			記載表現の相違																																				
アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合）			アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待しない場合）																																							
1. アニュラス水素濃度 (1) 検討条件			1. アニュラス水素濃度 (1) 検討条件																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CV漏えい率</td><td>0.16vol%/day</td><td>有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率</td></tr> <tr> <td>水素混合気の条件</td><td>ドライ水素濃度 (11.5vol%)</td><td>PAR及びイグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75vol%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。</td></tr> <tr> <td>アニュラス排気</td><td>なし</td><td>保守的な感度評価として、排気に期待しない。</td></tr> <tr> <td>CV自由体積</td><td>67400 m³</td><td>重大事故等対策の有効性評価 1. 重大事故等への対応に係る措置の有効性評価の基本的考え方記載値</td></tr> <tr> <td>アニュラス体積</td><td>10360 m³</td><td>アニュラス負圧達成評価使用値</td></tr> <tr> <td rowspan="3">長期的水素生成</td><td>放射線水分解</td><td>あり</td><td>有効性評価解析（水素燃焼）適用値</td><td rowspan="4">長期的水素生成</td><td>放射線水分解</td><td>あり</td><td>有効性評価解析（水素燃焼）適用値</td></tr> <tr> <td>アルミ金属腐食による水素生成量</td><td>144.4 kg</td><td>事象発生後、初期に全量腐食を仮定</td><td>アルミ金属腐食による水素生成量</td><td>□ kg</td><td>事故発生直後に全量腐食を仮定</td></tr> <tr> <td>亜鉛金属腐食</td><td>約0.7 kg/h</td><td>亜鉛は湿度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定</td><td>亜鉛金属腐食</td><td>約□ kg/h</td><td>亜鉛は湿度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定</td></tr> </tbody></table>			項目	値	備考	CV漏えい率	0.16vol%/day	有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率	水素混合気の条件	ドライ水素濃度 (11.5vol%)	PAR及びイグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75vol%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。	アニュラス排気	なし	保守的な感度評価として、排気に期待しない。	CV自由体積	67400 m ³	重大事故等対策の有効性評価 1. 重大事故等への対応に係る措置の有効性評価の基本的考え方記載値	アニュラス体積	10360 m ³	アニュラス負圧達成評価使用値	長期的水素生成	放射線水分解	あり	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	長期的水素生成	放射線水分解	あり	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	アルミ金属腐食による水素生成量	144.4 kg	事象発生後、初期に全量腐食を仮定	アルミ金属腐食による水素生成量	□ kg	事故発生直後に全量腐食を仮定	亜鉛金属腐食	約0.7 kg/h	亜鉛は湿度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定	亜鉛金属腐食	約□ kg/h	亜鉛は湿度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定		
項目	値	備考																																								
CV漏えい率	0.16vol%/day	有効性評価（被ばく評価）に用いた漏えい率																																								
水素混合気の条件	ドライ水素濃度 (11.5vol%)	PAR及びイグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75vol%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。																																								
アニュラス排気	なし	保守的な感度評価として、排気に期待しない。																																								
CV自由体積	67400 m ³	重大事故等対策の有効性評価 1. 重大事故等への対応に係る措置の有効性評価の基本的考え方記載値																																								
アニュラス体積	10360 m ³	アニュラス負圧達成評価使用値																																								
長期的水素生成	放射線水分解	あり	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	長期的水素生成	放射線水分解	あり	有効性評価解析（水素燃焼）適用値																																			
	アルミ金属腐食による水素生成量	144.4 kg	事象発生後、初期に全量腐食を仮定		アルミ金属腐食による水素生成量	□ kg	事故発生直後に全量腐食を仮定																																			
	亜鉛金属腐食	約0.7 kg/h	亜鉛は湿度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定		亜鉛金属腐食	約□ kg/h	亜鉛は湿度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定																																			
* 本評価はCVからの漏えいが大きい過圧破損シーケンス（大破断LOCA+ECCS 注入失敗+AM策）を基本として評価しており、代替CVスプレイには薬品添加（ヒドラジン）されないため、薬品の分解による水素生成の考慮は考慮しない。			* 本評価は原子炉格納容器からの漏えいが大きい過圧破損シーケンス（大破断LOCA+ECCS 注入失敗+AM策）を基本として評価しており、代替格納容器スプレイには薬品添加（ヒドラジン）されないため、薬品の分解による水素生成の考慮は考慮しない。																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>(2) 評価</p> <p>アニュラス空気浄化系ファンの起動を考慮しない場合、複数の格納容器貫通部からの漏えいを想定した平均的な水素濃度は、事故後7日間の蓄積を考慮しても可燃限界未満の1.5vol%となる。</p>  <p>図1 アニュラス水素濃度（事故後7日間）</p> <table border="1"> <caption>図1 アニュラス水素濃度（事故後7日間）</caption> <thead> <tr> <th>経過時間 [hr]</th> <th>アニュラス水素濃度 [vol%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>24</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>48</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>72</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>96</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>120</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>144</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>168</td><td>2.1</td></tr> </tbody> </table>	経過時間 [hr]	アニュラス水素濃度 [vol%]	0	0.0	24	0.3	48	0.6	72	0.9	96	1.2	120	1.5	144	1.8	168	2.1	<p>(2) 評価</p> <p>アニュラス内では格納容器側の壁温度と外部遮へい側の壁温度では差があり、対流が生じることにより混合され均一になると考えられることから、水素のみ上部に成層化することは考えにくく、アニュラス空気浄化系ファンの起動を考慮しない場合、複数の格納容器貫通部からの漏えいを想定した平均的な水素濃度は事故後7日間の蓄積を考慮しても可燃限界未満の1.9vol%となる。</p>  <p>図 アニュラス水素濃度（7日間）</p> <table border="1"> <caption>図 アニュラス水素濃度（7日間）</caption> <thead> <tr> <th>経過時間 [hr]</th> <th>アニュラス水素濃度 [vol%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>24</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>48</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>72</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>96</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>120</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>144</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>168</td><td>2.8</td></tr> </tbody> </table>	経過時間 [hr]	アニュラス水素濃度 [vol%]	0	0.0	24	0.4	48	0.8	72	1.2	96	1.6	120	2.0	144	2.4	168	2.8	<p>記載表現の相違 ・水素が局的に上昇しない理由として、アニュラス内の内外壁温度差による自然対流の効果について既提出資料の記載を残した。</p> <p>解析結果の相違 ・事故後7日間のアニュラス内水素濃度は、設計の相違により数値は異なるが、伊方及び泊とも水素可燃濃度4vol%未満である。</p>
経過時間 [hr]	アニュラス水素濃度 [vol%]																																					
0	0.0																																					
24	0.3																																					
48	0.6																																					
72	0.9																																					
96	1.2																																					
120	1.5																																					
144	1.8																																					
168	2.1																																					
経過時間 [hr]	アニュラス水素濃度 [vol%]																																					
0	0.0																																					
24	0.4																																					
48	0.8																																					
72	1.2																																					
96	1.6																																					
120	2.0																																					
144	2.4																																					
168	2.8																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1－添付Ⅰ</p> <p>アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合）</p> <p>1. 有効性評価の重大事故時におけるアニュラス水素濃度評価について</p> <p>伊方3号機の重大事故等対策の有効性評価における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値約138°C、原子炉格納容器圧力の最高値約0.345MPaでは、原子炉格納容器の構造健全性及びシール機能は十分に保たれ、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができる。</p> <p>これらの前提のもと、有効性評価における被ばく評価においては、原子炉格納容器圧力（MAAP解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ、0.16vol%/dayを用いて評価し問題ないことを確認している*。</p> <p>※：平成25年9月10日審査会合 拡足説明資料「伊方発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 拡足説明資料6-49、原子炉格納容器漏えい率の設定について」</p> <p>ここでは、格納容器からアニュラスへのCV漏えい率について、「重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい」として、この被ばく評価での漏えい率を用いたアニュラス水素濃度評価を行った。</p> <p>評価に使用した値としては、主に、①CV漏えい率②水素混合気の条件③アニュラス排気流量があり、その他使用値を含めてそれぞれの設定根拠を表-1に示す</p>	<p>別紙1－添付Ⅱ</p> <p>アニュラス水素濃度（アニュラス排気に期待する場合）</p> <p>1. 有効性評価の重大事故時におけるアニュラス水素濃度評価について</p> <p>重大事故等対策の有効性評価における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値約141°C、原子炉格納容器圧力の最高値約0.360MPa[gage]では、原子炉格納容器の構造健全性及びシール機能は十分に保たれ、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができる。</p> <p>これらの前提のもと、有効性評価における被ばく評価においては、原子炉格納容器圧力（MAAP解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ、0.16vol%/dayを用いて評価し問題ないことを確認している*。</p> <p>※：泊3号炉設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等防止技術的能力）1.7原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 別紙7原子炉格納容器の漏えい率の設定について</p> <p>ここでは、原子炉格納容器からアニュラスへのCV漏えい率について、「重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい」として、この被ばく評価での漏えい率を用いたアニュラス水素濃度評価を行った。</p> <p>評価に使用した値としては、主に①CV漏えい率②水素混合気の条件③アニュラス排気流量があり、その他使用値を含めてそれぞれの設定根拠を表1に示す。</p>	<p>有効性評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 過温破損シーケンス及び加圧破損シーケンスにおける解析結果の相違。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 本記載は、53条拡足資料8の記載と整合した記載とした。 <p>以下、拡足資料8の同箇所の大飯3/4号炉との比較内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外差作業員に対する被ばく評価について、大飯3/4号炉は技術的能力1.6に添付しており、関連する別紙についても1.6に記載している。 泊3号炉は、同資料を技術的能力1.7に添付している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

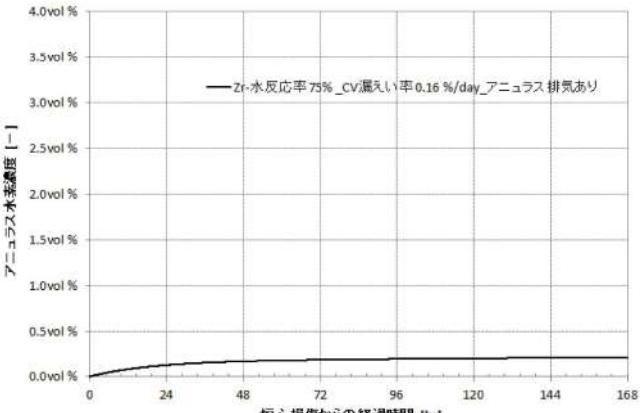
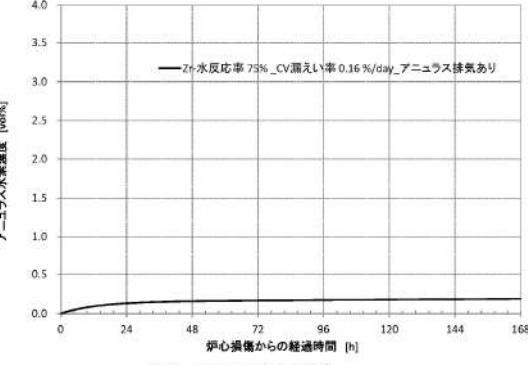
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉			泊発電所3号炉			相違理由
表1 評価に使用した値の設定根拠			表1 評価に使用した値の設定根拠			
①CV漏えい率	値 0.16%/day	備考 原子炉格納容器圧力（MAAP 解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ値。被ばく評価に適用した値。	①CV漏えい率	値 0.16%/day	備考 原子炉格納容器圧力（MAAP 解析結果）に応じた漏えい率に余裕を見込んだ値。被ばく評価に適用した値。	
②水素混合気の条件	ドライ水素濃度 (11.5vol%)	PAR及びイグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75vol%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。	②水素混合気の条件	ドライ水素濃度 (11.8vol%)	原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタの水素処理に期待しない場合の、ジルコニウム75vol%反応時のCV内ドライ水素濃度ピーク値を使用。	解析結果の相違
③アニュラス排気流量	10m ³ /min	アニュラス内の気密性が高い建設時の試運転結果 [] から、さらに保守的な流量として、10m ³ /minを使用。 (別紙参照)	③アニュラス排気流量	10m ³ /min	アニュラス内の気密性が高い建設時の試運転結果を基にした、アニュラス排気流量（約30m ³ /min）から、さらに保守的な流量として、10m ³ /minを使用。 (別紙参照)	記載表現の相違 ・別紙-1の記載と整合した記載とした。 実績風量の相違
CV自由体積	67400m ³	重大事故等対策の有効性評価1.重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方記載値	CV自由体積	65,500m ³	重大事故等対策の有効性評価1.重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方記載値	設計の相違
アニュラス体積	10360m ³	アニュラス負圧達成評価使用値	アニュラス体積	7,860m ³	アニュラス負圧達成評価使用値	設計の相違
長期的水素生成	放射線水分解	あり	放射線水分解	あり	有効性評価解析（水素燃焼）適用値	
	アルミ金属腐食による水素生成量	144.4kg	アルミ金属腐食による水素生成量	[] kg	事象発生直後に全量腐食を仮定	
	亜鉛金属腐食	約0.7kg/h	亜鉛金属腐食	[] kg/h	亜鉛は温度により腐食速度が変化しないため、一定割合を想定。	

[] : 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

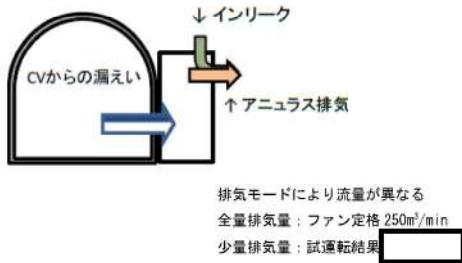
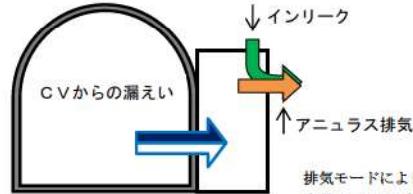
伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.1 評価に使用している計算式 評価に使用している計算式を以下に示す。</p> $CV\text{内空気モル数} = \frac{PV}{RT} = \frac{101325[\text{Pa}] \times 67400[\text{m}^3]}{8.314[\text{J}/\text{K} \cdot \text{mol}] \times (49^\circ\text{C}) + 273.15} = 2.55E+6 \quad \dots \dots \dots \quad ①$ $CV\text{内水素モル数} = \frac{\text{Zr質量}[kg] \times \text{Zr反応率} \times 1000 \times 2}{\text{Zr分子量}[g/mol]} = \frac{20200 \times 1000 \times 2}{91.224} \times \text{Zr反応率} \quad \dots \dots \dots \quad ②$ $\text{ドライ換算水素濃度} = \frac{\text{水素モル数}}{\text{水素モル数} + \text{空気モル数}} \quad \dots \dots \dots \dots \dots \quad ③$ $\text{アニュラスへの漏えいモル流量}[\text{mol}/\text{hr}] = \frac{CV\text{内水素混合気モル数} \times CV\text{漏えい率}[\%/\text{day}]}{100 \times 24[\text{hr}]} \quad \dots \dots \dots \quad ④$ <p>1.2 評価結果 上記より算出した評価結果を図-1及び表-2に示す。 重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい率にて評価した結果、アニュラス水素濃度は可燃領域に至らず、十分に低濃度になると評価された。</p>  <p>図-1 アニュラス水素濃度</p>	<p>1.1 評価に使用している計算式 評価に使用している計算式を以下に示す。</p> $CV\text{内空気モル数} = \frac{PV}{RT} = \frac{101325[\text{Pa}] \times 65500[\text{m}^3]}{8.314[\text{J}/\text{K} \cdot \text{mol}] \times (49^\circ\text{C}) + 273.15} = 2.48E+6 \quad \dots \dots \dots \quad ①$ $CV\text{内水素モル数} = \frac{\text{Zr質量}[kg] \times \text{Zr反応率} \times 1000 \times 2}{\text{Zr分子量}[g/mol]} = \frac{20200 \times 1000 \times 2}{91.224} \times \text{Zr反応率} \quad \dots \dots \dots \quad ②$ $\text{ドライ換算水素濃度} = \frac{\text{水素モル数}}{\text{水素モル数} + \text{空気モル数}} \quad \dots \dots \dots \dots \dots \quad ③$ $\text{アニュラスへの漏えいモル流量}[\text{mol}/\text{hr}] = \frac{CV\text{内水素混合気モル数} \times CV\text{漏えい率}[\%/\text{day}]}{100 \times 24[\text{hr}]} \quad \dots \dots \dots \quad ④$ <p>1.2 評価結果 上記より算出した評価結果を図1及び表2に示す。 重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい率にて評価した結果、アニュラス水素濃度は可燃領域に至らず、十分に低濃度になると評価された。</p>  <p>図1 アニュラス水素濃度</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
表2 評価結果					表2 評価結果						
	①CV漏えい率	②水素混合気の条件	③アニュラス排気流量	評価結果		①CV漏えい率	②水素混合気の条件	③アニュラス排気流量	評価結果		
重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい	0.16%/day	ドライ換算水素濃度 (11.5vol%)	10m ³ /min	ドライ水素濃度 0.2vol%	重大事故等対策の有効性評価から想定した場合の漏えい	0.16%/day	ドライ換算水素濃度 (11.8vol%)	10m ³ /min	ドライ水素濃度 0.2 vol%	CV内水素濃度の解析結果の相違	

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;">別紙1－添付I（別紙）</p> <p>アニュラス水素濃度評価に用いたアニュラス排気流量の設定について</p> <p>アニュラス空气净化ファンについては、全量排気モードと少量排気モードがある。これらのうち、アニュラス水素濃度の評価に用いたアニュラス排気流量については、少量排気モードの流量を設定している。これは、アニュラス水素濃度評価においては、アニュラス排気流量が少ないほうが、アニュラスへのインリーク量（外気からの空気取り入れ量）が少なく、評価に厳しいためである。</p> <p>したがって、アニュラス水素濃度評価に用いた少量排気モードの流量については、以下のアニュラス内の気密性が高い建設時の試運転結果 [] から、さらに保守的な流量として、10m³/minを使用している。</p>  <p>別図-1 アニュラス空气净化ファン</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>アニュラス水素濃度評価に用いたアニュラス排気流量の設定について</p> <p>アニュラス空气净化ファンについては、全量排気モードと少量排気モードがある。これらのうち、アニュラス水素濃度の評価に用いたアニュラス排気流量については、少量排気モードの流量を設定している。これは、アニュラス水素濃度評価においては、アニュラス排気流量が少ないほうが、アニュラスへのインリーク量（外気からの空気取り入れ量）が少なく、厳しい評価となるためである。</p> <p>したがって、アニュラス水素濃度評価に用いた少量排気モードの流量については、以下に示すアニュラス部の気密性が高い建設時の試運転結果を基にした、アニュラス排気流量（約 30m³/min）から、さらに保守的な流量として、10m³/minを使用している。</p>  <table border="1" data-bbox="1230 1060 1644 1156"> <tr> <td></td> <td>3h-アニュラス少量排気流量 F1375</td> <td>3h-アニュラス少量排気流量 F2395</td> </tr> <tr> <td>少量排気モード</td> <td>87.5</td> <td>85.5</td> </tr> <tr> <td>単位:m³/min</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>上記の建設時の試運転結果は、排気筒への排気流量である。 本排気流量は、アニュラス及び安全補機室からの排気総量であり、両箇所からの設計想定漏えい量 75m³/min（アニュラスから 35m³/min、安全補機室から 40m³/h）を上回っていることから、アニュラスから約 30m³/min の排気量と評価している。]</p>		3h-アニュラス少量排気流量 F1375	3h-アニュラス少量排気流量 F2395	少量排気モード	87.5	85.5	単位:m ³ /min			<p>本資料は、補足資料8_別紙と同内容であるため、双方の整合を図った記載とする。</p> <p><u>記載表現の相違</u> • 試運転のアニュラス空气净化系の送排気流量から設定しているため、“基にした”と表現した。</p> <p><u>試運転風量の相違</u> • アニラス少量排気時の風量は、アニラスの気密性により風量が増減する。</p> <p><u>記載方針の相違</u> • 补足資料8_別紙にて比較した大飯3/4号炉においては、試運転記録を示していたことから、本資料も同じ構成とする。</p>
	3h-アニュラス少量排気流量 F1375	3h-アニュラス少量排気流量 F2395									
少量排気モード	87.5	85.5									
単位:m ³ /min											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

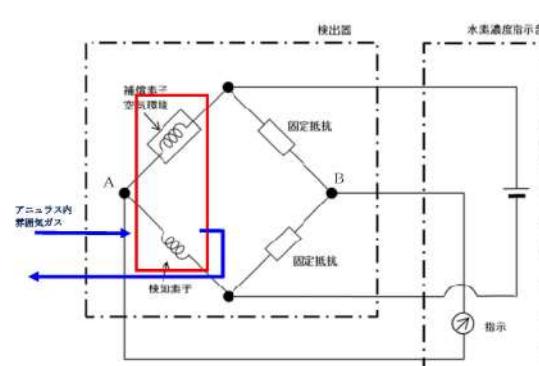
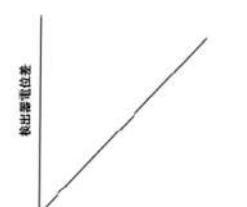
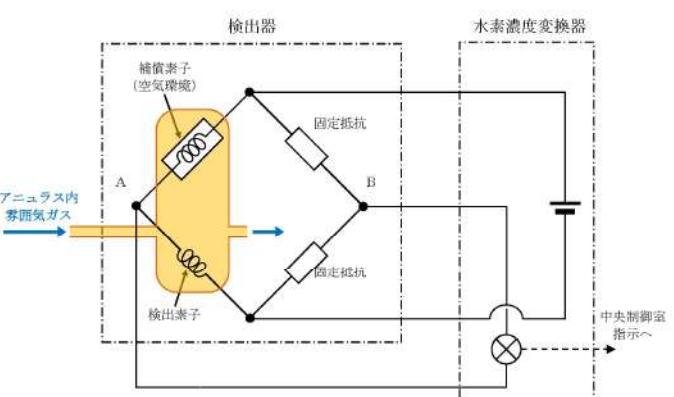
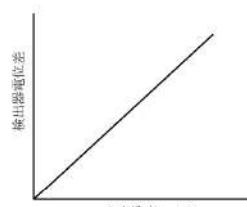
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙－2</p> <p>アニュラス水素濃度の測定原理について</p> <p>1. アニュラス水素濃度(AM)計測装置について</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、著しい炉心の損傷が発生した場合に、原子炉格納容器からアニュラス内へ漏えいする水素を監視する目的で、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としている。また、常設しているアニュラス水素濃度計においては、アニュラス内の環境悪化において健全性が担保できないことから、重大事故の初期状態において、可搬型のアニュラス水素濃度(AM)計測装置をアニュラス空気再循環設備のアニュラス排気ラインに接続し、測定を開始する設計としている。</p> <p>PWRプラントでは、炉心損傷時に原子炉格納容器内に発生する水素濃度を制御し、原子炉格納容器外へ排出する等の操作はない。このため、アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、事故時に原子炉格納容器からアニュラス内に漏れこむ水素を想定し、アニュラス内の水素濃度が水素燃焼を生じないことを監視できる必要がある。</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、事故初期に容易に準備対応ができる、炉心損傷時の環境条件に対応できるものであることが求められ、測定範囲は、アニュラス内の水素濃度が可燃限界以下であることが確認できる必要がある。</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、水素の熱伝導率が空気、窒素及び酸素等と大きく異なることを利用した、水素に着目した熱伝導度方式の濃度計であるため、事故時に酸素濃度等のガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がないが、後述するシステムとしての計測精度を認識した上で、重大事故対処時のアニュラス内の水素濃度の監視に対応できるものとしている。</p>	<p>別紙－2</p> <p>アニュラス水素濃度の測定原理について</p> <p>1. 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットについて</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、著しい炉心の損傷が発生した場合に、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素を監視する目的で、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としている。また、常設しているアニュラス水素濃度計においては、アニュラス内の環境悪化において健全性が担保できないことから、重大事故の初期状態において、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットをアニュラスに接続し、アニュラス内空気ガスの水素濃度を測定を開始する設計としている。</p> <p>PWRプラントでは、炉心損傷時に原子炉格納容器内に発生する水素濃度を制御し、原子炉格納容器外へ排出する等の操作はない。このため、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、事故時に原子炉格納容器からアニュラス部に漏れこむ水素を想定し、アニュラス内の水素濃度が水素燃焼を生じないことを監視できる必要がある。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、事故初期に容易に準備対応ができる、炉心損傷時の環境条件に対応できるものであることが求められ、測定範囲は、アニュラス内の水素濃度が可燃限界以下であることが確認できる必要がある。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、水素の熱伝導率が空気、窒素及び酸素等と大きく異なることを利用した水素に着目した熱伝導度方式の濃度計であるため、事故時に酸素濃度等のガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がないが、後述するシステムとしての計測精度を認識した上で、重大事故対処時のアニュラス内の水素濃度の監視に対応できるものとしている。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試料採取箇所の相違 <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、アニュラスから直接、空気を採取することから、別紙-1の記載と整合させ、測定対象を明示した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. アニュラス水素濃度(AM)計測装置の測定原理</p> <p>(1) 測定原理</p> <p>熱伝導度方式の水素検出器は、図-1に示すとおり、白金線のフィラメントで構成する検知素子及び補償素子並びに2つの固定抵抗でブリッジ回路を構成している。検知素子の部分に、採取されたアニュラス内雰囲気ガスが流れるようになっており、補償素子側は基準となる標準空気が密閉されている。また、アニュラス内雰囲気ガスは直接接触しない構造になっている。</p> <p>(補償素子の標準空気容器の外側にはアニュラス内雰囲気ガスが同様に流れ、温度補償が考慮された構造である。)</p>  <p>図-1 水素検出回路概要図</p>  <p>図-2 水素濃度と検出器電位差の関係</p> <p>2. 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの測定原理</p> <p>(1) 測定原理</p> <p>熱伝導度方式の水素検出器は、図-1に示すとおり、白金線のフィラメントで構成する検知素子及び補償素子並びに2つの固定抵抗でブリッジ回路を構成している。検出素子の部分に、採取されたアニュラス内雰囲気ガスが流れるようになっており、補償素子側は基準となる標準空気が密閉されている。また、アニュラス内雰囲気ガスは直接接触しない構造になっている。</p> <p>(補償素子の標準空気容器の外側にはアニュラス内雰囲気ガスが同様に流れ、温度補償が考慮された構造である。)</p>  <p>図-1 水素検出回路概要図</p>  <p>図-2 水素濃度と検出器電位差の関係</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

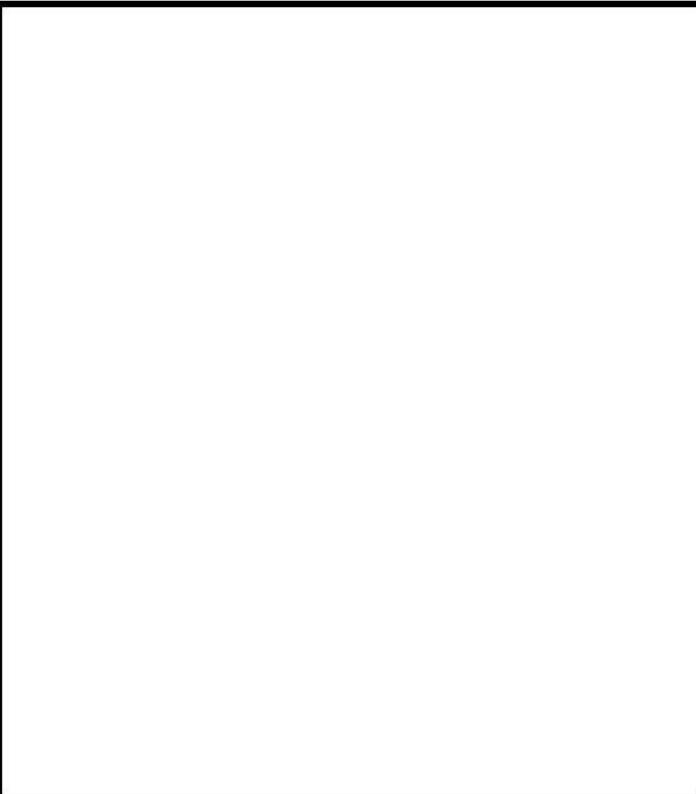
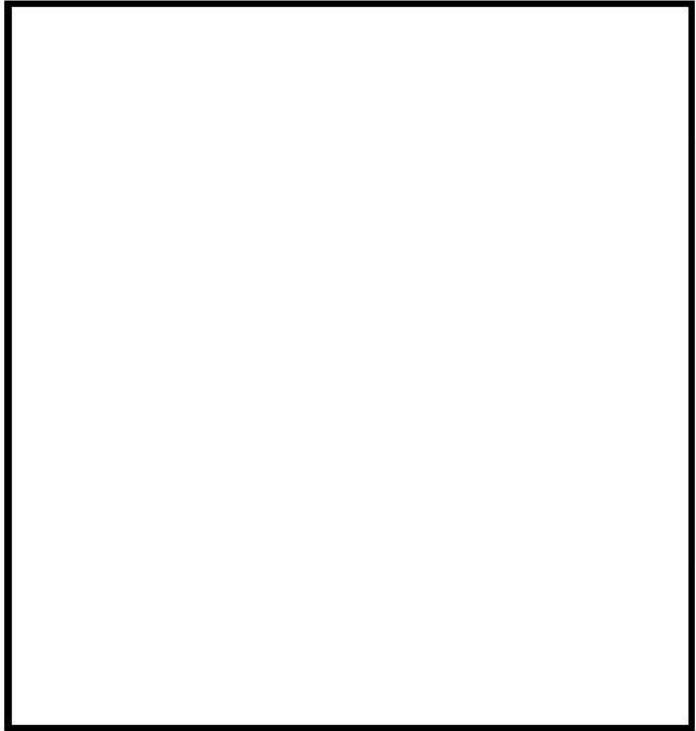
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>水素濃度計は、酸素、窒素などの空気中のガスに対し、水素ガスの熱伝導率の差が大きいことを利用し、標準空気に対するアニウラス内雰囲気ガスの熱伝導率の差を検出する方式のものである。</p> <p>水素の熱伝導率は、$0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm である一方、酸素、窒素は、約 $0.026\sim0.027\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm で基準となる空気（約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm）と熱伝導率がほぼ同じであり、空気内主要成分は窒素が78vol%程度、酸素が20vol%程度であることから、アニウラス内雰囲気ガスにおける水素濃度に着目したプロセス計器として適用できるものである。</p> <p>また、燃料損傷時に発生するキセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気に対して熱伝導率は低いが、水素や空気と比較してモル分率が十分小さい（約1000分の1以下）ため、サンプルガスの熱伝導率への影響は十分小さく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>なお、事故時仮に一酸化炭素が発生した場合においても、一酸化炭素の熱伝導率は、$0.025\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm であり、空気に対する値に近い値であるため、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th><th>熱伝導率 ($\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$) at 25°C, 1atm</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素</td><td>180.6 ($0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)</td></tr> <tr> <td>窒素</td><td>25.84</td></tr> <tr> <td>酸素</td><td>26.59</td></tr> <tr> <td>空気</td><td>25.9 (約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)</td></tr> <tr> <td>キセノン</td><td>5.59</td></tr> <tr> <td>一酸化炭素</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table>	ガスの種類	熱伝導率 ($\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$) at 25°C , 1atm	水素	180.6 ($0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)	窒素	25.84	酸素	26.59	空気	25.9 (約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)	キセノン	5.59	一酸化炭素	25.0	<p>水素濃度計は、酸素、窒素などの空気中のガスに対し、水素ガスの熱伝導率の差が大きいことを利用し、標準空気に対するアニウラス内雰囲気ガスの熱伝導率の差を検出する方式のものである。</p> <p>水素の熱伝導率は、$0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm である一方、酸素、窒素は、約 $0.026\sim0.027\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm で基準となる空気（約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm）と熱伝導率がほぼ同じであり、空気内主要成分は窒素が78vol%程度、酸素が20vol%程度であることから、アニウラス内雰囲気ガスにおける水素濃度に着目したプロセス計器として適用できるものである。</p> <p>また、燃料損傷時に発生するキセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気に対して熱伝導率は低いが、水素や空気と比較してモル分率が十分小さい（約1000分の1以下）ため、サンプルガスの熱伝導率への影響は十分小さく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>なお、事故時仮に一酸化炭素が発生した場合においても、一酸化炭素の熱伝導率は、$25.0\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm であり、空気 ($25.9\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$ at 25°C, 1atm) に近い値であるため、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th><th>熱伝導率 ($\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$) at 25°C, 1atm</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素</td><td>180.6 (約 $0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)</td></tr> <tr> <td>窒素</td><td>25.84</td></tr> <tr> <td>酸素</td><td>26.59</td></tr> <tr> <td>空気</td><td>25.9 (約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)</td></tr> <tr> <td>キセノン</td><td>5.59</td></tr> <tr> <td>一酸化炭素</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table>	ガスの種類	熱伝導率 ($\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$) at 25°C , 1atm	水素	180.6 (約 $0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)	窒素	25.84	酸素	26.59	空気	25.9 (約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)	キセノン	5.59	一酸化炭素	25.0	
ガスの種類	熱伝導率 ($\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$) at 25°C , 1atm																													
水素	180.6 ($0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)																													
窒素	25.84																													
酸素	26.59																													
空気	25.9 (約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)																													
キセノン	5.59																													
一酸化炭素	25.0																													
ガスの種類	熱伝導率 ($\text{mW}/(\text{m}\cdot\text{K})$) at 25°C , 1atm																													
水素	180.6 (約 $0.18\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)																													
窒素	25.84																													
酸素	26.59																													
空気	25.9 (約 $0.026\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$)																													
キセノン	5.59																													
一酸化炭素	25.0																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

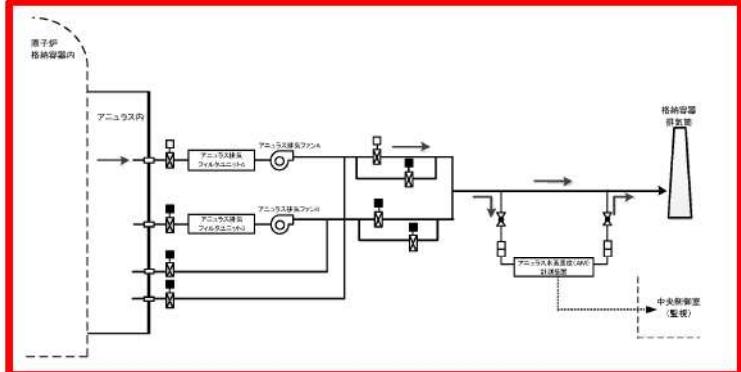
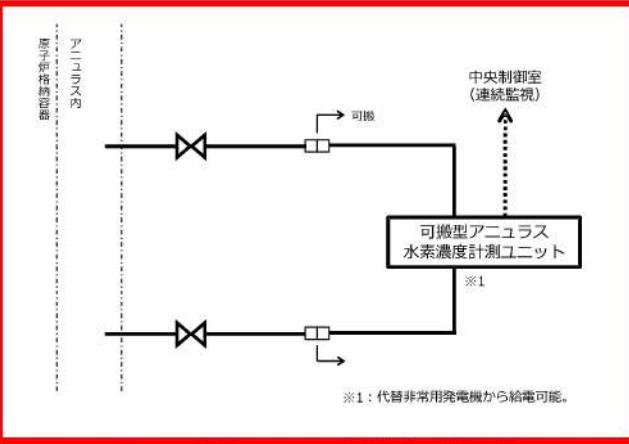
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アニュラス水素濃度(AM)計測装置の構造 アニュラス水素濃度(AM)計測装置の構造概要は図-3 のとおりである。</p>  <p>図-3 アニュラス水素濃度(AM)計測装置（基本構成図）</p>	<p>(2) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの構造 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの構造概要は図-3 のとおりである。</p>  <p>図-3 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット（基本構成図）</p>	

 條固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

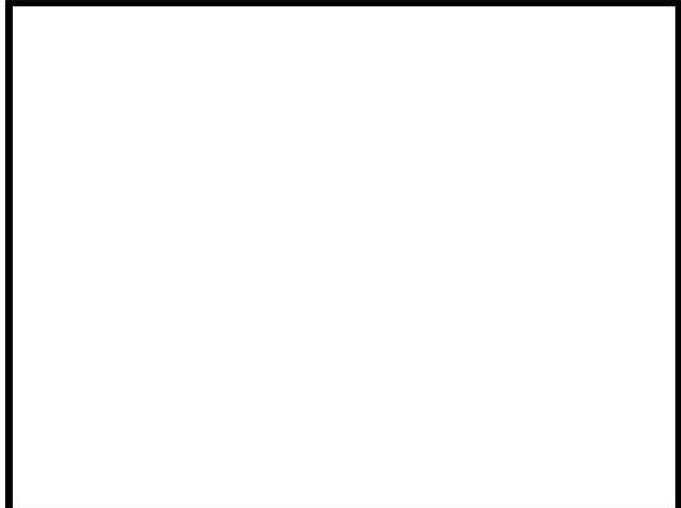
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. アニュラス水素濃度(AM)計測装置の仕様と水素濃度測定のシステム構成</p> <p>(1) アニュラス水素濃度(AM)計測装置の基本仕様</p> <p>測定レンジ：水素濃度 0～20vol%に設定 測定精度：±5%span 上記測定レンジの空気中水素濃度に対して±1vol% 使用温度範囲：-10～70°C 使用圧力範囲：大気圧（±10kPa） 測定ガス流量：約1ℓ/min 計測範囲0～20vol%において、計器仕様上は最大±1vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、十分に事故対処時の水素濃度の指示を監視していくことができる。</p> <p>(2) 水素濃度測定のシステム構成 アニュラス水素濃度(AM)計測装置を含むアニュラス空気再循環設備の構成を、図-4に示す。 アニュラス内旁通気ガスは、アニュラス空気再循環設備のアニュラス排気ラインA系/B系の合流部下流から採取され、アニュラス水素濃度(AM)計測装置において測定される。アニュラス水素濃度(AM)計測装置検出器からの信号は、中央制御室の指示計に表示されるため、中央制御室での水素濃度の監視が可能である。</p>  <p>図-4 アニュラス空気再循環設備</p> <p>3. 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの仕様と水素濃度測定のシステム構成</p> <p>(1) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの基本仕様 測定レンジ：水素濃度0～20vol%に設定 測定精度：±5%span 上記測定レンジの空気中水素濃度に対して±1vol% 使用温度範囲：-10～70°C 使用圧力範囲：大気圧（±10kPa） 測定ガス流量：約1ℓ/min 計測範囲0～20vol%において、計器仕様上は最大±1vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、十分に事故対処時の水素濃度の指示を監視していくことができる。</p> <p>(2) 水素濃度測定のシステム構成 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの構成を図-4に示す。 アニュラス内旁通気ガスは、アニュラス内から直接採取され、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットにおいて測定される。可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの検出器からの信号は、中央制御室の指示計に表示されるため、中央制御室での水素濃度の監視が可能である。</p>  <p>図-4 可搬型アニュラス水素濃度の計測設備</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

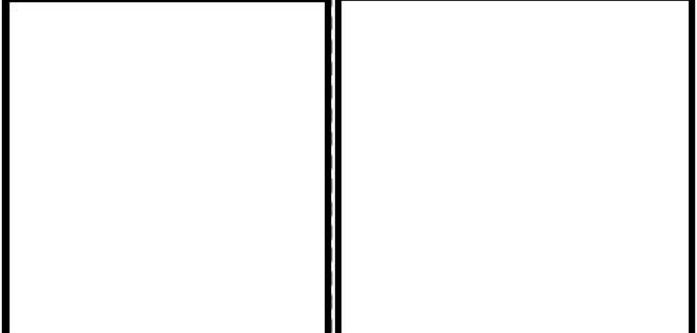
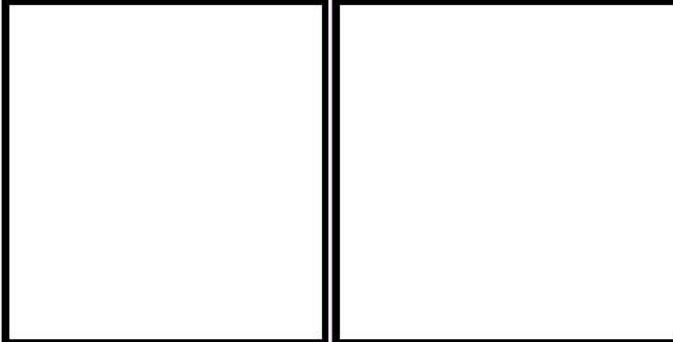
伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 測定ガス条件の水素濃度測定精度への影響評価</p> <p>a. 温度</p> <p>アニュラス内雰囲気ガスはアニュラス排気ファンA系/B系の合流部下流から採取され、検出器までの配管での放熱により検出器の適用温度範囲内まで冷却され、検出器に供給される。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもアニュラス内雰囲気ガスが流れることで、標準空気の温度がアニュラス内雰囲気ガス温度に追従するように温度補償される検出器構造となっている。したがって、使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。なお、水素濃度4vol%の試料ガスについて、温度を20°C～60°Cの範囲で変化させて試験を行い、有意な水素濃度の変化が認められないことを確認している。(図-5)</p>  <p>図-5 各温度条件での水素濃度出力値</p>	<p>(3) 測定ガス条件の水素濃度測定精度への影響評価</p> <p>a. 温度</p> <p>アニュラス内雰囲気ガスはアニュラスより直接採取（採取箇所：T.P. 34.2m）し、検出器までの配管での放熱により検出器の適用温度範囲内まで冷却され、検出器に供給される。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもアニュラス内雰囲気ガスが流れることで、標準空気の温度がアニュラス内雰囲気ガス温度に追従するように温度補償される検出器構造となっている。したがって、使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。なお、水素濃度4vol%の試料ガスについて、温度を20°C～60°Cの範囲で変化させて試験を行い、有意な水素濃度の変化が認められないことを確認している。(図-5)</p>  <p>図-5 各温度条件での水素濃度出力値</p>	<p>設計方針の相違 ・アニュラス内雰囲気ガスの試料採取箇所の相違</p>

□ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 流量</p> <p>検出器へ流れるアニュラス内雰囲気ガスの流量は、10/min程度となるよう流量調整している。なお、検出器へ流れるアニュラス内雰囲気ガス流量を約0.6～1.20/minの範囲で変化させた試験を行い、水素濃度計の指示に有意な変化が認められないことを確認している。</p> <p>c. 湿分</p> <p>検出器へ流れるアニュラス内雰囲気ガスの水蒸気が除去されていない場合は、水素濃度測定値へ影響することが考えられる。しかし、湿度が変動する要因として、アニュラス内雰囲気温度を考えられるが、アニュラス内雰囲気温度の急激な変動は考えられないため、検出器での湿度はほぼ一定であり、水素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。なお、水素濃度0～20vol%、温度20°Cの試料ガスについて、相対湿度を30～90%RHの範囲で変化させた試験を行った。その結果、水素濃度20vol%において0.5vol%程度の変化は見られるものの、相対湿度の変化に対して、水素濃度指示に有意な変化が認められないことを確認している。（図-6, 7）</p>  <p>図-6 20°Cにおける湿度依存性</p> <p>図-7 20°Cにおける各湿度条件での感度特性</p>	<p>b. 流量</p> <p>検出器へ流れるアニュラス内雰囲気ガスの流量は、10/min程度となるよう流量調整している。なお、検出器へ流れるアニュラス内雰囲気ガス流量を約0.6～1.20/minの範囲で変化させた試験を行い、水素濃度計の指示に有意な変化が認められないことを確認している。</p> <p>c. 湿分</p> <p>検出器へ流れるアニュラス内雰囲気ガスの水蒸気が除去されていない場合は、水素濃度測定値へ影響することが考えられる。しかし、湿度が変動する要因として、アニュラス内雰囲気温度を考えられるが、アニュラス内雰囲気温度の急激な変動は考えられないため、検出器での湿度はほぼ一定であり、水素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。なお、水素濃度0～20vol%，温度20°Cの試料ガスについて、相対湿度を30～90%RHの範囲で変化させた試験を行った。その結果、水素濃度20vol%において0.5vol%程度の変化は見られるものの、相対湿度の変化に対して、水素濃度指示に有意な変化が認められないことを確認している。（図-6, 7）</p>  <p>図-6 20°Cにおける湿度依存性</p> <p>図-7 20°Cにおける各湿度条件での感度特性</p>	
	 <p>枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>別紙－3</p> <p>水素濃度計測に伴うアニュラス内雰囲気ガスの冷却について</p> <p>1. はじめに</p> <p>伊方3号機の重大事故等対策の有効性評価におけるアニュラス内雰囲気温度は、最大で約125℃まで上昇する。一方、重大事故時のアニュラス水素濃度(AM)計測装置では、水素濃度検出器の使用範囲-10～70℃となっているが、アニュラス内雰囲気ガスは、水素濃度検出器に供給される過程のサンプリング配管での放熱により冷却されることを確認している。</p> <p>ここでは、以上の放熱によるサンプリングガスの冷却の評価について以下に纏める。</p> <p>2. 評価条件</p> <p>本評価に使用した条件は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス内雰囲気ガス 入口温度 T_1</td><td>125°C</td><td>有効性評価結果</td></tr> <tr> <td>アニュラス内雰囲気ガス 出口温度 T_2</td><td>65°C</td><td>水素濃度計の吸込み温度 条件(70°C以下)に余裕を見込んだ温度を設定している。</td></tr> <tr> <td>管外雰囲気温度 T_∞</td><td>60°C</td><td>SA時有意な発熱がない一般エリアの温度</td></tr> <tr> <td>サンプル流量 q</td><td>10NL/min (0.6Nm³/h) ($q = (0.6Nm^3/h \times 29g/mol) / (22.4 \times 10^{-3}Nm^3) \right) / 10^3 g/kg / 3600s/h \approx 2.2 \times 10^{-4} kg/s$)</td><td>測定ガス流量約 1L/min に保守的に余裕を見込んだ流量を設定している。</td></tr> <tr> <td>アニュラス内雰囲気ガス 入口絶対湿度 x</td><td>0.028kg/kg</td><td>アニュラス内環境条件より設定している。</td></tr> <tr> <td>サンプリング配管</td><td>外径 d_{out} : 27.2mm 内径 d_{in} : 22.2mm</td><td>3/4^B Sch20s で計画している。</td></tr> </tbody> </table>	項目	値	備考	アニュラス内雰囲気ガス 入口温度 T_1	125°C	有効性評価結果	アニュラス内雰囲気ガス 出口温度 T_2	65°C	水素濃度計の吸込み温度 条件(70°C以下)に余裕を見込んだ温度を設定している。	管外雰囲気温度 T_∞	60°C	SA時有意な発熱がない一般エリアの温度	サンプル流量 q	10NL/min (0.6Nm ³ /h) ($q = (0.6Nm^3/h \times 29g/mol) / (22.4 \times 10^{-3}Nm^3) \right) / 10^3 g/kg / 3600s/h \approx 2.2 \times 10^{-4} kg/s$)	測定ガス流量約 1L/min に保守的に余裕を見込んだ流量を設定している。	アニュラス内雰囲気ガス 入口絶対湿度 x	0.028kg/kg	アニュラス内環境条件より設定している。	サンプリング配管	外径 d_{out} : 27.2mm 内径 d_{in} : 22.2mm	3/4 ^B Sch20s で計画している。	<p>別紙－3</p> <p>水素濃度計測に伴うアニュラス内雰囲気ガスの冷却について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊3号炉の重大事故等対策の有効性評価におけるアニュラス内雰囲気温度は、最大で約125°Cまで上昇する。一方、重大事故時の可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、水素濃度検出器の使用範囲-10～70°Cとなっているが、アニュラス内雰囲気ガスは、水素濃度検出器に供給される過程のサンプリング配管での放熱により冷却されることを確認している。</p> <p>ここでは、以上の放熱によるサンプリングガスの冷却の評価について以下に纏める。</p> <p>2. 評価条件</p> <p>本評価に使用した条件は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス内雰囲気ガス 入口温度 T_1</td><td>125°C</td><td>有効性評価結果に余裕を見込んだ温度を設定している。</td></tr> <tr> <td>アニュラス内雰囲気ガス 出口温度 T_2</td><td>65°C</td><td>水素濃度計の吸込み温度 条件(70°C以下)に余裕を見込んだ温度を設定している。</td></tr> <tr> <td>管外雰囲気温度 T_∞</td><td>60°C</td><td>SA時有意な発熱がない一般エリアの温度</td></tr> <tr> <td>サンプル流量 q</td><td>10NL/min (0.6Nm³/h) ($q = (0.6Nm^3/h \times 29g/mol) / (22.4 \times 10^{-3}Nm^3) \right) / 10^3 g/kg / 3600s/h \approx 2.2 \times 10^{-4} kg/s$)</td><td>測定ガス流量約 1L/min に保守的に余裕を見込んだ流量を設定している。</td></tr> <tr> <td>アニュラス内雰囲気ガス 入口絶対湿度 x</td><td>0.028kg/kg</td><td>アニュラス内環境条件より設定している。</td></tr> <tr> <td>サンプリング配管</td><td>外径 d_{out} : 27.2mm 内径 d_{in} : 22.2mm</td><td>3/4^B Sch20s で計画している。</td></tr> </tbody> </table>	項目	値	備考	アニュラス内雰囲気ガス 入口温度 T_1	125°C	有効性評価結果に余裕を見込んだ温度を設定している。	アニュラス内雰囲気ガス 出口温度 T_2	65°C	水素濃度計の吸込み温度 条件(70°C以下)に余裕を見込んだ温度を設定している。	管外雰囲気温度 T_∞	60°C	SA時有意な発熱がない一般エリアの温度	サンプル流量 q	10NL/min (0.6Nm ³ /h) ($q = (0.6Nm^3/h \times 29g/mol) / (22.4 \times 10^{-3}Nm^3) \right) / 10^3 g/kg / 3600s/h \approx 2.2 \times 10^{-4} kg/s$)	測定ガス流量約 1L/min に保守的に余裕を見込んだ流量を設定している。	アニュラス内雰囲気ガス 入口絶対湿度 x	0.028kg/kg	アニュラス内環境条件より設定している。	サンプリング配管	外径 d_{out} : 27.2mm 内径 d_{in} : 22.2mm	3/4 ^B Sch20s で計画している。	
項目	値	備考																																										
アニュラス内雰囲気ガス 入口温度 T_1	125°C	有効性評価結果																																										
アニュラス内雰囲気ガス 出口温度 T_2	65°C	水素濃度計の吸込み温度 条件(70°C以下)に余裕を見込んだ温度を設定している。																																										
管外雰囲気温度 T_∞	60°C	SA時有意な発熱がない一般エリアの温度																																										
サンプル流量 q	10NL/min (0.6Nm ³ /h) ($q = (0.6Nm^3/h \times 29g/mol) / (22.4 \times 10^{-3}Nm^3) \right) / 10^3 g/kg / 3600s/h \approx 2.2 \times 10^{-4} kg/s$)	測定ガス流量約 1L/min に保守的に余裕を見込んだ流量を設定している。																																										
アニュラス内雰囲気ガス 入口絶対湿度 x	0.028kg/kg	アニュラス内環境条件より設定している。																																										
サンプリング配管	外径 d_{out} : 27.2mm 内径 d_{in} : 22.2mm	3/4 ^B Sch20s で計画している。																																										
項目	値	備考																																										
アニュラス内雰囲気ガス 入口温度 T_1	125°C	有効性評価結果に余裕を見込んだ温度を設定している。																																										
アニュラス内雰囲気ガス 出口温度 T_2	65°C	水素濃度計の吸込み温度 条件(70°C以下)に余裕を見込んだ温度を設定している。																																										
管外雰囲気温度 T_∞	60°C	SA時有意な発熱がない一般エリアの温度																																										
サンプル流量 q	10NL/min (0.6Nm ³ /h) ($q = (0.6Nm^3/h \times 29g/mol) / (22.4 \times 10^{-3}Nm^3) \right) / 10^3 g/kg / 3600s/h \approx 2.2 \times 10^{-4} kg/s$)	測定ガス流量約 1L/min に保守的に余裕を見込んだ流量を設定している。																																										
アニュラス内雰囲気ガス 入口絶対湿度 x	0.028kg/kg	アニュラス内環境条件より設定している。																																										
サンプリング配管	外径 d_{out} : 27.2mm 内径 d_{in} : 22.2mm	3/4 ^B Sch20s で計画している。																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. アニュラス内雰囲気ガスの放熱冷却に必要な配管長の算出</p> <p>125°Cのアニュラス内雰囲気ガスを65°Cまで冷却するために必要な交換熱量 $Q[W]$ はアニュラス内雰囲気ガスの顯熱変化量 $Q_1[W]$ およびアニュラス内雰囲気ガス中に含まれる湿分の凝縮熱量 $Q_2[W]$ (保守的に湿分すべてが凝縮すると仮定) より以下の通り表される。</p> $Q = Q_1 + Q_2 [W] \quad (1)$ <p>なお、Q_1、Q_2 は以下式で算出される。</p> $Q_1 = q \times C_p \times (T_1 - T_2) [W]$ $Q_2 = q \times x \times (h_1 - h_2) [W]$ <p>ここで C_p : アニュラス内雰囲気ガス比熱 [$\text{kJ}/(\text{kg K})$] ($C_p = 1.01 \text{ kJ}/(\text{kg K})$) h_1 : T_1 における飽和蒸気エンタルピ [kJ/kg] ($h_1 = 2713 \text{ kJ/kg}$) h_2 : T_2 における飽和水エンタルピ [kJ/kg] ($h_2 = 272 \text{ kJ/kg}$)</p> <p>一方、対流熱伝達による交換熱量 Q' は以下式で表される。</p> $Q' = \pi \times L \times d_{out} \times K \times \Delta T_m [W] \quad (2)$ <p>ここで L : 必要配管長 [m] d_{out} : 採取配管外径 [m] K : 円管における熱通過率 [$\text{W}/(\text{m}^2 \text{K})$] ($K = 2.3 \text{ W}/(\text{m}^2 \text{K})$) ΔT_m : 対数平均温度差 [K] $(\Delta T_m = (T_1 - T_2) / \ln \{(T_1 - T_\infty) / (T_2 - T_\infty)\} = 23 \text{ K})$</p> <p>$Q = Q'$ とすると放熱冷却に必要な配管長は(1)式および(2)式より以下の通り算出される。</p> $L = (Q_1 + Q_2) / (\pi \times d_{out} \times K \times \Delta T_m) \quad (3)$ <p>したがって、アニュラス内雰囲気ガス温度を125°Cから65°Cまで放熱冷却するために必要な配管長は(3)式より以下の通り約7mとなる。</p> $L = (13.4W + 15.6W) / (\pi \times 0.0272m \times 2.3W/(m^2K) \times 23K) = 6.4153\cdots m \approx 7m$ <p>4. まとめ</p> <p>上記の通り、アニュラス内雰囲気ガス温度を125°Cから65°Cまで放熱冷却するために必要な配管長を評価した結果、必要配管長が約7mであるため、採取配管入口からアニュラス水素濃度計測装置入口までの配管長において、放熱冷却に対し十分な配管長を確保した設計とする。</p> <p>なお、アニュラス内雰囲気ガス入口温度が現在想定している125°Cより高温となる場合においては、顯熱変化量 Q_1 が増加するものの、この変化に比例して管内外の温度差も大きくなり対流熱伝達による交換熱量 Q' も増加するため、結果的に放熱冷却に必要な配管長として有意な影響はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. アニュラス内雰囲気ガスの放熱冷却に必要な配管長の算出</p> <p>125°Cのアニュラス内雰囲気ガスを65°Cまで冷却するために必要な交換熱量 $Q[W]$ はアニュラス内雰囲気ガスの顯熱変化量 $Q_1[W]$ およびアニュラス内雰囲気ガス中に含まれる湿分の凝縮熱量 $Q_2[W]$ (保守的に湿分すべてが凝縮すると仮定) より以下の通り表される。</p> $Q = Q_1 + Q_2 [W] \quad (1)$ <p>なお、Q_1、Q_2 は以下式で算出される。</p> $Q_1 = q \times C_p \times (T_1 - T_2) [W]$ $Q_2 = q \times x \times (h_1 - h_2) [W]$ <p>ここで C_p : アニュラス内雰囲気ガス比熱 [$\text{kJ}/(\text{kg K})$] ($C_p = 1.01 \text{ kJ}/(\text{kg K})$) h_1 : T_1 における飽和蒸気エンタルピ [kJ/kg] ($h_1 = 2713 \text{ kJ/kg}$) h_2 : T_2 における飽和水エンタルピ [kJ/kg] ($h_2 = 272 \text{ kJ/kg}$)</p> <p>一方、対流熱伝達による交換熱量 Q' は以下式で表される。</p> $Q' = \pi \times L \times d_{out} \times K \times \Delta T_m [W] \quad (2)$ <p>ここで L : 必要配管長 [m] d_{out} : 採取配管外径 [m] K : 円管における熱通過率 [$\text{W}/(\text{m}^2 \text{K})$] ($K = 2.3 \text{ W}/(\text{m}^2 \text{K})$) ΔT_m : 対数平均温度差 [K] $(\Delta T_m = (T_1 - T_2) / \ln \{(T_1 - T_\infty) / (T_2 - T_\infty)\} = 23 \text{ K})$</p> <p>$Q = Q'$ とすると放熱冷却に必要な配管長は(1)式および(2)式より以下の通り算出される。</p> $L = (Q_1 + Q_2) / (\pi \times d_{out} \times K \times \Delta T_m) \quad (3)$ <p>したがって、アニュラス内雰囲気ガス温度を125°Cから65°Cまで放熱冷却するために必要な配管長は(3)式より以下の通り約7mとなる。</p> $L = (13.4W + 15.1W) / (\pi \times 0.0272m \times 2.3W/(m^2K) \times 23K) = 6.3048\cdots m \approx 7m$ <p>4. まとめ</p> <p>上記の通り、アニュラス内雰囲気ガス温度を125°Cから65°Cまで放熱冷却するために必要な配管長を評価した結果、必要配管長が約7mであるため、採取配管入口から可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット入口までの配管長において、放熱冷却に対し十分な配管長を確保した設計とする。</p> <p>なお、アニュラス内雰囲気ガス入口温度が現在想定している125°Cより高温となる場合においては、顯熱変化量 Q_1 が増加するものの、この変化に比例して管内外の温度差も大きくなり対流熱伝達による交換熱量 Q' も増加するため、結果的に放熱冷却に必要な配管長として有意な影響はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>計算結果の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-10 大飯3、4号機における原子炉格納容器からアニュラス内への大規模な漏えいについて	53-10 泊発電所3号炉における原子炉格納容器からアニュラス内への大規模な漏えいについて	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

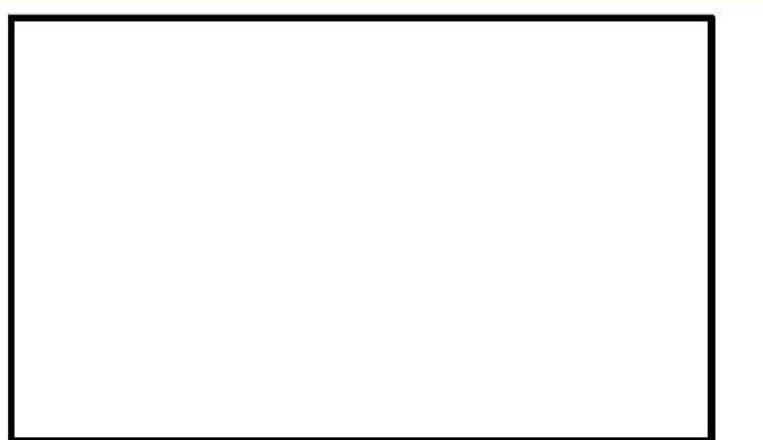
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号機における原子炉格納容器からアニュラス内への大規模な漏えいについて</p> <p>1. はじめに</p> <p>PWRでは、原子炉格納容器内に設置するPAR、イグナイタにより水素濃度を低減させる設計としている。また、何らかの理由により、原子炉格納容器からアニュラス内に大量漏えいするような事態に至った場合であっても、事故時の原子炉格納容器内では自然対流循環が形成され、かつ格納容器スプレイ注水（代替含む）等に伴う気相部の攪拌効果にて混合されること、また、アニュラス内でも漏えい時に生じる流動の効果により周辺雰囲気と混合して漏えい気体の水素濃度はさらに低下していくことから、アニュラス全体の水素濃度が原子炉格納容器内より高まることはないと想定される。</p> <p>その上で、原子炉格納容器からアニュラス内に大量漏えいするような事態に至った場合において、何らかの理由により、例えば、非常用母線の機能を喪失した場合などが考えられるが、アニュラス空気浄化ファンの起動が遅れた場合の対応について考察する。</p> <p>2. 大規模な漏えい時の評価</p> <p>大飯3/4号機においては、技術的能力1.10のまとめ資料にあるように、原子炉格納容器からの漏えい量として、10倍(1.6%/day)の大規模な漏えい(*1)を想定した場合であっても、アニュラス水素濃度が可燃濃度(4vol%)に到達するのは、アニュラス排気がなくても事故発生から約□日以降となる。(図1参照)</p> <p>なお、保守的に想定したアニュラス水素濃度が可燃濃度に到達するまでの時間に対して余裕を持ってアニュラス空気浄化ファンを起動し、アニュラス水素濃度を低減させることができる。</p> <p>本記載は、大飯欄5ページの記載を比較するため再掲</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。</p>	<p>泊発電所3号炉における原子炉格納容器からアニュラス内への大規模な漏えいについて</p> <p>1. はじめに</p> <p>PWRでは、原子炉格納容器内に設置するPAR（原子炉格納容器内水素処理装置）及びイグナイタ（格納容器水素イグナイタ）により水素濃度を低減させる設計としているが、何らかの理由により原子炉格納容器からアニュラス内に漏えいするような事態に至った場合であっても、アニュラス排气により漏えい気体の水素濃度は低下していくことから、アニュラス部において水素燃焼を生じるような水素濃度には至らない。</p> <p>その上で、原子炉格納容器からアニュラス内に大規模に漏えいするような事態に至った場合において、何らかの理由により、例えば、非常用交流電源設備の機能を喪失した場合などが考えられるが、アニュラス空気浄化ファンの起動が遅れた場合の対応について考察する。</p> <p>2. 大規模な漏えい時の評価</p> <p>泊3号炉においては、補足説明資料53-8に示すように、原子炉格納容器からの漏えい率を0.16%/dayとして、PAR及びイグナイタによる原子炉格納容器内の水素処理、アニュラス空気浄化ファンの排気機能に期待せずにアニュラスの水素濃度を評価(*2)した結果、7日後においてアニュラス内の水素濃度は1.9%程度であり、可燃限界(4vol%)未満である。</p> <p>ここで、原子炉格納容器からの漏えい量として、10倍(1.6%/day)の大規模な漏えい(*1)を想定する場合、静的機器による原子炉格納容器内の水素処理には期待できるとすると、アニュラス空気浄化ファンの排気機能に期待しなかったとしてもZr-水反応割合が75%以下であれば、アニュラス内の水素濃度は可燃限界(4vol%)未満である。(図1参照)</p> <p>なお、保守的にZr-水反応割合100%を想定した場合においては、水素濃度が可燃濃度(4vol%)に到達するのは事故発生から約□時間(図1参照)であり、アニュラス空気浄化ファンの電源となつてゐる非常用交流電源設備が何らかの異常で機能喪失したとしても、代替所内電気設備による給電を開始するまでは約205分(図2参照)であることから、十分な余裕をもってアニュラス空気浄化ファンを起動し、アニュラス水素濃度を低減させることができる。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯に記載のCV内及びアニュラス内の空間挙動は泊3号炉においても同じ挙動と評価している。(泊は、3項に記載) ・一方、CVからの大規模漏えいを想定した場合、CV内水素濃度と同濃度を想定すると、水素燃焼を生じる水素濃度となりうる。泊においては、本資料において大規模漏えい時の水素濃度を評価することから、確実にアニュラス内水素濃度の低減に寄与するアニュラス空気浄化系の運転による水素濃度低下のみを記載した。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次ページの記載方針の相違に示す相違理由に同じ。 ・静的機器による水素処理に期待すること、イグナイタ動作を想定することは大飯と同様。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図1 大規模漏えい時のアニュラス水素濃度推定曲線	 図1 大規模漏えい時のアニュラス水素濃度推定曲線（7日間）	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼製CVの泊3号炉のアニュラスは単一区画で構成しており、PCCVのアニュラスのような狭隘な空間の無い設計であり、大飯は図2に示すアニュラス内局所の水素濃度推移及び図3の機能復旧に要する時間を示している。 ・アニュラス内が単一区画である泊においては、図1のアニュラス排気なしの状態でのアニュラス水素濃度の推移と図2に示す機能復旧に要する時間を示している。 <p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCCVの大飯は、階層構造のアニュラス部のうち、狭隘な空間である上部階層に限定した場合の評価を行っている。 ・鋼製CVの泊は、アニュラスが単一区画の構成のため、アニュラス内平均濃度の評価のみを行っている。

また、PCCV プラント特有のアニュラス構造から、仮に漏えいが相対的に狭隘なアニュラス上部階層に限られたとしても(*2)、当該領域が可燃濃度（4Vol%）に到達するのに約□時間（図2参照）であり、例えば、代替所内電気設備からの給電開始までの約1.5時間（図3参照）に対して余裕がある。

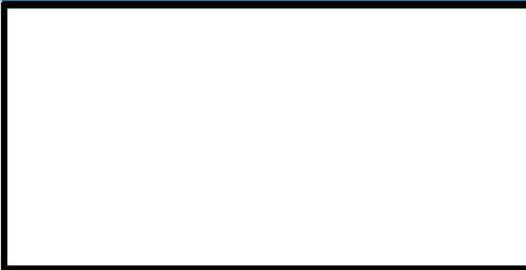
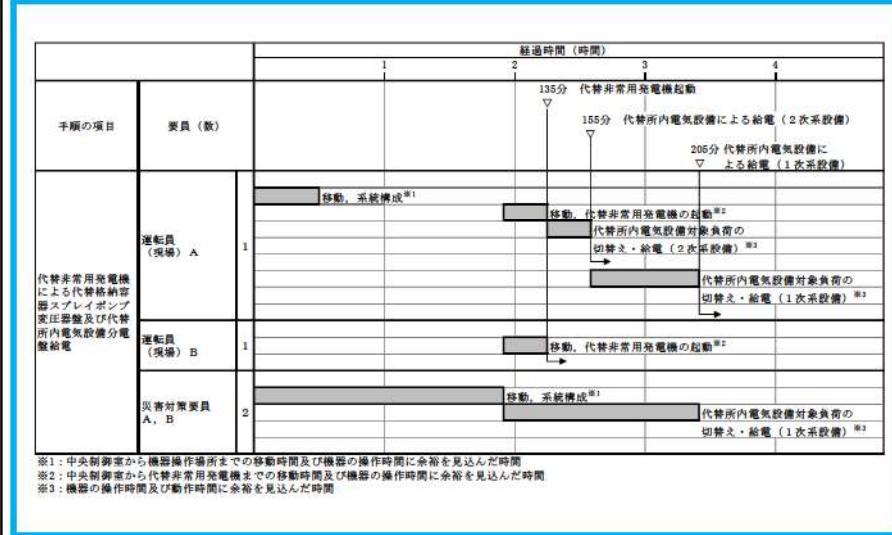
なお、図2に示す大規模漏えい時のアニュラス水素濃度は、工認添付資料37 水素濃度低減説明書に示したアニュラス水素濃度評価と同じ評価手法（別紙参照）にて、原子炉格納容器内の水素発生、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい、アニュラスから系外への排気、および周辺環境からアニュラスへの空気のインリーフ、を考慮して算出している。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
 図2 大規模漏えい時のアミニウム水素濃度 (漏えいがアミニウム最上層に集中したと仮想した条件)				記載方針の相違 ・前ページに記載 の相違理由に同じ。
 図3 代替所内電気設備による給電 タイムチャート (大飯3/4号機技術的能力)より抜粋)		 図2 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機) タイムチャート <p>※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※2：中央制御室から代替非常用発電機までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※3：機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間</p>		

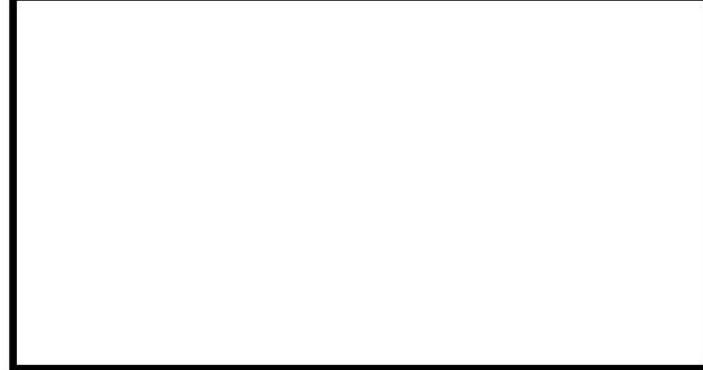
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、鋼製CVプラントにおいては、アニュラスが階層構造となっておらず、また、原子炉格納容器壁からの伝熱によりアニュラス内で自然対流循環・混合流れが形成されるため、アニュラスへの漏えい水素が局所的に滞留することはない。</p> <p>3.まとめ アニュラス内への大量漏えいが生じ、かつアニュラス空気浄化ファンの起動が遅れた場合においても、直ちにアニュラス内で水素燃焼が発生することはない。</p> <p>また、アニュラス空気浄化ファンが起動可能となれば、運転員は吸込口近傍に設置されたアニュラス水素濃度計（図4参照）により水素濃度が可燃濃度（4vol%）に至っていないことを確認した上でアニュラス空気浄化ファンを起動する手順となっている。</p> <p>なお、保守的に想定したアニュラス水素濃度が可燃濃度に到達するまでの時間に対して余裕を持ってアニュラス空気浄化ファンを起動し、アニュラス水素濃度を低減させることができる。</p>  <p>図4. 大飯3,4号機アニュラス空気浄化ファン吸込口及びアニュラス水素濃度計設置位置 (EL20.1m) 〔大飯3/4号機水素濃度低減説明書別添-4より抜粋〕</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>別紙 アニュラス水素濃度評価手法について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。</div>	<p>3.まとめ アニュラス内への大量漏えいが生じ、かつアニュラス空気浄化ファンの起動が遅れた場合においても、アニュラス内で水素燃焼が発生することはなく、アニュラス空気浄化ファンを起動し、アニュラス水素濃度を低減させることができる。</p> <p>また、アニュラス空気浄化ファンの起動が遅れた場合は、水素濃度測定値だけでなく、炉心溶融の状態、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の発生の可能性、PAR及びイグナイトの作動状態、格納容器内水素濃度等を確認し、水素濃度が可燃濃度（4vol%）に至っていないと判断できればアニュラス空気浄化ファンを起動する手順となっている。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>別紙 アニュラス水素濃度評価手法について</p>	<p><u>鋼製CVとPCCVのアニュラス構造の相違</u></p> <p><u>記載方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1項及び2項と同じく、水素濃度が低減できることをまとめの最初に明記した。 <p><u>運用の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 泊のアニュラス空気浄化ファン起動の判断手順は、水素濃度の測定値のみで判断せず、アラート状態及び水素処理設備の動作状況などを総合的に判断することを詳細に記載した。 <p><u>設計の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、階層構造かつ複数区画で構成するアニュラス内の換気流とアニュラス内に設置する水素濃度計の位置関係を示している。 泊は、単一区画で構成するアニュラス内の雰囲気が「ゾーリング」して水素濃度を監視するため、アニュラス内の気流図は不要と判断した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>脚注)</p> <p>*1 ここで想定した原子炉格納容器からアニュラス内への大規模な漏えいは、技術的能力 1.10 のまとめ資料にて、SA 対策有効性評価における事故時の原子炉格納容器からの漏えい量を 10 倍とした漏えい率 1.6%/day であり、事故から 7 日後でも可燃領域に達しないことを確認している。一方、BWR では、原子炉建屋の水素燃焼対策として、原子炉格納容器からの漏えい率を 10%/day としている。これを比較するのに、BWR の原子炉建屋、PWR のアニュラスに漏えいする量を同じと仮定すると、原子炉格納容器の自由体積（大飯 3/4 号機：約 73,000m³、柏崎刈羽 6/7 号機：約 13,000m³）で換算すると、柏崎刈羽 6/7 号機の 10%/day は、大飯 3/4 号機の約 1.8%/day に相当する。原子炉格納容器内の気体組成、リークパスの違いなどがあることから、単純に比較ができないものの、同程度であると言える。</p> <p>*2 PWR では原子炉格納容器内で水素処理する対策を整備しており、水素燃焼装置（イグナイタ）が動作せずに PAR のみの動作を想定したとしても、原子炉格納容器内の平均水素濃度は時間経過に伴って低下していく（図 5 参照）。PWR のアニュラス部は、原子炉格納容器の側面を囲む構造となっているため、仮に水素が原子炉格納容器内で混合されずに原子炉格納容器頂部に滞留すると想定しても、アニュラス部に通じる貫通部が原子炉格納容器頂部にないため高濃度の水素がアニュラス部に漏えいすることは考えにくく、格納容器内の平均的な濃度の水素がアニュラス部へ漏えいするとした評価条件は妥当である。また、漏えい箇所がアニュラスの上部階層（約 4,400m³）に限られるとした評価条件により、BWR 原子炉建屋（約 43,000m³）と比べても十分に小さい区画での保守的な評価となっている。</p>  <p>図 5 原子炉格納容器内の水素濃度の推移 (イグナイタが動作しない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。</div>	<p>*1 ここで想定した原子炉格納容器からアニュラス内への大規模な漏えいは、SA 対策有効性評価における事故時の原子炉格納容器からの漏えい量を 10 倍とした漏えい率 1.6%/day であり、SA 対策有効性評価と同じ Zr-水反応割合が 75%の場合においては、事故から 7 日後でも可燃領域に達しないことを確認している。一方、BWR では、原子炉建屋の水素燃焼対策として、原子炉格納容器からの漏えい率を 10%/day としている。これを比較するのに、BWR の原子炉建屋、PWR のアニュラスに漏えいする量を同じと仮定すると、原子炉格納容器の自由体積（泊 3 号炉：約 65,500m³、柏崎刈羽 6/7 号機：約 13,000m³）で換算すると、柏崎刈羽 6/7 号機の 10%/day は、泊 3 号炉の約 2.0%/day に相当する。原子炉格納容器内の気体組成、リークパスの違いなどがあることから、単純に比較ができないものの、同程度であると言える。</p> <p>*2 PWR では原子炉格納容器内で水素処理する対策を整備しており、水素燃焼装置（イグナイタ）が動作せずに PAR のみの動作を想定したとしても、原子炉格納容器内の平均水素濃度は時間経過に伴って低下していく（図 3 参照）。PWR のアニュラス部は、原子炉格納容器の側面を囲む構造となっているため、仮に水素が原子炉格納容器内で混合されずに原子炉格納容器頂部に滞留すると想定しても、アニュラス部に通じる貫通部が原子炉格納容器頂部にないため高濃度の水素がアニュラス部に漏えいすることは考えにくく、格納容器内の平均的な濃度の水素がアニュラス部へ漏えいするとした評価条件は妥当である。また、单一区画で構成されるアニュラスは、原子炉格納容器壁からの伝熱によりアニュラス内で自然対流循環・混合流れが形成されるため、アニュラスへの漏えい水素が局所的に滞留することはなく、漏えい箇所がアニュラス内（約 7,860m³）とした評価条件により、BWR 原子炉建屋（約 43,000m³）と比べても十分に小さい区画での保守的な評価となっている。</p>  <p>図 3 原子炉格納容器内の平均水素濃度の推移 (GOTHIC) (イグナイタの動作に期待しない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は技術的能力まとめ資料ではなく、本資料にて漏えい量10倍を想定した評価を実施している。 <p>設計の相違</p> <p>PWR のアニュラス部は、原子炉格納容器の側面を囲む構造となっているため、仮に水素が原子炉格納容器内で混合されずに原子炉格納容器頂部に滞留すると想定しても、アニュラス部に通じる貫通部が原子炉格納容器頂部にないため高濃度の水素がアニュラス部に漏えいすることは考えにくく、格納容器内の平均的な濃度の水素がアニュラス部へ漏えいするとした評価条件は妥当である。また、单一区画で構成されるアニュラスは、原子炉格納容器壁からの伝熱によりアニュラス内で自然対流循環・混合流れが形成されるため、アニュラスへの漏えい水素が局所的に滞留することはなく、漏えい箇所がアニュラス内（約 7,860m³）とした評価条件により、BWR 原子炉建屋（約 43,000m³）と比べても十分に小さい区画での保守的な評価となっている。</p> <p>設計の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙 アニュラス水素濃度評価手法について</p> <p>1. 評価方法</p> <p>アニュラス水素濃度低減性能の評価に当たっては、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合においても、原子炉格納容器の構造健全性及びシール機能は十分に保たれるため、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えいは、原子炉格納容器外周部に設置されている貫通部等のシール部からのリークによると想定し、実際には多少の時間遅れはあるものの、漏えいガスがアニュラス雰囲気へ瞬時に均一化されると想定する。また、漏えいガスは、本来、原子炉格納容器圧力に応じて水蒸気、空気、水素の3成分が含まれるが、原子炉格納容器から漏えいする時点で保守的に水蒸気が凝縮していると想定し、空気、水素の混合ガスとして評価する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度は、高いほうが、アニュラスへの漏えい水素モル数が大きくなり、保守的に評価することができるため、原子炉格納容器内の水素濃度は瞬時に全炉心内のジルコニウム量の75%が水と反応した場合の水素発生及び金属腐食（アルミニウム）による水素発生を考慮したドライ換算濃度を初期条件とし、更に保守的想定として原子炉格納容器内の水素濃度制御設備の動作による水素濃度低減を見込まず、水の放射線分解、金属腐食（亜鉛）による追加生成を考慮する。</p> <p>アニュラス内雰囲気における混合挙動の時間遅れは、各階層毎にファン吹出口から直接的に、あるいは階層間流路を経由して強制循環流が生じること、及び評価期間が長いことから問題となるないと考えられる。</p> <p>重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能の構造健全性及びシール機能の詳細については、工認添付資料36「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化設備によるアニュラス水素濃度低減性能評価では、アニュラス内の水素モル数の時間変化率を原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする混合ガス中の水素モル流量と、アニュラス空気浄化設備により排出されるガス成分中の水素流量との差分として評価するため、次頁の式を使用する。</p> <p>原子炉格納容器内については、窒素、酸素、水素のモル数を時間の差分により計算するが、その基礎式は①～③となる。右辺では前ステップの時間におけるモル数に対して、窒素についてはアニュラスへの漏えい流量と時間ステップの積を減じて計算する。酸素及び水素については、原子炉格納容器内での生成に伴う増加とアニュラスへの漏えいに伴う減少を考慮し、計算する。</p> <p>次に、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい流量は④～⑥式となる。原子炉格納容器内の混合ガス全モル数に対して、漏えい率に応じた量がアニュラスに漏えいするとしている。これに伴って評価される原子炉格納容器内での窒素、酸素、水素濃度は⑦～⑨式となる。</p> <p>一方、アニュラス内についても原子炉格納容器内と同様に、窒素、酸素、水素のモル数を時間の差分により計算するが、その基礎式は⑩～⑫となる。</p> <p>水素については、原子炉格納容器からの流入とアニュラス空気浄化設備による排出の効果を考慮し、計算するが、空気（窒素及び酸素）については、原子炉格納容器からの流入とアニュラス</p> <p style="text-align: center;">別紙 アニュラス水素濃度評価手法について</p> <p>1. 評価方法</p> <p>アニュラス水素濃度の評価に当たっては、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合においても、原子炉格納容器の構造健全性及びシール機能は十分に保たれるため、原子炉格納容器からアニュラス部への漏えいは、原子炉格納容器外周部に設置されている貫通部等のシール部からのリークによると想定し、実際には多少の時間遅れはあるものの、漏えいガスがアニュラス雰囲気へ瞬時に均一化されると想定する。また、漏えいガスは、本来、原子炉格納容器圧力に応じて水蒸気、空気、水素の3成分が含まれるが、原子炉格納容器から漏えいする時点で保守的に水蒸気が凝縮していると想定し、空気、水素の混合ガスとして評価する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度は、高いほうがアニュラス部への漏えい水素モル数が大きくなり、保守的に評価することができるため、原子炉格納容器内の水素濃度は瞬時に全炉心内のジルコニウム量の75%が水と反応した場合の水素発生、及び金属腐食（アルミニウム）による水素発生を考慮したドライ換算濃度を初期条件とし、水の放射線分解、金属腐食（亜鉛）による追加生成を考慮する。更に保守的な想定としては、原子炉格納容器内の水素濃度制御設備（格納容器水素イグナイタ）の動作による水素濃度低減を見込まない。</p> <p>アニュラス内雰囲気における混合挙動の時間遅れは、アニュラス内は周方向に沿った循環流、径方向に原子炉格納容器壁と外部遮蔽壁の温度差による自然対流が起こること、及び評価期間が長いことから問題とならないと考えられる。</p> <p>アニュラス内の水素モル数の時間変化率を原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする混合ガス中の水素モル流量と、アニュラス空気浄化ファンにより排出されるガス成分中の水素流量との差分として評価するため、次頁の式を使用する。</p> <p>原子炉格納容器内については、窒素、酸素、水素のモル数を時間の差分により計算するが、その基礎式は①～③となる。右辺では前ステップの時間におけるモル数に対して、窒素についてはアニュラス部への漏えい流量と時間ステップの積を減じて計算する。酸素及び水素については、原子炉格納容器内での生成に伴う増加とアニュラス部への漏えいに伴う減少を考慮し計算する。</p> <p>原子炉格納容器からアニュラス部への漏えい流量は④～⑥式となる。原子炉格納容器内の混合ガス全モル数に対して、漏えい率に応じた量がアニュラス部に漏えいするとしている。これに伴って評価される原子炉格納容器内での窒素、酸素、水素濃度は⑦～⑨式となる。</p> <p>一方、アニュラス内についても原子炉格納容器内と同様に、窒素、酸素、水素のモル数を時間の差分により計算するが、その基礎式は⑩～⑫となる。</p> <p>水素については、原子炉格納容器からの流入とアニュラス空気浄化設備による排出の効果を考慮し計算するが、空気（窒素及び酸素）については、原子炉格納容器からの流入とアニュラス空気浄</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空気浄化系設備による排出の効果の考慮に加え、アニュラス内での窒素、酸素、水素濃度は⑬～⑮式となり、アニュラスから系外に排出される窒素、酸素、水素のモル流量は⑯～⑯式となる。</p> <p>アニュラス内及び原子炉格納容器内の水素モル数から水素濃度の換算においては、原子炉格納容器内及びアニュラス内圧力について事象初期は大気圧を使用し、水素発生後は原子炉格納容器内のみ温度及び圧力とも過圧破損事象ピーク値（注）を一定値として用い、アニュラス内温度は原子炉格納容器内温度と等しい温度まで昇温していると仮定する。</p>	<p>化設備による排出の効果の考慮に加え、アニュラス内での窒素、酸素、水素濃度は⑬～⑮式となり、アニュラス部から系外に排出される窒素、酸素、水素のモル流量は⑯～⑯式となる。</p> <p>アニュラス内及び原子炉格納容器内の水素モル数から水素濃度の換算においては、原子炉格納容器内及びアニュラス内圧力について事象初期は大気圧を使用し、水素発生後は原子炉格納容器内のみ温度及び圧力とも過圧破損事象ピーク値を一定値として用い、アニュラス内温度は原子炉格納容器内温度と等しい温度まで昇温していると仮定する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 原子炉格納容器内の物質量に関する基礎式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $M^N(t) = M^N(t-1) - W_{in}^N(t-1) \times \Delta t \quad \dots \textcircled{1}$ $M^O(t) = M^O(t-1) + \{ Y^O(t-1) - W_{in}^O(t-1) \} \times \Delta t \quad \dots \textcircled{2}$ $M^H(t) = M^H(t-1) + \{ Y^H(t-1) - W_{in}^H(t-1) \} \times \Delta t \quad \dots \textcircled{3}$ $W_{in}^N(t) = \{ M^N(t) + M^O(t) + M^H(t) \} \times \frac{L}{100 \times 24} \times C_{cv}^N(t) \quad \dots \textcircled{4}$ $W_{in}^O(t) = \{ M^N(t) + M^O(t) + M^H(t) \} \times \frac{L}{100 \times 24} \times C_{cv}^O(t) \quad \dots \textcircled{5}$ $W_{in}^H(t) = \{ M^N(t) + M^O(t) + M^H(t) \} \times \frac{L}{100 \times 24} \times C_{cv}^H(t) \quad \dots \textcircled{6}$ $C_{cv}^N(t) = \frac{M^N(t)}{M^O(t) + M^N(t) + M^H(t)} \quad \dots \textcircled{7}$ $C_{cv}^O(t) = \frac{M^O(t)}{M^O(t) + M^N(t) + M^H(t)} \quad \dots \textcircled{8}$ $C_{cv}^H(t) = \frac{M^H(t)}{M^O(t) + M^N(t) + M^H(t)} \quad \dots \textcircled{9}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>M^N(t) : 原子炉格納容器内窒素モル数(mol), M^N(0)=2.15×10^5 mol M^O(t) : 原子炉格納容器内酸素モル数(mol), M^O(0)=6.07×10^5 mol M^H(t) : 原子炉格納容器内水素モル数(mol), M^H(0)=4.74×10^5 mol (注1) W_{in}^N(t) : 原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする窒素モル流量(mol/h) W_{in}^O(t) : 原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする酸素モル流量(mol/h) W_{in}^H(t) : 原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする水素モル流量(mol/h) Y^O(t) : 原子炉格納容器内で追加発生する酸素モル流量(mol/h) (注2) Y^H(t) : 原子炉格納容器内で追加発生する水素モル流量(mol/h) (注3) C_{cv}^N(t) : 原子炉格納容器窒素濃度(vol%) C_{cv}^O(t) : 原子炉格納容器酸素濃度(vol%) C_{cv}^H(t) : 原子炉格納容器水素濃度(ドライ換算)(vol%) Δt : 微小時間変化(h) L : 原子炉格納容器漏えい率(%/day)</p> </div>	<p>a. 原子炉格納容器内の物質量に関する基礎式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $M^N(t) = M^N(t-1) - W_{in}^N(t-1) \times \Delta t \quad \dots \textcircled{1}$ $M^O(t) = M^O(t-1) + \{ Y^O(t-1) - W_{in}^O(t-1) \} \times \Delta t \quad \dots \textcircled{2}$ $M^H(t) = M^H(t-1) + \{ Y^H(t-1) - W_{in}^H(t-1) \} \times \Delta t \quad \dots \textcircled{3}$ $W_{in}^N(t) = \{ M^N(t) + M^O(t) + M^H(t) \} \times \frac{L}{100 \times 24} \times C_{cv}^N(t) \quad \dots \textcircled{4}$ $W_{in}^O(t) = \{ M^N(t) + M^O(t) + M^H(t) \} \times \frac{L}{100 \times 24} \times C_{cv}^O(t) \quad \dots \textcircled{5}$ $W_{in}^H(t) = \{ M^N(t) + M^O(t) + M^H(t) \} \times \frac{L}{100 \times 24} \times C_{cv}^H(t) \quad \dots \textcircled{6}$ $C_{cv}^N(t) = \frac{M^N(t)}{M^O(t) + M^N(t) + M^H(t)} \quad \dots \textcircled{7}$ $C_{cv}^O(t) = \frac{M^O(t)}{M^O(t) + M^N(t) + M^H(t)} \quad \dots \textcircled{8}$ $C_{cv}^H(t) = \frac{M^H(t)}{M^O(t) + M^N(t) + M^H(t)} \quad \dots \textcircled{9}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>M^N(t) : 原子炉格納容器内窒素モル数(mol), M^N(0)=1.93×10^6 (mol) M^O(t) : 原子炉格納容器内酸素モル数(mol), M^O(0)=5.45×10^5 (mol) M^H(t) : 原子炉格納容器内水素モル数(mol), M^H(0)=4.04×10^5 (mol) (注1) W_{in}^N(t) : 原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする窒素モル流量 (mol/h) W_{in}^O(t) : 原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする酸素モル流量 (mol/h) W_{in}^H(t) : 原子炉格納容器からアニュラスに漏えいする水素モル流量 (mol/h) Y^O(t) : 原子炉格納容器内で追加発生する酸素モル流量 (mol/h) (注2) Y^H(t) : 原子炉格納容器内で追加発生する水素モル流量 (mol/h) (注3) C_{cv}^N(t) : 原子炉格納容器窒素濃度 (vol%) C_{cv}^O(t) : 原子炉格納容器酸素濃度 (vol%) C_{cv}^H(t) : 原子炉格納容器水素濃度 (ドライ換算) (vol%) Δt : 微小時間変化 (h) L : 原子炉格納容器漏えい率 (%/day)</p> </div>	<p><u>設計の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CV 内自由体積及び 水素解吸結果の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
$C_{CV}^N(0) = \frac{M^N(0)}{M^O(0) + M^N(0) + M^H(0)} = 67\%$ $C_{CV}^O(0) = \frac{M^O(0)}{M^O(0) + M^N(0) + M^H(0)} = 19\%$ $C_{CV}^H(0) = \frac{M^H(0)}{M^O(0) + M^N(0) + M^H(0)} = 15\%$	$C_{CV}^N(0) = \frac{M^N(0)}{M^O(0) + M^N(0) + M^H(0)} = 67\%$ $C_{CV}^O(0) = \frac{M^O(0)}{M^O(0) + M^N(0) + M^H(0)} = 19\%$ $C_{CV}^H(0) = \frac{M^H(0)}{M^O(0) + M^N(0) + M^H(0)} = 14\%$	<p>(注1) 原子炉格納容器内初期水素にジルコニウム75%の酸化反応による発生水素及び金属腐食 (アルミニウム) を加算したモル数。</p> <p>(注2) 水の放射線分解により発生する酸素のモル数。</p> <p>(注3) 水の放射線分解及び金属腐食（亜鉛）で発生する水素のモル数。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. アニユラス内の物質量に関する基礎式</p> $N^N(t) = N^N(t-1) + \{ W_{in}^N(t-1) - W_{out}^N(t-1) \} \times \Delta t + N_{INLEAK}^N(t) \quad \dots \textcircled{10}$ $N^O(t) = N^O(t-1) + \{ W_{in}^O(t-1) - W_{out}^O(t-1) \} \times \Delta t + N_{INLEAK}^O(t) \quad \dots \textcircled{11}$ $N^H(t) = N^H(t-1) + \{ W_{in}^H(t-1) - W_{out}^H(t-1) \} \times \Delta t \quad \dots \textcircled{12}$ $C_{ANN}^N(t) = \frac{N^N(t)}{N^O(t) + N^N(t) + N^H(t)} \quad \dots \textcircled{13}$ $C_{ANN}^O(t) = \frac{N^O(t)}{N^O(t) + N^N(t) + N^H(t)} \quad \dots \textcircled{14}$ $C_{ANN}^H(t) = \frac{N^H(t)}{N^O(t) + N^N(t) + N^H(t)} \quad \dots \textcircled{15}$ $W_{out}^N(t) = N^N(t) \times \frac{X_{out}}{V_{ANN}} \quad \dots \textcircled{16}$ $W_{out}^O(t) = N^O(t) \times \frac{X_{out}}{V_{ANN}} \quad \dots \textcircled{17}$ $W_{out}^H(t) = N^H(t) \times \frac{X_{out}}{V_{ANN}} \quad \dots \textcircled{18}$ <p>$N^N(t)$: アニユラス内窒素モル数(mol), $N^N(0) = 1.0 \times 10^5$ mol $N^O(t)$: アニユラス内酸素モル数(mol), $N^O(0) = 2.8 \times 10^4$ mol $N^H(t)$: アニユラス内水素モル数(mol), $N^H(0) = 0.0$ mol $W_{out}^N(t)$: アニユラスから系外に排出される窒素モル流量(mol/h) $W_{out}^O(t)$: アニユラスから系外に排出される酸素モル流量(mol/h) $W_{out}^H(t)$: アニユラスから系外に排出される水素モル流量(mol/h) $N_{INLEAK}^N(t)$: アニユラスへのインリークに伴う窒素供給量(mol) $N_{INLEAK}^O(t)$: アニユラスへのインリークに伴う酸素供給量(mol) $N_{INLEAK}^H(t)$: アニユラスへのインリークに伴う水素供給量(mol) X_{out} : アニユラス排気流量(m³/min) V_{ANN} : アニユラス体積(m³) $C_{ANN}^N(t)$: アニユラス窒素濃度(vol%) $C_{ANN}^O(t)$: アニユラス酸素濃度(vol%) $C_{ANN}^H(t)$: アニユラス水素濃度(ドライ換算)(vol%)</p> <p>(注 1) 原子炉格納容器内初期水素にジルコニウム 75% の酸化反応による発生水素及び金属腐食(アルミニウム)を加算したモル数。 (注 2) 水の放射線分解により発生する酸素のモル数。 (注 3) 水の放射線分解及び金属腐食(亜鉛)で発生する水素のモル数。</p>	<p>b. アニユラス内の物質量に関する基礎式</p> $N^N(t) = N^N(t-1) + \{ W_{in}^N(t-1) - W_{out}^N(t-1) \} \times \Delta t + N_{INLEAK}^N(t) \quad \dots \textcircled{10}$ $N^O(t) = N^O(t-1) + \{ W_{in}^O(t-1) - W_{out}^O(t-1) \} \times \Delta t + N_{INLEAK}^O(t) \quad \dots \textcircled{11}$ $N^H(t) = N^H(t-1) + \{ W_{in}^H(t-1) - W_{out}^H(t-1) \} \times \Delta t \quad \dots \textcircled{12}$ $C_{ANN}^N(t) = \frac{N^N(t)}{N^O(t) + N^N(t) + N^H(t)} \quad \dots \textcircled{13}$ $C_{ANN}^O(t) = \frac{N^O(t)}{N^O(t) + N^N(t) + N^H(t)} \quad \dots \textcircled{14}$ $C_{ANN}^H(t) = \frac{N^H(t)}{N^O(t) + N^N(t) + N^H(t)} \quad \dots \textcircled{15}$ $W_{out}^N(t) = N^N(t) \times \frac{X_{out}}{V_{ANN}} \quad \dots \textcircled{16}$ $W_{out}^O(t) = N^O(t) \times \frac{X_{out}}{V_{ANN}} \quad \dots \textcircled{17}$ $W_{out}^H(t) = N^H(t) \times \frac{X_{out}}{V_{ANN}} \quad \dots \textcircled{18}$ <p>$N^N(t)$: アニユラス内窒素モル数(mol), $N^N(0) = 1.82 \times 10^5$ (mol) $N^O(t)$: アニユラス内酸素モル数(mol), $N^O(0) = 5.14 \times 10^4$ (mol) $N^H(t)$: アニユラス内水素モル数(mol), $N^H(0) = 0.0$ (mol) $W_{out}^N(t)$: アニユラスから系外に排出される窒素モル流量 (mol/h) $W_{out}^O(t)$: アニユラスから系外に排出される酸素モル流量 (mol/h) $W_{out}^H(t)$: アニユラスから系外に排出される水素モル流量 (mol/h) $N_{INLEAK}^N(t)$: アニユラスへのインリークに伴う窒素供給量 (mol) $N_{INLEAK}^O(t)$: アニユラスへのインリークに伴う酸素供給量 (mol) $N_{INLEAK}^H(t)$: アニユラスへのインリークに伴う水素供給量 (mol) X_{out} : アニユラス排気流量 (m³/min) V_{ANN} : アニユラス体積 (m³) $C_{ANN}^N(t)$: アニユラス窒素濃度 (vol%) $C_{ANN}^O(t)$: アニユラス酸素濃度 (vol%) $C_{ANN}^H(t)$: アニユラス水素濃度 (ドライ換算) (vol%)</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニユラス体積の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 評価条件</p> <p>アニュラス空気浄化設備によるアニュラス水素濃度低減性能評価の評価条件を第1表に設定する。</p> <p>原子炉格納容器内混合ガスモル数（初期値）は、49°Cの理想気体（空気）により充填されていると想定する。</p> <p>原子炉格納容器内は、全炉心内のジルコニウム量の75%が水と反応した場合のドライ換算濃度を初期条件とする。</p> <p>水の放射線分解による水素発生量は、事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析（注1）と同等値を使用し、5日後以降は保守的に5日後と同値を一定値として使用する。</p> <p>金属腐食による水素発生量は、アルミニウム及び亜鉛について原子炉格納容器内の使用量全量に余裕を見込んだ値を使用する。</p> <p>アルミニウムについては、腐食速度の温度依存性が大きく、原子炉格納容器内温度変化に不確かさがあるため、非保守側とならないよう初期に全量腐食する設定とする。亜鉛については、腐食速度の温度依存性が小さいため、一定割合と想定する。</p> <p>原子炉格納容器内での水素、窒素及び酸素の減少量は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えいのみ考慮する。</p> <p>原子炉格納容器貫通部からの漏えい率は、原子炉格納容器貫通部のシールリークの背圧としての原子炉格納容器内圧力に依存すると考えられ、原子炉格納容器内圧力に応じた原子炉格納容器漏えい率に余裕を見込んだ値である0.16%/day（注2）と同様に保守的な同値を用いることとする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、動作開始時は全量排気で、事故後初期に負圧を達成する設計とし、負圧を達成された後は一部アニュラスへ循環する少量排気に切り替え、負圧を維持するとともにアニュラス内に周方向の流れを形成し、水素が滞留しない設計とする。なお、全交流動力電源喪失時は、代替電源復旧に伴って速やかに全量排気により外部に排出される流れを形成し、水素が滞留しない設計とする。評価においては、アニュラス内の水素濃度を保守的に評価するために、常時少量排気を想定する。プラント建設時が最も密閉性が高く、アニュラス空気浄化設備を動作させた場合のインリーク量（外部の吸気量）が少ないと想定されることから、試運転結果に基づいて、保守的な少量排気量を設定する。</p> <p>アニュラス体積は、アニュラス部全体積から排気筒や機器搬入口等の欠損体積を考慮して保守的に設定する。</p> <p>(注1) 設置（変更）許可における静的触媒式水素再結合装置による水素濃度低減性能の評価での解析 (注2) 設置（変更）許可における格納容器過圧破損の評価における評価条件</p>	<p>2. 評価条件</p> <p>アニュラス空気浄化設備によるアニュラス水素濃度低減性能評価の評価条件を第1表に設定する。</p> <p>原子炉格納容器内混合ガスモル数（初期値）は、49°Cの理想気体（空気）により充填されていると想定する。</p> <p>原子炉格納容器内は、全炉心内のジルコニウム量の75%が水と反応した場合のドライ換算濃度を初期条件とする。</p> <p>水の放射線分解による水素発生量は、事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析（注1）と同等値を使用し、5日後以降は保守的に5日後と同値を一定値として使用する。</p> <p>金属腐食による水素発生量は、アルミニウム及び亜鉛について原子炉格納容器内の使用量全量に余裕を見込んだ値を使用する。</p> <p>アルミニウムについては、腐食速度の温度依存性が大きく、原子炉格納容器内温度変化に不確かさがあるため、非保守側とならないよう初期に全量腐食する設定とする。亜鉛については、腐食速度の温度依存性が小さいため、一定割合と想定する。</p> <p>原子炉格納容器内での水素、窒素及び酸素の減少量は、原子炉格納容器内の原子炉格納容器内水素処理装置の動作による水素濃度低減、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えいを考慮する。</p> <p>原子炉格納容器貫通部からの漏えい率は、原子炉格納容器貫通部のシールリークの背圧としての原子炉格納容器内圧力に依存すると考えられ、原子炉格納容器内圧力に応じた原子炉格納容器漏えい率に余裕を見込んだ値である0.16%/day（注2）と同様に保守的な同値を用いることとする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、動作開始時は全量排気で、事故後初期に負圧を達成する設計とし、負圧を達成された後は一部アニュラスへ循環する少量排気に切り替え、負圧を維持するとともにアニュラス内に周方向の流れを形成し、水素が滞留しない設計とする。なお、全交流動力電源喪失時は、代替電源復旧に伴って速やかに全量排気により外部に排出される流れを形成し、水素が滞留しない設計とする。評価においては、アニュラス部の水素濃度を保守的に評価するために、常時少量排気を想定する。プラント建設時が最も密閉性が高く、アニュラス空気浄化設備を動作させた場合のインリーク量（外部の吸気量）が少ないと想定されることから、試運転結果に基づいて、保守的な少量排気量を設定する。</p> <p>アニュラス体積は、アニュラス部全体積から機器搬入口やエアロック等の欠損体積を考慮して保守的に設定する。</p> <p>(注1) 設置（変更）許可における原子炉格納容器内水素処理装置による水素濃度低減性能の評価での解析 (注2) 設置（変更）許可における格納容器過圧破損の評価における評価条件</p>	<p><u>記載表現の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉においても、次ページに示す第1表評価条件ではPARの動作を見込んでいる。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉	相違理由																																			
第1表 評価条件一覧 (1/2)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価条件</th><th>選定の考え方</th><th>項目</th><th>評価条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内 混合ガスマル数（初期値） $M^H+M^0+M^0(t=0)$</td><td>$3.23 \times 10^6 \text{ mol}$</td><td>49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定する。</td><td>原子炉格納容器内 混合ガスマル数（初期値） $M^H+M^0+M^0(t=0)$</td><td>$2.88 \times 10^6 \text{ mol}$</td></tr> <tr> <td>初期発生 水素量 $M^0(t)$</td><td>ジルコニウム －水反応</td><td>822kg</td><td>ジルコニウム－水反応</td><td>670kg</td></tr> <tr> <td></td><td>金属腐食 (アルミニウム)</td><td>133.3kg</td><td>金属腐食 (アルミニウム)</td><td>144.4 kg</td></tr> <tr> <td>追加発生 水素量 $Y^0(t)$</td><td>金属腐食 (亜鉛)</td><td>0.5kg/h</td><td>金属腐食 (亜鉛)</td><td>0.7 kg/h</td></tr> <tr> <td>追加発生 酸素量 $Y^0(t)$</td><td>水の放射線分解</td><td>事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析^(注1)と同等^(注2) 5日後以降は5日後と同値を一定値として使用 水の放射線分解による酸素発生は以下の式とし、水素の半分を考慮する。 $2\text{H}_2\text{O} \rightarrow 2\text{H}_2 + \text{O}_2$</td><td>水の放射線分解</td><td>事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析^(注1)と同等^(注2) 5日後以降は5日後と同値を一定値として使用 水の放射線分解による酸素発生は以下の式とし、水素の半分を考慮する。 $2\text{H}_2\text{O} \rightarrow 2\text{H}_2 + \text{O}_2$</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水素、窒素及び酸素の減少量 $W_{in}^H(t)$, $W_{in}^N(t)$, $W_{in}^0(t)$</td><td>原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい及び小型PAR5台による水素処理を考慮</td><td>初期は、49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定し、その後は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい率による また、大規模漏えい時の評価条件として、PARによる水素処理は期待できるとしている。</td><td>原子炉格納容器内の水素、窒素及び酸素の減少量 $W_{in}^H(t)$, $W_{in}^N(t)$, $W_{in}^0(t)$</td><td>初期は、49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定し、その後は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えいのみ考慮する。（原子炉格納容器漏えい率による） また、大規模漏えい時の評価条件として、PARによる水素処理は期待できるとしている。</td></tr> </tbody> </table>					項目	評価条件	選定の考え方	項目	評価条件	原子炉格納容器内 混合ガスマル数（初期値） $M^H+M^0+M^0(t=0)$	$3.23 \times 10^6 \text{ mol}$	49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定する。	原子炉格納容器内 混合ガスマル数（初期値） $M^H+M^0+M^0(t=0)$	$2.88 \times 10^6 \text{ mol}$	初期発生 水素量 $M^0(t)$	ジルコニウム －水反応	822kg	ジルコニウム－水反応	670kg		金属腐食 (アルミニウム)	133.3kg	金属腐食 (アルミニウム)	144.4 kg	追加発生 水素量 $Y^0(t)$	金属腐食 (亜鉛)	0.5kg/h	金属腐食 (亜鉛)	0.7 kg/h	追加発生 酸素量 $Y^0(t)$	水の放射線分解	事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析 ^(注1) と同等 ^(注2) 5日後以降は5日後と同値を一定値として使用 水の放射線分解による酸素発生は以下の式とし、水素の半分を考慮する。 $2\text{H}_2\text{O} \rightarrow 2\text{H}_2 + \text{O}_2$	水の放射線分解	事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析 ^(注1) と同等 ^(注2) 5日後以降は5日後と同値を一定値として使用 水の放射線分解による酸素発生は以下の式とし、水素の半分を考慮する。 $2\text{H}_2\text{O} \rightarrow 2\text{H}_2 + \text{O}_2$	原子炉格納容器内の水素、窒素及び酸素の減少量 $W_{in}^H(t)$, $W_{in}^N(t)$, $W_{in}^0(t)$	原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい及び小型PAR5台による水素処理を考慮	初期は、49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定し、その後は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい率による また、大規模漏えい時の評価条件として、PARによる水素処理は期待できるとしている。	原子炉格納容器内の水素、窒素及び酸素の減少量 $W_{in}^H(t)$, $W_{in}^N(t)$, $W_{in}^0(t)$	初期は、49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定し、その後は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えいのみ考慮する。（原子炉格納容器漏えい率による） また、大規模漏えい時の評価条件として、PARによる水素処理は期待できるとしている。
項目	評価条件	選定の考え方	項目	評価条件																																			
原子炉格納容器内 混合ガスマル数（初期値） $M^H+M^0+M^0(t=0)$	$3.23 \times 10^6 \text{ mol}$	49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定する。	原子炉格納容器内 混合ガスマル数（初期値） $M^H+M^0+M^0(t=0)$	$2.88 \times 10^6 \text{ mol}$																																			
初期発生 水素量 $M^0(t)$	ジルコニウム －水反応	822kg	ジルコニウム－水反応	670kg																																			
	金属腐食 (アルミニウム)	133.3kg	金属腐食 (アルミニウム)	144.4 kg																																			
追加発生 水素量 $Y^0(t)$	金属腐食 (亜鉛)	0.5kg/h	金属腐食 (亜鉛)	0.7 kg/h																																			
追加発生 酸素量 $Y^0(t)$	水の放射線分解	事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析 ^(注1) と同等 ^(注2) 5日後以降は5日後と同値を一定値として使用 水の放射線分解による酸素発生は以下の式とし、水素の半分を考慮する。 $2\text{H}_2\text{O} \rightarrow 2\text{H}_2 + \text{O}_2$	水の放射線分解	事故発生後5日までは設置（変更）許可における解析 ^(注1) と同等 ^(注2) 5日後以降は5日後と同値を一定値として使用 水の放射線分解による酸素発生は以下の式とし、水素の半分を考慮する。 $2\text{H}_2\text{O} \rightarrow 2\text{H}_2 + \text{O}_2$																																			
原子炉格納容器内の水素、窒素及び酸素の減少量 $W_{in}^H(t)$, $W_{in}^N(t)$, $W_{in}^0(t)$	原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい及び小型PAR5台による水素処理を考慮	初期は、49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定し、その後は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えい率による また、大規模漏えい時の評価条件として、PARによる水素処理は期待できるとしている。	原子炉格納容器内の水素、窒素及び酸素の減少量 $W_{in}^H(t)$, $W_{in}^N(t)$, $W_{in}^0(t)$	初期は、49°Cの理想気体（空気（窒素78%及び酸素22%））により充填されていると想定し、その後は、原子炉格納容器からアニュラスへの漏えいのみ考慮する。（原子炉格納容器漏えい率による） また、大規模漏えい時の評価条件として、PARによる水素処理は期待できるとしている。																																			
<p>(注1)：設置（変更）許可における静的触媒式水素再結合装置による水素濃度低減性能の評価での解析</p> <p>(注2)：原子炉容器内及び原子炉格納容器内のFP割合と、炉心内蓄積FP量（線源強度）の時間変化を考慮して線源強度（eV）を算出する。得られた線源強度とG値（分子／100eV）を用いて、水素発生率を評価している。</p> <p>(注1)：設置（変更）許可における原子炉格納容器内水素処理装置による水素濃度低減性能の評価での解析</p> <p>(注2)：原子炉容器内及び原子炉格納容器内のFP割合と、炉心内蓄積FP量（線源強度）の時間変化を考慮して線源強度（eV）を算出する。得られた線源強度とG値（分子／100eV）を用いて、水素発生率を評価している。</p>																																							

水素発生量の相違
・Zr量の相違
・CV内アガ量の相違
・CV内亜鉛量の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>第1表 評価条件一覧 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価条件</th><th>選定の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器漏えい率 L</td><td>1.6%/day</td><td>大規模な漏えいの想定として、SA時想定0.16%/dayの10倍とした。</td></tr> <tr> <td>アニュラス排気流量 X_{out}</td><td>なし</td><td>保守的にファンによる排気をなしとする。</td></tr> <tr> <td>アニュラス体積 V_{ANN}</td><td>4,400m³</td><td>アニュラス部最上階の体積を保守的に設定</td></tr> <tr> <td>インリーク量 $N^N_{INLEAK}(t), N^0_{INLEAK}(t)$</td><td>なし</td><td>ファンによる排気をなしとしたことに整合させて、周辺環境からの空気のインリークを考慮しない。</td></tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定の考え方	原子炉格納容器漏えい率 L	1.6%/day	大規模な漏えいの想定として、SA時想定0.16%/dayの10倍とした。	アニュラス排気流量 X_{out}	なし	保守的にファンによる排気をなしとする。	アニュラス体積 V_{ANN}	4,400m ³	アニュラス部最上階の体積を保守的に設定	インリーク量 $N^N_{INLEAK}(t), N^0_{INLEAK}(t)$	なし	ファンによる排気をなしとしたことに整合させて、周辺環境からの空気のインリークを考慮しない。	<p>第1表 評価条件一覧 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価条件</th><th>選定の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器漏えい率 L</td><td>1.6%/day</td><td>大規模な漏えいの想定として、SA時想定0.16%/dayの10倍とした。</td></tr> <tr> <td>アニュラス排気流量 X_{out}</td><td>なし</td><td>保守的にファンによる排気をなしとする。</td></tr> <tr> <td>アニュラス体積 V_{ANN}</td><td>7,860m³</td><td>アニュラス部全体積から機器搬入口やエアロック等の欠損体積を考慮して保守的に設定。</td></tr> <tr> <td>インリーク量 $N^N_{INLEAK}(t), N^0_{INLEAK}(t)$</td><td>なし</td><td>ファンによる排気をなしとしたことに整合させて、周辺環境からの空気のインリークを考慮しない。</td></tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定の考え方	原子炉格納容器漏えい率 L	1.6%/day	大規模な漏えいの想定として、SA時想定0.16%/dayの10倍とした。	アニュラス排気流量 X_{out}	なし	保守的にファンによる排気をなしとする。	アニュラス体積 V_{ANN}	7,860m ³	アニュラス部全体積から機器搬入口やエアロック等の欠損体積を考慮して保守的に設定。	インリーク量 $N^N_{INLEAK}(t), N^0_{INLEAK}(t)$	なし	ファンによる排気をなしとしたことに整合させて、周辺環境からの空気のインリークを考慮しない。	
項目	評価条件	選定の考え方																														
原子炉格納容器漏えい率 L	1.6%/day	大規模な漏えいの想定として、SA時想定0.16%/dayの10倍とした。																														
アニュラス排気流量 X_{out}	なし	保守的にファンによる排気をなしとする。																														
アニュラス体積 V_{ANN}	4,400m ³	アニュラス部最上階の体積を保守的に設定																														
インリーク量 $N^N_{INLEAK}(t), N^0_{INLEAK}(t)$	なし	ファンによる排気をなしとしたことに整合させて、周辺環境からの空気のインリークを考慮しない。																														
項目	評価条件	選定の考え方																														
原子炉格納容器漏えい率 L	1.6%/day	大規模な漏えいの想定として、SA時想定0.16%/dayの10倍とした。																														
アニュラス排気流量 X_{out}	なし	保守的にファンによる排気をなしとする。																														
アニュラス体積 V_{ANN}	7,860m ³	アニュラス部全体積から機器搬入口やエアロック等の欠損体積を考慮して保守的に設定。																														
インリーク量 $N^N_{INLEAK}(t), N^0_{INLEAK}(t)$	なし	ファンによる排気をなしとしたことに整合させて、周辺環境からの空気のインリークを考慮しない。																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

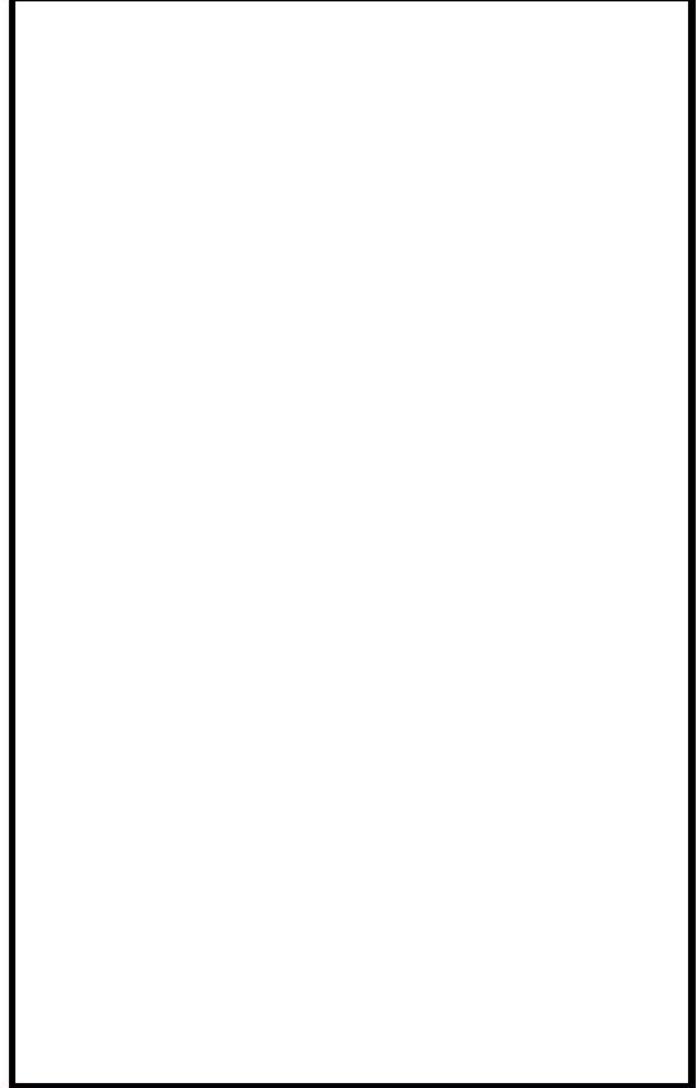
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合わせ技術的能力 1.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

53-11 アクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

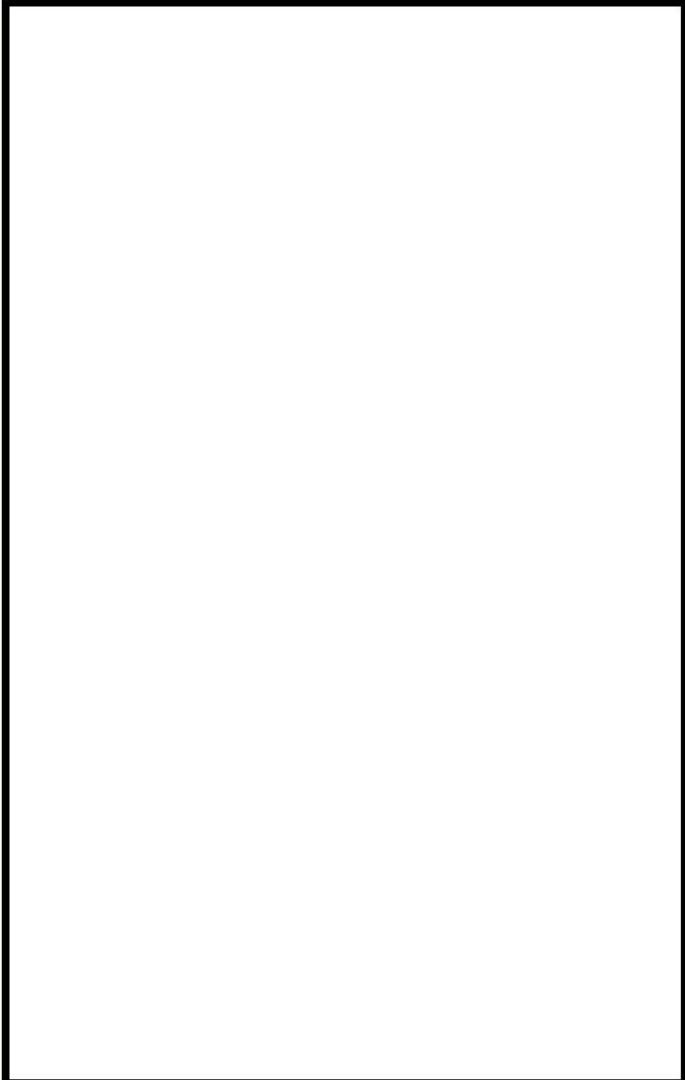
 神田みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

53-11-1

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

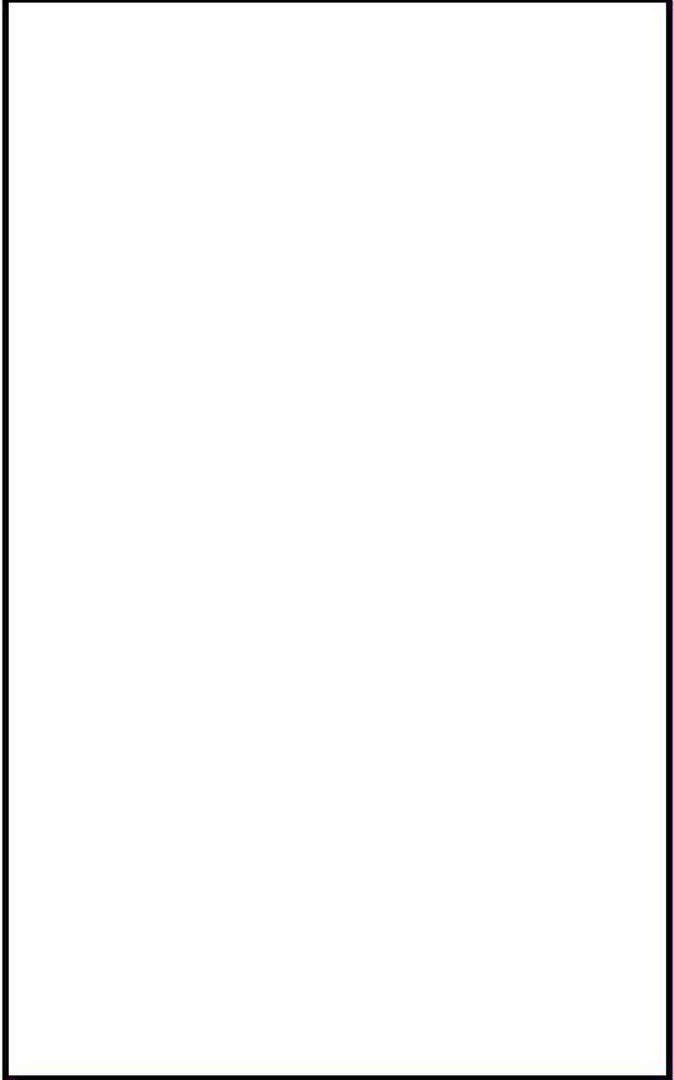
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 條項みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

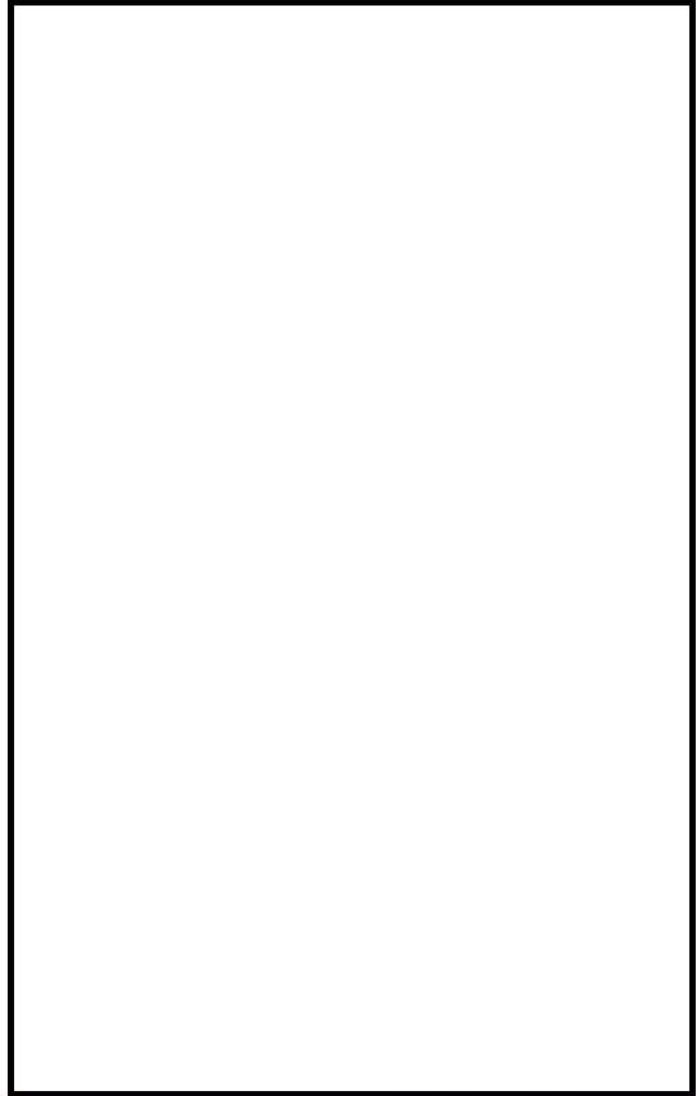
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 神田みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

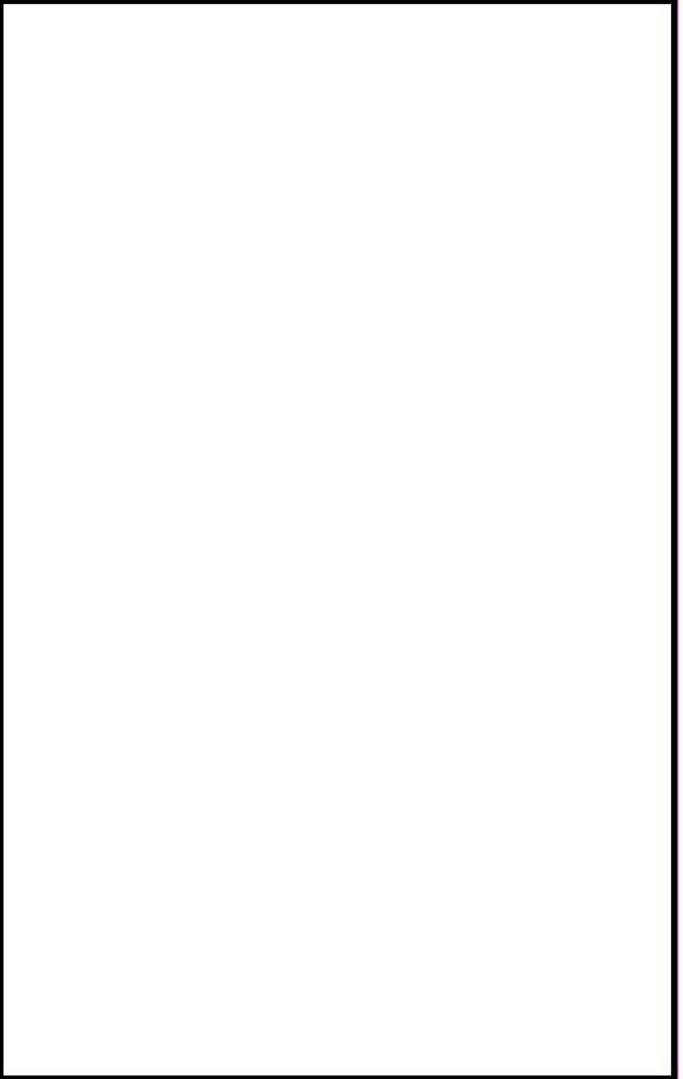
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 神田みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 □ 柄囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA54H-9 r. 5.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表

54条

令和5年8月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
補足資料のうちS A基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について																																																																																																																															
<p>「S A基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。</p>																																																																																																																															
<p>【適合性一覧表の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。 ➢ 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。 ➢ 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。 	<p>【関連資料の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。 ➢ 合成性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。 ➢ よって、表-2の整理結果との紐付け記号をS A基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。 																																																																																																																														
表-1		表-2																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いざれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>相違のある要求事項</th> <th>相違に対する考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>環境条件_環境影響</td><td>配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>②</td><td>環境条件_海水通水</td><td>外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>③</td><td>操作性</td><td>操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>④</td><td>切り替え性</td><td>本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いざれも操作可能とする方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>悪影響防止_系統設計</td><td>系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>設置場所</td><td>対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>容量等</td><td>有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象</td><td>設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>共通要因故障防止_サポート系</td><td>対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし</td></tr> </tbody> </table>	各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いざれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方	①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし	②	環境条件_海水通水	外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし	③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし	④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いざれも操作可能とする方針に相違なし	⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし	⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし	⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし	⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし	⑨	共通要因故障防止_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記号</th> <th rowspan="2">43条適合性確認項目</th> <th colspan="3">関連資料</th> <th rowspan="2">大飯との相違理由</th> </tr> <tr> <th>【大飯】</th> <th>【泊】</th> <th>【女川】(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>配置図</td> <td>配置図(保管場所図) 系統図 接続図</td> <td>配置図(保管場所図) 系統図 接続図</td> <td>泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>操作性</td> <td>配置図</td> <td>配置図 系統図 接続図</td> <td>接続図 配置図</td> <td>泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>試験・検査</td> <td>構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他</td> <td>試験・検査説明資料</td> <td>試験及び検査</td> <td>大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>切り替え性</td> <td>系統図 配置図</td> <td>系統図</td> <td>系統図</td> <td>大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付けろ必要はないと判断している</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>悪影響防止</td> <td>系統図 配置図</td> <td>系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料</td> <td>系統図 試験及び検査</td> <td>泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐づけているものである</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>設置場所</td> <td>配置図</td> <td>接続図 配置図</td> <td>接続図 配置図</td> <td>泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>容量(常設、可搬)</td> <td>容量設定根拠</td> <td>容量設定根拠</td> <td>容量設定根拠</td> <td>資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>共用の禁止</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—(異号押印申請であり共用設備なし)</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>共通要因故障防止(常設)</td> <td>配置図 系統図 設備概要</td> <td>配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料</td> <td>配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料</td> <td>記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>異なる複数の接続箇所</td> <td>配置図</td> <td>接続図</td> <td>接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>設置場所</td> <td>配置図</td> <td>接続図</td> <td>接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>保管場所</td> <td>配置図</td> <td>保管場所図</td> <td>保管場所図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>アクセスルート</td> <td>補足説明資料共通4</td> <td>アクセスルート</td> <td>アクセスルート図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>共通要因故障防止(可搬)</td> <td>配置図 系統図 設備概要</td> <td>配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図</td> <td>配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図</td> <td>記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし</td> </tr> </tbody> </table>	記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由	【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし	②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし	③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし	④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付けろ必要はないと判断している	⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐づけているものである	⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし	⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし	⑧	共用の禁止	—	—	—	—(異号押印申請であり共用設備なし)	⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし	⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図		⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図		⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図		⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図		⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし	
各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いざれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】																																																																																																																															
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方																																																																																																																													
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし																																																																																																																													
②	環境条件_海水通水	外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし																																																																																																																													
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし																																																																																																																													
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いざれも操作可能とする方針に相違なし																																																																																																																													
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし																																																																																																																													
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし																																																																																																																													
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし																																																																																																																													
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし																																																																																																																													
⑨	共通要因故障防止_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし																																																																																																																													
記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由																																																																																																																										
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)																																																																																																																											
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																										
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																										
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし																																																																																																																										
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付けろ必要はないと判断している																																																																																																																										
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐づけているものである																																																																																																																										
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																										
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																										
⑧	共用の禁止	—	—	—	—(異号押印申請であり共用設備なし)																																																																																																																										
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし																																																																																																																										
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図																																																																																																																											
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図																																																																																																																											
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図																																																																																																																											
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図																																																																																																																											
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし																																																																																																																										

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u>			
重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。			
【共通（資料構成の変更）】			
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 			
【配置図】			
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 			
【試験検査】			
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができる事を示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができる事を示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 			
【系統図】			
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 			
【容量設定根拠】			
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 			
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】			
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

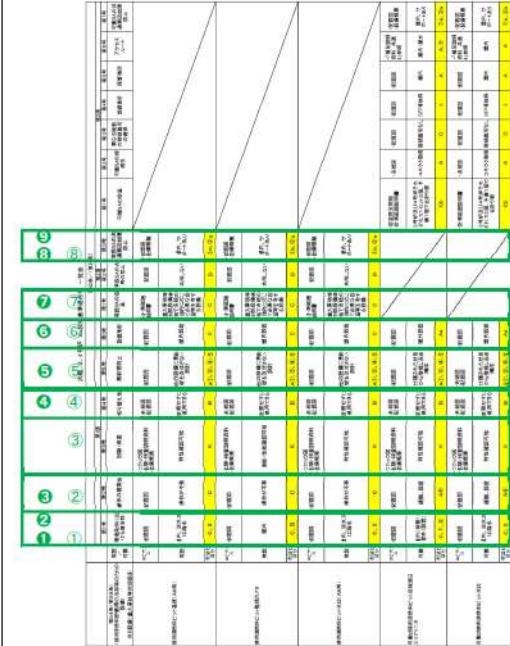
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
54-1 SA設備基準適合性一覧表	54-1 SA設備基準適合性一覧表	54-1 SA設備 基準適合性一覧表	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
 ↑ 54-1-1	<p>T042_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（液設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>運転時機器の運転状況</th> <th>泊泊液設料ビット水冷（A4頁）</th> <th>規定化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 液温計及温度計</td> <td>○</td> <td>○(以外の操作で運転時に使用) (操作部材)</td> <td>① [津尾技術資料]54-2 運転部</td> </tr> <tr> <td>② 密封</td> <td>○</td> <td>○(常に密閉を保つこと) (操作が難しくない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 密封から漏れ</td> <td>○</td> <td>○(運転時からの影響による機能を失くされない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 密封性</td> <td>○</td> <td>○(操作が難しくない)</td> <td>② -</td> </tr> <tr> <td>⑤ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能が難しくない)</td> <td>③ [津尾技術資料]54-3 供給・循環 説明資料</td> </tr> <tr> <td>⑥ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>④ -</td> </tr> <tr> <td>⑦ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑤ [津尾技術資料]54-4 系統部</td> </tr> <tr> <td>⑧ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑥ -</td> </tr> <tr> <td>⑨ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑦ [津尾技術資料]54-5 基本設計規則</td> </tr> <tr> <td>⑩ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑧ -</td> </tr> <tr> <td>⑪ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑨ [津尾技術資料]54-6 清掃機器部</td> </tr> </tbody> </table> 54-1-10	機器名	運転時機器の運転状況	泊泊液設料ビット水冷（A4頁）	規定化状況	① 液温計及温度計	○	○(以外の操作で運転時に使用) (操作部材)	① [津尾技術資料]54-2 運転部	② 密封	○	○(常に密閉を保つこと) (操作が難しくない)		③ 密封から漏れ	○	○(運転時からの影響による機能を失くされない)		④ 密封性	○	○(操作が難しくない)	② -	⑤ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能が難しくない)	③ [津尾技術資料]54-3 供給・循環 説明資料	⑥ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	④ -	⑦ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑤ [津尾技術資料]54-4 系統部	⑧ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑥ -	⑨ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑦ [津尾技術資料]54-5 基本設計規則	⑩ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑧ -	⑪ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑨ [津尾技術資料]54-6 清掃機器部	<p>泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>運転時機器の運転状況</th> <th>泊泊液設料ビット水冷（A4頁）</th> <th>規定化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(以外の操作で運転時に使用) (操作部材)</td> <td>① [津尾技術資料]54-2 運転部</td> </tr> <tr> <td>② 密封</td> <td>○</td> <td>○(常に密閉を保つこと) (操作が難しくない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 密封から漏れ</td> <td>○</td> <td>○(運転時からの影響による機能を失くされない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 密封性</td> <td>○</td> <td>○(操作が難しくない)</td> <td>② -</td> </tr> <tr> <td>⑤ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>③ [津尾技術資料]54-3 供給・循環 説明資料</td> </tr> <tr> <td>⑥ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>④ -</td> </tr> <tr> <td>⑦ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑤ [津尾技術資料]54-4 系統部</td> </tr> <tr> <td>⑧ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑥ -</td> </tr> <tr> <td>⑨ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑦ [津尾技術資料]54-5 基本設計規則</td> </tr> <tr> <td>⑩ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑧ -</td> </tr> <tr> <td>⑪ 密封装置</td> <td>○</td> <td>○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)</td> <td>⑨ [津尾技術資料]54-6 清掃機器部</td> </tr> </tbody> </table> 54-1-1	機器名	運転時機器の運転状況	泊泊液設料ビット水冷（A4頁）	規定化状況	① 密封装置	○	○(以外の操作で運転時に使用) (操作部材)	① [津尾技術資料]54-2 運転部	② 密封	○	○(常に密閉を保つこと) (操作が難しくない)		③ 密封から漏れ	○	○(運転時からの影響による機能を失くされない)		④ 密封性	○	○(操作が難しくない)	② -	⑤ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	③ [津尾技術資料]54-3 供給・循環 説明資料	⑥ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	④ -	⑦ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑤ [津尾技術資料]54-4 系統部	⑧ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑥ -	⑨ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑦ [津尾技術資料]54-5 基本設計規則	⑩ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑧ -	⑪ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑨ [津尾技術資料]54-6 清掃機器部
機器名	運転時機器の運転状況	泊泊液設料ビット水冷（A4頁）	規定化状況																																																																																															
① 液温計及温度計	○	○(以外の操作で運転時に使用) (操作部材)	① [津尾技術資料]54-2 運転部																																																																																															
② 密封	○	○(常に密閉を保つこと) (操作が難しくない)																																																																																																
③ 密封から漏れ	○	○(運転時からの影響による機能を失くされない)																																																																																																
④ 密封性	○	○(操作が難しくない)	② -																																																																																															
⑤ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能が難しくない)	③ [津尾技術資料]54-3 供給・循環 説明資料																																																																																															
⑥ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	④ -																																																																																															
⑦ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑤ [津尾技術資料]54-4 系統部																																																																																															
⑧ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑥ -																																																																																															
⑨ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑦ [津尾技術資料]54-5 基本設計規則																																																																																															
⑩ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑧ -																																																																																															
⑪ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑨ [津尾技術資料]54-6 清掃機器部																																																																																															
機器名	運転時機器の運転状況	泊泊液設料ビット水冷（A4頁）	規定化状況																																																																																															
① 密封装置	○	○(以外の操作で運転時に使用) (操作部材)	① [津尾技術資料]54-2 運転部																																																																																															
② 密封	○	○(常に密閉を保つこと) (操作が難しくない)																																																																																																
③ 密封から漏れ	○	○(運転時からの影響による機能を失くされない)																																																																																																
④ 密封性	○	○(操作が難しくない)	② -																																																																																															
⑤ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	③ [津尾技術資料]54-3 供給・循環 説明資料																																																																																															
⑥ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	④ -																																																																																															
⑦ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑤ [津尾技術資料]54-4 系統部																																																																																															
⑧ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑥ -																																																																																															
⑨ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑦ [津尾技術資料]54-5 基本設計規則																																																																																															
⑩ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑧ -																																																																																															
⑪ 密封装置	○	○(機能による操作が難しくない) (操作により機能を失かない)	⑨ [津尾技術資料]54-6 清掃機器部																																																																																															

自發電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

大飯発電所3／4号炉

三

女川原子力発電所 2号炉

TOM2番著者にアーリング 第482回 82年2月7日

54-1-11

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 S A設備基準適合性一覧表(常設)

54-1-2

自発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

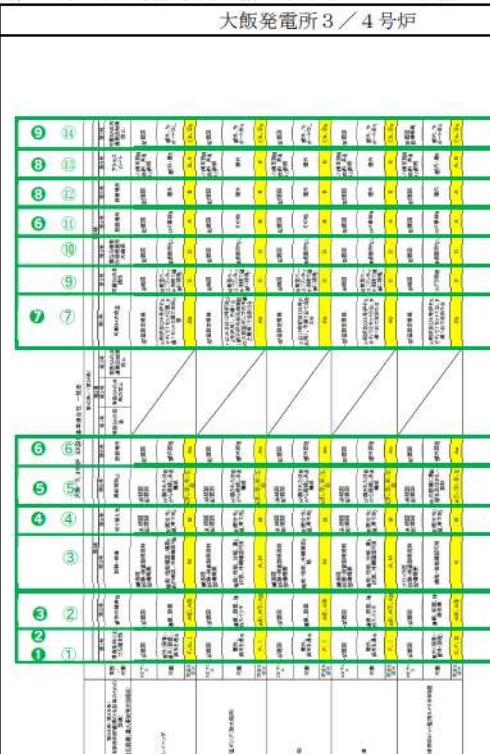
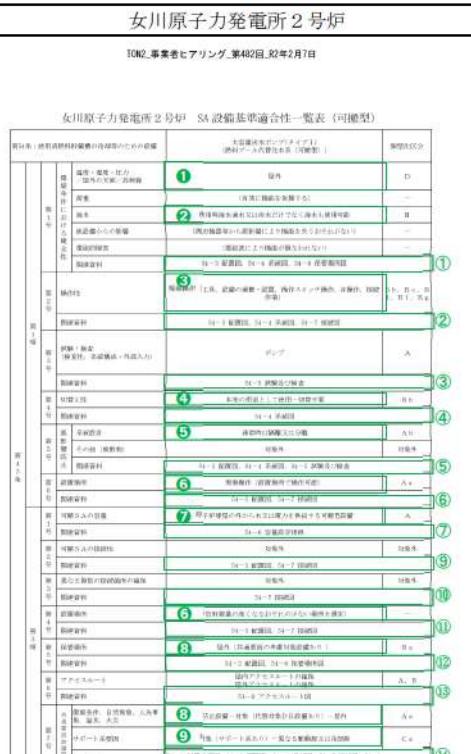
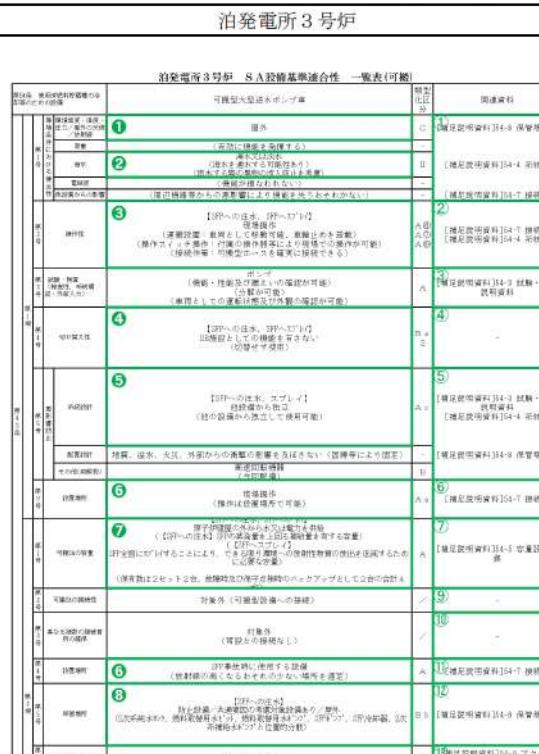
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

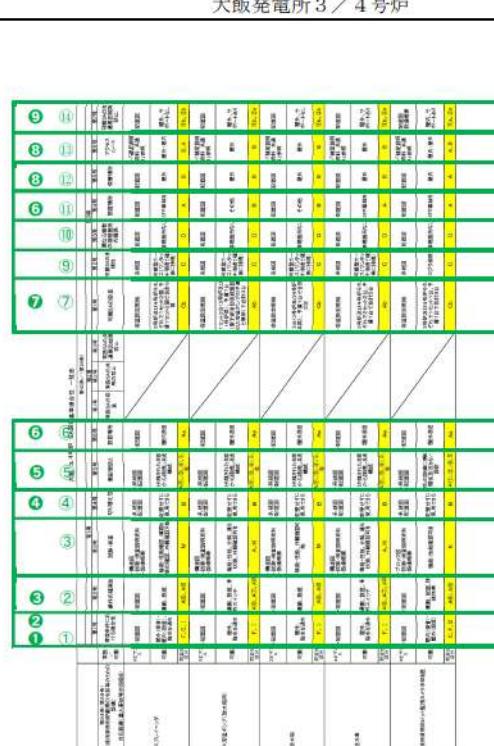
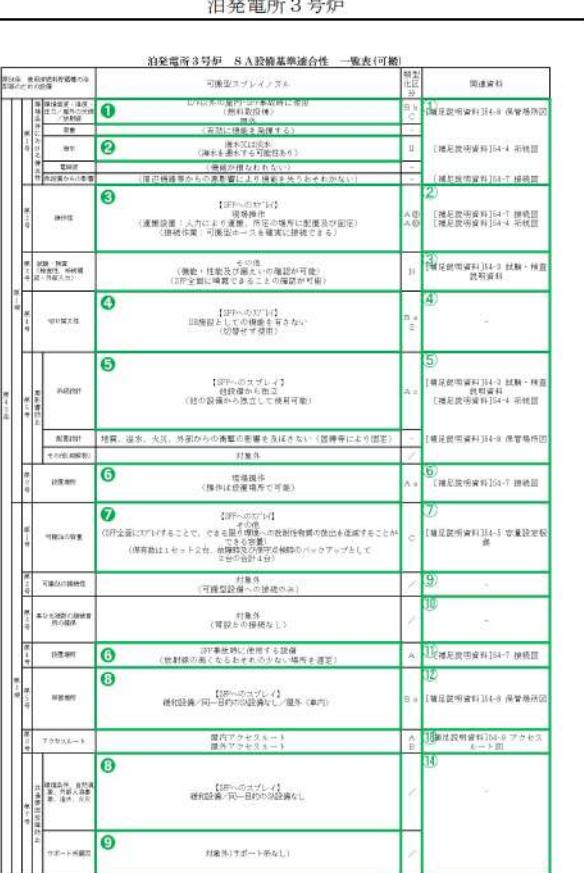
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 54-1-2	 54-1-2	 54-1-4	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p>  <p>54-1-2</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可離型)</p>  <p>54-1-5</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可離)</p>  <p>54-1-5</p>	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

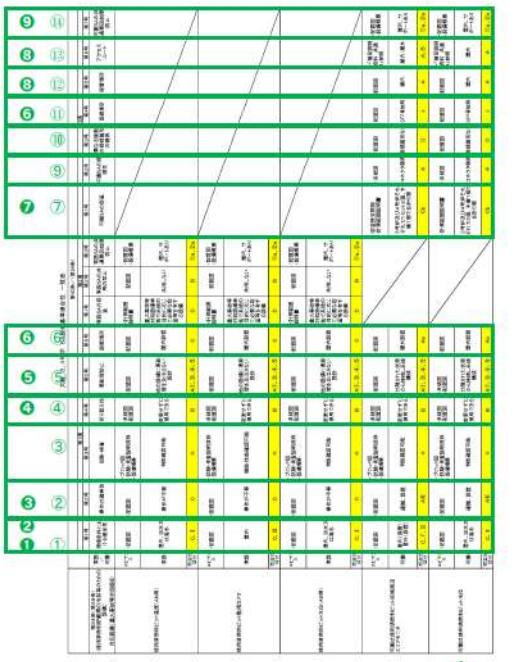
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">↑</p> <p>54-1-1</p>		 <p>54-1-6</p>	(女川) 設備構成の相違により 比較対象設備なし

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

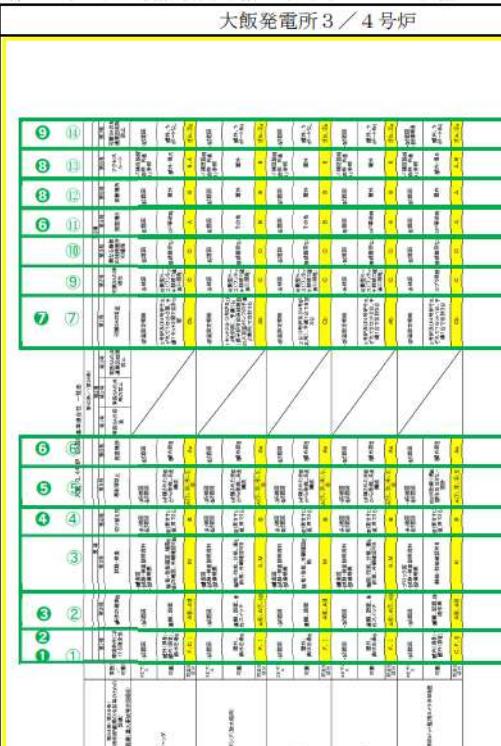
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 54-1-2		 54-1-8	<p>(女川) 設備構成の相違により 比較対象設備なし</p>

自発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																															
	<p style="text-align: center;">ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可燃型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">大飯発電所3号炉 SA手段別別表(実質的な相違)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">構造・機器</td> <td>構造・機器・安全・外観・品質・品質保証</td> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td style="text-align: center;">(直行)運転を実施する</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>維持保全</td> <td style="text-align: center;">維持保全を実施するが、定期点検実施頻度</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td style="text-align: center;">(定期監視から監視機による監視を実施しない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td style="text-align: center;">(運転操作による操作を実施しない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定</td> <td style="text-align: center;">(温度測定による測定を実施しない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">54-1 基準回、54-4 実施回、54-9 保守規則内規</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">D,b,c,d,e,f,g,h,i</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">54-1 基準回、54-4 実施回、54-9 保守規則</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">運転・操作</td> <td>運転・操作</td> <td style="text-align: center;">定期操作</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期作業・定期点検)</td> <td style="text-align: center;">A,b</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">D,b,c,d,e,f,g,h,i</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">A,s</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">監視・測定</td> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">A,b</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">A,s</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">B,u</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">保守・点検</td> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">C,s</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">C,u</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>測定装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期測定による測定を実施する)</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td style="text-align: center;">定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td style="text-align: center;">定期的(定期監視による監視を実施する)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">54-1-1</p>	項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		大飯発電所3号炉 SA手段別別表(実質的な相違)		構造・機器	構造・機器・安全・外観・品質・品質保証	屋外	D	運転	(直行)運転を実施する	—	維持保全	維持保全を実施するが、定期点検実施頻度	B	監視	(定期監視から監視機による監視を実施しない)	—	操作	(運転操作による操作を実施しない)	—	測定	(温度測定による測定を実施しない)	—	監視装置	54-1 基準回、54-4 実施回、54-9 保守規則内規	—	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	D,b,c,d,e,f,g,h,i	監視装置	54-1 基準回、54-4 実施回、54-9 保守規則	—	測定装置	(定期測定による測定を実施する)	A	運転・操作	運転・操作	定期操作	—	監視装置	定期的(定期作業・定期点検)	A,b	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	D,b,c,d,e,f,g,h,i	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	A,s	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	A	監視・測定	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	B	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	A,b	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	A,s	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	B,u	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	B	保守・点検	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	C,s	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	C,u	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	C	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—	(女川) 【SA手段の相違】 SA手段の相違により比較対象設備なし
項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		大飯発電所3号炉 SA手段別別表(実質的な相違)																																																																																																																																
構造・機器	構造・機器・安全・外観・品質・品質保証	屋外	D																																																																																																																															
	運転	(直行)運転を実施する	—																																																																																																																															
	維持保全	維持保全を実施するが、定期点検実施頻度	B																																																																																																																															
	監視	(定期監視から監視機による監視を実施しない)	—																																																																																																																															
	操作	(運転操作による操作を実施しない)	—																																																																																																																															
	測定	(温度測定による測定を実施しない)	—																																																																																																																															
	監視装置	54-1 基準回、54-4 実施回、54-9 保守規則内規	—																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	D,b,c,d,e,f,g,h,i																																																																																																																															
	監視装置	54-1 基準回、54-4 実施回、54-9 保守規則	—																																																																																																																															
	測定装置	(定期測定による測定を実施する)	A																																																																																																																															
運転・操作	運転・操作	定期操作	—																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期作業・定期点検)	A,b																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	D,b,c,d,e,f,g,h,i																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	A,s																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	A																																																																																																																															
監視・測定	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	B																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	A,b																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	—																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	A,s																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	B,u																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	B																																																																																																																															
保守・点検	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	C,s																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	C,u																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															
	測定装置	定期的(定期測定による測定を実施する)	C																																																																																																																															
	操作装置	定期操作(工具、装置の運転・整備、機材のインサート作業、在庫作業)	—																																																																																																																															
	監視装置	定期的(定期監視による監視を実施する)	—																																																																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

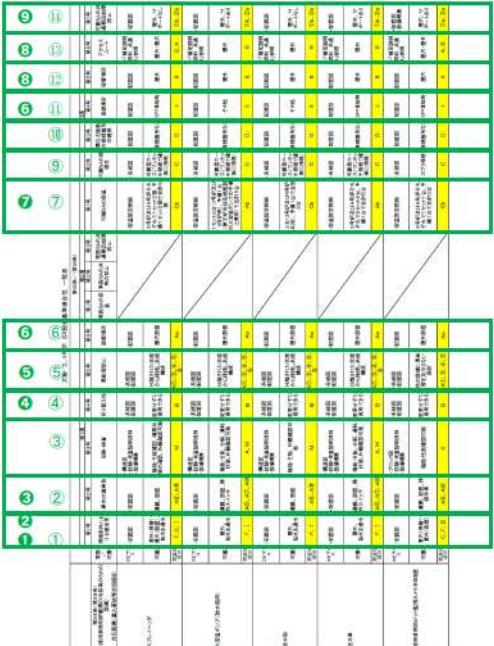
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																			
	<p style="text-align: center;">ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可燃型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</th> <th colspan="2">規制方針(標準)と実施方針(実際の運営)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">規制方針</td> <td>運転・監視・保守・点検・定期検査・改修等の実施手順</td> <td>屋外</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(直近の運転を実施する予定)</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被曝被漏水检测装置の設置場所</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(被曝被漏水检测装置による检测を実施していない)</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被曝被漏水检测装置の定期検査</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査による检测結果</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 保全検査回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>被曝被漏水检测装置、被曝被漏水检测、被曝被漏水检测、在操作、定期検査回</td> <td>B, C, D, E, F, G</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>5回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">実施手順</td> <td>定期検査回数、定期検査回数、定期検査回数</td> <td>定期</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>定期検査回数</td> <td>定期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-1 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-4 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査回数</td> <td>54-9 基準回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		規制方針(標準)と実施方針(実際の運営)		備考	規制方針	運転・監視・保守・点検・定期検査・改修等の実施手順	屋外	D		(直近の運転を実施する予定)	—			被曝被漏水检测装置の設置場所	B			(被曝被漏水检测装置による检测を実施していない)	—			被曝被漏水检测装置の定期検査	—			定期検査による检测結果	—			定期検査	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 保全検査回			操作手順	被曝被漏水检测装置、被曝被漏水检测、被曝被漏水检测、在操作、定期検査回	B, C, D, E, F, G		定期検査回	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回			定期検査回数	5回			実施手順	定期検査回数、定期検査回数、定期検査回数	定期	A		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期検査回数	A		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期検査回数	B		定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期検査回数	C		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回			定期検査回数	定期検査回数	定期		定期検査回数	54-1 基準回			定期検査回数	54-4 基準回			定期検査回数	54-9 基準回					(女川) 【SA手段の相違】 SA手段の相違により比較対象設備なし
項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		規制方針(標準)と実施方針(実際の運営)		備考																																																																																																																																																																																																																		
規制方針	運転・監視・保守・点検・定期検査・改修等の実施手順	屋外	D																																																																																																																																																																																																																			
	(直近の運転を実施する予定)	—																																																																																																																																																																																																																				
	被曝被漏水检测装置の設置場所	B																																																																																																																																																																																																																				
	(被曝被漏水检测装置による检测を実施していない)	—																																																																																																																																																																																																																				
	被曝被漏水检测装置の定期検査	—																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査による检测結果	—																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 保全検査回																																																																																																																																																																																																																				
	操作手順	被曝被漏水检测装置、被曝被漏水检测、被曝被漏水检测、在操作、定期検査回	B, C, D, E, F, G																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	5回																																																																																																																																																																																																																				
実施手順	定期検査回数、定期検査回数、定期検査回数	定期	A																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
定期検査回数	定期検査回数	定期検査回数	A																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
定期検査回数	定期検査回数	定期検査回数	B																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
定期検査回数	定期検査回数	定期検査回数	C																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回、54-4 基準回、54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	定期検査回数	定期																																																																																																																																																																																																																			
	定期検査回数	54-1 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-4 基準回																																																																																																																																																																																																																				
	定期検査回数	54-9 基準回																																																																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 ↑ ↑			<p>(大飯) 記載箇所の相違 泊は「燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水」に用いる設備の適合性については56条にて記載することとしてるため比較対象設備なし(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可燃型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</th> <th>熱交換器ユニット</th> <th>制御仕組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">新 設 計 手 段 と 其 の 相 違 い</td> <td>運転・監視・保守 装置 に 付 け て 行 か れ る 操 作 手 段 と 其 の 相 違 い</td> <td>屋外 （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合）</td> <td>D — — — — — — — — — —</td> </tr> <tr> <td>操作手段</td> <td>操作操作（圧縮機の操作・充填、操作スイッチ操作、操作伴走）</td> <td>B.e., B.f., S S</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-1 制御回路, 54-1 液位回路, 54-1 压力回路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 装置、モニタ ー装置、保護装 置、外観点検、 外観点検</td> <td>ピッヂ、熱交換器</td> <td>A, D</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-1 制御回路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>本体の周囲上工事用・防護用</td> <td>B.u.</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-4 制御回路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>直噴式の周囲上工事用</td> <td>A.H.</td> </tr> <tr> <td>監視手段 （シーリング・漏洩検出）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>試験装置</td> <td>54-1 制御回路, 54-1 液位, 54-1 壓力/液位/流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>実験操作（直接操作）</td> <td>A.s.</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-1 制御回路, 54-1 液位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>電子的測定の結果から直接力と並行して監視する装置</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-6 制御回路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段（冷却水供給装置）</td> <td>クランプ盤</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-1 制御回路, 54-1 液位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段（冷却水供給装置）</td> <td>制御回路の監視</td> <td>A.H.</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-7 制御回路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>（直噴装置が全く立ち上げられない場合）（直噴装置）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-1 制御回路, 54-1 液位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>屋内・屋外両方の本体外壁部の監視</td> <td>B.u.</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-2 制御回路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段 （アラームスイッチ）</td> <td>屋外アラームスイッチ直接</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>54-3 アラームスイッチ直接</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>（監視各部、監視装置、火災警報装置、火災警報装置）</td> <td>A.e.</td> </tr> <tr> <td>監視手段 （シーリング・漏洩検出）</td> <td>対象（シーリングの一部を含む監視装置）</td> <td>C.e.</td> </tr> <tr> <td>監視手段</td> <td>54-2 制御回路, 54-1 液位回路, 54-1 壓力回路, 54-1 壓力回路</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		熱交換器ユニット	制御仕組み	新 設 計 手 段 と 其 の 相 違 い	運転・監視・保守 装置 に 付 け て 行 か れ る 操 作 手 段 と 其 の 相 違 い	屋外 （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合）	D — — — — — — — — — —	操作手段	操作操作（圧縮機の操作・充填、操作スイッチ操作、操作伴走）	B.e., B.f., S S	制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位回路, 54-1 压力回路		試験・検査 装置、モニタ ー装置、保護装 置、外観点検、 外観点検	ピッヂ、熱交換器	A, D	制御装置	54-1 制御回路		監視手段	本体の周囲上工事用・防護用	B.u.	制御装置	54-4 制御回路		監視手段	直噴式の周囲上工事用	A.H.	監視手段 （シーリング・漏洩検出）	対象外	対象外	試験装置	54-1 制御回路, 54-1 液位, 54-1 壓力/液位/流量		監視手段	実験操作（直接操作）	A.s.	制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位		監視手段	電子的測定の結果から直接力と並行して監視する装置	A	制御装置	54-6 制御回路		監視手段（冷却水供給装置）	クランプ盤	B	制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位		監視手段（冷却水供給装置）	制御回路の監視	A.H.	制御装置	54-7 制御回路		監視手段	（直噴装置が全く立ち上げられない場合）（直噴装置）	—	制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位		監視手段	屋内・屋外両方の本体外壁部の監視	B.u.	制御装置	54-2 制御回路		監視手段 （アラームスイッチ）	屋外アラームスイッチ直接	B	制御装置	54-3 アラームスイッチ直接		監視手段	（監視各部、監視装置、火災警報装置、火災警報装置）	A.e.	監視手段 （シーリング・漏洩検出）	対象（シーリングの一部を含む監視装置）	C.e.	監視手段	54-2 制御回路, 54-1 液位回路, 54-1 壓力回路, 54-1 壓力回路		<p>(女川) 【SA手段の相違】 SA手段の相違により比較対象設備なし</p>
項目名: 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		熱交換器ユニット	制御仕組み																																																																																					
新 設 計 手 段 と 其 の 相 違 い	運転・監視・保守 装置 に 付 け て 行 か れ る 操 作 手 段 と 其 の 相 違 い	屋外 （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合） （直撃日射熱を受ける場合）	D — — — — — — — — — —																																																																																					
	操作手段	操作操作（圧縮機の操作・充填、操作スイッチ操作、操作伴走）	B.e., B.f., S S																																																																																					
	制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位回路, 54-1 压力回路																																																																																						
	試験・検査 装置、モニタ ー装置、保護装 置、外観点検、 外観点検	ピッヂ、熱交換器	A, D																																																																																					
	制御装置	54-1 制御回路																																																																																						
	監視手段	本体の周囲上工事用・防護用	B.u.																																																																																					
	制御装置	54-4 制御回路																																																																																						
	監視手段	直噴式の周囲上工事用	A.H.																																																																																					
	監視手段 （シーリング・漏洩検出）	対象外	対象外																																																																																					
	試験装置	54-1 制御回路, 54-1 液位, 54-1 壓力/液位/流量																																																																																						
監視手段	実験操作（直接操作）	A.s.																																																																																						
制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位																																																																																							
監視手段	電子的測定の結果から直接力と並行して監視する装置	A																																																																																						
制御装置	54-6 制御回路																																																																																							
監視手段（冷却水供給装置）	クランプ盤	B																																																																																						
制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位																																																																																							
監視手段（冷却水供給装置）	制御回路の監視	A.H.																																																																																						
制御装置	54-7 制御回路																																																																																							
監視手段	（直噴装置が全く立ち上げられない場合）（直噴装置）	—																																																																																						
制御装置	54-1 制御回路, 54-1 液位																																																																																							
監視手段	屋内・屋外両方の本体外壁部の監視	B.u.																																																																																						
制御装置	54-2 制御回路																																																																																							
監視手段 （アラームスイッチ）	屋外アラームスイッチ直接	B																																																																																						
制御装置	54-3 アラームスイッチ直接																																																																																							
監視手段	（監視各部、監視装置、火災警報装置、火災警報装置）	A.e.																																																																																						
監視手段 （シーリング・漏洩検出）	対象（シーリングの一部を含む監視装置）	C.e.																																																																																						
監視手段	54-2 制御回路, 54-1 液位回路, 54-1 壓力回路, 54-1 壓力回路																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可燃型）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資料名：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</th> <th>方針資料名：(アリ) / (ナシ)</th> <th>実際の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第1章 概要</td> <td>監視・測定・計測・操作・遮断装置</td> <td>設内</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>周囲</td> <td>(直達式断面冷却装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>冷却水供給装置(直達式冷却装置)</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置(直達式冷却装置)</td> <td>(直達式冷却装置(直達式冷却装置)の仕様)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置(直達式冷却装置)</td> <td>(直達式冷却装置(直達式冷却装置)の仕様)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置(直達式冷却装置)</td> <td>54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範囲図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>操作操作(直達式冷却装置、操作手順)、操作手順(操作操作)</td> <td>54-1, 54-2, 54-3</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視・測定・計測・操作・遮断装置</td> <td>アリ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第2章 構造</td> <td>冷却水供給装置</td> <td>冷却水供給装置(直達式冷却装置)</td> <td>用</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>AII</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範囲図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>冷却操作(直達式冷却装置)</td> <td>AII</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>冷却水供給装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第3章 運転</td> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>用</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第4章 保守</td> <td>監視装置</td> <td>監視装置(直達式冷却装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>監視装置(直達式冷却装置)</td> <td>用</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第5章 運行</td> <td>監視各機、監視装置、点検装置、点検手順</td> <td>点検装置(直達式冷却装置)の仕様</td> <td>AII</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置、点検装置、点検手順</td> <td>点検(直達式冷却装置)の実施手順</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>54-1 断面図、54-2 断面図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>54-1 断面図(解説)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視各機、監視装置</td> <td>直達式冷却装置(直達式冷却装置)</td> <td>直達式</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第6章 設備</td> <td>SA手段</td> <td>SA手段の相違</td> <td>SA手段の相違により比較対象設備なし</td> </tr> </tbody> </table>	資料名：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		方針資料名：(アリ) / (ナシ)	実際の区分	第1章 概要	監視・測定・計測・操作・遮断装置	設内	D	周囲	(直達式断面冷却装置)	—	冷却水供給装置	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	I	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	(直達式冷却装置(直達式冷却装置)の仕様)	—	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	(直達式冷却装置(直達式冷却装置)の仕様)	—	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範囲図	—	操作	操作操作(直達式冷却装置、操作手順)、操作手順(操作操作)	54-1, 54-2, 54-3	監視装置	54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範図	—	監視・測定・計測・操作・遮断装置	アリ	A	監視装置	54-1 断面図(解説)	—	第2章 構造	冷却水供給装置	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	用	冷却水供給装置	54-1 断面図	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	AII	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範囲図	—	冷却水供給装置	冷却操作(直達式冷却装置)	AII	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置	C	冷却水供給装置	54-1 断面図(解説)	—	冷却水供給装置	冷却水供給装置	C	第3章 運転	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	用	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	冷却水供給装置	54-1 断面図	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	冷却水供給装置	54-1 断面図(解説)	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	第4章 保守	監視装置	監視装置(直達式冷却装置)	—	監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	監視装置	監視装置(直達式冷却装置)	用	監視装置	54-1 断面図(解説)	—	監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	監視装置	54-1 断面図(解説)	—	監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	第5章 運行	監視各機、監視装置、点検装置、点検手順	点検装置(直達式冷却装置)の仕様	AII	監視各機、監視装置、点検装置、点検手順	点検(直達式冷却装置)の実施手順	C	監視各機、監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	監視各機、監視装置	54-1 断面図(解説)	—	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	監視各機、監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	監視各機、監視装置	54-1 断面図(解説)	—	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式	第6章 設備	SA手段	SA手段の相違	SA手段の相違により比較対象設備なし
資料名：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		方針資料名：(アリ) / (ナシ)	実際の区分																																																																																																																																																																	
第1章 概要	監視・測定・計測・操作・遮断装置	設内	D																																																																																																																																																																	
	周囲	(直達式断面冷却装置)	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	I																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	(直達式冷却装置(直達式冷却装置)の仕様)	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	(直達式冷却装置(直達式冷却装置)の仕様)	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範囲図	—																																																																																																																																																																	
	操作	操作操作(直達式冷却装置、操作手順)、操作手順(操作操作)	54-1, 54-2, 54-3																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範図	—																																																																																																																																																																	
	監視・測定・計測・操作・遮断装置	アリ	A																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
第2章 構造	冷却水供給装置	冷却水供給装置(直達式冷却装置)	用																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	AII																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-1 実施図、54-1 保有範囲図	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	冷却操作(直達式冷却装置)	AII																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置	C																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	冷却水供給装置	C																																																																																																																																																																	
第3章 運転	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	用																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	冷却水供給装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
第4章 保守	監視装置	監視装置(直達式冷却装置)	—																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	監視装置	監視装置(直達式冷却装置)	用																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
	監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
	監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
第5章 運行	監視各機、監視装置、点検装置、点検手順	点検装置(直達式冷却装置)の仕様	AII																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置、点検装置、点検手順	点検(直達式冷却装置)の実施手順	C																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	54-1 断面図、54-2 断面図	—																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	54-1 断面図(解説)	—																																																																																																																																																																	
	監視各機、監視装置	直達式冷却装置(直達式冷却装置)	直達式																																																																																																																																																																	
第6章 設備	SA手段	SA手段の相違	SA手段の相違により比較対象設備なし																																																																																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>ION2_基準適合アーリング_第482回_202年2月7日</p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（液温2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機制アーリング実施系図</th> <th>機制実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視・警報・処理・操作・並列運転</td><td>原子炉保護装置下位機内</td><td>■</td></tr> <tr> <td>監視</td><td>「計測・検査・警報」</td><td>—</td></tr> <tr> <td>警報</td><td>再生ヒート交換器</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>操作</td><td>(既述基準)「熱電離離子発電を起動する場合」</td><td>—</td></tr> <tr> <td>並列運転</td><td>既述同じく「熱電離離子発電を起動する場合」</td><td>—</td></tr> <tr> <td>複数回路</td><td>既述同じく「熱電離離子発電を起動する場合」</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>SA-1 駆動部、SA-4 本体部、SA-9 施設側部屋</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>半水素鉱油井</td><td>A</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>SA-3 安置部、SA-4 本体部、SA-7 機械室</td><td>—</td></tr> <tr> <td>汽水系統</td><td>ボンブ</td><td>A</td></tr> <tr> <td>汽水系統</td><td>SA-7 油膜潤滑装置</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第1号機</td><td>本体の構造として本體・機械・燃費必要</td><td>B a</td></tr> <tr> <td>第1号機</td><td>SA-4 本体部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>*外の航行三条式機械</td><td>A a</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>本体・本體部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>SA-6 機械室 (機械室)</td><td>B b</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>SA-1 機械部、SA-1 本体部、SA-1 駆動部 (機械)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第2号機</td><td>中水素鉱油井</td><td>■</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>SA-1 機械部、SA-1 機械室</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第3号機</td><td>既述3号機の設備</td><td>■</td></tr> <tr> <td>第3号機</td><td>SA-3 安置部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第3号機</td><td>SA-3 安置部実施部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第3号機</td><td>(本体)交叉小管部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>機械室、燃費装置、人形室、底面、底面</td><td>A a</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>既述既述 (機械室)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>対応 (ボートホルダ) 單なる駆動部、浮動部</td><td>C a</td></tr> <tr> <td>機械室</td><td>SA-2 本体部機械、SA-3 安置部、SA-4 本体部</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	機制アーリング実施系図		機制実施	監視・警報・処理・操作・並列運転	原子炉保護装置下位機内	■	監視	「計測・検査・警報」	—	警報	再生ヒート交換器	対象外	操作	(既述基準)「熱電離離子発電を起動する場合」	—	並列運転	既述同じく「熱電離離子発電を起動する場合」	—	複数回路	既述同じく「熱電離離子発電を起動する場合」	—	機械室	SA-1 駆動部、SA-4 本体部、SA-9 施設側部屋	—	機械室	半水素鉱油井	A	機械室	SA-3 安置部、SA-4 本体部、SA-7 機械室	—	汽水系統	ボンブ	A	汽水系統	SA-7 油膜潤滑装置	—	第1号機	本体の構造として本體・機械・燃費必要	B a	第1号機	SA-4 本体部	—	機械室	*外の航行三条式機械	A a	機械室	本体・本體部	—	機械室	SA-6 機械室 (機械室)	B b	機械室	SA-1 機械部、SA-1 本体部、SA-1 駆動部 (機械)	—	第2号機	中水素鉱油井	■	機械室	SA-1 機械部、SA-1 機械室	—	第3号機	既述3号機の設備	■	第3号機	SA-3 安置部	—	第3号機	SA-3 安置部実施部	—	第3号機	(本体)交叉小管部	—	機械室	—	—	機械室	機械室、燃費装置、人形室、底面、底面	A a	機械室	既述既述 (機械室)	—	機械室	対応 (ボートホルダ) 單なる駆動部、浮動部	C a	機械室	SA-2 本体部機械、SA-3 安置部、SA-4 本体部	—	<p>(女川) 【SA手段の相違】 SA 手段の相違により比較対象設備なし</p>
機制アーリング実施系図		機制実施																																																																																							
監視・警報・処理・操作・並列運転	原子炉保護装置下位機内	■																																																																																							
監視	「計測・検査・警報」	—																																																																																							
警報	再生ヒート交換器	対象外																																																																																							
操作	(既述基準)「熱電離離子発電を起動する場合」	—																																																																																							
並列運転	既述同じく「熱電離離子発電を起動する場合」	—																																																																																							
複数回路	既述同じく「熱電離離子発電を起動する場合」	—																																																																																							
機械室	SA-1 駆動部、SA-4 本体部、SA-9 施設側部屋	—																																																																																							
機械室	半水素鉱油井	A																																																																																							
機械室	SA-3 安置部、SA-4 本体部、SA-7 機械室	—																																																																																							
汽水系統	ボンブ	A																																																																																							
汽水系統	SA-7 油膜潤滑装置	—																																																																																							
第1号機	本体の構造として本體・機械・燃費必要	B a																																																																																							
第1号機	SA-4 本体部	—																																																																																							
機械室	*外の航行三条式機械	A a																																																																																							
機械室	本体・本體部	—																																																																																							
機械室	SA-6 機械室 (機械室)	B b																																																																																							
機械室	SA-1 機械部、SA-1 本体部、SA-1 駆動部 (機械)	—																																																																																							
第2号機	中水素鉱油井	■																																																																																							
機械室	SA-1 機械部、SA-1 機械室	—																																																																																							
第3号機	既述3号機の設備	■																																																																																							
第3号機	SA-3 安置部	—																																																																																							
第3号機	SA-3 安置部実施部	—																																																																																							
第3号機	(本体)交叉小管部	—																																																																																							
機械室	—	—																																																																																							
機械室	機械室、燃費装置、人形室、底面、底面	A a																																																																																							
機械室	既述既述 (機械室)	—																																																																																							
機械室	対応 (ボートホルダ) 單なる駆動部、浮動部	C a																																																																																							
機械室	SA-2 本体部機械、SA-3 安置部、SA-4 本体部	—																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																															
	<p style="text-align: center;">ION2_基準適合アーリング_第482回_202年2月7日</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（液温2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機器名：液温2用冷却材供給のための装置</th> <th>機器名：液温2用加湿空冷装置</th> <th>機器名：空冷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第 1 項 運 行 手 段</td> <td>電動・制御・圧力・温度・流量測定装置</td> <td>東芝伊藤電機製作所機内</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>計量装置</td> <td>計量・流量・水温・水位・水温・水位</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水に加水</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>循環ポンプ</td> <td>（既存機器等）海水循環ポンプ（既存機器等）海水循環ポンプ</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>流量計</td> <td>既存計（既存計）既存計</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>温度計</td> <td>既存計（既存計）既存計</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>振動計</td> <td>既存計（既存計）既存計</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>音響計</td> <td>既存計（既存計）既存計</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>照度計</td> <td>既存計（既存計）既存計</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>風速計</td> <td>既存計（既存計）既存計</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第 2 項 操 作 手 段</td> <td>操作手順</td> <td>34-1-2起動回路 34-1-4 未確認 34-1-7 停止回路</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>操作装置</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作工具</td> <td>操作工具</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作人員</td> <td>操作人員</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作時間</td> <td>操作時間</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作方法</td> <td>操作方法</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>操作手順</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>操作装置</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作工具</td> <td>操作工具</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>操作人員</td> <td>操作人員</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第 3 項 監 視 手 段</td> <td>監視手順</td> <td>＊各回路作業手順書</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>監視装置</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視工具</td> <td>監視工具</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視員</td> <td>34-1-2起動回路 34-1-4 未確認 34-1-7 停止回路</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視時間</td> <td>監視時間</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視方法</td> <td>監視方法</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視手順</td> <td>監視手順</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td>監視装置</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視工具</td> <td>監視工具</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>監視員</td> <td>監視員</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第 4 項 保 持 手 段</td> <td>保持手順</td> <td>既存機器の点検手順書</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持装置</td> <td>保持装置</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持工具</td> <td>保持工具</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持員</td> <td>（未達成）未達成</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持時間</td> <td>保持時間</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持方法</td> <td>保持方法</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持手順</td> <td>保持手順</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持装置</td> <td>保持装置</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持工具</td> <td>保持工具</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>保持員</td> <td>保持員</td> <td>青</td> </tr> </tbody> </table>	機器名：液温2用冷却材供給のための装置		機器名：液温2用加湿空冷装置	機器名：空冷	第 1 項 運 行 手 段	電動・制御・圧力・温度・流量測定装置	東芝伊藤電機製作所機内	赤	計量装置	計量・流量・水温・水位・水温・水位	青	海水	海水を海水に加水	青	循環ポンプ	（既存機器等）海水循環ポンプ（既存機器等）海水循環ポンプ	青	流量計	既存計（既存計）既存計	青	温度計	既存計（既存計）既存計	青	振動計	既存計（既存計）既存計	青	音響計	既存計（既存計）既存計	青	照度計	既存計（既存計）既存計	青	風速計	既存計（既存計）既存計	青	第 2 項 操 作 手 段	操作手順	34-1-2起動回路 34-1-4 未確認 34-1-7 停止回路	青	操作装置	操作装置	青	操作工具	操作工具	青	操作人員	操作人員	青	操作時間	操作時間	青	操作方法	操作方法	青	操作手順	操作手順	青	操作装置	操作装置	青	操作工具	操作工具	青	操作人員	操作人員	青	第 3 項 監 視 手 段	監視手順	＊各回路作業手順書	赤	監視装置	監視装置	青	監視工具	監視工具	青	監視員	34-1-2起動回路 34-1-4 未確認 34-1-7 停止回路	青	監視時間	監視時間	青	監視方法	監視方法	青	監視手順	監視手順	青	監視装置	監視装置	青	監視工具	監視工具	青	監視員	監視員	青	第 4 項 保 持 手 段	保持手順	既存機器の点検手順書	青	保持装置	保持装置	青	保持工具	保持工具	青	保持員	（未達成）未達成	青	保持時間	保持時間	青	保持方法	保持方法	青	保持手順	保持手順	青	保持装置	保持装置	青	保持工具	保持工具	青	保持員	保持員	青	(女川) 【SA手段の相違】 SA手段の相違により比較対象設備なし
機器名：液温2用冷却材供給のための装置		機器名：液温2用加湿空冷装置	機器名：空冷																																																																																																																															
第 1 項 運 行 手 段	電動・制御・圧力・温度・流量測定装置	東芝伊藤電機製作所機内	赤																																																																																																																															
	計量装置	計量・流量・水温・水位・水温・水位	青																																																																																																																															
	海水	海水を海水に加水	青																																																																																																																															
	循環ポンプ	（既存機器等）海水循環ポンプ（既存機器等）海水循環ポンプ	青																																																																																																																															
	流量計	既存計（既存計）既存計	青																																																																																																																															
	温度計	既存計（既存計）既存計	青																																																																																																																															
	振動計	既存計（既存計）既存計	青																																																																																																																															
	音響計	既存計（既存計）既存計	青																																																																																																																															
	照度計	既存計（既存計）既存計	青																																																																																																																															
	風速計	既存計（既存計）既存計	青																																																																																																																															
第 2 項 操 作 手 段	操作手順	34-1-2起動回路 34-1-4 未確認 34-1-7 停止回路	青																																																																																																																															
	操作装置	操作装置	青																																																																																																																															
	操作工具	操作工具	青																																																																																																																															
	操作人員	操作人員	青																																																																																																																															
	操作時間	操作時間	青																																																																																																																															
	操作方法	操作方法	青																																																																																																																															
	操作手順	操作手順	青																																																																																																																															
	操作装置	操作装置	青																																																																																																																															
	操作工具	操作工具	青																																																																																																																															
	操作人員	操作人員	青																																																																																																																															
第 3 項 監 視 手 段	監視手順	＊各回路作業手順書	赤																																																																																																																															
	監視装置	監視装置	青																																																																																																																															
	監視工具	監視工具	青																																																																																																																															
	監視員	34-1-2起動回路 34-1-4 未確認 34-1-7 停止回路	青																																																																																																																															
	監視時間	監視時間	青																																																																																																																															
	監視方法	監視方法	青																																																																																																																															
	監視手順	監視手順	青																																																																																																																															
	監視装置	監視装置	青																																																																																																																															
	監視工具	監視工具	青																																																																																																																															
	監視員	監視員	青																																																																																																																															
第 4 項 保 持 手 段	保持手順	既存機器の点検手順書	青																																																																																																																															
	保持装置	保持装置	青																																																																																																																															
	保持工具	保持工具	青																																																																																																																															
	保持員	（未達成）未達成	青																																																																																																																															
	保持時間	保持時間	青																																																																																																																															
	保持方法	保持方法	青																																																																																																																															
	保持手順	保持手順	青																																																																																																																															
	保持装置	保持装置	青																																																																																																																															
	保持工具	保持工具	青																																																																																																																															
	保持員	保持員	青																																																																																																																															

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉</p> <p>S A設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>(注)海水を通水する系図については、I：通常時に海水を通水する系図、II：海水又は海水から選択できる系図、III：海水を通水しない系図で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>※：設備ごとに肯定的かつ否定的が異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例) A②, A③, A④等</p>		<p>SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造的である構造 ○ 分解可能 ○ 開け閉め ○ 対応装置 ○ 設備的 ○ 機器、機械装置 ○ 物質搬送 <p>【構造区分による物別化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 構造部品 ● 部材部品 ● A: パイプ、フレーム、封緘類 ● B: ベルト ● C: 法蘭（ランジ） ● D: 電線類 ● E: 電線コード ● F: 開閉 ● G: 開閉装置 ● H: バルブ ● I: 用具類 ● J: リード遮蔽装置 ● K: 余剰開閉装置 ● L: 運転装置 ● M: その他 <p>【安全回路装置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A: 運転装置 ● B: 保全装置 ● C: 安全装置 ● D: 保安装置 ● E: 安全回路装置 ● F: 保安回路装置 ● G: 余剰開閉装置 ● H: 安全装置 ● I: 余剰開閉装置 ● J: 保全装置 ● K: その他 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造的である構造 ○ 分解可能 ○ 開け閉め ○ 対応装置 ○ 設備的 ○ 機器、機械装置 ○ 物質搬送 <p>【構造区分による物別化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 構造部品 ● 部材部品 ● A: パイプ、フレーム、封緘類 ● B: ベルト ● C: 法蘭（ランジ） ● D: 電線類 ● E: 電線コード ● F: 開閉 ● G: 開閉装置 ● H: バルブ ● I: 用具類 ● J: リード遮蔽装置 ● K: 余剰開閉装置 ● L: 運転装置 ● M: その他 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>【重大事故等対処装置】</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給仕様で切り替える場合 <p>→ 運転対応 —— A</p> <p>→ 重要性に使用できる系統別の設備 —— B</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>【重大事故等対処装置】</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給仕様で切り替える場合 <p>→ 運転対応 —— A</p> <p>→ 重要性に使用できる系統別の設備 —— B</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 二以上の大容量要水 ③ 地震・地盤応答特性（震度、震度分布） ④ 地下水位（地下水頭分布） ⑤ 内部漏水（漏水原因以外） ⑥ 周辺の風（風速分布） <p>【内面発生抑制物】</p> <p>【構造的】</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 他設備への系統的な影響 ③ 二つ以上の機器要水 ④ 地震・地盤応答特性（震度、震度分布） ⑤ 地下水位（地下水頭分布） ⑥ 周辺の風（風速分布） <p>【内面発生抑制物】</p> <p>【構造的】</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例: ①a, ②b, ③a, ④b)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

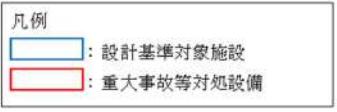
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <p>※：報告の記載については、考慮事項の番号①a又は①bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <p>※：報告の記載については、考慮事項の番号①a又は①bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

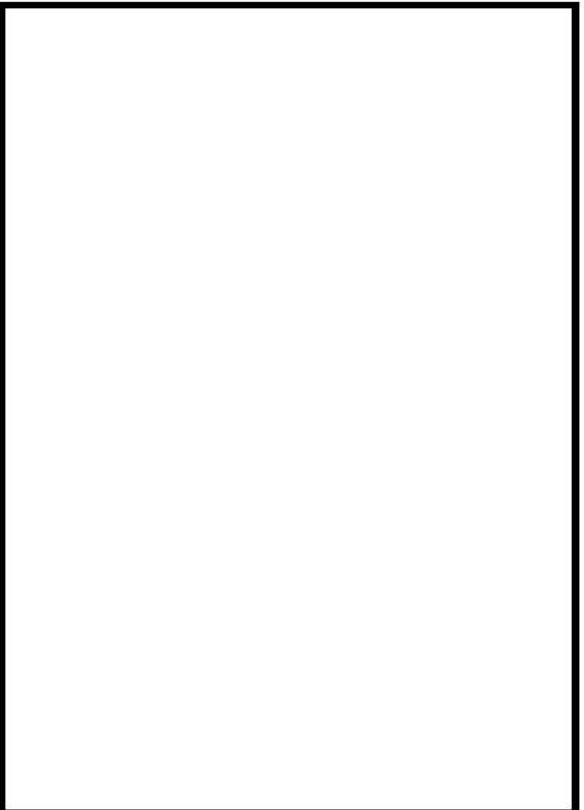
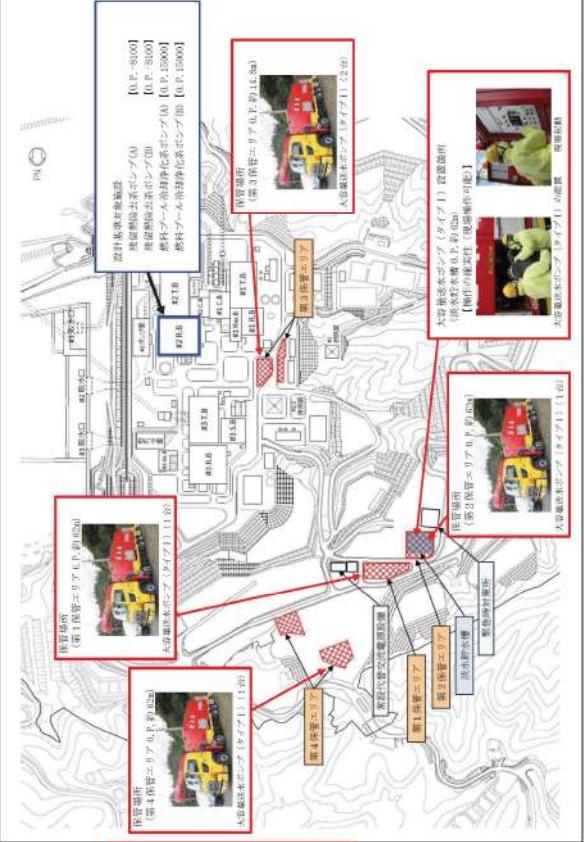
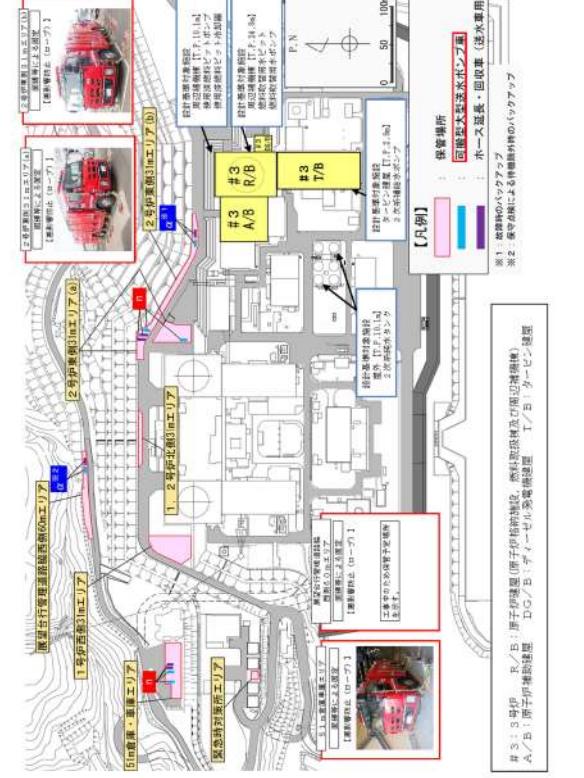
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
54-2 配置図 3号炉	54-3 配置図	54-2 配置図	<p>凡例</p>  <p>■: 設計基準対象施設 ■: 重大事故等対処設備</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

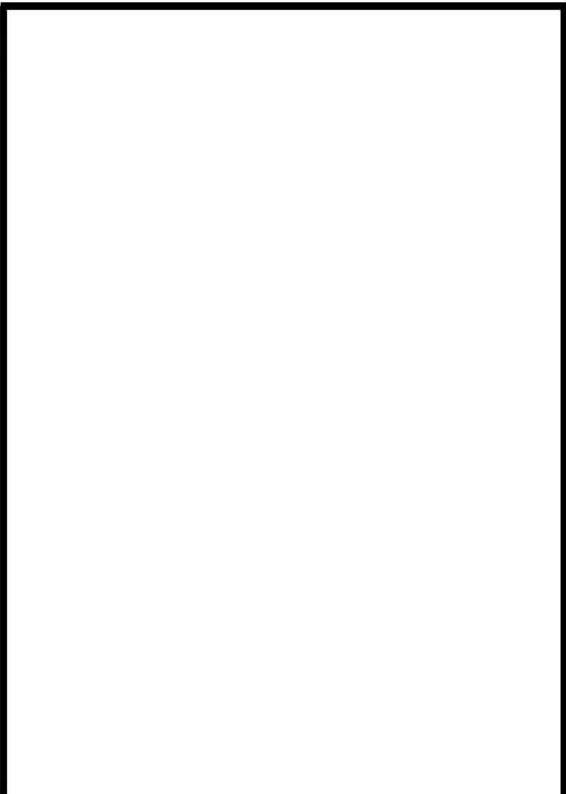
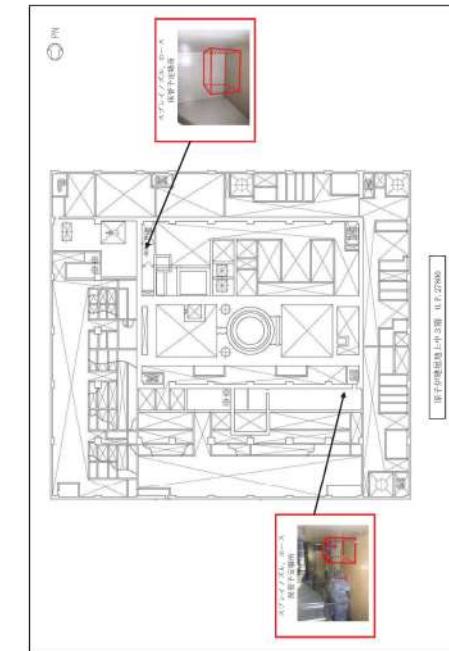
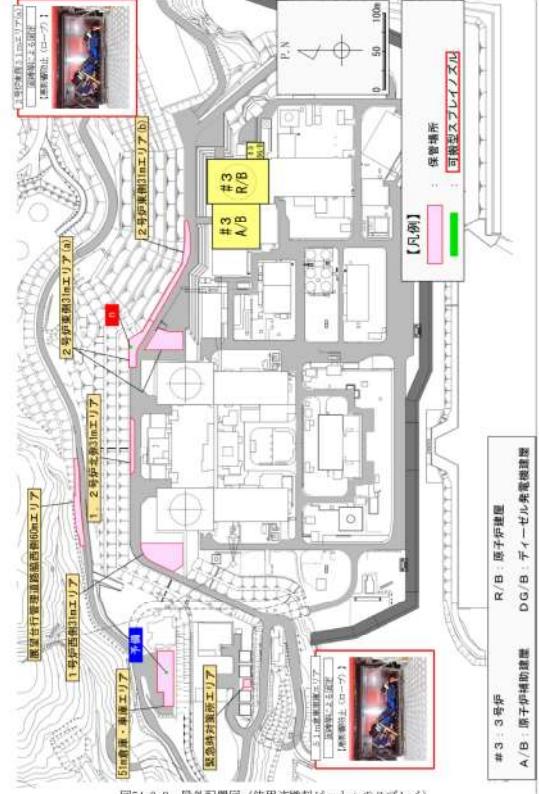
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>中国のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p>54-2-5</p>	 <p>図54-3-1 燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）屋外配置図</p> <p>54-3-1</p>	 <p>図54-2-1 屋外配置図（使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレー）</p> <p>54-2-1</p>	<p>(女川) 記載箇所の相違 設置箇所及び操作性に係る記載については、「54-7 接続図」に記載している</p> <p>(大飯) 記載箇所の相違 大飯は保管エリアにて保管する設備を複数記載しているが、泊は全文でSA設備を書き分けて記載している</p> <p>(女川) 【SA手段の相違】① 泊は常設 SA 設備を用いる手段はないが可搬設備を用いる手段における設備は相違なし</p> <p>以下、相違理由詳細 「燃料プール代替注水系（常設配管）」 ・泊は使用済燃料ピット区域が高確率環境になる前に可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを用いた注水を実施することとしており、常設配管による注水設備は設けていない。(大飯と同様、原子炉圧力容器直上に使用済燃料プールがあるBWRと別エリアに使用済燃料ピットがあるPWRでは、事故時の寄り付き性、放射線環境に差がある。) 「燃料プールスプレイ系（常設配管）」 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを用いたスプレーを実施することとしており、常設配管によるスプレイ設備は設けていない。(大飯と同様、原子炉圧力容器直上に使用済燃料プールがあるBWRと別エリアに使用済燃料ピットがあるPWRでは、事故時の寄り付き性、放射線環境に差がある。)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

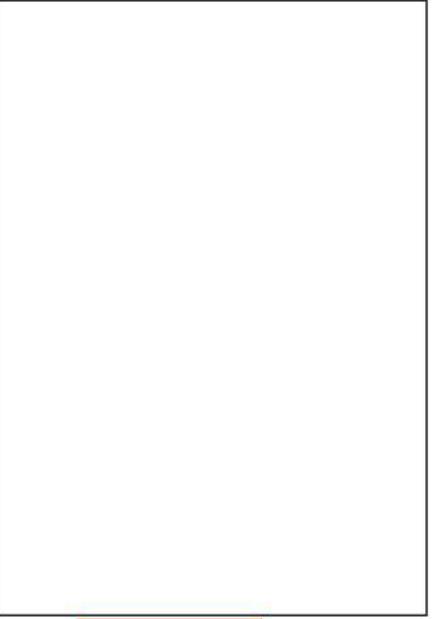
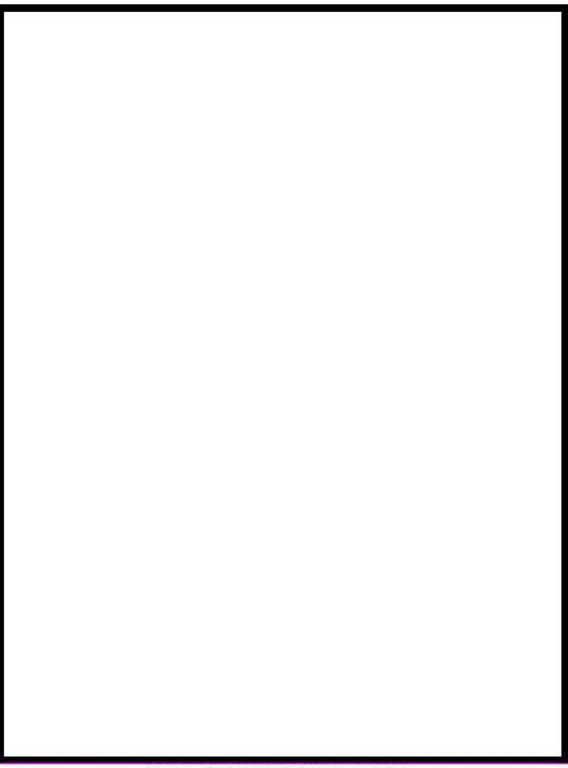
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>（比較のため他項より再掲）</p>	 <p>図54-8-1-b 保管場所図（原子炉建屋地上中3階 機器作業場）</p> <p>54-8-5.</p> <p>（比較のため他項より再掲）</p>	 <p>図54-2-2 里外配置図（使用済燃料ピットへのスプレイ）</p> <p>54-2-2</p> <p>#3 3号炉 R/B 原子炉建屋 A/B 原子炉建屋 D/G/B ディーゼル発電機建屋 【凡例】 ■ 保管場所 ■ 直接型スプレイノズル</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>T042_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p>図54-2-2 施料プール代替注水系（蓄設側面） 施料プール代替注水系（可搬型）、施料プールスプレイ系（蓄設配管）及び施料プールスプレイ系（可搬型） 廊内配置図（原子力建屋地上1階）</p> <p>枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> <p>54-2-2</p>	 <p>図54-2-3 廊内配置図（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>54-2-3</p>	(女川) 【SA手段の相違】① 泊は常設 SA 設備を用いる手段はないが可搬設備を用いる手段における設備は相違なし
			

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>TON2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p>図54-3-3 燃料プール代替注水系（可搬型）及び燃料プールスプレイ系（可搬型） 屋内配管図（原子炉建屋棟上3階）</p> <p>枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> <p>54-3-3</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

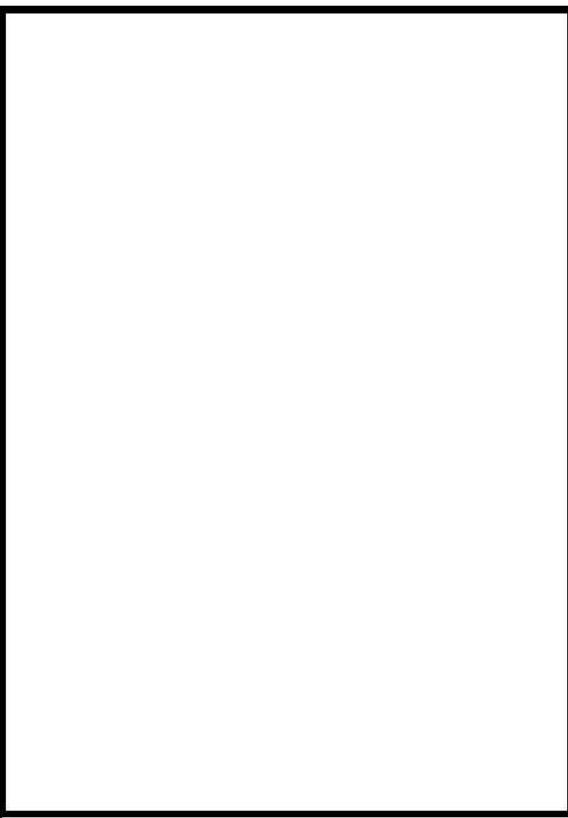
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 図54-3-15 使用済燃料プール監視設備 屋内配図図（原子炉建屋地上3階） 54-3-15	
		 図54-2-5 屋内配図図（使用済燃料ビットの状態監視） 54-2-5	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

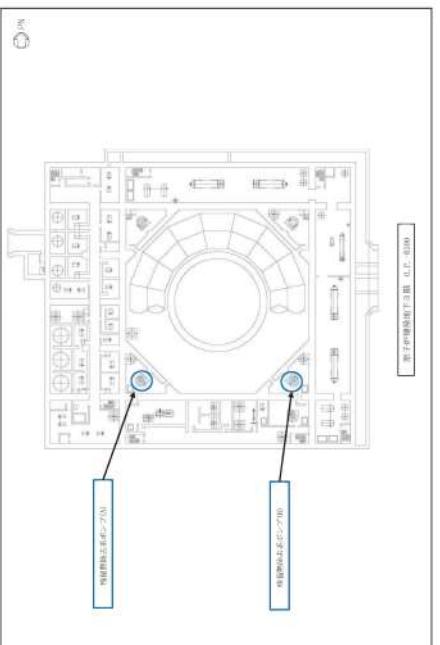
大飯発電所3／4号炉



相図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

54-2-29

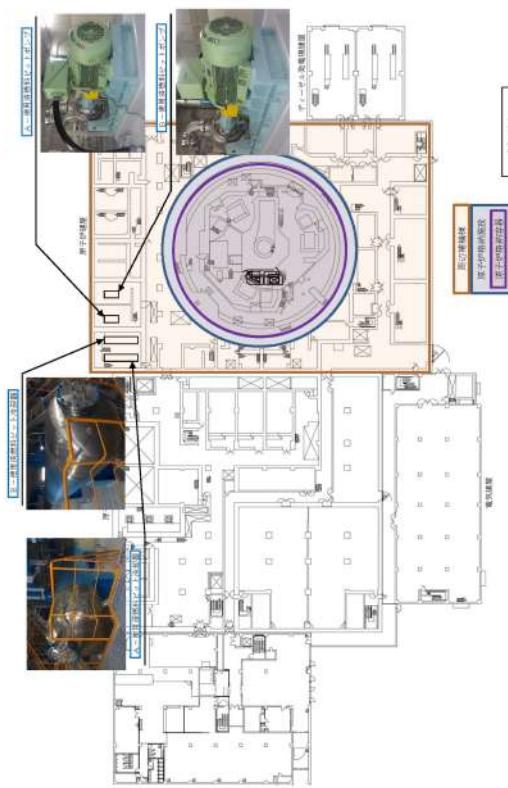
女川原子力発電所2号炉



54-3-5

54-2-7

泊発電所3号炉



54-2-6

相違理由

(女川)

【DB設備の相違】

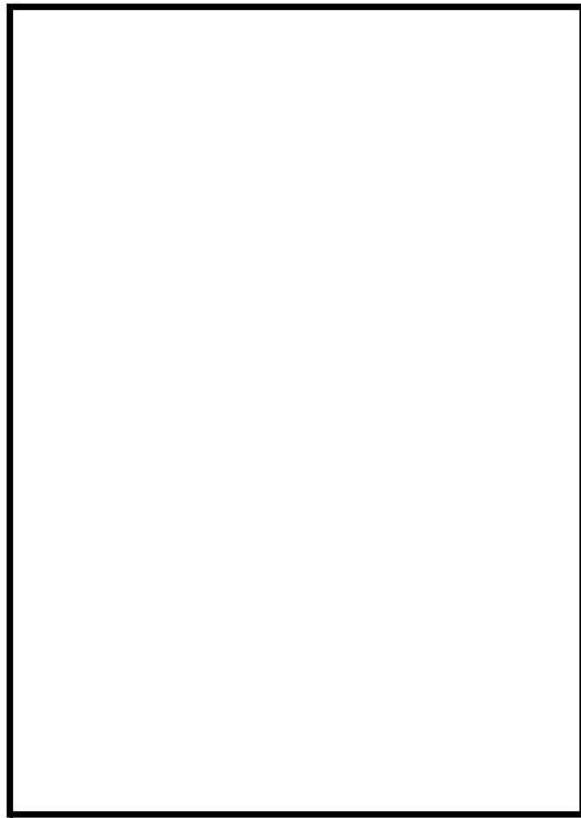
新型の相違により機能喪失を想定する設計基準対象施設の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉



構図の範囲は機密に係る事項でありますので公開することはできません。

54-2-28

女川原子力発電所2号炉

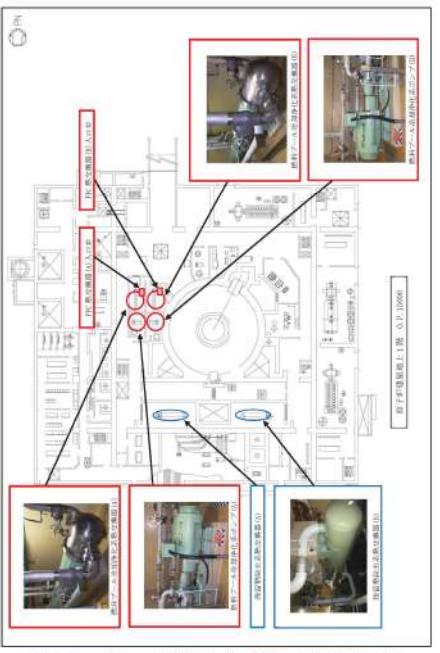


図54-3-6 燃料プール冷却浄化系 屋内配置図（原子炉建屋地上1階）

54-3-6

泊発電所3号炉

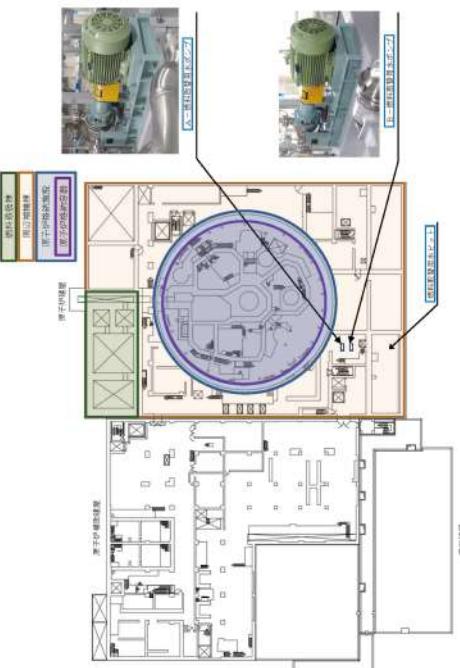


図54-2-7 屋内配置図（設計基準対象施設）

54-2-7

相違理由

(女川)

【D-B設備の相違】

原型の相違により機能喪失を想定する設計基準対象施設の相違

(女川)

【SA手段の相違】②

下記 SA手段の相違により比較対象設備なし

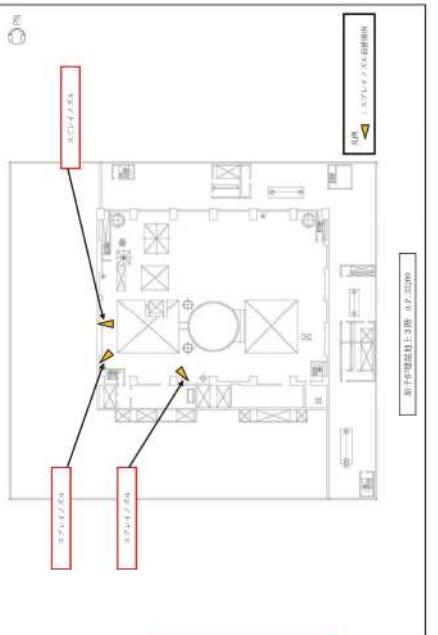
以下、相違理由詳細

・泊では、使用済燃料ビットを設置している燃料取扱棟は、周辺の建屋と区画されていることから、使用済燃料ビットから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。燃料取扱棟内に設置されている重大事故対応設備である使用済燃料ビット監視設備は高温、高湿度環境での使用にも耐えられる構造及び環境条件（温度100°C、湿度100%）で設計している。さらに、想定事故1、2の有効性評価において、使用済燃料ビット水が沸騰状態となる前に注水準備が完了することを確認しており、水蒸気の発生を抑制でき、短時間に大量の水蒸気が発生する状況にならないため、水蒸気による影響を防止するための設備を別途設けていない。（大飯も同様）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 54-3-4 燃料プールスプレイ系（蓄滑配管） 屋内配管図（原子炉建屋地上3階）</p> <p>TOE2 女川原発2号機400日 R04年2月7日</p> <p>54-3-4</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】① S A手段の相違により比較対象設備なし</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 54-3-5 燃料プール冷却净化槽 基内配管図（原子炉建屋地下3階）</p> <p>TOE2 計算者ヒアリング調査日 88年2月1日</p> <p>54-3-5</p>		<p>(女川) S A手段の相違】② S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

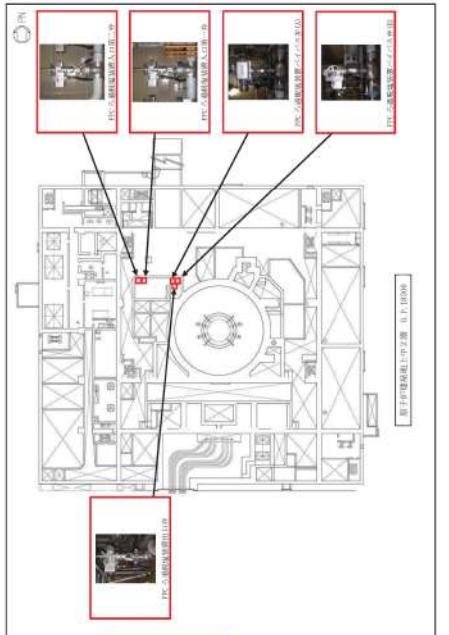
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図54-3-6 核燃料プール冷却浄化系 建内配管図（原子炉建屋地上1階）</p> <p>54-3-6</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】② S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

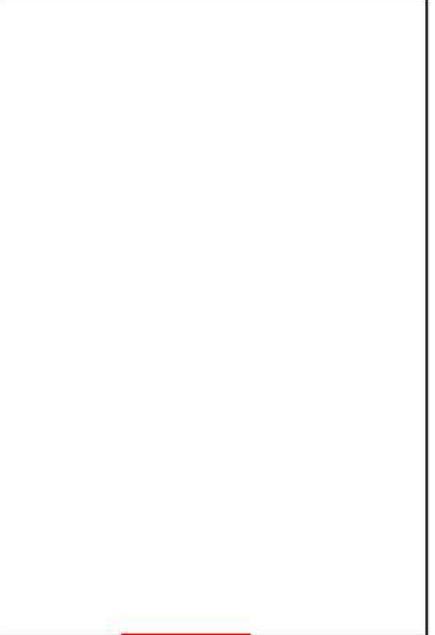
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図54-3-7 女川原子力発電所2号炉 構造・機器配置図</p> <p>TOE2 基本計画書(第4回)日 R2年6月7日</p> <p>54-3-7</p>		<p>(女川) S A手段の相違② S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p>  <p>図 54-3-8 (燃料プール冷却作業系) 記載図 (中央制御室)</p> <p>● 拡開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> <p>54-3-8</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】② S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p> <p>図54-2-9 原子炉補機代替冷却水路 周内配管図(海水ポンプ室)</p> <p>押印のみの内容は防護上の観点から公開できません。</p> <p>54-2-9</p>		<p>(女川) S A手段の相違】③ S A手段の相違により比較対象設備なし。</p> <p>以下、相違理由詳細 「原子炉補機代替冷却系」 ・泊では、使用済燃料ビットを設置している燃料取扱棟は、周辺の建屋と区画されていることから、使用済燃料ビットから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。燃料取扱棟内に設置されている重大事故対応設備である使用済燃料ビット監視設備は高温、高湿度環境での使用にも耐えられる構造及び環境条件（温度100°C、湿度100%）で設計している。さらに、想定事故1、2の有効性評価において、使用済燃料ビット水が沸騰状態となる前に注水準備が完了することを確認しており、水蒸気の発生を抑制でき、短時間に大量の水蒸気が発生する状況にならないため、水蒸気による悪影響を防止するための設備を別途設けていない。（大飯も同様）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 54-3-10 原子炉補給代替冷却水系 始内配管図 (原子炉建屋地下3階) 1002. 計算者ヒアリング(第4回)日 2024年6月7日</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】③ S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

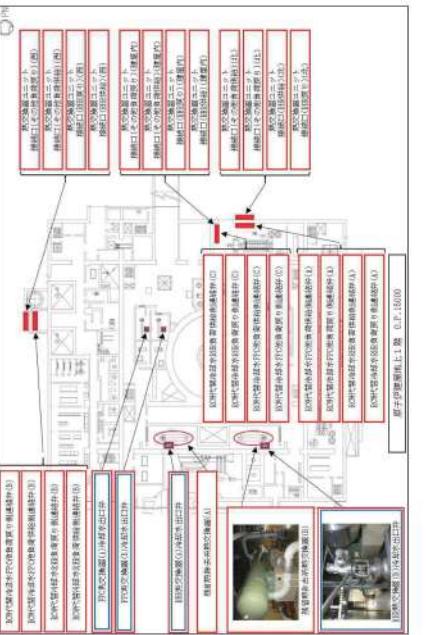
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図54-3-11 原子炉建屋地下2階内配管図 (原子炉建屋地下2階)</p> <p>54-3-11</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】③ S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所 3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図54-3-12 原子炉補助代用冷却水系 設内配置図（原子炉建屋地上1階）</p> <p>54-3-12</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】③ S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

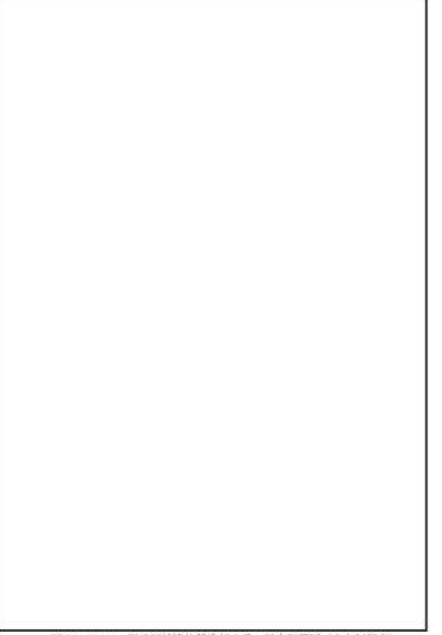
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図54-3-13 原子炉補機代替冷却水系 屋内配置図（原子炉建屋地上3階）</p> <p>図54-3-13は、原子炉建屋地上3階の屋内配置図です。図には、原子炉建屋（原子炉建屋）、原子炉建屋外（原子炉建屋外）、給排水室（給排水室）、換気室（換気室）、通路（通路）、階段（階段）、電気室（電気室）などがあります。2つの部屋が拡大して示されています。左側の部屋には「原子炉補機代替冷却水系」（原子炉補機代替冷却水系）と書かれています。右側の部屋には「原子炉建屋上3階」（原子炉建屋上3階）と書かれています。</p> <p>TOE: 記載者ヒアリング調査日: 2024年5月7日</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】③ S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ION2_事業者ヒアリング_第482回_82年2月7日</p>  <p>図54-3-14 原子炉補機代用冷却水系 場内配管図（中止制御室）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</div> <p>54-3-14</p>		<p>(女川) 【S A手段の相違】③ S A手段の相違により比較対象設備なし。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
53-4 試験・検査説明資料 3号炉	54-5 試験及び検査	54-3 試験・検査説明資料	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

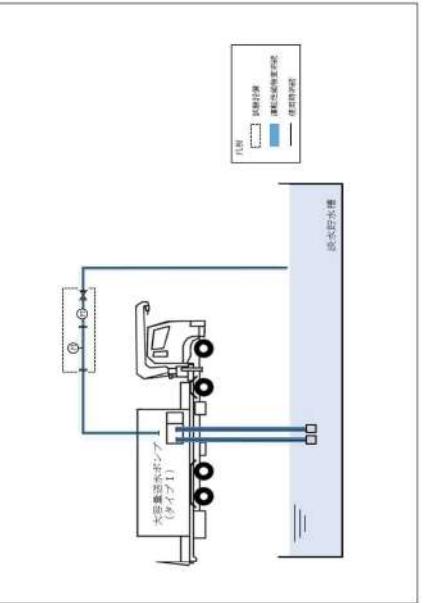
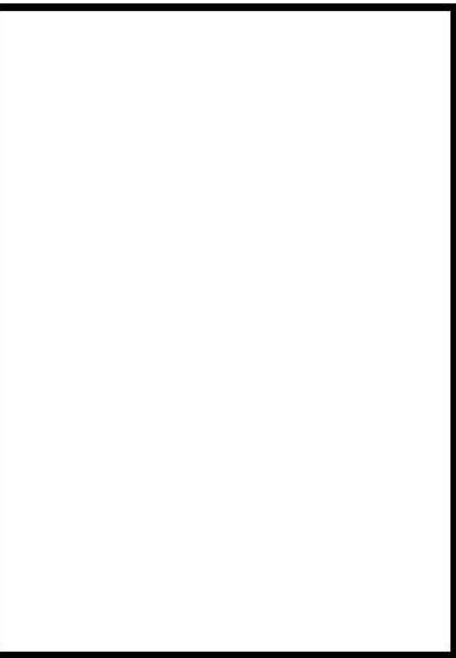
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

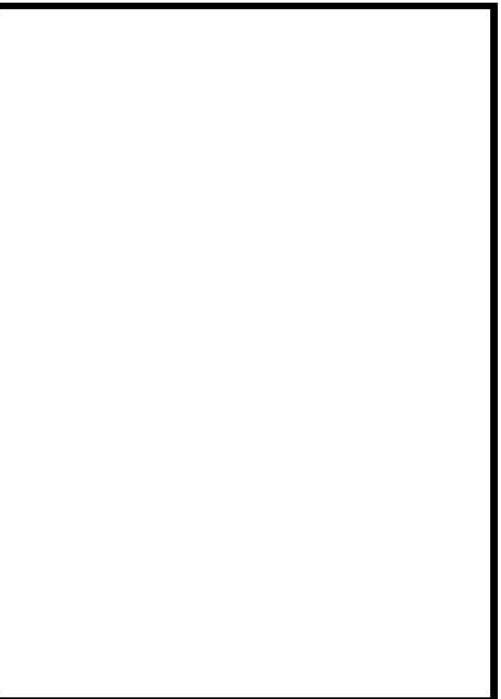
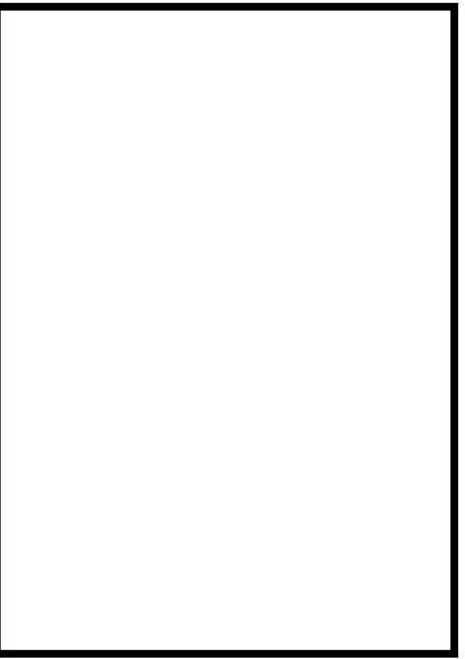
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 54-5-1 構造図（大容量熱交換ポンプ（タイプI））</p> <p>54-5-1</p>	<p>■ 設備内部は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

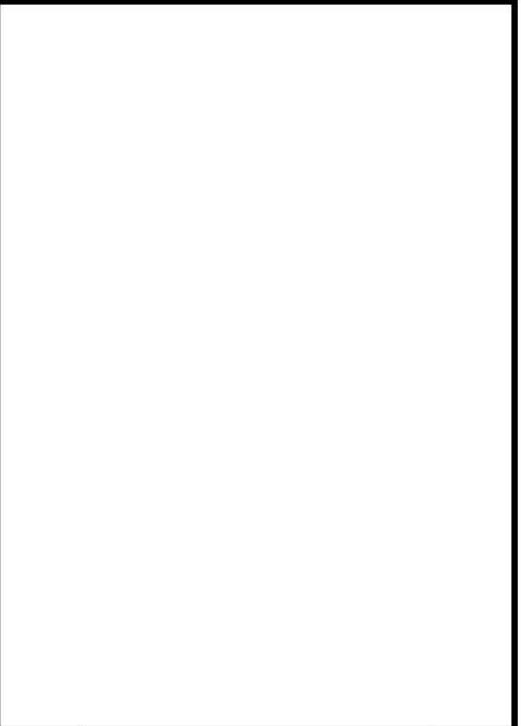
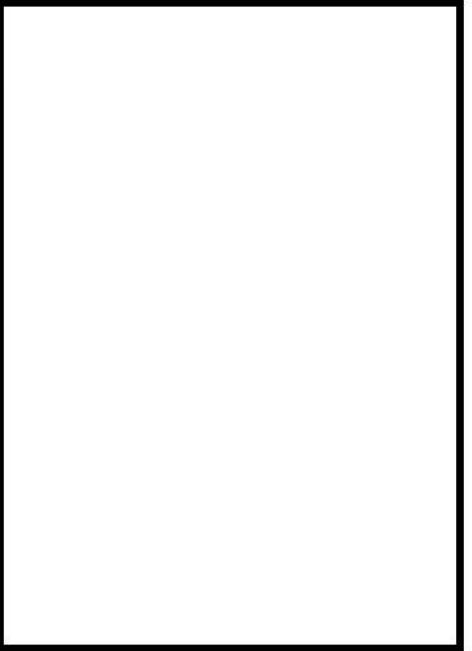
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>【掲載のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。】</small>	 図54-5-4 大容量送水泵（タイプ1）運転性能検査系統図 54-5-4 <small>【掲載のみの範囲は機密に係る事項に該当しますので公開できません。】</small>		

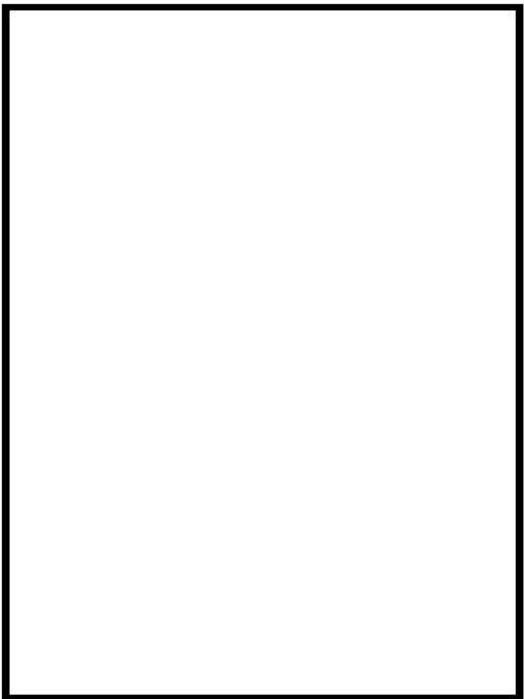
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>幹細胞の範囲は機密に保る事項で干して公開することはできません。</p>		 <p>幹細胞の範囲は機密に保る事項で干して公開できません。</p>	(女川) 【記載内容の相違】 SA設備について試験検査を行うことが可能であるとのエビデンスを各設備について添付している。女川の資料には可燃型のスプレイについて添付資料がないため比較対象資料なし。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>静止みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		 <p>静止みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	(女川) 【記載内容の相違】 SA設備について試験検査を行うことが可能であるとのエビデンスを各設備について添付している。女川の資料には可燃型のスプレイについて添付資料がないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

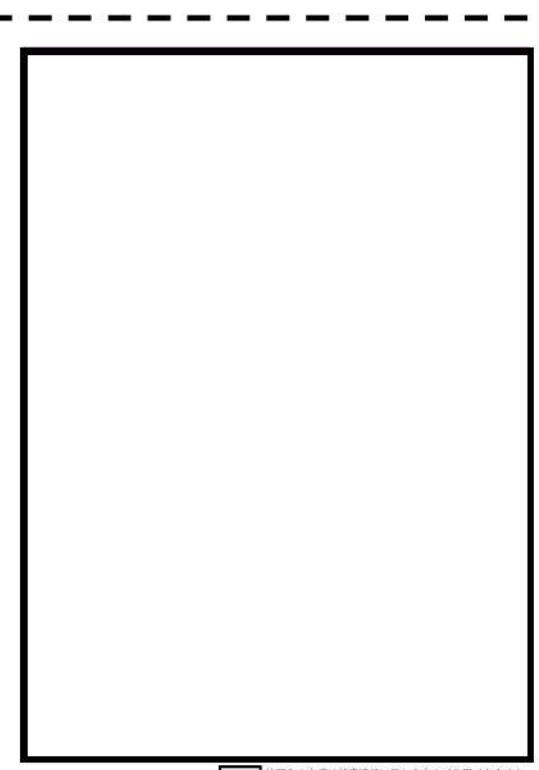
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>機密みか鶴間は機密に保る事項で干るので公開することはできません。</small>			<p>【大飯】 SA手段の相違 泊は仮設組み立て式水槽を用いた SA 手段はないため比較対象資料なし</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 補削みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 補削みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<small>(大飯)</small> <small>記載箇所の相違</small> 泊は「燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水」に用いる設備の適合性については55条にて記載することとしてるため比較対象資料を他条文より転記(女川と同様)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

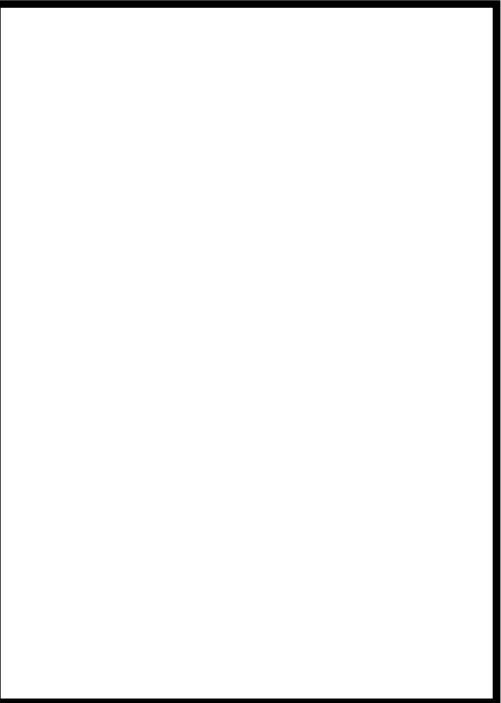
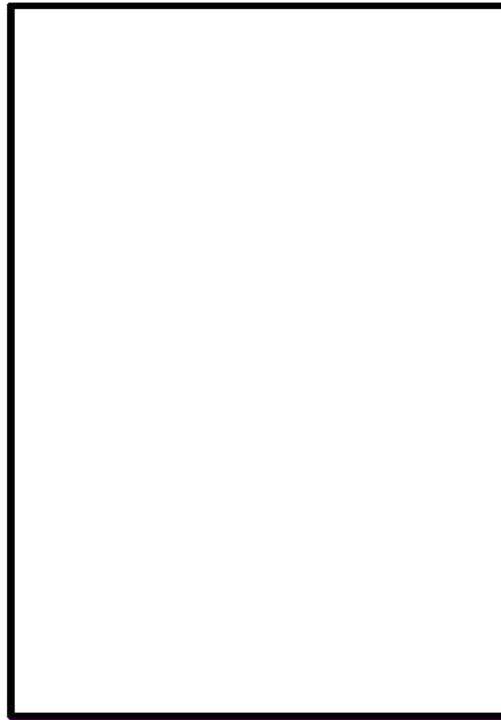
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 詳細のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 詳細のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	(大飯) 記載箇所の相違 泊は「燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水」に用いる設備の適合性については55条にて記載することとしてるため比較対象資料を他条文より転記(女川と同様)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

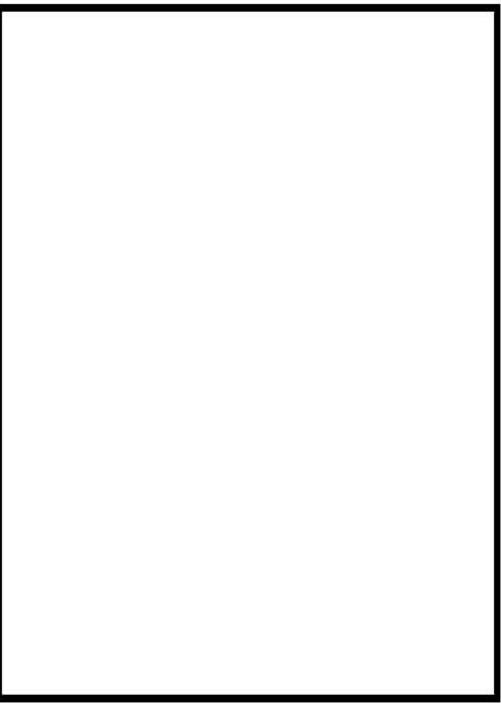
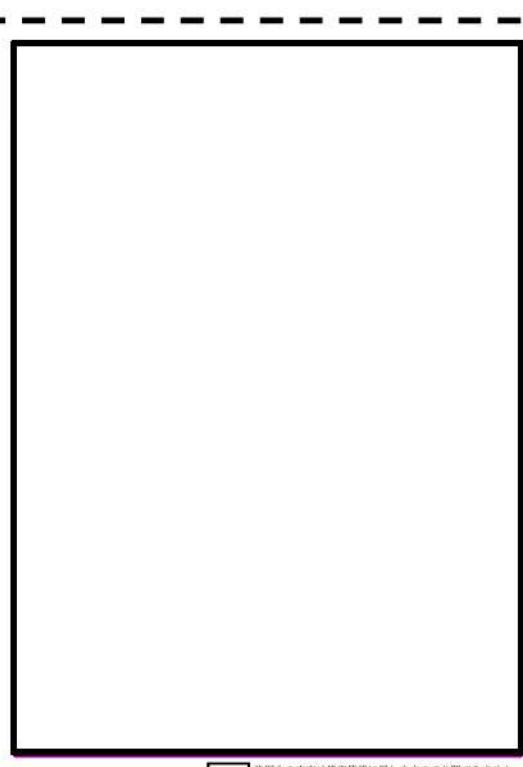
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ◆ 件名のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;">[Redacted]</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;">  <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ◆ 件名のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">比較のため 55条補足説明資料より転記</div>	(大飯) 記載箇所の相違 泊は「燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水」に用いる設備の適合性については 56条にて記載することとしてるため比較対象資料を他条文より転記(女川と同様)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>(大飯) 記載箇所の相違 泊は「燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水」に用いる設備の適合性については55条にて記載することとしてるため比較対象資料を他条文より転記(女川と同様)</p>

[仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。]

[仲間みの内容は機密情報に属しますので公開できません。]

比較のため 55条補足説明資料より転記